随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	会計課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	財務会計総合システム運用保守業務委託
概要	当該業務は、本市の委託により、平成28年度から令和元年度にかけて株式会社NTTデータ東海が開発した新財務会計総合システム（以下「本システム」という。）の運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社NTTデータが著作権を有するパッケージをベースに、本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い、平成28年度から令和元年度にかけて株式会社NTTデータ東海により開発されたものである。 本システムは庁内で幅広く利用されているため影響が大きく、安定した稼動が必要不可欠とされ、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等にも迅速に対応することが要求されるが、このような対応ができるのは、ソフトウェアに関する全ての情報を保有し、運用保守を行うにあたっての必要なプログラムに関する知識を有している株式会社NTTデータ東海に限定されるため、随意契約をするものである。 ※根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額（円）	53,508,400円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号　052-972-3016

随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	会計課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	収納データ作成業務のDX 推進等支援業務委託契約
概要	本市の収納データ作成業務委託の課題を解決するため、DXの推進を前提とした最適化を目指すために作成している要求定義書を活用して、令和11年度からの業務委託の内容を整理検討し、調達仕様書を完成させるにあたり、専門的知見や経験を有する外部コンサルタントによる支援業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	令和7年度のコンサル業務は、次世代システムの最適化に向けて、システム調達仕様書の作成などの支援を委託するものであり、令和6年度の支援業務で整理した最適化案及び要求定義書案に基づき行われるものである。 そのため、本業務の受託者は、システムに関する知識や公金収納事務の基礎的知識はもとより、本市収納データ作成業務の現状やこれまでの検討経緯について十分に理解している者でなければならない。 現在本市が作成している要求定義書案は、現受託業者がその知見を活かし、本市の検討に携わった上、支援を受けながらまとめているものである。現受託業者以外の者が本業務を受託した場合、契約後からこれらの情報を正確に理解するために相当の工数・期間を要することから、令和6年度業務との整合性、連続性の担保ができず、円滑な業務の遂行が困難となるため、当該業者を選定して随意契約を締結する。 ※根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
契約の相手方	有限責任監査法人トーマツ名古屋事務所　事務所長
契約金額（円）	89,430,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号　052-972-3017

随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	会計課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市Web口座振替受付サービス業務委託
概要	名古屋市の税・料金について、税・料金を納付するために実施する口座振替の申込について、申込者がパソコンやスマートフォン等により、インターネット上で受託者の申込受付サイトを介し、口座振替の申込みから対象金融機関への登録依頼までの一連の作業を完了させるWeb口座振替受付サービスの運用を業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務は、会計室が契約者となり全庁で利用しているサービスであり、全庁の口座振替業務に関連がある業務であるため、サービス提供が途切れることで全庁及び市民に影響がでるものである。また、現行業者が提供しているサービスは各所管課からの要望に合わせて有料で設定変更をしており、各所管課はその状態にあわせて各個別システムへの登録などの事務を行っている。 現行業者と随意契約しなかった場合、落札業者との契約締結後、落札業者及び金融機関並びに各所管課との連絡調整を行い、各所管課が要望する設定変更や各金融機関への事業者変更に係る変更申込手続き（申込書の提出、テスト等）が必要となるため、令和7年4月１日から実施することが不可能であり、業務の円滑な実施を確保することができない。 一方、現行業者と随意契約することで現在使用しているサービスを継続利用することができ、導入までの期間を短縮することができるため、サービス提供が途切れることなく、業務の円滑な実施の確保することができることから、当該業者を選定して随意契約を締結する。 ※根拠条文 地方自治法施行令第167条第1項第6号
契約の相手方	ヤマトシステム開発株式会社 営業本部　金融・公共システム営業部　部長
契約金額（円）	7,700,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号　052-972-3004

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和7年2月5日
件名	水位周知下水道システムに関わるサービスの提供
概要	水位周知下水道システムに関わるサービスの運用・保守を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社東建エンジニアリングが所有するパッケージ（プログラム構成など同社のノウハウをシステム化したもの）をベースに本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能増加等行い開発したものであり、本システムのうちパッケージ部分の著作権は株式会社東建エンジニアリングが保有するものである。 また、本件は、本システムを常に正常な状態で保持し、安全・安心な運用を確保するために保守点検及び故障時の緊急対応を行うもので、そのプログラム構成及びデータ処理に係る手法を知るシステム開発者でなければ保守点検をすることができないため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社東建エンジニアリング
契約金額（円）	2,336,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号　052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和7年3月4日
件名	中区丸の内二丁目13番4号における不発弾処理仮設工事について
概要	中区丸の内二丁目13番4号において令和7年2月24日（月）に建物解体作業中に発見された不発弾（米国製250kg焼夷爆弾）処理作業に係る防護壁等の設置及び不発弾撤去後における原状回復工事を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、不発弾の処理を速やかに行い、住民及び付近の安全を図るための準備工事であり、緊急の必要により競争入札に付することができないものであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき随意契約とする。 なお、契約の相手方は、不発弾発見現場の状況を把握していることで防護壁等の設置を速やかに行うことができ、かつ、原状回復後の上記解体工事への移行を円滑に行うことができる、現場施工者の株式会社フレアーエンタープライズを相手方として締結する。 ・根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号
契約の相手方	株式会社フレアーエンタープライズ
契約金額（円）	6,974,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号　052-972-3522

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の複写に係る消耗品等の供給
概要	事務用電子複写機の利用にあたり、複写に係る消耗品等の供給を受けるもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を定め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 【根拠条文】 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
契約金額（円）	1,549,680

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局総務課です。
電話番号　052-972-3590

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	SNS 分析システムに係るサービスの提供
概要	SNS等に投稿された情報の中から、AIによる機械学習等を活用し、一定の条件に該当するものを自動で抽出し表示するシステムのサービスの提供を受けるもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務の仕様に含まれる「SNSの投稿に位置情報や場所に関するテキストの記述がない場合は、画像や動画の中にある文字から場所を特定できる」という機能は、特許を取得している株式会社Specteeでなければ使用することができない。また、株式会社Specteeは当該特許を使用した自社サービスの本市への販売について、NTTビジネスソリューションズ株式会社を唯一の代理店として許可しているため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	NTTビジネスソリューションズ株式会社
契約金額（円）	7,128,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号　052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	扇川水位警報サイレン定期保守点検
概要	扇川に設置している水位警報用サイレン設備の適正な機能維持を目的として保守委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当該設備を常に正常な状態で保持し、安全・安定運転を確保するために保守点検及び故障時の緊急対応を行うもので、そのプログラム構成及びデータ処理に係る手法を知る者でなければ保守点検を行うことができないため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	富士通ネットワークソリューションズ株式会社 東海事業所　中部エリア統括部
契約金額（円）	2,325,180

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号　052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	大型ディスプレイ設備等保守点検委託
概要	大型ディスプレイ設備等の適正な機能維持を目的として、大型ディスプレイ設備等の保守点検委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当該設備を常に正常な状態で保持し、安全・安定運用を確保するために保守点検及び故障時の緊急対応を行うもので、プログラム構成等機器の仕様を熟知した機器製造者でなければ保守点検をすることができないため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	パナソニックコネクト株式会社
契約金額（円）	4,807,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号　052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	防災指令用パトライト保守委託
概要	防災指令用パトライトの安定運用を実現するために、必要な保守等を行うもの.。
契約の相手方を選定した理由	本業務で保守の対象とする防災指令用パトライトをクラウド上で制御するためのシステムは、バイザー株式会社が運用するクラウドサーバ上に構築されたもので、そのプログラム構成に関しての知識を保有している者は、バイザー株式会社に限定されるため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	バイザー株式会社
契約金額（円）	2,527,668

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号　052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市防災地理情報システム保守委託
概要	名古屋市防災地理情報システムについて、機能の適切な維持管理のため、GISデータやアプリ構成の更新等の環境保守、職員の技能トレーニング及び効果的なGIS使用のための助言や技術支援等、包括的な保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市防災地理情報システムについては、本市の仕様に基づきESRIジャパン株式会社が独自に構築したシステムであり、その保守、職員の技能トレーニング等使用に係る技術支援等ができるものは、本システムの構成及び内容に関して知識を有する同社に限定される。 以上の理由により、ESRIジャパン株式会社と随意契約を行うもの。 ・根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	ESRIジャパン株式会社
契約金額（円）	4,730,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号　052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	地域防災課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度個別避難計画作成支援アプリケーションシステム運用保守業務委託
概要	令和4年度に構築した「個別避難計画作成支援アプリケーションシステム」の円滑な運営維持及び障害に対応するため、運用保守業務・予防保全業務等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	個別避難計画作成支援アプリケーションシステムについては、本市の仕様に基づきNTTビジネスソリューションズ株式会社が独自に構築した、避難行動要支援者の機密情報等を取り扱うシステムであり、本システムの構築及び内容に関して熟知する同社でなければ、機密情報等の円滑かつ適切な管理・保護を含め、当該システムの円滑な運営維持及び運用保守・予防保全業務等を行うことができないことから随意契約を締結したもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	NTTビジネスソリューションズ株式会社
契約金額（円）	81,719,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局地域防災課です。
電話番号　052-972-3591

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	秘書課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の設置、保守及び複写に必要とする消耗品等の供給について
概要	令和7年度に市長室で使用する電子複写機（7台）について、使用に係る操作方法の指導、保守及び必要な消耗品の供給に関し契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社を選定し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき随意契約を行ったもの。
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
契約金額（円）	2,096,604円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室秘書課です。
電話番号　052-972-3053

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月3日
件名	令和7年度名古屋市市政広報テレビ番組制作及び放送業務委託
概要	市民生活に密着した本市の市政情報（施設やイベント、施策や取り組み等）を発信するため、広報テレビ番組の制作及び放送業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	番組の制作にあたっては、内容の的確性や独創性、また、放送においては、高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、1位と2位は契約にいたらなかったため、3位の者とは、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社CBCテレビ　284点 2位　名古屋テレビ放送株式会社　283点 3位　中京テレビ放送株式会社　278点 4位　東海テレビ放送株式会社　252点 5位　テレビ愛知株式会社　236点
契約の相手方	中京テレビ放送株式会社
契約金額（円）	¥39,999,993*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-3132

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市広報ラジオ番組「施策等説明番組（AMラジオ）」制作及び放送業務委託
概要	本市の施策等を広く市民に知らせるため、広報ラジオ番組の制作及び放送業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	番組の制作にあたっては、内容の的確性や独創性、また、放送においては、高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、1位の者と、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社CBCラジオ　254点 2位　株式会社東海ラジオ　251点
契約の相手方	株式会社CBCラジオ
契約金額（円）	¥7,386,348*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-3132

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市広報ラジオ番組「施策等説明番組（FMラジオ）」制作及び放送業務委託
概要	本市の施策等を広く市民に知らせるため、広報ラジオ番組の制作及び放送業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	番組の制作にあたっては、内容の的確性や独創性、また、放送においては、高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社エフエム愛知　255点 2位　株式会社ZIP－FM　242点
契約の相手方	株式会社エフエム愛知
契約金額（円）	¥4,884,000*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-3132

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度広報なごや企画面デザイン及び版下作成業務委託
概要	広報なごやの令和7年5月号～令和8年4月号のうち、企画面に該当するページ（表紙・今月の特集・市政トピックス・シリーズ企画）のデザイン・レイアウト・表紙用写真撮影及び印刷用版下データ作成業務について委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本件は、広報なごやのコンセプトを十分理解して、各記事を分かりやすく読みやすいデザイン・レイアウト等で作成する能力が求められる。契約の相手方の選定にあたっては、そうしたデザイン性やアイデア、制作体制等の要素を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 このことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社三晃社　227点 2位　株式会社アドパブリシティ　226点 3位　株式会社中広　222点 4位　佐川印刷株式会社名古屋支店　217点 5位　株式会社三晃社コミュニケーションデザイン　173点
契約の相手方	株式会社三晃社
契約金額（円）	¥14,812,600*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-3134

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度「広報なごや点字版」製作・発送業務委託
概要	「広報なごや全市版・各区版」の原稿をもとに、「広報なごや点字版」を毎月製作し、広報課の指示する視覚障害者等へ発送するもの。
契約の相手方を選定した理由	「広報なごや点字版」は、「広報なごや全市版・各区版」に掲載されている多数の情報をすべて点訳するため、高度な技術を必要とする。また、毎月10日までに点字版希望者への製作・発送を完了するためには、相当数の技術者が必要である。このような要求に応え得る事業所は市内に事業所を持つ名古屋ライトハウス以外にないため。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋ライトハウス情報文化センター
契約金額（円）	¥28,267,928

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-3134

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度「声の広報なごや」製作・発送業務委託
概要	「広報なごや」の原稿をもとに、「声の広報なごや」を毎月製作し、広報課の指示する視覚障害者等へ発送するもの。
契約の相手方を選定した理由	「声の広報なごや」は、「広報なごや全市版・各区版」に掲載されている多数の情報をすべて音訳するため、高度な技術を必要とする。また、毎月10日までに声の広報なごや希望者への製作・発送を完了するためには、相当数の技術者が必要である。このような要求に応え得る事業所は市内に事業所を持つ名古屋ライトハウス以外にないため。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋ライトハウス情報文化センター
契約金額（円）	¥17,800,360

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-3134

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度 中日新聞日曜日市民版題字下への市政広告の掲載
概要	中日新聞の日曜日の市民版題字下に市政に関するお知らせを1回180字程度、年間52回掲載。ただし、年末年始、新聞休刊日等により掲載できない場合は、代替日に掲載。
契約の相手方を選定した理由	当該スペースは、契約の相手方が中日新聞社から買い上げており、契約の相手方を通じてしか紙面を購入できないため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 中日アド企画
契約金額（円）	¥2,631,200*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-3134

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度市長定例記者会見における手話通訳業務委託
概要	名古屋市長定例記者会見等に手話通訳を導入し、聴覚障害のある市民等に対して、会見の内容を同時かつ的確に伝えるための意思伝達手段を確保し、身体障害者への福祉の向上及び充実した広報を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	契約者である名古屋市身体障害者福祉連合会は、身体障害者の自立更生の援助と福祉増進を図るために活動する当事者団体であり、手話通訳等の養成・派遣等を行う聴覚障害者情報提供施設を設置・運営するなど、本市の聴覚障害者の情報保障施策の中核を担っており、市域の手話通訳者派遣について、高い実績及びノウハウを有する唯一の団体であることから、本事業の業務を委託するものである。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市身体障害者福祉連合会
契約金額(円)	￥1，264，800＊

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-3136

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度インターネット広報業務委託
概要	SNSを用いた広報を実施するための広報コンテンツの制作及び配信業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市の施策等を市民に対して効果的に広報するため、広報コンテンツの制作においては内容の独創性や訴求効果、また、配信業務においては高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の点数 株式会社TVAadvance　257点
契約の相手方	株式会社TVAadvance
契約金額(円)	¥11,492,800*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-4804

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度地上デジタル放送を活用した行政情報発信システムの使用
概要	地上デジタルテレビ放送のデータ放送画面などを活用して、市政及び区政に関する施策や事業などの情報を提供するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は、市内全域にて複数の民放テレビ局で一斉に放送できるシステムであることを要件としており、その要件を満たすことができるのは、在名の地上デジタルテレビ放送局5局が共同で保有する行政情報発信システムのみであることから、当該5局の共同事業体であるLocipo共同事業体と契約を締結するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	Locipo共同事業体
契約金額（円）	¥10,414,800*

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号　052-972-4804

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社が複写機を名古屋市の使用に供し適切な操作方法を指導し、複写機が常時正常な状態で稼動するように保守を行い、消耗品等を円滑に供給する。 より高い割引率の適用を受けるため、総務局内の希望する課室の分を総務課が取りまとめて契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	(1) 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、消耗品の供給・故障時等の技術者の派遣等の業務を総合的に判断し選定している。 (2) 利用実績を勘案すると28%の特別割引を受けることができる。 (3) FAX・スキャナ複合機の利用希望について、各課室公所の希望に最も適合する。 (4) 本市の文書管理システムの標準形式DocuWorksは、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社(旧:富士ゼロックス社)が開発したものであり、同社の機器が最もその取扱いに適している。 根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　愛知支社
契約金額(円)	(上限)11,332,812

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局総務課です。
電話番号　052-972-2104

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	行政改革推進課
契約締結日	令和7年4月4日
件名	令和7年度業務改革(BPR)支援業務委託（令和6年度開始分）
概要	持続可能な行政運営や市民サービスの向上を目的に、業務の自動化・省力化等により、職員が真に注力すべき業務に集中できる環境づくりができるよう、全庁的な業務改革（BPR：Business Process Re-engineering）を推進するにあたり、業務フローの可視化、分析等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和6年度の本業務委託については、総合評価落札方式により下記契約予定業者を選定し契約したところだが、本事業の事業期間は2年度間を想定しているため、成果の創出に特段留意するためには継続的な業務運営が求められる。 そのため、令和6年度の仕様書において、「本市と受託者双方が契約を希望した場合は、本契約の適正な履行を確認した後、本市契約審査会の審査を経て、本市と受託者は契約できるものとする。その際、公募による手続きは行わない。」とし、条件が整った場合には、公募による手続きを経ることなく令和6年度の受託事業者と契約できることとした。 令和6年度の受託事業者から令和7年度についても契約し、本業務に引き続き取り組みたい旨の意向が示されたため、本市において契約の履行状況を検査確認し、契約の適正な履行を確認した。そのため、令和6年度の仕様書における記載のとおり、公募による手続きは行わないものとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社DNPコアライズ
契約金額（円）	25,798,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局行政改革推進課です。
電話番号　052-972-2182

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	法制課
契約締結日	令和　7年　4月　1日
件名	文書管理システム運用保守業務委託
概要	本市の行政文書の事務処理及び行政文書に係る情報の管理を総合的かつ組織的に行い、文書事務の効率化、迅速化及び適正化を図るため運用している「文書管理システム」の保守及び運用業務の委託をするものです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、下記業者が著作権及び著作者人格権を保有するパッケージソフトウェアの一部機能（以下、基盤部品等）を活用し、本市の仕様に沿って設計及び製造を行ったものであり、パッケージソフトウェアに関する情報は非公開となっています。本業務の遂行に当たっては、本システムに組み込まれている基盤部品等に関する著作権及び著作者人格権並びにパッケージソフトウェアに関する非公開情報が必要であり、それらを保有している者が、下記業者に限定されています。 根拠条文：地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額（円）	28,131,675円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局法制課です。
電話番号　052-972-2246

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	IP電話機（再リース）賃貸借
概要	本市各拠点で使用しているIP電話機の賃貸借を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	平成29年度に一般競争入札にて導入したIP電話機について、今年度も継続使用するため、再リース契約を行うものである。 再リース対象機器を唯一保有している下記業者のみが契約先となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	NECキャピタルソリューション株式会社　中部支店
契約金額（円）	3,240,000円（税抜）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号　052-972-2271

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	チャットアプリサービス提供等委託
概要	本契約は、名古屋市（以下「本市」という。）が利用するLGWAN対応チャットサービスのライセンスを提供すること及び委託者が行うLGWAN対応チャットサービスの運用支援等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、自治体向けチャットアプリサービス「LoGoチャット」（以下「同サービス」という。）の提供等委託業務を実施する契約を締結するものです。本市では令和2年4月から同サービスの利用を開始し、長期継続契約に基づき、令和6年度末で利用期間が終了することとなっています。 令和7年度以降のチャットサービスの利用にあたっては、令和8年度にチャット機能を含んだクラウドサービスの導入が予定されていることから、令和7年度から新たなサービスに移行した場合、令和8年度に再度サービス移行を実施することとなり、著しい負担を伴い、合理性を欠くものとなります。 また、同サービスは販売エリアごとに代理店が決められており、愛知県エリアにおいてはフューチャーイン1社のみが販売可能です。 以上のことから、同者と随意契約をするものです。 根拠条文：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
契約の相手方	株式会社フューチャーイン
契約金額（円）	月額単価　金341.0円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号　052-972-2260

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	NTT地下管路（天白・緑区）の共同収容に関する個別契約
概要	当該契約は、平成17年度に整備した光ファイバー網のうち、天白区～緑区間において、既設のNTT地下管路を利用しており、その使用料を支払うもの。
契約の相手方を選定した理由	光ファイバー網の整備時に利用したNTT地下管路を今年度も引き続き利用するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	西日本電信電話株式会社東海支店
契約金額（円）	3,085,200円（税抜）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号　052-972-2271

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約
概要	ガバメントクラウドの利用にあたって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第１９条に定めるクラウド利用料のデジタル庁における保管及びクラウド利用料にかかる債務引渡を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	地方公共団体における情報システムについては地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条に定める対象の基幹業務システム（住民記録等、政令で定める20業務の情報システム）については同法律第１０条によりガバメントクラウドを利用することが努力義務とされており、またそれ以外の情報システムについても情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第１８条第3項により利用検討をすることが努力義務とされている。 ガバメントクラウドの利用にあたっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第１９条に定めるクラウド利用料のデジタル庁における保管及びクラウド利用料にかかる債務引渡を実現するため、当該契約を締結する事が必須であり、他の団体や事業者との契約では目的を果たすことができない。 根拠条文：地方自治法施行令第１６７の２第１項第２号
契約の相手方	デジタル庁
契約金額（円）	https://calculator.aws/#/ クラウドサービス提供事業者の提供するクラウドサービスの金額は、上記のウェブサイトに記載のとおり。

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号　052-972-2263

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市ガバメントクラウド移行支援業務委託
概要	名古屋市ガバメントクラウドについては令和 5年11月から利用を開始している。ガバメントクラウドへの移行にあたって円滑な移行のための支援を受けるために業務委託を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市において、ガバメントクラウドはAWS（Amazon Web Services）を使って構築を進めており、ガバメントクラウド構築に当たっては、AWS導入やAWSへのマイグレーションに関する高度な専門知識・技術や経験・他の事例が必要不可欠であり、CSP（クラウドサービスプロバイダー）であるAWSのコンサルティングチームの他に同等のサービスを提供できる事業者は存在しない。 根拠条文：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1項第 2号による随意契約
契約の相手方	アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
契約金額（円）	37,400,000円（税込）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号　052-972-2263

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年4月7日
件名	名古屋市ガバメントクラウドにかかる運用管理補助業務委託
概要	名古屋市ガバメントクラウドについては令和 5年11月から利用を開始し、令和 6年 2月から上記事業者がインフラ部分の構築に着手しています。本件は、引き続きガバメントクラウドのインフラ構築及び移行対象システムの支援といった運用管理補助業務を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和 5年度の「名古屋市ガバメントクラウドにかかる運用管理補助業務委託」の契約にあたっては、令和10年度までのインフラ構築、移行対象システム支援、運用保守及びクラウド最適化にかかる提案及び経費見積を評価対象とした総合評価落札方式一般競争入札で実施しており、契約の相手方はその落札者である。 今回契約する令和 7年度の役務については、入札時の提案内容及び令和 7年 3月までのインフラ構築の内容を前提としており、上記業者以外の業者ではその情報を有しないために、提案内容等を実現する運用管理補助業務ができない。 根拠条文：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1項第 2号
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	65,296,000円（税込）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号　052-972-2263

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年4月4日
件名	名古屋市情報連携基盤システム標準化対応業務委託（令和7年度）
概要	当該契約は、名古屋市情報連携基盤システムを「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく共通標準化基準に対応させる委託契約を締結するものです。
契約の相手方を選定した理由	次の理由により、下記業者以外が本業務を行うことが不可能であるため、下記業者と随意契約するものです。 1　情報連携基盤システムは、下記業者が著作権を保有するパッケージソフトウェアを活用し、共通標準化基準及び本市独自の仕様に沿って設計及び製造作業を行ったものであり、そのパッケージソフトウェアに関する情報は非公開です。 2　本業務の遂行にあたっては、パッケージソフトウェアを含むプログラム修正等が必要となり、そのプログラムの著作権及びプログラム構成に関する知識を有している者が、下記業者に限定されています。 根拠条文：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	192,559,268（税込）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号　052-972-2268

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋ガイドウェイバス施設内の光ファイバーケーブル使用料に関する協定書
概要	当該契約は、平成17年度に整備した光ファイバー網のうち、守山区内において、ガイドウェイバス専用道を利用しており、その使用料を支払うもの。
契約の相手方を選定した理由	光ファイバー網の整備時に利用したガイドウェイバス専用道を今年度も引き続き利用するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	名古屋ガイドウェイバス株式会社
契約金額（円）	2,618,000円（税抜）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号　052-972-2271

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	給与課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	職員情報システム移行及び改修業務委託
概要	当該業務は、本市の委託により日本電気株式会社が開発した職員情報システムについて、システム更新に伴い、職員情報システムの改修等を行うために必要な作業を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	1 本システムは、日本電気株式会社が著作権及び著作者人格権を保有するパッケージソフトウェアの一部機能（以下、基盤部品等）を活用し、本市の仕様に沿って設計及び製造を行ったものであるため（パッケージソフトウェアに関する情報は非公開）。 2 本業務の遂行に当たっては、本システムに組み込まれている基盤部品等に関する著作権及び著作者人格権並びにプログラム構成に関する知識が必要であり、それらを保有している者が日本電気株式会社に限定されているため。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による随意契約
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額（円）	535,073,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局給与課です。
電話番号 052-972-2132

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	給与課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	職員情報システム改修（教員の処遇改善）業務委託
概要	当該業務は、本市の委託により日本電気株式会社が開発した職員情報システムについて、教員の処遇改善に係る制度改正に伴い、職員情報システムの改修等を行うために必要な作業を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	1　本システムは、日本電気株式会社が著作権及び著作者人格権を保有するパッケージソフトウェアの一部機能（以下、基盤部品等）を活用し、本市の仕様に沿って設計及び製造を行ったものであるため（パッケージソフトウェアに関する情報は非公開）。 2　本業務の遂行に当たっては、本システムに組み込まれている基盤部品等に関する著作権及び著作者人格権並びにプログラム構成に関する知識が必要であり、それらを保有している者が日本電気株式会社に限定されているため。 （根拠条文） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額（円）	20,142,430

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局給与課です。
電話番号　052-972-2132

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	給与課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	職員情報システム改修（子ども子育て支援金の創設等）業務委託
概要	当該業務は、本市の委託により日本電気株式会社が開発した職員情報システムについて、子ども子育て支援金の創設等の制度改正に伴い、職員情報システムの改修等を行うために必要な作業を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	1　本システムは、日本電気株式会社が著作権及び著作者人格権を保有するパッケージソフトウェアの一部機能（以下、基盤部品等）を活用し、本市の仕様に沿って設計及び製造を行ったものであるため（パッケージソフトウェアに関する情報は非公開）。 2　本業務の遂行に当たっては、本システムに組み込まれている基盤部品等に関する著作権及び著作者人格権並びにプログラム構成に関する知識が必要であり、それらを保有している者が日本電気株式会社に限定されているため。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による随意契約
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額（円）	69,951,420

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局給与課です。
電話番号　052-972-2132

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	給与課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	就業ターミナルの賃貸借（再リース）
概要	本件は、令和7年3月31日でリース期間が満了する機器を再リースするもの。
契約の相手方を選定した理由	再リース契約の相手方は、従前の契約相手に限られるため。 （根拠条文） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	NECキャピタルソリューション株式会社中部支店
契約金額（円）	月額593,615

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局給与課です。
電話番号　052-972-2132

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	総合調整課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	プロ野球公式戦を通した平和啓発事業運営業務委託
概要	名古屋市は、名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の体験や記憶を後世に語り継ぐことにより、市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、もって平和な社会の発展に寄与するため、「なごや平和の日」を定め、平和意識の醸成を図るための取り組みを進めている。 本事業は、(株)中日ドラゴンズ及び(株)ナゴヤドーム(以下「連携事業者」という。)との連携により、(株)中日ドラゴンズ主催によるプロ野球公式戦の機会を活用し、空襲で大きな被害を受けた軍需工場の跡地に建てられたバンテリンドーム ナゴヤにおいて、来場者をはじめとした幅広い市民に対して、名古屋空襲の犠牲者を追悼するとともに、平和について考える機会を創出することを目的に、平和に関する啓発事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、従来のプロ野球公式戦では行わない企画(黙とう、選手からのメッセージ動画の上映等)を特別に実施することから、連携事業者からは、プロ野球公式戦の運営に支障を出さず確実に本事業を実施でき、かつ、連携事業者と同等程度に本事業の実施に必要な事柄を理解・習熟している団体に業務を委託することが求められており、本事業の実施に必要な能力を有するとともに、連携事業者と一体となって効率的・効果的に企画・運営を担うことができる団体は、連携事業者の運営母体である(株)中日新聞社しかおらず、他に同様の団体が存在しないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額(円)	6,077,500

契約の内容についてのお問合せ先は、総務局総合調整課です。
電話番号　052-972-2223

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	総合調整課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市平和継承事業業務委託
概要	名古屋市は、名古屋空襲により犠牲になられた方々を悼むとともに、悲惨な戦争の体験や記憶を後世に語り継ぐことにより、市民の恒久平和の実現を希求する意識の醸成を図り、もって平和な社会の発展に寄与するため、なごや平和の日を定め、平和継承事業を推進している。また、令和7年度は戦後80周年にあたる年であり、市民に向けて今一度平和の大切さを訴える必要がある。 本事業は、なごや平和の日の目的及び戦後80周年を踏まえ、戦争を知らない世代に名古屋空襲の記憶を語り継ぎ、後世に平和を繋いでいくことを目的として、年間を通して平和の啓発・継承事業の企画運営を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、委託内容の性質から、調査・検討手法等の能力が高い者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。 結果は以下のとおりとなり、順位1位の者と随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社中日新聞社　254点 2位　株式会社三晃社　213点 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額（円）	15,197,600

契約の内容についてのお問合せ先は、総務局総合調整課です。
電話番号　052-972-2223

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	総合調整課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	愛・地球博20周年記念行事運営業務委託
概要	令和7年に2005 年日本国際博覧会開催20 周年を迎えるにあたり、愛・地球博サテライト会場があったささしまエリアにおいて、愛・地球博の理念の継承・発展を図るとともに、名古屋市の魅力を市内外に発信することを目的として、愛・地球博20 周年記念行事を実施するにあたり、令和6年度に作成した愛・地球博20 周年記念行事実施計画に基づき、運営業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当該行事実施に向けて、当該行事と同じく愛・地球博の理念継承・発展という目的を持つ「愛・地球博20祭（主催：愛知万博20周年記念事業実行委員会）」及び大阪・関西万博での行事PRに向けた業務にすでに着手が必要な状況である。また「2005年日本国際博覧会ささしまサテライト事業（主催者：名古屋市）」である「De La Fantasia（デ・ラ・ファンタジア）」を実施・運営したグループ・ファンタジア短期共同事業体の代表事業者であることから、愛・地球博当時のノウハウや資料等を保有しており、当該資料等を活用した展示やコンテンツ制作を効率的かつ効果的に行える。加えて、令和6年度に準備業務を受託しており、準備業務で策定した実施計画に基づき令和7年度に行事運営委託を実施するものでありすでに市民参加ステージ等の募集や関係者等との調整を始めており、調整業務の継続性の観点から、現に契約履行中の事業者に引き続き履行させなければ、当該行事実施に向けたスケジュールに支障をきたすことが明らかである。 以上の理由により、当該事業者が本業務の履行条件を満たす唯一の事業者であり、当該事業者でなれば事業実施の担保ができないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社　新東通信
契約金額（円）	33，979，994円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局総合調整課です。
電話番号　052-972-2223

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度第20回アジア競技大会選手村後利用事業に係る法律的支援業務委託
概要	第20回アジア競技大会選手村後利用事業は、令和4年8月31日付で基本計画協定を締結しているが、選手村を整備しないという方針が大会組織委員会から示されたことで、中部電力株式会社を代表法人とする契約候補事業者との間で法律的課題が生じている。 当該法律的課題等について対応を検討していくため、支援業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	第20回アジア競技大会選手村後利用事業は、本市と愛知県、中部電力株式会社を代表法人とする契約候補事業者、並びに組織委員会とで協議を行い、令和4年8月31日付で基本計画協定を締結していた。その後、選手村を整備しないという方針が示されたことで、契約候補事業者との間で法律的課題が生じた。それに伴い、本市の対応を検討するにあたり、複数人いる本市の法制アドバイザーの中からこれまでの経歴・実績などを考慮したうえで最も本件に適任な弁護士として富田弁護士を選定し、令和4年度末から複数回にわたり本市の法制アドバイザーとして相談を実施した。令和5年度から令和6年度にかけては法律的支援業務を依頼し、継続的に助言を受けている。 また、本事業における本市のスタンスを検討するにあたり、愛知県及び愛知県の弁護士との協議にもご尽力を頂き、本市と愛知県が今後同じスタンスで中部電力株式会社を始めとする契約候補事業者と協議を進めていく体制を構築した。 引き続き、中部電力株式会社を始めとする契約候補事業者と具体的な協議を進めていくには、本事業の事業形態、契約内容、本市のスタンス、これまでの経緯を十分に理解し、さらには本市との信頼関係のもと協議を進めることが求められる点において富田弁護士は余人をもって代えがたいと言える。これらを踏まえると、この時点で他の委託先を選定し、一から本市との共通認識や信頼関係を築くことは現実的ではなく、また、業務量が増えることで経費が増大することが予想されることから、陽明法律事務所に委託するもの。
契約の相手方	陽明法律事務所
契約金額（円）	1,320,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号　052-972-2231

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市職員宿舎に係る賃貸借契約
概要	本市にて受け入れた居住地が県外である派遣職員に貸与する宿舎の借り入れを目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社メイギコミュニティー
契約金額（円）	月額110,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号　052-972-2231

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東京派遣職員宿舎の借上げ
概要	東京都内に勤務する名古屋市職員に貸与する宿舎の借り入れを目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社メイクスプラス
契約金額（円）	月額126,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号　052-972-2231

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東京派遣職員宿舎の借上げ
概要	東京都内に勤務する名古屋市職員に貸与する宿舎の借り入れを目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社メイクスプラス
契約金額（円）	月額127,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号　052-972-2231

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年4月22日
件名	組織委員会東京事務所派遣職員宿舎の賃貸借契約
概要	東京都内に勤務する名古屋市職員に貸与する宿舎の借り入れを目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	所有者個人
契約金額（円）	月額155,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号　052-972-2231

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎の借上げ(更新契約)について
概要	令和6年度に契約していた東京事務所職員宿舎のうち、新宿区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料:月額130,000円×12月＝1,560,000円 更新料(賃料1月分):130,000円 更新事務手数料:35,750円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文:地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	有限会社あけぼの荘
契約金額(円)	1,725,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号　03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎の借上げ（更新契約）について
概要	令和6年度に契約していた東京事務所職員宿舎のうち、江東区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料：月額126,000円×12月＝1,512,000円 共益費：月額4,000円×12月＝48,000円 更新料（賃料1月分）：126,000円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文：地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	物件の所有者（個人）
契約金額（円）	1,686,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号　03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎の借上げ（更新契約）について
概要	令和6年度に契約していた東京事務所職員宿舎のうち、荒川区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料：月額90,000円×12月＝1,080,000円 共益費：月額10,000円×12月＝120,000円 更新料：90,000円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文：地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社マリオン
契約金額（円）	1,290,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号　03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎の借上げ（更新契約）について
概要	令和6年度に契約していた東京事務所職員宿舎のうち、中野区の物件について更新契約をしたもの。 金額内訳 賃料：月額129,000円×12月＝1,548,000円 差額敷金：1,000円 更新料：129,000円 更新事務手数料：35,475円
契約の相手方を選定した理由	不動産の借り入れ契約であり、相手方が特定されるため。 根拠条文：地方自治法施行令167条の2第1項第2号
契約の相手方	物件の所有者（個人）（代理人　日本財託管理サービス）
契約金額（円）	1,713,475

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号　03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託（トラストバンク）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。「多くの方に返礼品を閲覧してもらう目的から、全自治体のうち70%以上の自治体が利用しており、掲載自治体数・返礼品数が上位4位までのポータルサイトであること」、「寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から、外部のシステムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できること」を基準に、掲載ポータルサイトとして「ふるさとチョイス」を選定した。 以上により、「ふるさとチョイス」を運営する株式会社トラストバンクと契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社トラストバンク
契約金額（円）	214,571,385

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託（楽天）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「楽天ふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。「多くの方に返礼品を閲覧してもらう目的から、全自治体のうち70%以上の自治体が利用しており、掲載自治体数・返礼品数が上位4位までのポータルサイトであること」、「寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から、外部のシステムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できること」を基準に、掲載ポータルサイトとして「楽天ふるさと納税」を選定した。 以上により、「楽天ふるさと納税」を運営する楽天グループ株式会社と契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	楽天グループ株式会社
契約金額（円）	516,378,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託（アイモバイル）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。「多くの方に返礼品を閲覧してもらう目的から、全自治体のうち70%以上の自治体が利用しており、掲載自治体数・返礼品数が上位4位までのポータルサイトであること」、「寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から、外部のシステムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できること」を基準に、掲載ポータルサイトとして「ふるなび」を選定した。 以上により、「ふるなび」を運営する株式会社アイモバイルと契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイモバイル
契約金額（円）	585,740,664

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託（ジーエーピー）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「G-Callふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。「G-Callふるさと納税」はポータルサイトへの掲載のみならず、クレジットカード会員等に向けたカタログやダイレクトメールの発行を通じて厳選された返礼品を紹介することにより高額所得者層からの寄附を多く獲得しているため、本市の高価格な返礼品に対しての寄附が多く集まることが見込まれる。なお、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から、外部のシステムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる必要があるが、上記のような特色を持つポータルサイトのうち、外部のシステムとの連携ができるポータルサイトは「G-Callふるさと納税」のみであることから、掲載ポータルサイトとして「G-Callふるさと納税」を選定した。 以上により、「G-Callふるさと納税」を運営する株式会社ジーエーピーと契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジーエーピー
契約金額（円）	16,368,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託（ANAあきんど）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。「ANAのふるさと納税」は、高所得者が多いANAマイレージクラブ会員を顧客層としているため、本市の高価格な返礼品に対しての寄附が多く集まることが見込まれる。さらに、旅行や宿泊関連の返礼品を強みとしているため、旅行需要が高まっている現状において多くの寄附が見込まれる。なお、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から、外部のシステムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる必要があるが、上記のような特色を持つポータルサイトのうち、「ANAのふるさと納税」は外部のシステムとの連携ができるポータルサイトであることから、掲載ポータルサイトとして「ANAのふるさと納税」を選定した。 以上により、「ANAのふるさと納税」を運営するANAあきんど株式会社と契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ANAあきんど株式会社
契約金額（円）	26,188,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託（JALUX）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「JALふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。「JALふるさと納税」は、高所得者が多いJALマイレージクラブ会員を顧客層としているため、、本市の高価格な返礼品に対しての寄附が多く集まることが見込まれる。さらに、旅行や宿泊関連の返礼品を強みとしているため、旅行需要が高まっている現状において多くの寄附が見込まれる。なお、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から、外部のシステムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる必要があるが、上記のような特色を持つポータルサイトのうち、「JALふるさと納税」は外部のシステムとの連携ができるポータルサイトであることから、掲載ポータルサイトとして「JALふるさと納税」を選定した。 以上により、「JALふるさと納税」を運営する株式会社JALUXと契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社JALUX
契約金額（円）	29,462,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託（一休）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「一休.comふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用、決済サービス等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。「一休.comふるさと納税」は、高級領域に特化した宿泊施設予約サイト「一休.com」掲載施設の中から、さらに厳選した施設の電子割引クーポンを返礼品とする、富裕層向けの宿特化型ふるさと納税サイトである。他の政令指定都市でも導入実績があり、寄附金控除限度額が高い高額所得者層からの寄附を多く獲得している。本市においても複数の施設が掲載され、旅行需要が高まっている現状において多くの寄附が見込まれる。なお、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から、外部システムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる必要があるが、上記のような特色を持つポータルサイトのうち、「一休.comふるさと納税」は外部システムとの連携ができることから、掲載ポータルサイトとして「一休.comふるさと納税」を選定した。 以上により、「一休.comふるさと納税」を運営する株式会社一休と契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社一休
契約金額（円）	61,008,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税ポータルサイト掲載等に係る支援業務の委託（アマゾンジャパン）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「Amazonふるさと納税」への掲載、寄附申込フォームの利用等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ふるさと納税ポータルサイトは多数あるが、ポータルサイトごとにサイト管理・更新の手続きや寄附金の入金・手数料の支払い事務が必要となることから、すべてのサイトと契約することは困難であるため、本市への寄附が多く集まることが見込まれるポータルサイトを選定する必要がある。「Amazonふるさと納税」は国内のオンラインモールユーザー数トップの楽天市場に次ぐ市場規模である、4,700万人のAmazonユーザーをターゲット層とすることができるふるさと納税サイトである。寄附者はふるさと納税専用サイトへの登録が必要なく、通常のAmazonショッピングのアカウントで寄附することができるほか、独自の配送サービスを利用できる返礼品については最短で翌日に受け取ることができるなど、利便性において寄附者への訴求力が高いため、より多くの寄附を獲得することが見込まれる。なお、寄附情報の安全な管理と返礼品の在庫管理の観点から、外部のシステムとの連携による寄附情報の一元管理に対応できる必要があるが、上記のような特色を持つポータルサイトのうち、外部のシステムとの連携ができるポータルサイトは「Amazonふるさと納税」のみであることから、掲載ポータルサイトとして「Amazonふるさと納税」を選定した。 以上により、「Amazonふるさと納税」を運営するアマゾンジャパン合同会社と契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アマゾンジャパン
契約金額（円）	6,219,840

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託（三菱UFJニコス）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、多くの方に返礼品を閲覧してもらうことや寄附者の利便性の目的から、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に掲載している。「ふるさとチョイス」ではクレジットカード決済が必須であり、VISA及びMasterCardブランドのクレジットカード決済について三菱UFJニコス株式会社としている。 このため本件の業務委託について三菱UFJニコス株式会社と契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱UFJニコス株式会社
契約金額（円）	8,259,888

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託（名古屋カード）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、多くの方に返礼品を閲覧してもらうことや寄附者の利便性の目的からふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に掲載している。「ふるさとチョイス」ではクレジットカード決済が必須であり、JCB、American Express及びDinersブランドのクレジットカード決済について株式会社名古屋カードとしている。 このため本件の業務委託について株式会社名古屋カードと契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社名古屋カード
契約金額（円）	5,029,440

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託（ソニーペイメントサービス）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「G- Callふるさと納税」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、新たな寄附者の獲得や寄附者の利便性の目的からふるさと納税ポータルサイト「G-Callふるさと納税」に掲載している。「G-Callふるさと納税」ではクレジットカード決済が必須であり、クレジットカード決済についてソニーペイメントサービス株式会社としている。 このため本件の業務委託についてソニーペイメントサービス株式会社と契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ソニーペイメントサービス株式会社
契約金額（円）	2,008,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託（DGフィナンシャル（ANA））
概要	ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、新たな寄附者の獲得や寄附者の利便性の目的からふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」に掲載している。「ANAのふるさと納税」ではクレジットカード決済が必須であり、クレジットカード決済について株式会社DGフィナンシャルテクノロジーとしている。 このため本件の業務委託について株式会社DGフィナンシャルテクノロジーと契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
契約金額（円）	3,293,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ふるさと納税決済代行業務に係る委託（GMOペイメントゲートウェイ）
概要	ふるさと納税ポータルサイト「一休.comふるさと納税」を利用した本市への寄附金のクレジットカード収納に係る事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、新たな寄附者の獲得や寄附者の利便性の目的からふるさと納税ポータルサイト「一休.comふるさと納税」に掲載している。「一休.comふるさと納税」ではクレジットカード決済が必須であり、クレジットカード決済についてGMOペイメントゲートウェイ株式会社としている。 このため本件の業務委託についてGMOペイメントゲートウェイ株式会社と契約するもの。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
契約金額（円）	1,682,736

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に単体契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものである。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　愛知支社
契約金額（円）	2,482,656

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2308

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度発行体格付及び名古屋市債に対する個別債務格付の付与
概要	投資家が名古屋市債に投資する際の判断材料となる、第三者機関による格付を取得するもの。
契約の相手方を選定した理由	格付会社は、主に日系2社と外資系3社の計5社あるが、以下の基準から契約の相手方1社を選定した。 ・国内の投資家のみではなく、外資系投資家や海外の投資家が投資判断を行う場合に指標としやすい海外における格付の実績が豊富な外資系の業者であること。 ・他の地方公共団体との比較が容易な格付実績が豊富であり、指標の連続性が保てる業者であること。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ムーディーズ・ジャパン株式会社
契約金額（円）	2,365,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号　052-972-2309

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	財産管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市公有財産管理システム運用保守業務委託（令和7年度分）
概要	公有財産管理システムについて運用保守業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本システムは、㈱NTTデータ東海が、名古屋市の仕様に沿って令和2年度に設計・開発を行ったものである。 本業務は、令和2年度の設計・開発及びその後の改修を踏まえて実施する必要があるほか、その実施にあたっては本システムのプログラム修正等が必要であり、これができる者は、本システム全体のプログラム構成及び内容に関して知識を有する㈱NTTデータ東海に限定される。 以上の点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行うものである。
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額（円）	6,930,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局財政部財産管理課です。
電話番号　052-972-2316

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	五条川工場計算機設備保守点検委託
概要	焼却設備等の計算機設備点検　一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、アズビル株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	アズビル株式会社　ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額（円）	10,560,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	デジタル移動無線の保守委託
概要	デジタル移動無線の定期保守、障害保守及びその他保守
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、パナソニックコネクト株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	パナソニックコネクト株式会社　現場ソリューションカンパニー　中日本社
契約金額（円）	15,001,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）昇降機設備保守委託
概要	昇降機設備の保守点検
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三精テクノロジーズ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	三精テクノロジーズ株式会社名古屋営業所
契約金額（円）	3,088,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	中央卸売市場本場発泡スチロール処理設備保守点検委託
概要	本場内で発生する鮮魚・青果物等の廃発泡スチロール容器を減容固化する発泡スチロール処理設備の定期保守点検を行い、将来にわたり発泡スチロールのリサイクルが図られるよう、設備を常に良好な状態に維持する。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、株式会社名濃が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社名濃
契約金額（円）	2,082,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	中央卸売市場本場エレベーター保守点検委託
概要	エレベーターの保守点検業務　一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社　中部支店
契約金額（円）	9,517,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	南部と畜場と畜解体機械等保守点検業務委託
概要	南部と畜場内と畜解体機械を良好な状態に保ち、安全かつ効率よく稼動させ、故障の早期発見および緊急時の対応等、生産工程に支障をきたさないようにと畜解体機械の点検を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、花木工業株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	花木工業株式会社
契約金額（円）	31,548,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	名古屋市公館昇降機（エレベーター）保守点検業務委託
概要	名古屋市公館に設置されている3台の昇降機について、安全で良好な運転状態を維持するよう保守点検を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	フジテック株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	1,524,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	猪子石工場計算機設備保守点検委託
概要	ごみ焼却プラント設備用計算機について、コントロールステーションを始めとする各機器の保守点検業務を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、富士電機株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	富士電機株式会社　中部支社
契約金額（円）	11,220,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	富田工場計算機設備保守点検委託
概要	焼却設備等の計算機設備点検　一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、JFEエンジニアリング株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	JFEエンジニアリング株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	15,400,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	公立保育所における給食用小荷物専用昇降機点検・整備業務委託 （宮根保育園はじめ9園）
概要	昇降機設備点検・整備　一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	フジテック株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	1,188,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	市庁舎防災集中監視装置及び防排煙設備保守委託
概要	市庁舎防災集中監視装置及び東・西庁舎防排煙設備の保守点検業務一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、ホーチキ株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	ホーチキ株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	1,078,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	市庁舎エレベーター保守委託
概要	本庁舎、東庁舎及び西庁舎のエレベーター（１４台）、並びに西庁舎の小荷物専用昇降機（１台）の保守点検業務　一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、株式会社日立ビルシステム（平成２６年４月から株式会社日立製作所より当該事業部門が移管）が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム　中部支社
契約金額（円）	10,077,650

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	椿町線こ線歩道橋及び東西デッキエレベーター保守点検業務委託
概要	本委託は、椿町線こ線歩道橋及び東西デッキエレベーターの保守管理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社（令和４年４月から三菱電機株式会社より当該事業部門が移管）が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　中部支社
契約金額（円）	3,189,120

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	雨水排水情報システム保守点検委託
概要	本委託は、雨水排水情報システムの保守点検委託をするものです。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三菱電機株式会社が独自の技術・手法により開発したもので、そのプログラム構成及びデータ処理に係る手法を知る開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 ただし、当該設備に関する保守点検・修理等メンテナンスについては、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に移管されていることから、当該保守点検業務を履行することができるのは同社のみとなっています。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社　中部本部
契約金額（円）	1,100,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	セントラルヒーティング制御装置点検管理委託（東山）
概要	本委託は、東山動植物園の各施設の空間を集中管理する中央監視装置及び自動制御機器について、正常な機能を発揮できるように点検管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、アズビル株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	アズビル株式会社　ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額（円）	8,635,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	斜行エレベーター等点検管理委託（東山）
概要	本委託は、東山動植物園の昇降路、自然動物館及びアジア象舎の昇降機について、定期点検をおこなうもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社（令和４年４月から三菱電機株式会社より当該事業部門が移管）が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　中部支社
契約金額（円）	2,640,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	エレベーター保守点検委託（東山）
概要	本委託は、東山動植物園のエレベーター3基について、定期的に保守点検をおこなうもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、シンドラーエレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 ただし、同設備に関する保守点検・修理等メンテナンスについては、日本オーチス・エレベータ株式会社に移管されていることから、当該保守点検業務を履行することができるのは同社のみとなっています。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社　中部支店
契約金額（円）	1,940,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	瑞穂土木事務所及び瑞穂保健センターエレベーター保守点検業務委託
概要	本委託は、瑞穂土木事務所及び瑞穂保健センターのエレベーターについて保守点検（フルメンテナンス）を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、ダイコー株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	ダイコー株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	2,089,560

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	道路情報装置保守点検業務委託（維―1）
概要	本委託は、東土木事務所始め12土木事務所管内に設置されている道路情報装置の保守点検を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	当該装置は、名古屋電機工業株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたもので、そのプログラム構成及びデータ処理に係る手法を知る開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋電機工業株式会社　中部支社
契約金額（円）	16,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	道路情報装置点検業務委託（中村）
概要	本委託は、ささしまアンダーパスに設置されている道路情報装置の点検を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	当該装置は、星和電機株式会社が持つ独自の技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	星和電機株式会社　中部支社
契約金額（円）	2,420,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	令和7年度瑞穂区役所庁舎エレベーター保守点検委託
概要	エレベーター3基保守点検一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	1,544,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	令和7年度南区役所エレベーター定期保守点検業務委託（名古屋市分）
概要	１５人乗りEV2基（No. １, No. ２）の定期保守点検（年4回） ２３人乗りEV1基（No. ４）の定期保守点検（年１２回）
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	フジテック株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	1,406,988

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	新郊中学校はじめ5校中学校スクールランチ実施校昇降機保守点検業務委託
概要	新郊中学校はじめ5校（5基）にかかる昇降機保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、ダイコー株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ダイコー株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	1,524,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	北陵中学校はじめ5校中学校スクールランチ実施校昇降機保守点検業務委託
概要	北陵中学校はじめ5校（5基）における昇降機保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本エレベーター製造株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本エレベーター製造株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	1,848,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	山田中学校はじめ7校中学校スクールランチ実施校昇降機保守点検業務委託
概要	山田中学校はじめ7校（7基）における昇降機保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、東芝エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社　中部支社
契約金額（円）	2,113,870

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	川名中学校はじめ6校中学校スクールランチ実施校昇降機保守点検業務委託
概要	川名中学校はじめ6校（6基）にかかる昇降機保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社及びシンドラーエレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 ただし、シンドラー社製設備に関する保守点検・修理等メンテナンスについては、日本オーチス・エレベータ株式会社に移管されていることから、当該保守点検業務を履行することができるのは同社のみとなっています。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社　中部支店
契約金額（円）	1,597,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	伊勢山中学校はじめ3校中学校スクールランチ実施校昇降機保守点検業務委託
概要	伊勢山中学校はじめ3校（3基）にかかる昇降機保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、株式会社日立ビルシステム（平成26年4月から株式会社日立製作所より当該事業部門が移管）が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム　中部支社
契約金額（円）	1,306,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	北山中学校はじめ5校中学校スクールランチ実施校昇降機保守点検業務委託
概要	北山中学校はじめ5校（5基）にかかる昇降機保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	1,698,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	美術館空調自動制御機器保守点検業務委託
概要	中央監視装置　一式、自動制御装置　一式の保守点検業務委託
契約の相手方を選定した理由	当該機器は、日本電技株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	日本電技株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	2,090,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	科学館自動制御機器保守委託
概要	科学館の空気調和設備等の自動制御設備の保守点検を行うもの
契約の相手方を選定した理由	当該機器は、ジョンソンコントロールズ株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	ジョンソンコントロールズ株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	7,480,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	教育センター空調設備自動制御装置保守点検委託
概要	教育センター空調設備自動制御装置の保守点検
契約の相手方を選定した理由	当該装置は、ジョンソンコントロールズ株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、その技術を有する開発者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	ジョンソンコントロールズ株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	2,194,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年04月14日
件名	昭和消防署昇降機設備保守委託
概要	１１人乗りエレベーター１台、２０人乗りエレベーター１台 （エレベーター監視盤） 定期点検、定期整備、不定期修理
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、シンドラーエレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 ただし、同設備に関する保守点検・修理等メンテナンスについては、日本オーチス・エレベータ株式会社に移管されていることから、当該保守点検業務を履行することができるのは同社のみとなっています。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社　中部支店
契約金額（円）	2,244,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号　052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税制課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機（市税事務所等）に必要な消耗品等の供給契約
概要	当該業務は、令和7年度に本市との電子複写機に必要な消耗品等の供給契約により、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社の電子複写機の使用、保守、及び消耗品等の供給を受けるもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
契約金額（円）	9,517,992

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税制課です。
電話番号　052-972-2332

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税制課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	定額減税補足給付金（不足額給付）の支給にかかる管理システム及び帳票出力に関する業務委託
概要	定額減税補足給付金（不足額給付）の支給をするため、管理システム及び帳票出力に関する業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 　国において、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の中で、令和7年度に「定額減税補足給付金（不足額給付）」が実施されることとなり、名古屋市においても市民へ迅速に給付を行う必要がある。令和6年度においては、財政局と健康福祉局が連携して「低所得者支援給付金及び定額減税を補足する給付金（調整給付）」の給付を実施したところである。 本件委託業務は、サーバー、ネットワーク回線及び給付金管理システムの構築を行ったうえで、申請書出力から振込データ作成等を行うものであるが、給付対象者の正確な抽出にあたっては、令和5年度以降に実施された給付金の対象者であるかどうかの管理も必要となる。 また、今回の給付にあたり、現行の給付金管理システムを改修することにより、通常2か月程度は必要となるサーバー及びネットワーク回線の新規構築を省略することが可能となるため、コスト削減や早期のシステム構築を実現して、迅速かつ確実な給付を行うことができるものである。 本システムは株式会社アイネスが所有するパッケージ（データ検索する方法など同社のノウハウをシステム化したもの）をベースに、本市の発注仕様内容を実現するための機能追加等の改修を行い開発したものであり、パッケージ部分の著作権は株式会社アイネスが保有するものであることから、給付金管理システムの著作権を有する株式会社アイネス中部支社が本業務を実施できる唯一の事業者であるため、当該事業者と随意契約を締結するものである。 2　根拠条文 　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
契約の相手方	株式会社アイネス　営業本部
契約金額（円）	171,280,593

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税務部税制課です。
電話番号　052-972-2332

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税務システム推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	税務総合情報システムの改修業務委託（上半期）
概要	法令の改正等に伴う税務総合情報システムの改修作業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	税務総合情報システムは、富士通Japan株式会社が開発及び保守を行うパッケージソフトウェアを採用している。このため、パッケージソフトウェア本体の著作権を有する富士通Japan株式会社でしか改修業務を履行できないため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	富士通Japan株式会社　東海公共ビジネス部
契約金額（円）	126,940,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税務システム推進課です。
電話番号　052-265-1112

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	税務システム推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	OCRシステムガバメントクラウド移行検証業務
概要	税務事務で利用中のOCRシステムをガバメントクラウドへ移行するにあたり、クラウド環境の構成設計や実装、動作検証の作業を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	OCRシステムは、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社が開発及び保守を行うパッケージソフトウェアを採用している。このため、パッケージソフトウェア本体の著作権を有する富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社でしか当該作業を履行することができないため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　愛知支社
契約金額（円）	2,115,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局税務システム推進課です。
電話番号　052-265-1109

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	市民税課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	個人市民税申告書受付システム保守業務の委託
概要	株式会社インテックが開発した個人市民税申告書受付システムについて、保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 個人市民税申告書受付システムは、株式会社インテックが所有するパッケージソフトをベースに、本市の委託仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い開発したものであり、そのプログラムの著作権は株式会社インテックが有している。 また、本システムのプログラム修正に必要な詳細情報は、開発業者である株式会社インテック以外には公開されていない。 当該業務の遂行にあたっては、本システムのパッケージソフトを含むプログラム修正等が必要となるが、そのプログラムの著作権及びプログラム構成に関しての知識を保有している者は、株式会社インテックに限定される。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社インテック　行政システム事業本部
契約金額（円）	5,555,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局市民税課です。
電話番号　052-972-2352

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	固定資産税課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地理情報システムに対する住宅地図データの調達及び搭載に関する業務委託
概要	地理情報システムは、主に次の三つの機能により、土地の異動処理事務、航空写真異動照合調査事務、路線価付設事務などを支援することを目的としたシステムである。 (1) 画地情報管理機能 (2) 固定資産照合調査機能 (3) 路線情報管理機能 固定資産税事務の運営にあたって不可欠な地理情報システムに、事務運用上必要な住宅地図データの調達及びシステム搭載業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は以下の理由により、地理情報システムを開発した下記業者と随意契約を行うものである。 住宅地図を地理情報システムに搭載するためには、データのフォーマット変換が必要となる。データ変換には地理情報システム独自のデータ構造があり、その詳細は開発業者である下記業者以外には公開されていない。 以上の点から、本業務を履行することができるのは下記業者に限られるため、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号により、下記業者と随意契約をするものである。
契約の相手方	株式会社パスコ
契約金額(円)	4,295,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局固定資産税課です。
電話番号　052-972-2343

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市総合体育館始め15施設駐車場管制機器賃貸借契約
概要	名古屋市総合体育館始め15施設の駐車場管制機器一式を借り上げるもの
契約の相手方を選定した理由	名古屋市総合体育館始め15施設の駐車場管制機器賃貸借契約については、令和7年3月31日で契約期間が終了することから、現在の契約の相手方と再リース契約を結ぶもの。
契約の相手方	NX・TCリース＆ファイナンス株式会社
契約金額（円）	12，719，520円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号　052-972-3263

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	スポーツ施設における指定管理者への貸付契約（7件分）
概要	指定管理者が実施する自主事業について、実施する面積に応じた定期建物の賃貸借契約を指定管理者との間で締結するもの。 また、指定管理者が設置する自動販売機について、設置台数に応じた公有財産の貸付契約を指定管理者との間で締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	指定管理者が管理するスポーツ施設においては、「指定管理者が行う業務」に「自主事業」が含まれており、市民のスポーツ・レクリエーションの振興や、施設の利用者を増加させる目的で、自主事業を実施することが可能となっている。 指定管理者が、定期建物賃貸借契約によって賃借したスペースにて自主事業を実施するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。 また、指定管理者の業務として自主事業により自動販売機を設置する際には、貸付契約を締結することとなっている。指定管理者が、貸付契約により自主事業として自動販売機を設置するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。 なお、契約期間は指定管理期間の満了日までとする。
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額（円）	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号　052-972-3263

スポーツ施設における指定管理者への貸付契約（7件分）

契約種別	契約の相手方	契約金額（円）
自主事業による貸付契約	(公財)名古屋市教育スポーツ協会	946,080
自主事業による貸付契約	株式会社JPN	1,976,220
自主事業による貸付契約	TAC・テルウェル共同事業体	84,600
自主事業による貸付契約	（一社）名古屋ローンテニス倶楽部	306,909
自動販売機設置にかかる貸付契約	(公財)名古屋市教育スポーツ協会	3,024,000
自動販売機設置にかかる貸付契約	株式会社JPN	1,728,000
自動販売機設置にかかる貸付契約	TAC・テルウェル共同事業体	1,080,000

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	総合体育館レインボーホールの改修工事に係る備品等保管用倉庫の賃貸借
概要	総合体育館レインボーホールの改修工事に伴い、備品等保管用に倉庫の賃貸借契約を結ぶもの
契約の相手方を選定した理由	総合体育館レインボーホールの改修工事に係る備品等保管用倉庫の賃貸借契約については、令和7年3月31日で契約期間が終了することから、現在の契約の相手方と再度契約を結ぶもの。 [根拠条文] 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東陽倉庫株式会社
契約金額(円)	19，505，391円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号　052-972-3263

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	スポーツセンター駐車場用地賃借（5件分）
概要	枇杷島スポーツセンター、北スポーツセンター、緑スポーツセンター及び鳴海プールにおいて、施設利用者のための駐車場用地を賃借するため、土地所有者と契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、利用者の利便のため、スポーツ施設近隣で駐車場を一定数確保することを目的とした土地の賃貸借契約である。現在供されている駐車場用地は施設の近隣にあり、舗装も含め駐車場管理・運営が円滑に行うことができるようになっている。 別の土地を借入れる場合には、土地の舗装及び管制機器の設置など整備費用が必要となるため、利便性・経済性等を総合的に考慮し、既に駐車場用地として供用されている土地所有者から引き続き土地を賃借するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約をするもの。
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額（円）	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号　052-972-3263

スポーツセンター駐車場用地賃借（別紙）

契約の相手方	契約金額(円)
土地の所有者（個人）	3,404,400
土地の所有者（個人）	1,800,000
土地の所有者（個人）	2,579,507
土地の所有者（個人）	2,209,200
一般社団法人雉本博士銅像後援会	1,596,000

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	区政課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	おくやみコーナー実施業務委託（令和7年4月分）
概要	死亡届提出後の区役所・支所における亡くなられた方の手続きについて、各手続のご案内と各種申請書作成のお手伝いを行う「おくやみコーナー」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和7年度における「おくやみコーナー」の実施に係る契約にあたっては、令和7年3月公告、4月契約締結予定であるが、業務の履行に先立ちおくやみコーナー案内人の募集や研修等を実施する期間が1月ほど必要であることから、履行期間を令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。 それに伴い、令和7年4月１日から4月30日までの業務については、おくやみコーナー案内人の募集や研修等を実施する必要のない現行の事業者に引き続き委託するもの。 （根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約の相手方	丸八興業株式会社
契約金額（円）	3,463,350

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局区政課です。
電話番号　052-972-3148

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	個人番号カード交付前設定にかかる住民基本台帳ネットワークシステム等の保守運用委託
概要	令和7年度以降、マイナンバーカードの更新期限を迎える方が増加することが予想される中、円滑な交付を実現するため、統合端末での交付前設定等を行うことを目的として住民基本台帳ネットワークシステム及び住民記録システムの保守運用時間の延長対応を行うもの
契約の相手方を選定した理由	次の理由から、実施できる業者は、契約予定業者のみに限られる。 (1) 契約予定業者は、本システムで利用しているオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関するすべての情報を保有するとともに、著作権を有していること。 (2) 本件システム保守に必要となるオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの詳細情報は、契約予定業者である開発元以外には公開されていないこと。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	5,209,050

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号　052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	住民記録システム及び戸籍電算システムに係る端末機器等の賃貸借（再々リース）について
概要	現在の住民記録システム運用機器の契約については、令和2年1月から令和6年12月末まで賃貸借契約を締結し、運用している。 本市の住民記録システム等については、令和7年9月に標準準拠システムへの移行を予定しており、端末の調達の関係等で令和7年12月に機器更新を行うことから、その間既に設置済みの運用機器を利用するため令和7年1月から令和7年3月末まで再リースを、令和7年4月から令和7年12月末まで再々リースを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	上記概要のとおり、既に設置済みの運用機器を継続して利用する必要があることから、引き続き住民記録システム運用機器の賃貸借契約を締結している契約予定業者と再々リース契約を行うもの。 適用条項：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号
契約の相手方	株式会社 JECC
契約金額（円）	150,479,010

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号　052-972-3114

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	住民基本台帳ネットワークシステム運用機器の賃貸借（再々リース）
概要	住民基本台帳ネットワーク運用機器については、地方公共団体情報システム機構より、令和6年11月から令和7年11月を標準更改期間として機器更改を行うよう示されおり、その間既に設置済みの運用機器を利用するため、令和6年12月から令和7年3月末まで再リースを、令和7年4月から令和7年10月末まで再々リースを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	上記概要のとおり、既に設置済みの運用機器を継続して利用する必要があることから、引き続き住民基本台帳ネットワークシステム運用機器の賃貸借契約を締結している契約予定業者と再リース契約を行うもの。 適用条項：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号
契約の相手方	株式会社 JECC
契約金額（円）	16,036,790

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号　052-972-3114

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	マイナンバーカード交付予約受付に係るコールセンター運営等業務委託
概要	令和7年度以降、マイナンバーカードの更新期限を迎える方が増加することが予想される中、窓口の混雑を軽減し、マイナンバーカード交付を希望する市民の待ち時間削減や交付窓口の混乱抑制を目的とし、マイナンバーカード交付の事前予約を可能とするための専用のコールセンター及びインターネット上のウェブサイトを運営する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和7年度のマイナンバーカード交付予約受付に係るコールセンター運営等業務委託については、一般競争入札を行う予定であるが、新たな事業者との契約締結から必要な体制構築完了までに一定期間を要するため、令和7年度当初からサービスを提供できない期間が生じることとなる。しかしながら、市民サービスへの影響の観点から、本業務は中断させることができず、それを避けるためには、新たな事業者が体制構築を終了させるまでの間、令和6年度に委託した事業者が引き続きサービスを提供することが必要となる。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社NTTマーケティングアクトProcx
契約金額（円）	19,966,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号　052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	マイナンバーカード交付等にかかる案内業務委託
概要	令和7年度以降、マイナンバーカード及び電子証明書の更新期限を迎える方が増加することが予想される中、マイナンバーカード及び電子証明書の手続きにかかる時間を短縮し、円滑な市民サービスを実現するため、マイナンバーカード交付や電子証明書発行にかかる説明等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和7年度のマイナンバーカード交付等にかかる案内業務委託については、一般競争入札を行う予定あるが、新たな事業者との契約締結から必要な体制構築完了までに一定期間を要するため、令和7年度当初からサービスを提供できない期間が生じることとなる。しかしながら、市民サービスへの影響の観点から、本業務は中断させることができず、それを避けるためには、新たな事業者が体制構築を終了させるまでの間、令和6年度に委託した事業者が引き続きサービスを提供することが必要となる。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	NDSキャリア株式会社
契約金額（円）	15,490,962

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号　052-972-3108

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	住民票の写し等の交付事務の一部の委託
概要	市内30駅の地下鉄駅長室（駅情報コーナー）において住民票の写し及び印鑑登録証明書の取次ぎサービスを実施するために、住民票の写し等の交付に伴う取次ぎを委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は市内の広い範囲の地下鉄駅において住民票の写し等の取得機会を設けることにより、市民サービスの向上を図ることを目的としている。地下鉄駅長室において当該事務を実施できるのは名古屋市交通局であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により名古屋市交通局と随意契約するもの。
契約の相手方	住所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 商号　名古屋市交通局
契約金額（円）	11,033,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号　052-972-3114

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和7年4月17日
件名	住居表示実施業務委託②
概要	北区の大曽根北地区において、令和7年秋に大曽根北土地区画整理事業の換地処分が予定されており、当局においても換地処分に併せて地区の一部で住居表示の実施を予定している。本契約は、令和6年度に実施した住居表示実施業務委託①に引き続き、住居表示実施準備作業として、関係人訪問調査（昨年度からの異動分）、住居表示基本図・案内図等の修正、住民基本台帳更新用データ入力、配付物の封入及び配付、住居表示台帳の作成等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和7年3月5日に一般競争入札の公告を公示、3月21日に入札を実施し、3社の応札があったが、落札候補者が辞退し、残り2社は予定価格超過であった。3月27日、3月28日に2度入札に付したが、予定価格超過及び辞退により、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、不落随契の意思を示した1社から見積書を徴収したところ、予定価格を下回ったため、随意契約したもの。
契約の相手方	写測エンジニアリング株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	￥10，450，000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号　052-972-3178

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	市民活動推進センター
契約締結日	令和7年4月1日
件名	市民活動推進センターフロア賃貸借契約
概要	特定非営利活動促進法による所轄庁の事務及び市民活動の促進に関する事務を行うため、市民活動推進センターの運営に必要な事務室等のスペースを確保するもの。
契約の相手方を選定した理由	市民活動推進センターは、平成24年4月からナディアパーク・デザインセンタービル内に開設しており、入居フロアについては、株式会社国際デザインセンターが所有・管理しているため、当該事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社国際デザインセンター
契約金額（円）	23,182,560円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局市民活動推進センターて
電話番号　052-228-8039

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	広聴課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	法律相談の実施に伴う業務委託
概要	市民相談室、各区役所等において実施する法律相談への弁護士派遣及び法律相談実施場所の提供、当該場所における法律相談の実施
契約の相手方を選定した理由	本件は、名古屋市の実施する法律相談への弁護士派遣の業務を委託し、市民からの法律に関する相談を行うものである。 弁護士登録をする場合は、弁護士法により弁護士会に所属しなければならず、当地域における弁護士会は愛知県弁護士会のみである。 契約期間中、法律相談を実施するため延べ1,060名の弁護士の派遣について、公正で公平な担当弁護士の決定、緊急時の代替要員の確保を含め円滑、迅速に対応できるのは愛知県弁護士会に限られる。 そのため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約により契約を締結するもの。
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額（円）	34,684,375円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局広聴課です。
電話番号　052-972-3139

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	消費生活課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市消費生活センターウェブサイト管理運用更新等業務委託 （長期継続契約）
概要	名古屋市消費生活センターウェブサイト（以下「当サイト」という。）について、管理運用や更新等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当サイトは、平成26年度に実施した公募型企画競争（プロポーザル方式）により、下記契約予定業者に委託し、作成したものである。 当サイトで使用しているCMS（コンテンツ・マネジメント・システム、Webサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報などを一元的に保存・管理するシステム）は、契約予定業者によって独自に構築されたものであり、当該CMSの著作権は当該業者が有している。新規カテゴリーの追加等のCMSの機能改修、CMSの不具合対応等保守管理を行うことができるのは、当該CMSの著作権を有している当該業者に限定される。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。 （平成27年度から令和6年度の本業務においても同様の理由により、随意契約を締結している。）
契約の相手方	株式会社ピコ・ナレッジ
契約金額（円）	年額967,450円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ局消費生活課です。
電話番号　052-222-9679

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	男女平等参画推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市にじいろLINE相談 SNS 相談システム運用保守業務委託
概要	セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の当事者や周りの方々を対象としたセクシュアル・マイノリティ相談において、LINEを活用した相談業務を実施するため、令和5年度に開発したシステムの運用保守・サポート業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、エースチャイルド株式会社が開発し、著作権を有する相談システムに、本市独自の仕様内容を実現するための機能追加等を行い開発したものであり、そのプログラム構成等を把握するのは開発者である同社に限られ、同社以外の者が運用・保守を行うことはできない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	エースチャイルド株式会社
契約金額（円）	2,640,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局男女平等参画推進課で
電話番号　052-972-2234

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	男女平等参画推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	「なごや女性活躍応援企業見える化サイト」運用保守業務委託
概要	名古屋市女性の活躍推進認定・認証企業が取り組むベストプラクティスを編集・掲載し、女性活躍に取り組みたい企業等に提供するとともに、就職を控える学生や再就職など働きたい女性に名古屋圏での就業を促進するよう情報提供を行う「なごや女性活躍応援企業見える化サイト」の運営保守管理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	該当サイトでは、本市の仕様に合わせてコンテンツ管理システム（CMS）を導入しているが、汎用ソフトではなく該当サイトに合わせた独自技術により構成しており、その構成の手法を知る者はサイト構築事業者である下記業者に限定されるため、万一不具合が発生した場合やサポートを求めたい場合に即時対応が可能な事業者は同社のみである。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	株式会社ラッシュ・インターナショナル
契約金額（円）	610,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局男女平等参画推進課で
電話番号　052-972-2234

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	男女平等参画推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市女性のための総合相談 SNS 相談システム運用保守業務委託
概要	名古屋市男女平等参画推進センター相談室で実施している、家庭や職場、地域などで様々な悩みを抱える女性を対象とする相談事業において、LINEを活用した相談業務を実施するため、システムの運用保守及びサポート業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、エースチャイルド株式会社が開発し、著作権を有する相談システムに、本市独自の仕様内容を実現するための機能追加等を行い開発したものであり、そのプログラム構成等を把握するのは開発者である同社に限られ、同社以外の者が運用・保守を行うことはできない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	エースチャイルド株式会社
契約金額（円）	2,574,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局男女平等参画推進課で
電話番号　052-972-2234

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ戦略課
契約締結日	令和7年4月21日
件名	名古屋スポーツ広報大使出演業務委託
概要	本市におけるスポーツの魅力を効果的に市域内外へ発信することにより、地域の活性化や都市ブランドの向上を図ることで、現地観戦などによりにぎわいあふれ、市民が誇りを持てる都市をめざすことを目的として、名古屋スポーツ広報大使を委嘱している。 本件は、委嘱した広報大使に本市の事業として実施する活動に出演を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋スポーツ広報大使については、名古屋にゆかりがあり、名古屋のスポーツの魅力を積極的に発信する意欲があり、ソーシャル・ネットワーキング・サービスで効果的に多くの方に発信できることを要件として令和6年9月19日に株式会社TWIN PLANET所属のタレントを委嘱した。本件は、委嘱したタレントを本市で開催されるイベントへの出演、本市を中心に開催されるトップスポーツチームの観戦を行い、情報発信をすることで本市のスポーツの魅力を発信するものである。 本件において出演を依頼するタレントは下記業者に所属しており、そのタレントを直接アサインすることができるのは下記業者に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	株式会社TWIN PLANET
契約金額（円）	7,260,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ戦略課です。
電話番号　052-972-3294

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機（5台）の複写に必要な消耗品等の供給に係る契約
概要	電子複写機の使用に係る操作方法の指導・保守・必要な消耗品の供給について契約するもの
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件はこの協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　愛知支社
契約金額（円）	3,030,732

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局総務課です。
電話番号　052-972-2407

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	総務課
契約締結日	令和7年3月19日
件名	新名古屋高架株式会社の物件の賃貸借
概要	経済局各所属の庁舎内に保管しきれない文書や物資などを保管するために、新名古屋高架株式会社の物件の借入れを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本庁舎内の執務室・書庫スペースは慢性的に不足しており、引き続き本庁舎外にも書庫スペースの確保が必要である。 従来から下記業者の物件を経済局所管の倉庫として利用しているところ、庁舎から近く、近傍の民間倉庫と比べても低額な賃借料で借り入れている。 また、下記業者以外の者から物件を借り入れる場合、倉庫内の書類・書 棚等を全て移転させるとなると、運搬に多大な労力が必要となること、また 運搬する際の紛失・情報漏えいの懸念もある。 以上の点から、下記業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	新名古屋高架株式会社
契約金額（円）	月額108,012

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局総務課です。
電話番号　052-972-2407

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	地域商業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	商店街商業機能再生モデル事業（リノベーション事業）アドバイザー・運営業務委託
概要	商店街の商業機能再生を図るためのモデル事業として、空き店舗の活用プランを策定するワークショップを実施するとともに、プランの実店舗化に対する支援及びプロモーションを通して、商店街エリアの活性化に資するような魅力ある店舗の創出や、地域に根ざしてエリアマネジメントに取り組む人材の発掘・育成を図るもの。 本業務委託においては、ワークショップやプロモーション等を円滑に実施するためのアドバイザー・運営業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	本事業の事業目的は空き店舗の活用を契機とした商店街エリアの活性化及びエリアマネジメントに取り組む人材の発掘・育成であり、その目的達成のためには、具体的なまちづくり課題の解決に取り組むため新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、公募型プロポーザル方式を実施した。 評価基準に基づき応募のあった1者の提案を評価した結果、最低基準点（180点）を上回った下記契約候補者が契約相手として相応しいと判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 商号　株式会社ナゴノダナバンク 順位　1位 得点　265点（300点満点）
契約の相手方	株式会社ナゴノダナバンク
契約金額（円）	5,198,160

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局地域商業課です。
電話番号　052-972-2432

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	地域商業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	商店街商業機能再生モデル事業（外部人材交流促進事業）アドバイザー・運営業務委託
概要	商店街の商業機能再生を図るためのモデル事業として、商店街外部の人材を対象とした拠点づくりに必要な知識を学ぶ講座及び市内商店街とイベント等での交流を行うトライアル、商店街内部の人材等を対象とした地域のコーディネーターとしての役割を学ぶ講座を実施することで、商店街と外部人材との交流・定着を図るもの。 本業務委託においては、講座やトライアル等を円滑に実施するためのアドバイザー・運営業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	本事業の事業目的は、商店街と開業希望の外部人材との交流を通した商店街エリアの活性化を図るとともに外部人材の新規開業・定着を促進することである。その目的達成のためには、既存の概念にはない新規性や創造性だけでなく、人材の交流・定着を促進するための工夫やノウハウが必要であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、公募型プロポーザル方式を実施した。 評価基準に基づき応募のあった1者の提案を評価した結果、最低基準点（180点）を上回った下記契約候補者が契約相手として相応しいと判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 商号　株式会社ナゴノダナバンク 順位　1位 得点　262．5点（300点満点）
契約の相手方	株式会社ナゴノダナバンク
契約金額（円）	7,547,760

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局地域商業課です。
電話番号　052-972-2432

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	地域商業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	未来商店街チャレンジ事業運営業務委託
概要	空き店舗の増加、事業者の高齢化、需要減少等の商店街の課題を解決するため、先進技術を有する企業等から未来の商店街や店舗のあり方に関するアイデアを募る「アイデアコンテスト」と、優れた提案について商店街内の空き店舗等での「実証プロジェクト」の実施を支援することを目的とする。 本件では、アイデアコンテストの開催及び実証実験支援の業務委託を行う。
契約の相手方を選定した理由	商店街の「未来」を構想するアイデアコンテストにおいて、テーマ設定や趣旨に適する提案の公募を効果的に実施するためには、受託者においても新しい着想・発想ができることが重要である。加えて、実証プロジェクトを効果的に実施するためには、先進技術に対する理解や商店街との調整等において受託者の能力やノウハウ等が必要不可欠であるため、公募型プロポーザル方式を実施した。 評価基準に基づき応募のあった1者の提案を評価した結果、最低基準点（180点）を上回った下記契約候補者が契約相手として相応しいと判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 商号　株式会社On-Co 順位　1位 得点　262．5点（300点満点）
契約の相手方	株式会社On-Co
契約金額（円）	6,963,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局地域商業課です。
電話番号　052-972-2432

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	地域商業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎にかかる賃貸借契約
概要	東京都内に勤務する名古屋市職員に貸与する宿舎の借入を目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の賃貸借であり契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行った。
契約の相手方	所有者個人
契約金額（円）	月額118,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局地域商業課です。
電話番号　052-972-2432

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	次世代産業振興課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	先進技術社会実証支援事業運営業務委託
概要	本市において先進技術の有用性を広く周知するとともに、先進技術の研究開発や社会実証を促進するため、先進技術の社会実証にかかる支援を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は日々進歩する先進技術について伴走支援等によりその社会実証を支援するものであり、その遂行には、最新の技術動向に対する深い知見に基づいた実証プロジェクトを構築する創造性が必要不可欠であることから、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 公募型プロポーザルの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　特定非営利活動法人コミュニティリンク　222点（最低基準点180点）
契約の相手方	特定非営利活動法人コミュニティリンク
契約金額（円）	36，976，390

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局次世代産業振興課です。
電話番号　052-972-2418

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	次世代産業振興課
契約締結日	令和7年4月10日
件名	イノベーター創出促進事業運営業務委託
概要	イノベーションの担い手を創出するため、新規事業の開発や起業を目指す人材を育成するプログラムやプレゼンテーションイベントを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該事業は社会に変革をもたらすイノベーターの創出を目的としており、その目的達成には急速に変化する社会情勢を踏まえた事業開発手法やイノベーションにつながる最新テクノロジーに関する知見などについて、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 公募型プロポーザルの結果は次のとおりであり、1位の提案者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位　JellyWare株式会社　247点　（最低基準点180点）
契約の相手方	JellyWare株式会社
契約金額（円）	17，990，500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局次世代産業振興課です。
電話番号　052-972-2418

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	次世代産業振興課
契約締結日	令和7年4月16日
件名	研究開発型イノベーション創出支援事業運営業務委託
概要	当地域におけるイノベーション創出に向けて、大学・研究機関と連携して新製品等の研究開発に取り組む企業を支援するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は新たな価値を生むイノベーションの創出を目的としており、その目的達成には最新の研究成果や先進技術動向に関する知見など、急速に変化する社会情勢を踏まえた新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できない。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型プロポーザル方式を実施した。 公募型プロポーザルの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社文化資本創研　227.5点 2位　株式会社ATOMica　210点
契約の相手方	株式会社文化資本創研
契約金額(円)	19,916,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局次世代産業振興課です。
電話番号　052-972-2419

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度グローバルスタートアップ創出促進事業運営業務委託
概要	世界に通用するトップレベルのスタートアップ企業を創出するため、グローバル展開を目指すスタートアップ企業の急速な成長を支援するプログラムを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、参加者への講義などの提供を通じて、世界に通用するトップレベルのスタートアップ企業を育成、輩出することが主な目的であり、創造性を求めることが必要不可欠で、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本事業の成果に著しい差異が生じると認められるため、公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社カチノデ　　246点 2位　株式会社みらいワークス　220点
契約の相手方	株式会社カチノデ
契約金額（円）	9,944,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度起業家等交流プログラム運営業務委託
概要	世界的に著名な「Venture Café（ベンチャー・カフェ）」と連携した起業家等交流プログラム「NAGOYA CONNÉCT(ナゴヤコネクト)」を実施するにあたり、運営に必要な各種の業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	一般社団法人ベンチャー・カフェ東京は、国内で唯一、世界的に著名な起業家等交流プログラムである「ベンチャー・カフェ」のライセンスを利用することが許可された法人であり、その性質又は目的が競争入札に適しないものといえるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
契約の相手方	一般社団法人ベンチャー・カフェ東京
契約金額（円）	64,408,080円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度スタートアップ共創促進事業運営業務委託
概要	当地域内におけるスタートアップと事業会社等のオープンイノベーションをはじめ共創を促進するため、マッチング及び伴走支援を実施するとともに共創促進イベントを開催するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、スタートアップと事業会社等の共創に向けたヒアリングからマッチング、伴走支援を実施することで当地域の共創を促進することが主な目的であり、創造性を求めることが必要不可欠で、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本事業の成果に著しい差異が生じると認められる。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった1者について、評価委員により下記評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記契約候補者の各評価点の平均が6割以上かつ、半数以上の評価委員から6割以上の評価点を得たことから、契約相手として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社eiicon　233点
契約の相手方	株式会社eiicon
契約金額（円）	14,978,645

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東京事務所職員宿舎にかかる賃貸借契約
概要	東京都内に勤務する名古屋市職員に貸与する宿舎の借入を目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の賃貸借であり契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167 条の2 第1 項第2 号に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	有限会社カズハウス
契約金額（円）	月額130,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和7年4月4日
件名	令和7年度中学生・高校生IT・AI活用起業体験プログラム運営業務委託
概要	中学生・高校生を対象に、IT・AIを活用したプログラミング学習や起業を体験するワークショップを実施するもの
契約の相手方を選定した理由	本プログラムは、ITやAIを活用したプログラミング学習や事業創出に取り組む体験を提供し、その体験を通じて起業家精神の醸成や起業家的資質の向上を図ることが目的であり、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本プログラムの成果に相当な差異が生じると認められ、創造性を求めることが必要不可欠であるため、公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社エー・アール・シー名古屋営業所　247点 2位　ミテモ株式会社　243点
契約の相手方	株式会社エー・アール・シー名古屋営業所
契約金額（円）	23,199,990

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和7年4月7日
件名	令和7年度スタートアップまちなか実証推進事業運営業務委託
概要	まちなかにおいて社会実証が活発に行われる「世界の実証実験都市なごや」を目指し、民間フィールドにおけるスタートアップ等による社会課題解決を通じた先進技術の実証及び実装を推進するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、民間フィールドにおけるスタートアップによる社会課題解決を通じた先進技術の実証及び実装を推進することが主な目的であり、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本事業の成果に著しい差異が生じると認められることから、契約の相手方に創造性を求めることが必要不可欠である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった 2者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記1位の提案者が最高点を獲得したことから契約相手として最も相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社　224点 2位　株式会社アルファドライブ　189点
契約の相手方	デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社
契約金額（円）	19,999,999

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和 7年 4月 7日
件名	令和 7年度小学生起業家入門プログラム及び起業家教育授業運営業務委託
概要	小学生を対象に、ゲームを通じて社会や経済の仕組みを学ぶワークショップや保護者とともにアイデア創出を学ぶワークショップのほか、教育委員会と連携し、学校教育におけるキャリア教育の一環として起業家教育を実施するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、起業家精神の醸成や起業家的資質の向上、起業関心層の裾野拡大が目的であり、創造性を求めることが必要不可欠で、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本事業の成果に著しい差異が生じると認められるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった 2者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記1位の提案者が最高点を獲得したことから契約相手として最も相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社ドングルズ　227点 2位　スタートアップポップコーン株式会社　217点
契約の相手方	株式会社ドングルズ
契約金額（円）	13,194,445

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和 7年 4月 8日
件名	令和 7年度中学生起業家教育授業運営業務委託
概要	中学生を対象に、教育委員会と連携し、学校教育におけるキャリア教育の一環として起業家教育を実施するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、学校現場において起業家教育を実施することで、起業関心層の裾野を拡大することが主な目的であり、創造性を求めることが必要不可欠で、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により本事業の成果に著しい差異が生じると認められるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった 4者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、下記1位の提案者が最高点を獲得したことから契約相手として最も相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社ガイアックス　254点 2位　スタートアップポップコーン株式会社　243点 3位　パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社BPO事業本部　219点 4位　株式会社ATOMica　197点
契約の相手方	株式会社ガイアックス
契約金額（円）	9,986,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	スタートアップ支援課
契約締結日	令和 7年 4月23日
件名	令和 7年度高校生ディープテックプログラム運営業務委託
概要	高校生を対象に、大学と連携し、宇宙をテーマにした実践的なワークショップや、最先端技術の海外視察を実施するもの
契約の相手方を選定した理由	本事業は、起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進することを目的としており、契約の相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により当プログラムの成果に相当な差異が生じると認められ、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 提案があった1者について、評価委員により評価基準に基づき事業者の能力及び提案を評価した結果、各評価点の平均が6割以上かつ、半数以上の評価委員から6割以上の評価点を得たことから、契約相手として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位　株式会社GOCCO.　224点
契約の相手方	株式会社GOCCO.
契約金額（円）	15,999,999

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局スタートアップ支援課です。
電話番号　052-972-3046

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業立地交流課
契約締結日	令和7年4月14日
件名	中小企業海外展開支援事業業務委託
概要	中小企業の海外事業展開を支援するため、海外企業とのオンラインによる商談及び現地を訪問しての商談の機会を提供するとともに、商談スキル向上等を目的としたセミナーを開催する。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、企画内容等価格以外の要素を評価して選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施した。 評価委員による評価において、評価基準に基づき1者からの提案を評価した結果、最低基準点を上回り、契約相手として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。 提案者の順位と順位点合計 1位　一般社団法人海外事業支援センター　202.5点
契約の相手方	一般社団法人海外事業支援センター
契約金額（円）	11,491,370

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業立地交流課です。
電話番号　052-972-2422

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場南部市場管理課
契約締結日	令和7年3月17日
件名	南部と畜場小動物トロリータグ整備委託
概要	小動物トロリーにタグを取り付けるバンドが切れる事象が発生しており、切れたバンドが枝肉へ混入することが懸念されるため、ビスを使った固定に変える整備を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本トロリーに取り付けてあるタグとバンドは、令和3年度の南部市場情報システムの更新に伴って施行したもので、日本電気機器株式会社がタグやバンドの取付に関して設計・開発段階から携わっている。 本委託は、システムのタグリーダーとの位置調整が必要であり、調整ができるのはシステムの設計・開発段階から携わった日本電気機器株式会社のみであるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき随意契約を締結した。
契約の相手方	日本電気機器株式会社
契約金額（円）	4,994,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局中央卸売市場南部市場管理課です。
電話番号　052-614-4129

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場南部市場管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	南部と畜場と畜解体機器等点検業務委託(長期継続契約)
概要	南部と畜場内に設置されている空気圧駆動式カッター「エア駆動式デハイダー(米国ジャービス社製)」による、と畜解体業務を円滑に行うことができるよう、機器の定期点検及び交換部品等の発注・管理に係る業務を3年間委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務は、機器を常に適正に使用できる状態に保つため、と畜作業後速やかに計画的な分解、洗浄、部品点検・交換等が必要であり、と畜解体作業と十分な連携をとる必要がある。 このようにと畜解体作業と密接に関わりを持ち、状況に応じて臨機応変な対応が求められると畜解体機器等点検業務を円滑・適正に実施するには、と畜解体作業と当該業務が一体化されていなければならない。名古屋市南部と畜場条例に基づき、南部と畜場におけると畜業の承認を受けている業者は、公益財団法人名古屋食肉公社のみであり、契約先が限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公益財団法人名古屋食肉公社と随意契約を締結した。
契約の相手方	公益財団法人名古屋食肉公社
契約金額(円)	4,602,400(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局中央卸売市場南部市場管理課です。
電話番号　052-614-4129

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場南部市場管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	南部市場情報システム保守点検委託
概要	本委託は、牛・豚のと畜解体・衛生管理及び牛・豚枝肉のせり業務が円滑に行われることを目的に、生産管理システム及びせり管理システムの各機器定期点検及び随時故障対応（ソフトウエアに対する電話、遠隔操作等でのシステムサポート、部品の交換）を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、主に生産管理サーバー、せり管理サーバー、ラベルプリンタ、計量器及び大動物・小動物せり機械（電光表示盤、無線式応札機、ラベルプリンタ等）で構成されており、当該システムを用いてと畜解体作業及び牛、豚のせりが行われている。食品であるがゆえに安定かつ迅速な運用が強く要求されている。 当該システムは、令和３年度に南部市場情報システムの更新に伴って整備したもので、日本電気機器株式会社にシステムを設計・開発させて施工したものである。 本システムを良好な状態で稼働させるため、保守点検業務を施行できるのは独自に開発した日本電気機器株式会社のみのため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、日本電気機器株式会社と随意契約を締結した。
契約の相手方	日本電気機器株式会社
契約金額（円）	5,610,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局中央卸売市場南部市場管理課です。
電話番号　052-614-4129

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	富士フイルムビジネスイノベーション社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	観光文化交流局4台の電子複写機の使用に係る操作方法の指導・保守・必要な消耗品の供給について契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社愛知支社を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行ったもの。
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額（円）	3,832,752

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局総務課です。
電話番号　052-972-3106

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	燃料電池バス「SORA」のメンテナンス業務委託
概要	令和5年度からリースを開始し、市内中心部の観光施設を周遊するなごや観光ルートバス「メーグル」（以下「メーグル」という）として利用している燃料電池バス「SORA」（以下「SORA」という。）について、定期点検、車検（継続検査）等を含めたメンテナンス業務の委託を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	SORAは、トヨタ自動車株式会社が日野自動車株式会社と共同開発したもので、バス車両の修理や点検などの技術的なアフターサービス分野に関して、トヨタ自動車は日野自動車及び各地の日野自動車販売会社に業務を委託している。 燃料電池バスは、通常のディーゼルバスと異なり、燃料電池機器固有の定期的な点検整備が必要だが、メーグルの運行・整備を実施している本市交通局の浄心営業所（以下「浄心営業所」という。）では、燃料電池機器固有の点検整備実績がない。 路線バスの安全な運行には、燃料電池バスの構造・性能を熟知した業者による確実な点検整備が必要であるほか、点検の特性上、整備を行う事業所から水素ステーションまでの距離が片道30分以内である必要がある。 定期点検や車検（継続検査）を最短期間で実施し、メーグルの運行への影響を最小限にするためには浄心営業所の近隣に事業所を有していることも必要である。 これらの条件を満たし、本業務を遂行できるのはSORAを開発した日野自動車の愛知県下を担当する販売会社である契約予定事業者に限定される。 以上の理由から下記業者を本業務の委託契約の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約をするもの。
契約の相手方	住所　名古屋市瑞穂区神穂町7番1号 商号　愛知日野自動車株式会社
契約金額（円）	1,964,723円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号　052-972-2425

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋おもてなし武将隊を活用した名古屋城でのおもてなし業務および観光PR業務委託
概要	・名古屋城の来場者に対して、名古屋おもてなし武将隊が、お出迎え、記念撮影、演武などのおもてなし業務を行うことで、来場者の満足度向上、名古屋城の魅力向上及び情報発信を行う。 ・名古屋市内外で実施する観光PRイベント等において、名古屋おもてなし武将隊を活用した名古屋の観光魅力の発信を行い、観光客の誘致を推進する。
契約の相手方を選定した理由	・名古屋おもてなし武将隊は、平成21年度より国の「ふるさと雇用創出事業」を活用し、本市と㈱三晃社で共同して創り上げてきた。 ・現在、武将隊は全国的な人気を持つに至り、本市の観光推進における貴重な観光資源に成長している。令和4年10月に実施した武将隊の活用におけるサウンディング調査では、仮に他の事業者が事務局運営を行った場合、現在の水準を維持することは困難であるとの結果に至っている。 以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本件業務について㈱三晃社と随意契約するものである。
契約の相手方	株式会社三晃社
契約金額（円）	56,999,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号　052-972-2406

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市観光案内所管理運営委託
概要	本市が設置している観光案内所（金山観光案内所・名古屋駅観光案内所・オアシス21iセンター）において、本市及び広域の観光・交通・宿泊・歴史・文化等にかかる質、量に富んだ観光情報の収集・発信、案内・相談等を行う観光案内業務の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の観光案内所の運営においては、観光庁の示す外国人観光案内所の設置・運営の在り方指針（令和5年3月〈改訂版〉）の運営主体に求めている公平・中立性を行政設置の観光案内所として満たす必要がある。 さらに、本市はJNTO認定外国人観光案内所のカテゴリー3を満たしており、多様化するニーズに的確に対応し、英語等で観光案内をしている。ますます増加するインバウンドへの対応のため、当該業務水準は維持する必要がある。 そうしたことから、以下の点を業務履行の条件とする必要がある。 （1）行政及び各地の観光協会、旅行、宿泊、飲食、交通、観光施設業等の幅広い事業者との連携のもと、市内だけではなく全国の観光情報を正確に収集し、また、公平中立な立場で取捨選択のうえ情報提供できること。 （2）外国人観光客への観光案内を行うために必要な知識と英語等の語学力を併せ持ち、さらに多様化する来訪者へのニーズに的確に対応するノウハウを有する経験豊かな人材による観光案内等を常時行うことができること。 これらの点について、本市の観光振興を図るために官民共同出捐のもと設立された（公財）名古屋観光コンベンションビューローは、観光関連事業者約570社の賛助会員を有することから幅広くかつ正確に観光情報を収集することが可能であることに加え、公益財団法人として、行政に準じた公平中立な情報提供を担保できる。 さらに、英語スタッフの配備はもとより、中国語・ハングルをはじめ6か国語での多言語対応体制を有し、財団発足時から観光案内所の運営業務を行っている対応実績があり、十分な対応が可能である。 （次頁へ続く）

	また、当該法人の目的は、定款第3条（目的）に記されているとおり、「名古屋市及びその周辺地域の産業技術、文化、歴史等の資源を活用して、コンベンションの誘致及び観光の振興を図ることにより、名古屋市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与すること」であり、同定款第４条（事業）には、当該法人の目的を達成するための公益目的事業として「観光案内所において観光客に対する情報の提供、地域住民のボランティアによる観光案内等を行う」と明確に記されていることから公益的立場で公平中立に情報提供できると考えられる。 以上の理由により、本業務を履行するうえで必要な要件を備えるのは、現時点では当該財団しかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。
契約の相手方	住所　名古屋市中区栄二丁目１０番１９号 商号　公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
契約金額（円）	102,582,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号　052-972-3156

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋おもてなし武将隊事業に関する商標権の貸与
概要	「名古屋おもてなし武将隊」の商標及び使用料等について、名古屋おもてなし武将隊運営事業者と事業に関する協定書を締結するもの
契約の相手方を選定した理由	・名古屋おもてなし武将隊は、平成21年度より国の「ふるさと雇用創出事業」を活用し、本市と㈱三晃社で共同して創り上げてきた。 ・「名古屋おもてなし武将隊」の商品及び役務に関して、本市において平成22年10月に商標登録し、令和2年に登録更新。（令和12年10月満了予定） ・現在、武将隊は全国的な人気を持つに至り、本市の観光推進における貴重な観光資源に成長している。令和4年10月に実施した武将隊の活用におけるサウンディング調査では、仮に他の事業者が事務局運営を行った場合、現在の水準を維持することは困難であるとの結果に至っている。 ・㈱三晃社において令和7年度も継続的な自主運営を予定している。 以上の理由から、本市が保有する商標権について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、使用対価に関する事項も含めた協定を㈱三晃社と締結するものである。
契約の相手方	株式会社三晃社
契約金額（円）	本商標又は本著作物を使用し若しくは第三者に再使用許諾して実施する収益事業によって得た収入に3%を乗じた金額

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号　052-972-2406

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	国際交流課
契約締結日	令和7年4月14日
件名	ウクライナ避難民支援登録業務及び個別相談業務
概要	侵攻開始から3年を経てもなお増加を続ける当地域在住のウクライナ避難民の支援に向けて必要となる物資・ボランティア等を把握し、支援意向のある人との受け渡しを行うことで、避難民が安心して生活を送れるよう支援するとともに、市内在住の避難民の状況を個別に把握し、必要に応じて行政機関等の窓口に同行するなど、安心して生活できる環境づくりの支援を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当地域在住のウクライナ避難民の支援にあたっては、ウクライナ人コミュニティを代表する組織「日本ウクライナ文化協会」と連携し、避難民に寄り添った支援が不可欠である。また、各種ニーズの調整窓口、広汎な市民・企業・各種団体などからの支援の申し出に対応でき、迅速かつ切れ目のない支援が可能であることに加え、多くのウクライナ避難民に認識されていることが必要である。 契約予定者は、これまでウクライナ避難民を支援する民間ネットワーク「あいち・なごやウクライナ避難民支援ネットワーク」事務局として中心的な役割を担っており、日本ウクライナ文化協会と連携しながら避難民に寄り添った支援を実施している。加えて、契約予定者は、令和4年度から本業務を受託しており、迅速かつ切れ目のない支援が可能であることに加え、物資提供等、避難民支援の拠点として幅広くウクライナ避難民に認識されている。 以上のことから本業務を履行するうえで必要な要件を備えるのは、現時点では当該団体しかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。
契約の相手方	名古屋市東区泉1－13－34　名建協2階 特定非営利活動法人レスキューストックヤード
契約金額（円）	6，140，200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、国際交流課です。
電話番号　052-972-3062

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	MICE推進課
契約締結日	令和7年2月10日
件名	名古屋国際会議場防排煙設備調査業務
概要	本業務は、名古屋国際会議場2～4号館の大規模改修事業に含まれない防排煙設備の不良個所の特定及び改修方針検討のための調査を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋国際会議場の防排煙設備は過去の点検で動作不良が多数報告されており、修理を要するものが多い状況である。防排煙設備は防排煙機器、煙感知器、各配管配線、中央監視装置との信号送受など、動作に関連する附帯機器が多く、不具合箇所特定にあたっては、名古屋国際会議場2～4号館の設備機器の全体構成を把握する必要がある。また、本業務は名古屋国際会議場2～4号館等改修事業で改修する機器との関連性も考慮する必要があるため、当該事業における設備機器の改修内容を把握していなければ実施することができない。 下記業者は、名古屋国際会議場2～4号館等改修事業の受託者である共同企業体の設計業務及び建設業務を担当する企業であり、前述の条件を満たす唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	清水建設株式会社名古屋支店
契約金額（円）	3,080,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、MICE推進課です。
電話番号　052-972-3185

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市民会館喫茶スペース出店者募集
概要	名古屋市民会館喫茶スペースを運営する出店者を募集するもの。
契約の相手方を選定した理由	喫茶店の営業・運営において、契約の相手方の能力・技術・センス・経験に基づくノウハウ等により成果に相当な差異が生じると認められることから、本市が定める仕様では事業の目的が達成が困難である。 このことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位　株式会社サンモリッツ＆東京青山ロハスビーンズ　226点
契約の相手方	株式会社サンモリッツ＆東京青山ロハスビーンズ
契約金額（円）	貸付料　年額2,916,000円（月額243,000円）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局文化芸術推進課です。
電話番号　052-972-3175

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	クリエイティブ・リンク・ナゴヤの事務所借り上げにかかるナディアパークビジネスセンタービルの賃貸借契約
概要	名古屋アーツカウンシルの推進を担うクリエイティブ・リンク・ナゴヤの事務所として使用するため、ナディアパークビジネスセンタービル19階への入居について、締結されている賃貸借契約の規定により、賃貸借契約を自動更新するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、不動産の借り入れ契約であり、性質上契約の相手方が不動産の所有者に特定されるため、地方自治体第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	三菱UFJ信託銀行株式会社
契約金額（円）	月額597,960円（税込）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局文化芸術推進課です。
電話番号　052-972-3172

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ナディアパーク管理者業務委託
概要	ナディアパーク共用部分の管理運営は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、令和7年4月1日から当該ビル管理者に公益財団法人名古屋産業振興公社を選任し、業務委託契約を締結して管理を行う予定であり、令和7年度について業務委託契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	「建物の区分所有等に関する法律」に基づき定めた「ナディアパーク管理規約」に則った契約として、相手方が公益財団法人名古屋産業振興公社に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	ナディアパーク管理者　公益財団法人名古屋産業振興公社
契約金額（円）	80，741，000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、文化芸術推進課です。
電話番号　052-972-3175

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	金山南ビル美術館棟維持管理業務委託
概要	金山南ビル美術館棟（以下「美術館棟」という。）の維持管理業務（以下「本業務」という。）を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、美術館棟設備の運転監視、保守点検及び緊急時の初期対応等の維持管理を行うものである。 金山南ビルは、美術館棟と高層棟で構成されているが、それぞれの設備は連結し、高層棟側にある中央監視室でビル全体の一括集中管理がなされている。ビル全体の維持管理は管理規約により（公財）名古屋まちづくり公社が管理者として定められており、現状、共用部は平成11年より一貫して、同公社が委託している下記業者がその業務を行っている。 本業務は、中央監視室との一体管理が必要であり、これを遂行できるのはビル全体の維持管理を行っている業者に限定されることから、下記業者を本業務の委託契約の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約をするもの。
契約の相手方	名鉄ビルサービス株式会社
契約金額（円）	41，685，600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、文化芸術推進課です。
電話番号　052-972-3175

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ナディアパークセキュリティ管理業務委託
概要	ナディアパーク共用部分のセキュリティ管理業務について、令和7年度について業務委託契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象建築物の所有者以外の事業者がセキュリティ管理業務を受託する場合は、警備業法第4条の認定が必要である。令和7年4月1日よりナディアパーク管理業務委託を受託予定の公益財団法人名古屋産業振興公社は、認定を受けていないため、セキュリティ管理業務を担うことができない。ナディアパーク全体の管理業務については、日本管財株式会社がナディアパーク管理者から第三者委託を受けており、セキュリティ管理業務のみを他社に委託することは望ましくない。以上の理由より、本件については、日本管財株式会社を契約の相手方とすることがふさわしいと判断したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約をするもの。
契約の相手方	日本管財株式会社
契約金額（円）	12，174，000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、文化芸術推進課です。
電話番号　052-972-3175

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所管理活用課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	西の丸御蔵城宝館管理者業務委託
概要	名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の管理運営方式として、「建物の区分所有などに関する法律」に基づき、当該建物の管理者に選任された一般財団法人名古屋城振興協会に対し、管理業務委託を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	「建物の区分所有等に関する法律」に基づき定めた「名古屋城重要文化財等展示収蔵施設管理規約」の則った契約として、相手方が当該建物の管理者に特定されるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をするもの。
契約の相手方	一般財団法人名古屋城振興協会
契約金額（円）	29,958,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名古屋城総合事務所管理活用課です。
電話番号　052-231-1700

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所管理活用課
契約締結日	令和7年4月1日（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
件名	電子複写機の複写に係る消耗品等の供給
概要	名古屋城総合事務所の電子複写機2台について、操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給について契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な、団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件はこの協定に準じて、価格を定め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものである為、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	キャノンシステムアンドサポート株式会社　中部営業本部
契約金額（円）	2,719,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名古屋城総合事務所管理活用課です。
電話番号　052-231-1700

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写の購入
概要	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体が、自主的に制作した名古屋城本丸御殿の復元模写2面を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	本丸御殿の復元模写制作は、御殿の公開スケジュールにあわせ、主要な絵から計画的に制作している。 今回の購入の対象物である復元模写2面は、計画上は後期に制作を予定していたものであるが、制作時期の長期化で書き手が変わることにより、作品の完成度に差異が生じる懸念が想定されたことから名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体が計画に先立ち自主的に制作し、所有している。 平成29年度からの使用貸借契約によって、現在既に名古屋城本丸御殿で観覧に供されているが、本市が所有すべきものであるため、購入するもの。 従って、この名古屋城本丸御殿の復元模写を既に有している者は名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体
契約金額（円）	5,016,814

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号　052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市観光文化交流局職員宿舎にかかる賃貸借契約（長期継続契約）
概要	京都市内に勤務する名古屋市職員に貸与する宿舎の借入を目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	文化庁に職員を派遣するにあたり、勤務地が京都市内となることから、派遣職員の住宅として、民間住宅を借り上げ、賃貸借契約を締結する必要がある。 本件は、下記の条件を満たす物件を契約することが望ましく、不動産の賃貸借であり契約の相手方が特定され、競争入札に適さないことから、地方自治法第167条の２第１項第２号に基づく随意契約により契約の締結をするもの。 ＜職員宿舎選定の条件＞ １　耐震性の確保のため、昭和56年施行の建築基準法施行令に準拠した建築であること ２　非常時に迅速に対応できるようにするため、宿舎から文化庁庁舎までの距離が8km程度であること ３　賃借料及び共益費の計が、月額130千円以下であること
契約の相手方	株式会社ウインドウ
契約金額（円）	月額92,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号　052-231-1700

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋城天守閣整備事業天守台石垣モニタリング調査業務委託
概要	名古屋城天守閣整備事業（以下、「本事業」とする。）は、平成27年度に実施した技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、平成29年5月9日に基本協定を締結した。平成29年度には優先交渉権者の提案に基づき木造復元の基本設計業務を実施し、平成30年度からは実施設計業務を進めている。 本業務は、天守台及び周辺石垣の保存を目的として、石垣の変動を観測する調査を優先交渉権者の技術提案書及び基本協定書第5条第1項第3号に基づき実施するものであり、平成30年度から継続的に行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条の規定に基づき技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを採用し、契約予定業者を優先交渉権者として選定している。 技術提案・交渉方式において選定された優先交渉権者は、「特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第1号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社　竹中工務店名古屋支店
契約金額（円）	4,763,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号　052-972-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の追加（その４）
概要	名古屋城天守閣整備事業（以下、「本事業」とする。）は、平成27年度に実施した技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、平成29年5月9日に基本協定を締結した。 平成29年度は、優先交渉権者の提案に基づき木造復元の基本設計業務を実施し、平成30年度は、基本設計を踏まえ、天守閣木造復元本体工事に先行して、木材の手配・製材・保管・乾燥を行う「先行工事（木材の製材）」（以下「木工事」という。）を契約した。 本工事は、既に契約をしている木工事において令和3年度末までとしていた木材の保管を継続して実施するものであり、基本協定書第5条第1項第5号に基づき行うもの。工期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条の規定に基づき技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを採用し、契約予定業者を優先交渉権者として選定している。 技術提案・交渉方式において選定された優先交渉権者は、「特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第1号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社　竹中工務店名古屋支店
契約金額（円）	114,952,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号　052-972-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋城天守閣整備事業令和7年次石垣保存対策工事
概要	名古屋城天守閣整備事業（以下、「本事業」とする。）は、平成27年度に実施した技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、平成29年5月9日に基本協定を締結した。平成29年度には優先交渉権者の提案に基づき木造復元の基本設計業務を実施し、平成30年度からは実施設計業務を進めている。 本業務は、天守台周辺石垣について、現天守閣解体及び木造復元を見据え、これまでの調査で把握した石垣の劣化等に対して、保存を目的として適切な措置を行うための保存対策工事を実施するものであり、基本協定書第5条第1項第7号に基づき行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条の規定に基づき技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを採用し、契約予定業者を優先交渉権者として選定している。 技術提案・交渉方式において選定された優先交渉権者は、「特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第1号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社　竹中工務店名古屋支店
契約金額（円）	169,136,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号　052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作委託
概要	現存している名古屋城旧本丸御殿障壁画及び焼失し現存していない障壁画を、描かれた約400年前の状態に復元模写するもの。 復元模写は平成4年から進めており、令和6年度末で1,000面の完成を予定している。令和7年度は46面程度の復元模写を行うもので、最終的には1,362面の復元を予定している。 また、復元した障壁画は翌年度以降に本丸御殿に表具し、観覧に供する予定である。
契約の相手方を選定した理由	〇専門的な分野に係る特定役務 名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作は、日本画史上最大の画派「狩野派」の絵師たちにより描かれ、往時の本丸御殿を彩った障壁画の美と色彩感覚を現在によみがえらせるため進めているものであり、忠実に復元するため、 ①日本画の模写、とりわけ復元模写についての知識・経験・能力を有していること。 ②名古屋城本丸御殿障壁画特有の、原作者（狩野派）や描かれた当時の画風など歴史的背景に深い知識や研究実績を有し、焼失した障壁画を含め復元できる能力を有していること。 ③委託枚数を制作する体制が確保できること。 の全ての要件を満たすものに委託する必要がある。 名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体は、本件事業を行うために設立した団体で、平成4年度から復元模写制作を行っている。長年の研究や実績により蓄積された知識・経験・能力を有し、また本丸御殿障壁画を復元するための人材育成も併せて行っており、復元するための組織体制が整っているため、上記の要件を満たしている。 また加えて、既に復元されている模写との微妙な色調等を統一することが必要であり、継続して委託することによって本事業を確実に遂行することができる。 従って、すべての要件を満たす者は名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	名古屋城本丸御殿障壁画復元模写制作共同体
契約金額（円）	45,056,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号　052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年4月10日
件名	名古屋城天守閣整備事業石垣保存対策設計業務委託
概要	名古屋城天守閣整備事業（以下、「本事業」とする。）は、平成27年度に実施した技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、平成29年5月9日に基本協定を締結した。平成29年度には優先交渉権者の提案に基づき木造復元の基本設計業務を実施し、平成30年度からは実施設計業務を進めている。 本業務は、天守台及び周辺石垣について、現天守閣解体及び木造復元を見据え、これまでの調査で把握した石垣の劣化等に対して、保存を目的として適切な措置を行うための保存対策設計を実施するものであり、基本協定書第5条第1項第2号に基づき行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条の規定に基づき技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを採用し、契約予定業者を優先交渉権者として選定している。 技術提案・交渉方式において選定された優先交渉権者は、「特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第1号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社　竹中工務店名古屋支店
契約金額（円）	20,147,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号　052-972-2488

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年4月17日
件名	名古屋城木造天守における昇降設備設置にかかる技術検討資料作成業務委託
概要	名古屋城天守閣整備事業では、木造天守におけるバリアフリーを実現するため、令和4年度に公募で選定した昇降設備の開発を進めている。合わせて、木造天守側の対応として、昇降設備の設置に伴う、柱や梁等の構造補強や防災避難計画等に関する技術的な検討を進めており、可能な限り上層階までの設置を目指している。 本業務は、昇降設備の設置に伴う技術検討を進めるため、昇降設備開発の情報や木造天守の技術検討情報をもとに、実施設計中の木造天守のCGモデル等を用いて、有識者への意見聴取や関係者との調整等に活用できる映像等による技術検討資料を作成するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、現在進行中の実施設計業務と並行して作業を行うとともに、令和7年度に予定する有識者からの意見聴取や関係者との調整などを踏まえ、それらの進行状況や検討内容に応じて柔軟に対応しながら進めていく必要がある。 当該業務を円滑かつ的確に実施できるのは、天守閣整備事業の優先交渉権者として、木造天守の実施設計業務に携わり、木造天守の復元計画に精通・熟知している株式会社竹中工務店名古屋支店に限定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社　竹中工務店名古屋支店
契約金額（円）	14,091,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。
電話番号　052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　電子複写機の使用賃借及び消耗品等の供給（総務課はじめ7台）
概要	電子複写機の貸借及び機器の保守並びに必要な消耗品の供給
契約の相手方を選定した理由	各社の電子複写機の機能及び仕様を比較検討した結果、契約の相手方のものが当局の必要とするものに合致したため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
契約金額（円）	5,698,704

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	環境局（東京事務所兼務）職員宿舎に係る物件の賃貸借
概要	環境局から環境省へ研修生を派遣することに伴い、研修生（総務局東京事務所兼務）が入居する職員宿舎を用意するため、マンションの借上げを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産の賃貸借であり、契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結しようとするもの。
契約の相手方	関　穣司
契約金額（円）	3,058,250円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	アプリを活用した生物多様性調査・保全活動の促進に係る業務委託
概要	市内の生態系に重要な場所を将来にわたり保全していくため、生きものの種類を写真からAIが判定し、図鑑機能等を備える既製のスマートフォンアプリ「Biome(株式会社バイオーム)」を活用し、身近な自然の調査・保全活動に関わる人の拡大や市民参加による情報収集を目的とした業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は既存のスマートフォンアプリを活用し、AIによる種の同定を取り入れた生物多様性調査を行うことで調査・保全活動に関わる人の拡大を図るとともに、調査データを精査した上、一括で取得することで情報収集の省力化を図るものである。 現在、日本国内で使用できるAIによる同定機能を有する既存スマートフォンアプリのうち、国内の動植物種について広く和名で対応しているものはBiomeのみであることから、当該アプリの開発事業者である株式会社バイオームと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社バイオーム
契約金額（円）	4,499,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	なごや生きものライブラリー運用保守等業務委託
概要	なごや生物多様性センターのウェブサイト「なごや生きものライブラリー」におけるコンテンツの追加・修正・更新及び運用保守等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	契約候補者は、ウェブサイトの構築事業者であり、ウェブサイトの更新システムやプログラム構成は、契約候補者の持つ技術・手法をもって開発されたものであり、その構成の手法を知るものは契約候補者に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社メディア・クラフト
契約金額（円）	1,122,990

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	環境学習センター展示機器システム等保守業務委託
概要	環境学習センターの展示機器システム及びソフトウェアについて、常時正常な状態で稼働しうるように、保守を行うことを目的とし、定期的に保守（年次定期点検整備等）を行い、且つ不測のトラブルに即時に対応できる体制を整え、各種環境学習プログラム等を常に正常に来館者へ提供できる円滑な運営を行うため、館内展示機器システム等の保守業務委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当館のバーチャルスタジオ及び展示設備は、株式会社丹青社の設計施工によるものである。中心となるバーチャルスタジオは、株式会社丹青社が、当館向けに、独自にコンピュータープログラムを作成して出来ているオリジナルのものである。また、館内機器システムの構築も全て丹青社により行われているため、トラブルが発生した際に、他の業者では迅速早急に復旧することが困難である。 したがって、これらの展示機器システム及びソフトウェアの保守業務を的確且つ円滑に行うためには、各機器に登用されているシステムを熟知し、これに必要な技術・技能を有していることが必要であり、展示機器システム及びソフトウェアを設計施工した株式会社丹青社以外に委託可能な業者はないため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	株式会社丹青社
契約金額（円）	1,177,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　事務連絡車及び市バス用の燃料の購入【岩谷瓦斯水素ステーション充填分（水素ガス）】
概要	各区役所及び環境局で使用する燃料電池自動車及び市バス（燃料電池バス）用の燃料（水素ガス）につき、供給元である岩谷瓦斯株式会社と燃料の調達に関する契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	水素エネルギーの啓発や普及促進を目的として、名古屋市の公用車等に燃料電池自動車及び燃料電池バスを導入して運用しているが、市内近郊には水素ステーションが少ないことに加え、営業時間、定休日が異なることなどから、水素ガスを充填できる十分な環境が整っていない。 そのため、導入部署が利用しやすい市内及び市内近郊に水素ステーションを設置し、地方公共団体と取引可能な全ての事業者と契約する必要があることから、岩谷瓦斯株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。 なお、交通局に導入されている燃料電池バスの水素ガス充填は、配置される鳴尾営業所から近いイワタニステーション名古屋鳴海及びエア・リキード名古屋大高を利用することとしている。
契約の相手方	岩谷瓦斯株式会社
契約金額（円）	6,039,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	分析走査型電子顕微鏡の再賃貸借
概要	現在、分析走査型電子顕微鏡を用いて、アスベストなどの繊維状粒子や、PM2.5、黄砂などの粉じん試料、細菌や組織などの生物試料を高倍率で観察を行ったり、付属のエネルギー分散型X線元素分析装置を用いて、個々の粒子の組成分析を行っている。本件は、平成24年度に導入した分析走査型電子顕微鏡　一式を令和7年度も引き続き賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用中の分析走査型電子顕微鏡は、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社を相手方として賃貸借契約しており、本件は引き続き同一機器を使用するためであるため、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社を相手方とする。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	NX・TCリース＆ファイナンス株式会社名古屋支店
契約金額（円）	1,465,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	炭素分析計の再賃貸借
概要	現在、炭素分析計を用いて、大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の主要成分の炭素成分のうち、有機炭素、元素状炭素を分析している。本件は、平成28年度に導入した炭素分析計を令和7年度も引き続き賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用中の炭素分析計は、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社を相手方として賃貸借契約しており、本件は引き続き同一機器を使用するためであるため、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社を相手方とする。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	NX・TCリース＆ファイナンス株式会社名古屋支店
契約金額（円）	1,998,480

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	水質分析用ガスクロマトグラフ質量分析装置の再賃貸借
概要	現在、水質分析用ガスクロマトグラフ質量分析装置を用いて、公共用水域の水質常時監視における農薬の分析を行っている。本件は、平成28年度に導入した水質分析用ガスクロマトグラフ質量分析装置を令和7年度も引き続き賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用中の超高速液体クロマトグラフは、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社を相手方として賃貸借契約しており、本件も引き続き同一機器を使用するため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	NX・TCリース＆ファイナンス株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	1,584,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	超高速液体クロマトグラフの再賃貸借
概要	現在、超高速液体クロマトグラフを用いて、有害大気モニタリング調査におけるベンゾ(a)ピレンの分析等を行っている。本件は、平成27年度に導入した超高速液体クロマトグラフを令和7年度も引き続き賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用中の超高速液体クロマトグラフは、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社を相手方として賃貸借契約しており、本件も引き続き同一機器を使用するため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	NX・TCリース＆ファイナンス株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	1,412,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	水質分析用ガスクロマトグラフの再賃貸借
概要	現在、水質分析用ガスクロマトグラフを用いて、水質汚濁常時監視におけるアルキル水銀等の分析を行っている。本件は、平成29年度に導入した水質分析用ガスクロマトグラフを令和7年度も引き続き賃貸借するものである。
契約の相手方を選定した理由	現在使用中の水質分析用ガスクロマトグラフは、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社を相手方として賃貸借契約しており、本件も引き続き同一機器を使用するため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
契約の相手方	NX・TCリース＆ファイナンス株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	792,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度大気汚染物質自動測定機の定期点検業務委託（その1）
概要	大気汚染常時監視測定局に設置している紀本電子工業株式会社製の二酸化硫黄自動測定機1台、窒素酸化物自動測定機6台、浮遊粒子状物質自動測定機6台及びオキシダント自動測定機2台について、定期点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該二酸化硫黄自動測定機、窒素酸化物自動測定機、浮遊粒子状物質自動測定機及びオキシダント自動測定機は、紀本電子工業株式会社が独自の技術により製造し施工したものである。 本件は、その高感度の精密機器を分解整備し、機能保持の担保を得るためには、製造者の独自技術や必要部品の供給が不可欠であり、名古屋市内において本業務を実施しうる業者は紀本電子工業株式会社の市内唯一の代理店に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	アドバンテック東洋株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	6,996,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度大気汚染物質自動測定機の定期点検業務委託（その2）
概要	大気汚染常時監視測定局に設置している株式会社堀場製作所製の窒素酸化物自動測定機2台及びオキシダント自動測定機7台について、定期点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該窒素酸化物自動測定機及びオキシダント自動測定機は、株式会社堀場製作所が独自の技術により製造し施工したものである。 本件は、その高感度の精密機器を分解整備し、機能保持の担保を得るためには、製造者の独自技術や必要部品の供給が不可欠であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社堀場製作所　名古屋セールスオフィス
契約金額（円）	6,149,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度大気汚染物質自動測定機の定期点検業務委託（その3）
概要	大気汚染常時監視測定局に設置している東亜ディーケーケー株式会社製の二酸化硫黄自動測定機3台、窒素酸化物自動測定機9台、微小粒子状物質自動測定機8台及びオキシダント自動測定機4台について定期点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該二酸化硫黄自動測定機、窒素酸化物自動測定機、微小粒子状物質自動測定機及びオキシダント自動測定機は、東亜ディーケーケー株式会社が独自の技術により製造し施工したものである。 本件は、その高感度な精密機器を分解整備し、機能及び精度維持の担保を得るためには、製造者の独自技術や必要な部品の供給が不可欠であり、本業務を実施しうる業者が、東亜ディーケーケー株式会社から技術情報を開示され、測定機の構造等に関して充分な情報や知識を有し、必要部品の供給を受けることができる、名古屋市内での唯一の代理店である株式会社三弘に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社 三弘
契約金額（円）	9,658,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	公害被害補償システム運用保守業務委託
概要	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者の各種補償給付や被認定者の管理等の事務を実施する公害被害補償システムの運用保守を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	公害被害補償システムは、公害医療費をはじめとした各種補償給付の支払及び認定患者の資格等を一括して管理する特殊性の高いシステムであり、独自の技術により契約予定者が開発したものである。 従って、本業務の運用保守作業は、プログラム構成及びデータ処理に係る全ての手法に熟知する開発者でなければ行うことが困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	株式会社さくらケーシーエス
契約金額（円）	3,218,160

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	条例医療費等支払事務電算処理委託
概要	医療機関に対する医療費、手数料及び委託料の支払事務を実施するため、当該電算処理業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件電算処理委託業務は、医療費の支払を始めとした医療機関に対する各種支払業務及び認定患者の資格等を一括して管理するシステムであるが、本システムは契約予定者が独自の技術を用い、運用・保守も含め一体的に管理を行う前提で開発を行っているものである。 本業務の運用・保守作業にあたっては、プログラム構成及びデータ処理に係るすべての手法を知り、管理を行っている開発者でなければ行うことが困難である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	UT東芝株式会社　事業統括部
契約金額（円）	4,284,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	容器包装に係る分別基準適合物（市町村負担分）再商品化委託
概要	容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の市町村負担分にかかる再商品化を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、本市が容器包装リサイクル法に基づく分別収集等により得られるペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装にかかる分別基準適合物のうち、市町村負担分にかかる再商品化を委託するとともに、特定事業者負担分にかかる業務実施の取扱いを定めるものである。 同法第３条第１項の規定に定める基本方針では、分別収集された容器包装廃棄物の指定法人等への円滑な引き渡しの必要性が示されている。本市は、同法の精神に則り、安定的な資源化及び事業者責任追及のため指定法人ルートでの資源化を行っているところであり、同法第８条の規定に基づき策定している本市分別収集計画においても同様に定めている。 令和６年度においても指定法人ルートによる資源化を継続することとし、再商品化を適正かつ確実に行うことができると認められるとして同法第２１条の規定により指定された指定法人に、再商品化を委託することとする。 現在、指定法人は、本件契約の相手方以外にないことから地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
契約金額（円）	15,539,895

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	プラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物（製品プラに限る）の再商品化委託
概要	プラスチック資源循環促進法に基づき、本市が分別収集して得られたプラスチック資源のうち、製品プラの再商品化を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	分別収集されたプラスチック資源の再商品化にあたっては、プラスチック資源循環促進法の規定により、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に委託する方法、または市町村が国から再商品化計画の認定を受けて実施する方法がある。 本市は国から再商品化計画の認定を受けておらず、容器包装リサイクル法に基づく指定法人は契約の相手方のみであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
契約金額（円）	270,557,333

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	南リサイクルプラザ作業用重機（ショベルローダー）の再賃貸借
概要	南リサイクルプラザにおいて、ペットボトルの受入ホッパへの投入作業及びペットボトルストックヤードの整理に使用する作業用重機をリースする。
契約の相手方を選定した理由	南リサイクルプラザで使用しているショベルローダーは、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社名古屋支店を相手方として賃貸借しており、本件は引き続き同一の車両を再賃貸借するものであるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	NX・TCリース＆ファイナンス株式会社名古屋支店
契約金額（円）	1,503,480

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	南リサイクルプラザ作業用重機（フォークリフト）の再賃貸借
概要	南リサイクルプラザにおいて、空きびんの搬入・搬出作業、ペットボトル成型品の搬出作業及び空きびん収集容器・パレットの整理に使用する作業用重機をリースする。
契約の相手方を選定した理由	南リサイクルプラザで使用しているフォークリフトは、NX・TCリース＆ファイナンス株式会社名古屋支店を相手方として賃貸借しており、本件は引き続き同一の車両を再賃貸借するものであるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	NX・TCリース＆ファイナンス株式会社名古屋支店
契約金額（円）	1,510,080

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	資源循環推進課分室に係る物件の賃貸借
概要	事業者推進員が執務室として使用する資源循環推進課分室について、事務所を借り上げるもの。 （対象物件）名古屋市中区大須一丁目29番52号　シティーコーポ岩井通201号
契約の相手方を選定した理由	不動産の賃貸借契約であり、契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額（円）	2,232,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	粗大ごみ処理手数料収納業務委託
概要	粗大ごみ処理手数料の収納事務をスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の販売店に委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	粗大ごみの処理は、市民生活に密着した事項であり、手数料の納付についても容易である必要があるので、納付券取扱店の指定条件に合致し、環境局が適正であると認めた販売店全てに収納事務委託を行うもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額（円）	44,314,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

別紙

粗大ごみ処理手数料収納業務委託　契約者一覧

No	契約者名
1	株式会社アオキスーパー
2	イオンリテール株式会社
3	株式会社スギヤマ薬品
4	株式会社スーパーヤマダイ
5	山崎製パン株式会社
6	名古屋酒販協同組合
7	名古屋青果物商業協同組合
8	株式会社バロー
9	株式会社コノミヤ
10	株式会社ビー・アンド・ディー
11	株式会社ファミリーマート
12	株式会社フィールコーポレーション
13	ミニストップ株式会社
14	株式会社オークワ

No	契約者名
15	生活協同組合コープあいち
16	株式会社ヤマナカ
17	ユニー株式会社
18	株式会社義津屋　太平通り店
19	株式会社ローソン
20	株式会社米増商店
21	愛知県たばこ販売協同組合名古屋中支部
22	株式会社セブン－イレブン・ジャパン
23	マックスバリュ東海株式会社
24	株式会社不二屋
25	株式会社トミダ
26	合資会社福島商店
27	徳川公設市場協同組合
28	株式会社平和堂

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	浄化槽汚泥及びし尿処理委託
概要	港作業場で受け入れている浄化槽汚泥及びし尿を、専用管で接続している山崎水処理センター内の処理施設へ圧送し、その処理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	港作業場で受け入れている浄化槽汚泥及びし尿の処理ができるのは、専用管が接続している山崎水処理センター内の処理施設のみであるため。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1項第 2号により随意契約。
契約の相手方	名古屋市上下水道局長
契約金額（円）	62,178,019

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	計量管理システム保守管理委託
概要	ごみ及び資源の搬入・搬出量、搬入・搬出車両並びに手数料徴収事務に係る情報等を一元管理している計量管理システムについて、システムが正常に作動し、計量業務を円滑に行うことができるよう、構成機器の保守点検及びシステムサポートを委託する。
契約の相手方を選定した理由	計量管理システムは、都築電気株式会社が開発したコンピュータシステムで同社独自の技術に基づいており、この業務が実施できるのは同社のみであるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	都築電気株式会社　名古屋オフィス
契約金額（円）	6,578,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	事務用連絡車（ライトバン）の賃貸借
概要	環境事業所で使用する事務連絡用車両（軽バン）を賃貸借するもの。
契約の相手方を選定した理由	長期継続契約による賃借期間が終了した車両を再リースすることにより、引き続き使用するため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	名鉄協商株式会社
契約金額（円）	1,029,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	千種環境事業所始め7か所で使用する事務連絡用車両（軽バン）の再賃貸借
概要	環境事業所で使用する事務連絡用車両（軽バン）を賃貸借するもの。
契約の相手方を選定した理由	長期継続契約による賃借期間が終了した車両を再リースすることにより、引き続き使用するため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	名鉄協商株式会社
契約金額（円）	1,339,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　作業用自動車の燃料購入【東邦瓦斯スタンド充填分（圧縮天然ガス）】
概要	圧縮天然ガスを購入するもの
契約の相手方を選定した理由	名古屋市内では天然ガススタンドの設置業者は東邦瓦斯株式会社に限られているため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	東邦瓦斯株式会社
契約金額（円）	147.38円/㎥【令和7年4月分協定価格】

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　作業用自動車の燃料購入【民間スタンド給油分（軽油・ガソリン）】
概要	軽油及びガソリン（レギュラー）を購入するもの
契約の相手方を選定した理由	本件の相手方である愛知県石油業協同組合については、組合員の給油所が市内に約250か所あることから、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができると考えられるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	ガソリン（レギュラー）179.08円/L　軽油159.15円/L 【令和7年4月協定単価】

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	香流橋地域センター管理委託
概要	香流橋地域センターの管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	香流橋地域センターは、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、猪子石工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に密着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	香流橋地域センター運営協議会
契約金額（円）	4,094,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	藤前会館管理委託
概要	藤前会館の管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	藤前会館は、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、南陽工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に密着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	藤前会館運営協議会
契約金額（円）	3,786,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	南陽センター管理委託
概要	南陽センターの管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	南陽センターは、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、南陽工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に密着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	南陽センター運営協議会
契約金額（円）	1,938,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	富田北地域センター管理委託
概要	富田北地域センターの管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	富田北地域センターは、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、富田工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に密着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	富田北地域センター運営協議会
契約金額（円）	3,771,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	山田地域センター管理委託
概要	山田地域センターの管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	山田地域センターは、本市と地元住民との間の協議の場として使用しており、その他にも地元住民の集会所等としての機能も併せて有している。 当該施設は、北名古屋工場の建設・運営にあたり地元住民の理解と協力を得るために建設された施設であり、地元に密着した施設運営をする事が必要不可欠である。 そのため、施設の管理は地元住民の代表で構成される運営協議会でしか適切に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するもの。
契約の相手方	山田地域センター運営協議会
契約金額（円）	3,889,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	蒸気の需給
概要	猪子石工場におけるごみ焼却による余熱利用の一環として、民間会社へ蒸気を供給するもの。
契約の相手方を選定した理由	猪子石工場の余熱を利用する一環として蒸気の供給を行うものであり、当工場に隣接し、かつ蒸気供給を希望しているのは契約の相手方のみであるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契約の相手方	株式会社ダイワエクセル
契約金額（円）	10,396,914

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市猪子石工場運転管理業務委託
概要	猪子石工場における焼却設備の運転管理業務の一部及び保守点検業務の一部について、安全性を確保しつつ効率的な工場運営が行われるように委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。ごみ処理施設の運転を委託する場合であっても、その責任は引き続き市町村に課せられている。 猪子石工場の安全かつ安定的な運転には、プラント性能やトラブル等の緊急対応について熟知していることが必要である。契約の相手方は運転業務等に係る研修を受けた上でプラント設備の運転業務を受託し、相当の経験を積むことにより全ての設備操作や緊急事態が発生した際も即応できる専門的知識、技能を有する唯一のものであるため。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。
契約の相手方	株式会社タクマテクノス西日本支社
契約金額（円）	79,200,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市五条川工場運転管理等業務委託
概要	五条川工場における焼却設備等の運転管理業務、保守点検業務、投入監視業務及び投入ステージ管理業務について、安全性を確保しつつ効率的な工場運営が行われるよう委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。ごみ処理施設の運転を委託する場合であっても、その責任は引き続き市町村に課せられている。 五条川工場の安全かつ安定的な運転には、プラント性能やトラブル等の緊急対応について熟知していることが必要である。契約の相手方は、運転業務等に係る研修を受けた上でプラント設備の運転業務を受託し、全ての設備操作やトラブル等の発生時に即応できる専門的知識、技能を有する唯一の業者であるため。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1項第 2号の規定によりにより随意契約
契約の相手方	重環オペレーション株式会社
契約金額（円）	288,200,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市富田工場運転管理等業務委託
概要	富田工場における焼却設備の運転管理業務、保守点検業務、ごみ計量業務、及び投入監視業務のすべての業務の一部について、安全性を確保しつつ効率的な工場運営が行われるように委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。ごみ処理施設の運転を委託する場合であっても、その責任は引き続き市町村に課せられている。 富田工場の安全かつ安定的な運転には、プラント性能やトラブル等の緊急対応について熟知していることが必要である。契約の相手方は、運転業務等に係る研修を受けた上でプラント設備の運転業務を受託し、全ての設備操作やトラブル等が発生した際も即応できる専門的知識、技能を有する唯一のものであるため。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に基づき随意契約
契約の相手方	JFE環境サービス株式会社
契約金額（円）	236,808,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	大江破砕工場における蒸気の購入（令和7年度上半期分）
概要	大江破砕工場の破砕処理設備及び空調衛生設備に用いる蒸気を、東レ株式会社名古屋事業場から購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	大江破砕工場の操業に必要な蒸気については、工場建設段階でイニシャルコストやランニングコストを検討し、隣接する東レ株式会社名古屋事業場から蒸気を購入するため需給設備を設置したため。 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1項第 2号により随意契約。
契約の相手方	東レ株式会社　名古屋事業場
契約金額（円）	¥29,216,968

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号　052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	新名古屋高架株式会社の物件の賃貸借
概要	「本陣倉庫」として書類等を保管するために、新名古屋高架株式会社の物件の借入れを行うもの。 所在地　中村区井深町1-1　新名古屋センタービル本陣街2階 契約面積　273㎡ 契約期間　令和7年4月1日～令和8年3月31日
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本物件は、昭和47年以来、災害救助用の備蓄倉庫や書庫として利用し、平成23年度までは総務局が契約を一括して行っていたが、平成24年度より各局個別で契約を行っている。 昨今、本庁舎内の執務室・書庫スペースは慢性的に不足しており、引き続き本庁舎外にも書庫スペースの確保が必要である。 このような状況に鑑み、長期に渡り重要かつ膨大な書類が安定的に管理されていること、他の倉庫に移転した場合に一定のコストがかかることや移転に伴うリスクがあること、賃借費用も適切であると考えられることから、令和7年度も引き続き本物件の賃貸借契約を締結するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	新名古屋高架株式会社
契約金額（円）	3,469,620

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局総務課です。
電話番号　052-972-2503

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和７年度健康福祉局における電子複写機にかかる使用契約
概要	令和７年度に健康福祉局において使用する電子複写機（15台）の使用にかかる操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	１　理由 本市における複写機にかかる契約については価格設定を有利にするため、財政局契約監理課が各業者と供給協定を締結し、各局及び各課は、この供給協定に基づいて契約を締結している。 本件は、この協定に基づき価格を始め、機器の性能・使用形態等を総合的に比較した結果、キヤノンシステムアンドサポート株式会社を選定し、随意契約を締結したもの。 ２　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	キヤノンシステムアンドサポート株式会社　中部営業本部
契約金額（円）	12,502,710

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局総務課です。
電話番号　052-972-2503

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療福祉課
契約締結日	令和6年4月1日
件名	後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末等の機器更改に係る賃貸借
概要	後期高齢者医療事務で使用する後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末等をリースするもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末等は一般競争入札により平成31年3月1日から令和6年2月29日まで賃貸借契約を行った。令和7年1月～2月に機器更改が行われる予定であり、システムの安定稼働のため、機器更改まで現行端末等を再リースすることにした。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社JECC
契約金額（円）	2,928,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療福祉課です。
電話番号　052-972-2573

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末等の機器更改に係る賃貸借
概要	後期高齢者医療事務で使用する後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末等をリースするもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末等は一般競争入札により平成31年3月1日から令和6年2月29日まで賃貸借契約を行った。令和5年度中に機器更改及びサーバ等のクラウド化が行われる予定であったが、スケジュールが1年延期された。延期の間に物価高騰の影響や広域連合の示す仕様の端末を準備するには予算が不足した。現行端末でも当面は仕様可能であるため、新端末等の調達や設定が完了する令和8年1月まで現行端末を再リースすることにした。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社JECC
契約金額（円）	836,550

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療福祉課です。
電話番号　052-972-2573

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療福祉課
契約締結日	令和7年4月7日
件名	システム標準化に伴う福祉医療費システムデータ連携構築等業務委託
概要	福祉医療費システムについては、現行システムのプログラム言語を他の言語に変換する等、現行システムと同様の機能を引き継ぐ新システムを構築する。「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」におけるシステム標準化の対象外だが、標準化対象システムとのデータ連携については、国が示す統一的な連携仕様に基づく対応が必要である。また、愛知県国民健康保険団体連合会所管の国保総合システムから提供される新しいレセプトデータの連携及び総務局デジタル改革推進課が示す新たな庁内連携についても対応が必要なため、当該作業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随意契約理由 現行システムのプログラムソースコードの著作権は契約予定業者に帰属しており、それらについての解析や他のプログラム言語への変換作業は当該業者しか対応できないことから、本件作業は契約業者以外には実施できないため。 2　根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	166,595,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療福祉課です。
電話番号　　052-228-6662

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保健医療課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	看護職員離職防止・再就業支援研修事業委託
概要	新人看護職員の質の向上及び早期離職防止を図ること及び再就業を希望する看護職員の看護実践力と就業意欲を高め、職場復帰を容易にし、看護職員の確保を目的とした新人看護職員合同研修及びナース復職・スキルアップ研修の実施に係る業務を委託するもの。愛知県と共同実施。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業と類似の研修を幅広く行っている実績があるのは、愛知県看護協会であり、研修事業の専門的な知識や技術、手法や情報が充実し、また、県内の看護職の多くが会員となっているため、この法人に委託することにより、多くの看護職に研修事業の周知等が円滑に行われることが期待できる。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の法人であるため、当該法人へ委託するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人　愛知県看護協会
契約金額（円）	5,280,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保健医療課です。
電話番号　052-936-4881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保健医療課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市看護職員キャリアサポート研修運営業務委託
概要	看護職が専門職として必要な知識・技術・態度を実践能力に応じて習得し、看護職員の資質の向上、就業の促進等を目的とした看護管理者研修、中堅看護職員研修、臨地実習指導者講習会の実施に係る業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業と類似の研修を幅広く行っている実績があるのは、愛知県看護協会であり、研修事業の専門的な知識や技術、手法や情報が充実し、また、県内の看護職の多くが会員となっているため、この法人に委託することにより、多くの看護職に研修事業の周知等が円滑に行われることが期待できる。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の法人であるため、当該法人へ委託するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人　愛知県看護協会
契約金額（円）	8,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保健医療課です。
電話番号　052-936-4881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	新型コロナウイルス感染症患者情報管理クラウドサービス運用保守業務委託契約
概要	新型コロナウイルス感染症患者情報管理のため、本庁および保健センター職員がインターネット環境下で使用するクラウドサービスの提供・運用支援および保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 令和4年1月、新型コロナウイルス感染症の患者情報管理のため、クラウドサービス「kintone」を導入し、共通データベース化及び就業制限通知書などの公文書の出力機能等を実装した。 令和7年度も本クラウドサービスを継続運用し、公文書の発行や医療費申請の処理等を実施する必要があるが、各種ライセンス提供、職員の運用支援及び障害時の保守について対応することができるのは、サービス各種機能の開発に携わった見積予定業者のみである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社セントラルソフトサービス
契約金額（円）	1,922,360

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号 052-972-2631

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	定期予防接種事業委託
概要	ロタウイルス、B型肝炎、小児肺炎球菌、五種混合、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、ヒブ、DT、BCG、MR、水痘、日本脳炎、子宮頸がん、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹の定期予防接種の実施の委託
契約の相手方を選定した理由	1　理由 （1）市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 （2）市内2,458か所にある医療機関のうち、約80%が名古屋市医師会の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 （3）各医療機関と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、市民への接種機会の提供が間に合わないため、年度当初からの接種を開始できない。一方で、名古屋市医師会は日頃から各医療機関と連絡・調整を行っており、事業を行う医療機関をすみやかに募集するとともに資材の配布や事業周知も滞りなく行うことができるため、円滑に接種が開始できる。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人　名古屋市医師会
契約金額（円）	4,017,242,043

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号　052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	任意予防接種事業委託
概要	おたふくかぜ、(成人)風しん(抗体検査を含む)、高齢者肺炎球菌、帯状疱疹の任意予防接種の実施の委託
契約の相手方を選定した理由	1　理由 (1)市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 (2)市内2,458か所にある医療機関のうち、約80%が名古屋市医師会の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (3)各医療機関と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、市民への接種機会の提供が間に合わないため、年度当初からの接種を開始できない。一方で、名古屋市医師会は日頃から各医療機関と連絡・調整を行っており、事業を行う医療機関をすみやかに募集するとともに資材の配布や事業周知も滞りなく行うことができるため、円滑に接種が開始できる。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人　名古屋市医師会
契約金額(円)	578,917,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号　052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	愛知県広域予防接種事業委託
概要	愛知県内かつ名古屋市外の医療機関における、ロタウイルス、B型肝炎、小児肺炎球菌、五種混合、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、ヒブ、DT、BCG、MR、水痘、日本脳炎、子宮頸がん、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹の定期予防接種の実施の委託
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、県内市外の医療機関で定期予防接種を受けることを希望する市民に対し、接種機会を提供するため、愛知県が実施する県内共通の枠組みであり、愛知県の定める広域予防接種事業にかかる運用要領で市町村は、愛知県医師会との契約を行うことになっている。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人　愛知県医師会
契約金額（円）	74,484,696

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号　052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度予防接種個別通知業務委託
概要	子どもの予防接種の実施に係る、健康増進支援システムを活用した個別通知状の作成及び発送を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 （1）排他的権利 この業務で用いる健康増進支援システムは、株式会社アイネスが開発したパッケージシステムを基に、本市の発注仕様の内容を実現するためカスタマイズしたものを運用しており、当該システムのプログラムの著作権は株式会社アイネスが保有しているため。 （2）特殊な技術にかかる特定役務 健康増進支援システムは、株式会社アイネスが持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化にかかる手法を知る者は、開発者である同社に限定されるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス　営業本部
契約金額（円）	13,751,650

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号　052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	予防接種における接種スケジュールの自動作成及び情報配信システムの運用業務委託
概要	各予防接種の接種時期や接種間隔を考慮した接種スケジュールの自動作成機能を備えた情報配信システムの運用を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本システムは株式会社アイネスが開発し令和5年度までシステムの運用を行ってきたが、令和6年度より株式会社アイネスから株式会社ミラボへ、本システムにかかる著作権を移し、運用者を変更することとなった。他社ではシステムの再構築が必要であり、本システムの情報発信先である市民に対し、予防接種スケジュールの提供を継続的に情報提供する必要があるころから、継続的運用が必要であるため、著作権を有することとなった、株式会社ミラボとの契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ミラボ
契約金額（円）	2,112,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号　052-972-4373

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	感染症対策課
契約締結日	令和7年4月4日
件名	令和７年度土日HIV等検査・相談事業運営委託（４～５月）
概要	土曜日・日曜日に行うHIV検査及び梅毒検査事業の運営を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	１　理由 令和7年3月3日付けで入札公告を実施した上で、一般競争入札を行い、当該入札で落札した事業者に令和7年4月1日から検査事業を実施してもらう予定であったが、当該入札は予定価格超過により不調となった。 HIV感染症は早期発見・早期治療が最も重要な感染症であるが、令和7年4月から検査が行われない場合、本来当該検査により発見されるはずであったHIV感染者の発見が遅れることによる健康上の不利益や、検査を受けないことで自覚なく他人にHIVを感染させてしまう公衆衛生上の問題が生じてしまうことから、緊急での随意契約を締結した。 業者の選定にあたっては、令和7年3月に実施した入札のうち、最も低い価格での入札を行った業者とした。 ２　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	一般財団法人公衆保健協会
契約金額（円）	4,328,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局感染症対策課です。
電話番号　052-972-2631

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	食品衛生課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度食品衛生責任者講習会委託契約
概要	本市内の食品営業施設に設置が義務付けられている食品衛生責任者に対する講習会の実施及び関連事務の委託
契約の相手方を選定した理由	1　理由 食品衛生責任者は、食品衛生法施行規則に基づき、全ての食品営業施設に対し設置が義務付けられている。本講習会は、食品衛生責任者を対象として、食中毒や食品に関する事件の発生防止のため、施設における自主管理の手法を習得させるものである。 講習会の実施者は、講習を行うと共に、各業種固有の疑問点にも解決方法を示し、業界全体の自主管理が向上するよう、食品衛生の自主管理に関する実践的な知識を有していることが必要である。 現在、全ての業種を網羅した自主管理の推進を実践しているのは食品衛生協会のみであり、本市で実施できるのは、日本食品衛生協会の支部である名古屋市食品衛生協会のみである。 以上のことから、名古屋市食品衛生協会に契約の相手方が限定されていると共に、業務に精通・熟知している唯一の業者であることから随意契約とする。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人　名古屋市食品衛生協会
契約金額（円）	6,870,590

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局食品衛生課です。
電話番号　052-972-2646

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	食品衛生課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	人とペットの共生事業業務委託
概要	人とペットの共生するまち・なごやを実現するため、人とペットの共生サポートセンター運営（犬猫等の飼主からの飼育相談、動物愛護教室の実施等）、のら猫の避妊去勢手術、犬猫の多頭飼育発生時等の避妊去勢手術、譲渡犬猫の避妊去勢手術、避妊去勢手術等助成事務、夜間診療所の負傷動物治療を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本契約では、①相談対応や教室の実施といったサポートセンター運営に不可欠な、動物に関する高度な専門知識を有すること、②年約5,000頭の犬猫を避妊去勢手術可能であることが必要であり、複数の獣医師によってのみ実施しうる。（公社）名古屋市獣医師会は、市内94か所の動物病院で組織される獣医師の職種団体として唯一の公益法人であり、①及び②を満たす。また、名古屋市獣医師会は、長年にわたり本市と協力した動物愛護事業、狂犬病予防事業等を誠実に実施している。以上から、名古屋市獣医師会が適正な事業実施を担保でき、事業に不随する請求、支払の事務を合理的に運用できる唯一の事業者であることから随意契約により委託する。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人名古屋市獣医師会
契約金額（円）	882,225,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局食品衛生課です。
電話番号　052-972-2649

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	食品衛生課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付事務及び手数料収納事務委託
概要	動物病院及び狂犬病予防集合注射会場での狂犬病予防注射実施時に、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付事務及び、名古屋市保健衛生関係手数料条例に基づく犬の登録申請手数料・狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 （公社）名古屋市獣医師会は、市内94か所の動物病院で組織され、16区すべてに会員動物病院があることから、動物病院を利用する市民の利便性を確保できる市内唯一の団体と言える。 また、集合注射は4～5月の約2ヵ月間に40か所以上の会場において、獣医師等のスタッフにより実施しているが、スタッフの確保や円滑な運営が可能な団体は、市内における獣医師の職種団体として唯一の公益法人である当団体のみであり、当団体が本委託事務を実施することが、最も確実かつ効率的である。 以上から、（公社）名古屋市獣医師会が、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体であることから随意契約とする。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人　名古屋市獣医師会
契約金額（円）	21,944,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局食品衛生課です。
電話番号　052-972-2649

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市障害者自立支援配食サービス事業一部事務の業務委託
概要	名古屋市障害者自立支援配食サービス事業における事業者登録や事業費の支払い等の一部事務について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 高齢者の能力活用推進及び社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、公益社団法人名古屋市シルバー人材センターへ委託するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
契約の相手方	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター 理事長　竹内　道夫
契約金額（円）	4,164,600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2632

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市総合リハビリテーションセンターにおけるプレハブ施設（旧通所リハビリ棟）の賃貸借再リース契約
概要	指定管理業務の一部事業を実施するにあたり使用しているプレハブ施設（旧通所リハビリ棟）の賃貸借契約期間満了に伴う4年目の再リース契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 指定管理業務の一環として「通所リハビリテーション（介護保険事業）」を実施しており、当該事業の会場としているプレハブ施設（通所リハビリ棟）について、大和リース㈱との賃貸借契約が令和4年5月末日をもって満了となり、同年6月から再リース契約を締結した。 令和7年4月の附属病院の名古屋市立大学化に伴い、本館棟にて病院基準を満たすための改修工事が必要となり、1階病院エリアで実施している福祉事業を移転する必要性が出たため、通所リハビリテーション事業を休止し当該事業を実施していたプレハブ施設（旧通所リハビリ棟）において福祉事業を実施することとした。 改修後はフロア全体を病院区画とする必要があり、福祉事業を本館棟へ戻すことが出来ないため、指定管理業務継続の観点から、令和7年度も引き続き旧通所リハビリ棟を使用する必要がある。 一方、現在、総合リハビリテーションセンターの今後のあり方を検討しており、新たな整備を行うことは困難な状況であり、こうしたことから、当該事業を円滑に実施できるのは、現賃貸契約事業者との再リース契約による方法のみである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	大和リース株式会社名古屋支社
契約金額（円）	1,993,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2587

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課・高齢福祉課・介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	なごや福祉用具プラザ事業委託
概要	身体機能の低下した障害者や高齢者の自立を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、福祉用具の普及と介護知識、介護技術の普及を図ることを目的として、なごや福祉用具プラザ事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 なごや福祉用具プラザ事業（以下、「プラザ事業」という。）は、名古屋市総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の指定管理業務と密接な関連を有するため付帯事業として位置づけ、センターの指定管理者が一体的に運営できるよう指定管理の基本協定書で定めている。したがってプラザ事業の契約の目的を達成するためにはセンターの指定管理者と契約する必要があるため。 また、指定管理業務に付帯する事業として位置づけられている下記の事業もあわせて委託する。 ・家族介護者教室事業 ・高齢者住宅改修相談事業 ・高齢者排せつケア相談支援事業 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
契約金額（円）	212,297,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2587

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療連携推進課
契約締結日	令和7年4月10日
件名	厚生院施設棟等内装改修その他空調衛生工事（その2）
概要	名古屋市厚生院は、令和7年4月の特別養護老人ホームと救護施設の縮小・廃止に伴い生じる建物の空きスペースを活用し、令和8年4月からは公立大学法人名古屋市立大学医学部保健医療学科リハビリテーション学専攻の校舎として供用される予定であるため、令和7年度中に空調衛生設備の改修工事を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 「厚生院施設棟等内装改修その他空調衛生工事」は、令和7年3月5日に一般競争入札を実施したが、応札者がなく入札不調となった。 特別養護老人ホームと救護施設の居室等をリハビリテーション学専攻の講義室や実習室等とする改修工事は規模が大きいため、再入札の実施により工事請負契約の締結と着工が遅れると、令和7年度中に工期が充分に確保できず、計画通りに工事を完了させることができない。 また、施設改修にあたっては、建築工事（厚生院施設棟等内装改修その他工事）のほか、電気工事も別途実施する必要がある。令和7年4月から予定どおり既存施設の撤去工事に着手するには、建築工事と空調衛生工事、電気工事との間で調整が必要であることから、空調衛生工事の着工の遅れは、建築工事と電気工事の履行にも支障をきたしかねない。 改修工事が遅滞すると、令和8年4月からリハビリテーション学専攻の学生を受け入れることができなくなるため、大学のカリキュラムの実施が困難となり、大学運営や学生の単位習得に多大な支障をきたす。そして、このことは、市域のリハビリテーション人材の養成、ひいては、安全・安心な医療・介護の提供体制を確保する上で市民生活へ重大な影響を及ぼすこととなる。 そこで、予定価格を改めて設定して見積書を徴取し、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と緊急随意契約を締結したものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	有限会社ライフ・オオナカ
契約金額（円）	237,787,968

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療連携推進課です。
電話番号　052-972-3350

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	医療連携推進課
契約締結日	令和7年4月10日
件名	厚生院施設棟等内装改修その他電気工事（その2）
概要	名古屋市厚生院は、令和7年4月の特別養護老人ホームと救護施設の縮小・廃止に伴い生じる建物の空きスペースを活用し、令和8年4月からは公立大学法人名古屋市立大学医学部保健医療学科リハビリテーション学専攻の校舎として供用される予定であるため、令和7年度中に電気設備の改修工事を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 「厚生院施設棟等内装改修その他電気工事」は、令和7年3月5日に一般競争入札を実施したが、応札者がなく入札不調となった。 特別養護老人ホームと救護施設の居室等をリハビリテーション学専攻の講義室や実習室等とする改修工事は規模が大きいため、再入札の実施により工事請負契約の締結と着工が遅れると、令和7年度中に工期が充分に確保できず、計画通りに工事を完了させることができない。 また、施設改修にあたっては、建築工事（厚生院施設棟等内装改修その他工事）のほか、空調衛生工事も別途実施する必要がある。令和7年4月から予定どおり既存施設の撤去工事に着手するには、建築工事と空調衛生工事、電気工事との間で調整が必要であることから、電気工事の着工の遅れは、建築工事と空調衛生工事の履行にも支障をきたしかねない。 改修工事が遅滞すると、令和8年4月からリハビリテーション学専攻の学生を受け入れることができなくなるため、大学のカリキュラムの実施が困難となり、大学運営や学生の単位習得に多大な支障をきたす。そして、このことは、市域のリハビリテーション人材の養成、ひいては、安全・安心な医療・介護の提供体制を確保する上で市民生活へ重大な影響を及ぼすこととなる。 そこで、予定価格を改めて設定して見積書を徴取し、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と緊急随意契約を締結したものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	大岳電気工業株式会社
契約金額（円）	247,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局医療連携推進課です。
電話番号　052-972-3350

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額（円）	1,597,740,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
契約金額（円）	396,879,894

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人　紫水会
契約金額（円）	93,698,085

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	特定非営利活動法人かくれんぼ
契約金額（円）	68,694,720

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人九十九会
契約金額（円）	69,701,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人昌明福祉会
契約金額（円）	102,680,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人財団善常会
契約金額（円）	101,384,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人有仁会
契約金額（円）	89,801,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人桂名会
契約金額（円）	67,172,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター運営事業
概要	名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱に規定する事業の実施の委託 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的継続的ケアマネジメント事業 ・ブランチ型総合相談窓口事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者虐待の防止 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業 ・いきいき支援センターの事務局に関する事業 ・高齢者の見守り支援事業の研修に関する事業 ・地域包括ケアの推進に関する事業
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年度から令和9年度の5年間は契約継続の適否を毎年判断したうえで同一運営法人が引き続き契約できるものとして、令和4年度にプロポーザルを実施した。契約継続の適否判断は、全29センターを訪問して運営状況の点検評価を行い、結果を運営協議会で報告したうえで、実施している。また、地域包括支援センターは業務範囲が広く、総合相談窓口として市民への周知が必要な事業であり、1年ごとに相談窓口や連絡先が変更になることは市民への混乱が大きいため、安定的な事業運営を実現できるのは唯一現行の運営法人である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人八事福祉会
契約金額（円）	109,624,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター巡回法律相談事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターの利用者が抱える法的課題へ対応する目的で、愛知県弁護士会が選任する弁護士が、高齢者等の相談対応を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、愛知県弁護士会が選任する弁護士によって、いきいき支援センターの利用者に対して法律相談を行うものであり、適切に弁護士の派遣等を行うことが出来るのは愛知県弁護士会に限られているため、愛知県弁護士会との契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額（円）	3,168,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人　紫水会
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	特定非営利活動法人かくれんぼ
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人九十九会
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人昌明福祉会
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人財団善常会
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人有仁会
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人桂名会
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第1号介護予防支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センターにおいて、要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けているものを除く。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、アセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングを実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 第1号介護予防支援事業については、介護保険法第115条の47第4項において委託することができることとされており、その委託できるものとして介護保険法施行規則第140条の69第2号において地域包括支援センター設置者とされていることから、本業務を委託できるものは本市の地域包括支援センター設置者に限られる。 このため、本市の地域包括支援センター(いきいき支援センター)設置者である各法人と契約するもの。 2　根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人八事福祉会
契約金額(円)	実施数に単価を乗じた額を支払う。 (単価) ケアマネジメントA及びケアマネジメントB　4,884円 ケアマネジメントC　2,364円 初回加算　3,315円 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,315円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市地域包括支援センター法務能力支援事業にかかる業務委託契約
概要	いきいき支援センター職員に対して法務能力を強化する目的で、愛知県弁護士会が選任する弁護士が、法的問題を抱えるケースの相談助言、ケース会議の出席、研修等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、愛知県弁護士会が選任する弁護士によって、いきいき支援センター職員に対して法務能力を強化する目的で、助言、ケース会議への出席、研修等を行うものであり、適切に弁護士の派遣等を行うことができるのは、愛知県弁護士会に限られるため、愛知県弁護士会との契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治等施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額（円）	3,828,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度介護予防関係のパンフレット購入
概要	16区の保健センターやいきいき支援センターが介護予防事業で活用するパンフレットを購入するもの
契約の相手方を選定した理由	1　選定理由 保健センターやいきいき支援センターが介護予防事業で教室開催等をするにあたり、高齢者へ介護予防をわかりやすく普及啓発するためには、運動・栄養・口腔・認知症予防等の多岐にわたる内容を網羅し、かつ適切な情報に焦点を当てた内容となっているパンフレットを活用する必要がある。これらのパンフレットのうち、出版元が東京法規出版に限られるものについて、当該業者で契約購入するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社　東京法規出版
契約金額（円）	1,645,741

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度リハビリテーション専門職の派遣事業実施委託
概要	当該業務は、令和7年度のリハビリテーション専門職の派遣事業実施について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本市では、高齢者サロン等の住民主体の集いの場へリハビリテーション専門職を派遣し、地域において効果的な介護予防の推進を図っている。愛知県理学療法士会はリハビリテーション専門職の人材育成、地域への派遣調整等のマネジメント業務を行っている唯一の団体であるため、同団体に委託するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人愛知県理学療法士会
契約金額（円）	7,931,210

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市「ICTを活用したフレイル予防・見守り事業」アプリケーション運用保守業務委託契約
概要	加齢とともに心身活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間段階にある「フレイル」の予防を推進し、地域における見守りを充実させるため、本市にて開発した「名古屋市フレイル予防ポイント＆見守りアプリケーション」（以下、「本アプリ」という。）の運用保守業務の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和5年2月に運用開始した本アプリは、㈱NTTドコモが設計から開発まで行い、本アプリのプログラム等の著作権を保有し、当該法人が管理しているクラウドサーバー等のインフラ上で運用してきた。 令和7年4月1日付、グループ内事業移管のため㈱NTTドコモからNTTコミュニケーションズ㈱へこれらの著作権やクラウドサーバー等が移管されることとなったと、同年2月19日に報告を受けた。本アプリは他社による運用保守を行うことが不可能であり、NTTコミュニケーションズ㈱は本アプリの運用保守を行うことができる唯一の団体である。 よって、当該業務を受託可能であるのはNTTコミュニケーションズ㈱のみであるため、上記契約方法による随意契約とした。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
契約金額（円）	34,206,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	柔道整復師による短期集中予防型訪問サービスの実施委託契約
概要	要支援者・事業対象者の自宅に専門職が訪問し、運動指導等を実施する短期集中予防サービスにおいて、利用者の担当ケアマネジャーによる柔道整復師の派遣依頼により、従事する柔道整復師を選定し派遣調整を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本サービスは、転倒骨折予防を図るための運動指導であり、その担い手を柔道整復師としている。 愛知県柔道整復師会は、柔道整復師の有資格者が多く所属しており、市内全域からの派遣依頼に対し、会員の派遣調整業務を安定して行うことができる。 また、同団体とは平成29年に本市と「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る協定書」を締結しており、本市のミニデイ型・運動型通所サービスを実施する会員の管理や会員の指導等を行っていることから、円滑な事業委託が可能な唯一の団体として委託したもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第2号
契約の相手方	公益社団法人　愛知県柔道整復師会
契約金額（円）	2,933,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	介護予防に資する通いの場の充実にかかる業務委託
概要	介護予防の取り組みに関する情報提供並びに、介護予防に資する通いの場の運営者や今後の担い手となる世代の育成及び、その活動場所の確保を支援することで、介護予防に資する通いの場の充実をめざすもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、通いの場に対する情報提供や担い手の発掘・育成、場所の確保に関する相談を行うことから、本市における通いの場の代表的な取り組みである高齢者サロンに対する支援と共通する取り組みであり、地域とのネットワークを活用して一体的に実施する必要がある。当該法人はこれまで高齢者サロンの立ち上げ・運営の支援や担い手の発掘・育成を実施してきた実績があり、これまで築き上げた地域とのネットワークを活用できる唯一の団体であるから随意契約を締結した。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額（円）	8,659,962

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	リハビリテーション専門職による短期集中予防型訪問サービスの実施委託契約
概要	要支援者・事業対象者の自宅に専門職が訪問し、動作指導や生活環境の改善提案を実施する短期集中予防サービスにおいて、利用者の担当ケアマネジャーによる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「リハ職」とする。）の派遣依頼により、従事するリハ職を選定し派遣調整を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本サービスは、転倒骨折予防を図るための生活環境の指導であり、その担い手をリハビリテーション専門職としている。 愛知県理学療法士会は、リハビリテーション専門職の人材育成、地域への派遣調整等のマネジメント業務を行っている唯一の団体であり、市内全域からの専門職の派遣依頼に対応できる体制を確保していることから、同団体に委託したもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第2号
契約の相手方	公益社団法人 愛知県理学療法士会
契約金額（円）	1,087,925

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	介護予防・認知症予防評価推進事業実施委託
概要	介護予防事業の効果検証、研修事業の実施、介護予防に係る普及啓発を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本市独自サービスであるミニデイ型及び運動型通所サービス事業の効果検証は、利用者・事業者へのアンケートに加えて、専門的な観点による客観的なデータ分析が必要である。 このデータ分析にあたっては、事業実施内容への十分な理解も必要とされるが、名古屋市立大学はミニデイ型通所サービスの指針である「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の策定委員として参画し、また平成30年度から当該事業を委託されデータの収集及び分析に着手している。引き続き検証を進めていくにあたっては、これまでの検証業務を踏まえる必要があることから、随意契約を締結した。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公立大学法人 名古屋市立大学
契約金額（円）	21,347,052

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市千種区社会福祉協議会
契約金額（円）	5,648,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市東区社会福祉協議会
契約金額（円）	5,545,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソーシアム
契約金額（円）	5,698,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市西区社会福祉協議会
契約金額（円）	5,562,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市中村区社会福祉協議会
契約金額（円）	5,709,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	前津なかよしコンソーシアム
契約金額（円）	5,510,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市昭和区社会福祉協議会
契約金額（円）	6,035,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市瑞穂区社会福祉協議会
契約金額（円）	5,805,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市熱田区社会福祉協議会
契約金額（円）	5,653,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム
契約金額（円）	5,728,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	港区社協・名古屋おやこコンソーシアム
契約金額（円）	5,732,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市南区社会福祉協議会
契約金額（円）	5,553,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市守山区社会福祉協議会
契約金額（円）	5,778,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	こどもNPO・名古屋市緑区社会福祉協議会コンソーシアム
契約金額（円）	5,820,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム
契約金額（円）	5,988,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市福祉会館認知症予防事業実施委託
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 随契理由 当事業は、各福祉会館の施設を活用して実施するものである。 福祉会館のスタッフや施設、備品を活用し、会館事業と一体的に実施することにより、経費を最大限に縮減するとともに効率的な事業運営を図るため、当該施設の指定管理者に委託する必要がある。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 福祉会館の指定管理者一覧は別紙参照。
契約の相手方	たすけあい名古屋・てんぱくプレーパークの会・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム
契約金額（円）	6,119,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号 052-972-2540

別紙

福祉会館運営事業受託法人一覧

福祉会館名	法人名
都	社会福祉法人　名古屋市千種区社会福祉協議会
高　岳	社会福祉法人　名古屋市東区社会福祉協議会
上飯田	かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソーシアム
天神山	社会福祉法人　名古屋市西区社会福祉協議会
名　楽	社会福祉法人　名古屋市中村区社会福祉協議会
前　津	前津なかよしコンソーシアム
八　事	社会福祉法人　名古屋市昭和区社会福祉協議会
瑞　穂	名古屋市瑞穂区社会福祉協議会
熱　田	社会福祉法人　名古屋市熱田区社会福祉協議会
中　川	こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム
港	港区社協・名古屋おやこコンソーシアム
笠　寺	社会福祉法人　名古屋市南区社会福祉協議会
守　山	社会福祉法人　名古屋市守山区社会福祉協議会
緑	こどもNPO・名古屋市緑区社会福祉協議会コンソーシアム
名　東	名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム
天　白	たすけあい名古屋・てんぱくプレーパークの会・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　福祉会館認知症予防事業リーダー養成講座における回想法の委託契約
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随契理由 リーダー養成講座において、認知症予防に資する回想法の内容を正確に習得し、提供できる能力を得るためは、最新の研究結果に基づく知識が必要とされる。当該法人には、回想法を海外から導入、推進する研究者が在籍し、最新研究や情報発信をしており、これらの知見を活かした養成講座を行える唯一の法人であるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	学校法人　日本福祉大学
契約金額（円）	3,333,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　福祉会館認知症予防事業リーダー養成講座におけるコグニサイズ（認知症予防運動プログラム）の委託契約
概要	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。また、自主的な活動内容について情報収集及び情報発信を行うことで介護予防の向上を図ることを目的とする福祉会館認知症予防事業を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 リーダー養成講座において、認知症予防に資するコグニサイズの内容を正確に習得し、提供できる能力を得るには、最新の研究結果に基づく 知識が必要とされる。当該法人には、コグニサイズを開発、推進する研究職員が在籍し、最新研究や情報発信をしており、これらの知見を活かした養成講座を行える唯一の法人であるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター
契約金額（円）	2,998,468

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。

電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度はち丸ネットワークシステムに係る保険者独自提供データの抽出業務委託契約（国民健康保険分）
概要	はち丸ネットワークにおいて、情報掲載の同意を得られた登録患者分のデータを登載するため、愛知県国民健康保険団体連合会が保有するレセプトデータのうち、情報掲載の同意を得られた登録患者分の診療情報を定期的に抽出し、委託者に提供するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本業務を実施できるのは、本市が診療報酬の審査支払を委託している審査支払機関である愛知県国民健康保険団体連合会のみであるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	愛知県国民保険団体連合会
契約金額（円）	1,128,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度はち丸ネットワークシステムに係る保険者独自提供データの抽出業務委託契約（後期高齢者医療保険分）
概要	はち丸ネットワークにおいて、情報掲載の同意を得られた登録患者分のデータを登載するため、愛知県後期高齢者医療広域連合が保有するレセプトデータのうち、情報掲載の同意を得られた登録患者分の診療情報を定期的に抽出し、委託者に提供するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本業務を実施できるのは、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合のみであるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	愛知県後期高齢者医療広域連合
契約金額（円）	1,128,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	高齢者虐待休日・夜間電話相談事業にかかる業務委託
概要	・高齢者虐待に関する電話相談 ・電話相談に付帯する業務 ・通報・届出の受理 ・その他市長が必要と認める業務
契約の相手方を選定した理由	1　理由 　当事業は、休日等に高齢者本人やその家族等から高齢者虐待に関する相談を受ける休日・夜間電話相談事業を実施することにより、高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るものである。 　また、当該事業は、事業内容の社会的責任の重さに比して、受託による経済上、運営管理上のメリットはなく、法人の社会的使命感、正義感に依拠して実施する性格の業務である。 　当該事業は、高齢者短期入所ベッド確保等事業を委託された特別養護老人ホームを運営する法人のうち、高齢者虐待相談支援事業の準備段階から検討に加わり、高齢者への虐待について十分な理解があるとともに、職員に対する確実な研修体制を備え、唯一の意向のあった当該法人に、個別協議に基づいて委託するものである。 2　根拠条文 　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	非公開 非公開とする理由：名古屋市情報公開条例第7条第1項第3号に該当（公開することにより被虐待者の生命・健康の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため。）
契約金額（円）	2,129,810

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	高齢者短期入所ベッド確保等事業にかかる委託
概要	高齢者が親族等からの虐待により、緊急にショートステイ等の利用が必要になった場合に備え、予め受け入れ先の空床を確保し、速やかにショートステイ等を利用できる体制を確保するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当事業は、高齢者が虐待を受けること等により緊急にショートステイ等が必要となった場合の受け入れ先を確保するものであり、事業内容の社会的責任の重さに比して、受託による経済上、運営管理上のメリットはなく、法人の社会的使命感、正義感に依拠して実施する性格の業務であり、委託先については非公開としている。 また、当該事業は、被虐待者の生命・健康の安全確保に厳重な配慮が必要となることから、委託先の選定について極めて慎重に取り扱う必要があるため、特別養護老人ホームを運営する法人のうち、高齢者への虐待について十分な理解があり、適切に実施できる法人へ委託する必要がある。 令和7年度の受託法人の選定にあたっては、本事業における専用ベッド及び空床活用ベッドの実施状況等を勘案したところ、現行の5法人以外に令和7年度に事業を実施できる法人はないため、現行の5法人と契約を締結するものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	非公開（5法人） 非公開とする理由：名古屋市情報公開条例第7条第1項第3号に該当（公開することにより被虐待者の生命・健康の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため。）
契約金額（円）	・ベッド確保料（専用ベッド）1日あたり6,386円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市在宅歯科医療・介護連携推進事業実施委託
概要	在宅歯科医療の推進と介護との連携の仕組みづくりについて、市「在宅歯科医療・介護連携推進会議」の設置や「在宅歯科医療・介護連携室」の設置・運営などの業務の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業の実施には、本市内の歯科医師及び歯科医療機関の協力が必要であるところ、市内の歯科医院のうち80%以上が当該法人の会員になっている。ほかに同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	一般社団法人　名古屋市歯科医師会
契約金額（円）	17,827,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課・保健医療課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市在宅医療・介護連携推進事業及び 令和7年度在宅医療体制の整備事業実施委託
概要	＜在宅医療・介護連携推進事業＞ 　在宅医療・介護連携推進会議や在宅医療・介護連携支援センターの運営等の業務の実施を委託するもの。 ＜在宅医療体制の整備事業＞ 　在宅医療支援センターの運営や、かかりつけ医のバックアップ体制の構築の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	１　理由 　両事業の実施には、本市内の医師及び医療機関の協力が必要であるところ、市内の医療機関（医科）のうち約80%が当該法人の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 ２　根拠条文 　　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	一般社団法人　名古屋市医師会
契約金額（円）	373,411,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課・保健医療課です
電話番号　052-972-2549（高齢福祉課）・052-972-2623（保健医療課）

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市高齢者虐待相談センター事業運営業務委託
概要	高齢者虐待に関する専門相談窓口として以下の業務を行うもの。 ・電話相談 ・面接相談、法律相談、介護者・養護者のこころの相談 ・保健福祉従事者等研修、一般市民啓発事業 ・高齢者虐待防止に関する調査研修、情報収集　　等
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和7年度に公募を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和7年10月から事業を開始するまでの令和7年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営できるのは、現運営事業者のみである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市社会福祉協議会
契約金額（円）	11,401,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度身寄りのない高齢者の死後事務支援事業委託
概要	死後の事務を依頼できる親族がいない低所得の高齢者に対し、葬儀及び納骨・家財処分等の死後事務委任契約を締結し、その思いに寄り添った死後事務支援を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和7年度に公募を行うこととしているが、当該事業者が選定され、令和7年10月から事業を開始するまでの令和7年4月～9月の間、適切かつ安定的に事業を運営できるのは、現運営事業者のみである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市社会福祉協議会
契約金額（円）	22,413,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度いきいき教室の実施に係る愛知県栄養士会への委託契約について
概要	当該業務は、令和7年度の愛知県栄養士会によるいきいき教室の実施について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本市では、いきいき教室において介護予防の普及啓発等を行い、地域住民の要介護状態の予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を図っている。愛知県栄養士会は、管理栄養士の人材育成、地域での栄養改善指導や研修会の開催等の業務を行っている唯一の団体であるため、同団体へ委託するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人愛知県栄養士会
契約金額（円）	1,944,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号　052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市国民健康保険みなし健診にかかる電話応対事務委託
概要	本市国民健康保険特定健康診査の受診券配布者のうち、個人負担等で健康診査（人間ドック・職場内健診等）を受けた人が本市国民健康保険特定健康診査における必須項目を網羅する場合に、同特定健康診査を受けたとみなす「みなし健診」において、令和7年4月中に市民からの問合せに対応する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和6年度に実施している名古屋市国民健康保険みなし健診事務委託について、契約期間が令和7年3月31日までである。みなし健診が3月31日までに受診した健診の結果をもって申請するため4月30日を応募期限としている。令和6年4月に市民からの問合せが保険年金課に殺到したので、令和7年4月も同様に問合せ件数が多いことが見込まれる。かつ、令和5年度のみなし健診事務委託が令和6年3月31日までの契約だったため、4月中に委託業者に問合せができないことを不便に感じる市民の声が多数あった。 以上より、令和7年4月中に、令和6年度と同じ電話番号で問合せに対応ができるように業務委託をする必要がある。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社　アールエムサポート
契約金額（円）	1,639,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-972-2567

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	特定健康診査等に係る事務処理委託
概要	名古屋市が、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査、30・35健診、特定保健指導、健康診査（後期高齢者）、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査及び保健指導（生活保護・中国残留邦人）の実施を業務委託するにあたり、付随して発生する事務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本件については特定健康診査等に付随して発生する業務であり、特定健康診査等の実施委託先と同一の法人に委託する必要があるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人　名古屋市医師会
契約金額（円）	27,651,932

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-972-2567

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	特定健康診査・特定保健指導等委託
概要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、名古屋市が名古屋市国民健康保険の加入者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導、並びに名古屋市独自で実施する30・35健診について、名古屋市医師会を通じて、医師会の会員である医療機関のうち委託業務を受託した者に業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 （1）より多くの被保険者に実施するため、利便性を重視し、健診実施機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 （2）市内2,310か所ある医療機関（医科）のうち80%以上が当該法人の会員であり、他に同様の法人は存在しない。 （3）この法人に委託することにより、特定健康診査は約1,050か所、30・35健診は約800か所の健診実施機関が確保できるとともに健診等の制度変更があった場合、各医療機関への周知徹底が円滑にでき、被保険者へのサービスが向上する。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人　名古屋市医師会
契約金額（円）	943,635,605

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-972-2567

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市国民健康保険30・35健診に係る請求の点検及び支払代行業務委託
概要	名古屋市の国民健康保険の加入者に対して実施する名古屋市国民健康保険30・35健診について、健診実施機関から請求の受付、請求内容の点検と健診実施機関への支払いを業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 名古屋市国民健康保険30・35健診は国民健康保険法第82条に基づいて実施しており、本件業務においては、国民健康保険法第113条の3に基づいて当該業者に委託するため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県国民健康保険団体連合会
契約金額（円）	563,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2567

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託
概要	国保情報集約システムによる愛知県内の国民健康保険被保険者資格情報の集約・管理に関する業務、高額療養費の多数回該当の判定に係る業務及び市町村間における情報連携業務等の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　随意契約理由 本件業務は国民健康保険法第１１３条の3に基づき、愛知県国民健康保険団体連合会に愛知県内市町村が共同で委託を行うものであるが、愛知県を区域とする国民健康保険団体連合会は、愛知県国民健康保険団体連合会以外には存在しない（国民健康保険法第８３条第４項）ため随意契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	愛知県国民健康保険団体連合会
契約金額（円）	25,603,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-972-2568

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	国民健康保険診療報酬明細書等及び国民健康保険療養費支給申請書に係る二次点検業務委託
概要	愛知県国保連合会が一次審査を終えた後の国民健康保険診療報酬明細書及び国民健康保険療養費支給申請書について二次点検業務を行い、診療報酬明細書等及び療養費支給申請書の効率的な査定効果また、医療費適正化を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 国民健康保険法第四十五条に基づき本市が一次審査（診療報酬の審査支払）を委託している、愛知県国保連合会に二次点検を委託することにより、他業者では実現できない全件点検が実施でき、合理的な医療費適正化が可能となるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県国民健康保険団体連合会
契約金額（円）	58,888,896

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-972-2568

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度国民健康保険収納業務等に係る電算処理委託
概要	株式会社三菱UFJ銀行は、名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課において処理される国民健康保険の収納関連電算業務において、収入データの消込をはじめとする必要な処理を行い、帳票等を作成する。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本件業務は、公金収納のデータを使用して処理を行っている。 公金収納処理は令和6年度以降、本市指定金融機関が行うこととなっており、公金収納のデータの作成業務は公金処理業務を行っている業者以外ではできないことから、本市指定金融機関と契約するものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額（円）	179,408,815

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-972-2566

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度システム再構築後の国民健康保険及び後期高齢者医療収納電算処理変更にかかる収納関連電算システム改修
概要	システム再構築後の収納電算処理内容変更に対応するため、収納関連電算システムの改修における要件定義等の概要設計を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本件業務は、公金収納の処理内容を変更するものである。 公金収納の処理内容の変更は公金処理業務を行っている業者以外ではできないことから、本市指定金融機関と契約するものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額（円）	62,450,390

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-972-2566

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月2日
件名	令和7年度国民健康保険システム等の保守運用委託
概要	国民健康保険システム、福祉医療費システム、国民年金システム及び後期高齢システム等にかかる保守及び運用、並びに日曜窓口開庁時の対応を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当システムでは、本市向けにカスタマイズを加えたオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアを使用している。 契約業者は、 （1）当システムで利用しているオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 （2）システムの保守に必要となるオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの詳細情報は、開発元以外には公開されていない。 以上の点から、当システムの保守作業は著作権を有する当事業者のみしか実施できないため、随意契約を行うものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額（円）	127,370,320

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-228-6662

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	暗号化ソフトCICLOCKⅡ標準機能の賃貸借
概要	国民健康保険システム等に関する外部委託業者等との受け渡し媒体について、暗号化を実施する際に必要な暗号化ソフトウェアを賃借する。
契約の相手方を選定した理由	１　理由 国民健康保険収納業務等に係る電算処理委託において授受媒体の暗号化に当該ソフトウェアを用いる仕様となっており、他の暗号化ソフトウェアは利用できない。また当該ソフトウェアは開発元が直接リースを実施している商品であり、当該事業者のみしか契約できないため、随意契約を行うものである。 ２　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第2号
契約の相手方	株式会社シーアイシーシステムズ
契約金額（円）	112,750（月額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-228-6662

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和７年度区役所保険年金課外国語フロアサービス業務委託
概要	収納対策の一環として、区役所保険年金課にベトナム語及びネパール語のフロアサービス員を配置する。
契約の相手方を選定した理由	１　随意契約理由 令和７年４月１日から外国語フロアサービス員を配置するには、令和７年度予算成立後に新たな事業者と契約を結んでいると、スタッフの確保や研修期間等の確保ができないため。 なお、契約期間は令和７年４月１日から令和７年５月３１日までの2ヵ月間であり、６月以降履行分については一般競争入札により契約を締結している。 ２　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	丸八興業株式会社
契約金額（円）	1,398,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号　052-972-2564

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年1月8日
件名	総合リハビリテーションセンターサイン計画策定等発注支援業務委託
概要	名古屋市総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）において、令和7年4月に予定するセンター附属病院の名古屋市立大学病院化に向け必要となるサイン計画等の作成に係る発注者の支援を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 総合リハビリテーションセンター附属病院の令和7年4月の市立大学病院化に伴い、医療法及び障害者総合支援法への基準適合やレイアウト変更等のため必要となるサイン工事及び鍵交換工事について、令和6年度中に確実に工事を完了する必要があることから、計画策定や発注支援等について業務委託を行うもの。 当該計画は建物全体の改修内容やその施工状況を熟知したものでなければ具体的な検討ができないことから、改修工事の発注支援及び設計支援を行う唯一の業者である株式会社ミューパートナーズと随意契約を結ぶもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ミューパートナーズ
契約金額（円）	3,520,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2618

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年1月9日
件名	名古屋市総合リハビリテーションセンター院内サイン等設置工事
概要	総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）について、附属病院の名古屋市立大学病院化に伴う院内のサイン工事等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 総合リハビリテーションセンター附属病院の令和7年4月の市立大学病院化に向けて必要となる病院名称の表示及び部屋名変更等に係る院内サイン及び一部外部サインの設置工事を行うもの。 本工事は令和7年3月末までに完了する必要があり、工事が完了できない場合、附属病院の開設ができず市民が必要としている医療・福祉サービスが受けられなくなることから、市民の生命に重大な影響を及ぼすことになる。 限られた工期内でサイン工事を完了しかつ費用を削減するためには、院内サインの既存データを活用する必要があることから、データを保有する合資会社青木看板店に見積徴取を行った上で、緊急で契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	合資会社青木看板店
契約金額（円）	6,382,970

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2618

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年2月20日
件名	名古屋市総合リハビリテーションセンター2階追加改修その他工事
概要	総合リハビリテーションセンターについて、附属病院の名古屋市立大学病院化に伴うレイアウト変更を行うための追加改修工事を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 総合リハビリテーションセンター附属病院の令和7年4月の市立大学病院化に向け、センター運営を継続しながら医療法の基準上必須となる区画分けの改修工事等を進めるにあたり、2階等の改修工事に係る追加の改修工事を行うもの。本工事は令和6年度末までに完了しなければ附属病院の開設ができず、市民が必要としている医療・福祉サービスが受けられなくなることから、市民の生命に重大な影響を及ぼすことになる。 なお、工事個所が近接するとともに工期も重複する密接不可分な施工内容であるため、安全性の確保や工期の短縮や経費の節減を図る観点から、先行工事を実施している同業者と緊急で随意契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	タイガーハウス工業株式会社
契約金額（円）	21,406,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2618

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年1月12日
件名	総合リハビリテーションセンター4階内装改修その他工事
概要	総合リハビリテーションセンターについて、附属病院の名古屋市立大学病院化に伴うレイアウト変更を行うための改修工事を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 総合リハビリテーションセンター附属病院の令和7年4月の市立大学病院化に向け、センターの運営を継続しながら医療法の基準上必須となる区画分けの改修工事等を段階的に進めていく必要がある。 本工事は令和7年3月末までに完了する必要があり、早期の契約締結が必要である。 工事が完了できない場合、附属病院の開設ができず、市民が必要としている医療・福祉サービスが受けられなくなることから、市民の生命に重大な影響を及ぼすことになる。 そのため、現に他階で現場工事に携わっている業者及び本市工事の実績がある業者に見積を徴取した上で、緊急で契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	タイガーハウス工業株式会社
契約金額（円）	54,450,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2618

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和6年12月23日
件名	総合リハビリテーションセンター地下及び1階改修追加工事
概要	総合リハビリテーションセンターについて、附属病院の名古屋市立大学病院化に伴うレイアウト変更を行うための追加改修工事を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 総合リハビリテーションセンター附属病院の令和7年4月の市立大学病院化に向け、センター運営を継続しながら医療法の基準上必須となる区画分けの改修工事等を進めるにあたり、地下及び1階において追加の改修工事を行うもの。本工事は令和6年度末までに完了しなければ附属病院の開設ができず、市民が必要としている医療・福祉サービスが受けられなくなることから、市民の生命に重大な影響を及ぼすことになる。 なお、工事個所が近接するとともに工期も重複する密接不可分な施工内容であるため、安全性の確保や工期の短縮や経費の節減を図る観点から、地下及び1階で先行工事を実施している同業者と緊急で随意契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社メディウムジャパン
契約金額（円）	93,277,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2618

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年3月3日
件名	総合リハビリテーションセンター植栽剪定業務委託
概要	総合リハビリテーションセンターについて緊急の植栽剪定を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 総合リハビリテーションセンター敷地内の植栽について、枯れ枝の落下や隣接する公道や民家への越境が確認され、総合リハビリテーションセンターの利用者及び近隣住民等に危険が及ぶ状態が確認された。当該施設の管理業務を委託している業者では高木の剪定や緊急的な対応ができないことから、本市で剪定実績のある業者に見積徴取した上で、緊急で契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	岩間造園株式会社
契約金額（円）	5,390,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2618

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年2月17日
件名	総合リハビリテーションセンター入口サイン等設置工事
概要	総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）について、附属病院の名古屋市立大学病院化に伴う外装改修工事を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 総合リハビリテーションセンター附属病院の令和7年4月の市立大学病院化に向けて必要となる病院名称の表示に係るサインの設置工事を行うもの。 本工事は令和7年3月末までに完了する必要があり、工事が完了できない場合、附属病院の開設ができず市民が必要としている医療・福祉サービスが受けられなくなることから、市民の生命に重大な影響を及ぼすことになる。 このため、センター改修工事で現にサイン設置工事に携わっている業者に見積徴取をした上で、緊急で契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社クレイン工芸社
契約金額（円）	2,810,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2618

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市障害者虐待休日・夜間電話相談事業委託及び名古屋市障害者短期入所ベッド確保等事業委託
概要	当該事業は障害者に対する虐待防止及び早期対応を図るものである。 障害者短期入所ベッド確保等事業では、障害者が親族等からの虐待等により、緊急にショートステイ等の利用が必要となった場合に備え、予め受け入れ先の空床を確保し、速やかにショートステイ等を利用できる体制を整える。障害者虐待休日・夜間電話相談事業委託では、休日等に障害者本人やその家族等から障害者虐待に関する相談を受ける休日・夜間電話相談事業を実施することにより、24時間（契約期間内毎日）の相談体制を確保する。 被虐待者の生命・健康の安全確保に厳重な配慮が必要になることか
契約の相手方を選定した理由	1　理由 障害者短期入所ベッド確保等事業では、被虐待者の障害種別や性別を問わず受け入れをする必要があることや常時ベッドを確保するという観点から、個室であること及びショートステイ用のベッドが一定確保されていることが委託の条件となるが、以上2つの条件を兼ね備えている事業所を市内に有する法人は当該法人しかない。 また、障害者虐待休日・夜間電話相談事業委託は、休日・夜間に通報や届出があり、緊急的に保護をする必要が生じた場合、被虐待者は保護する必要がある。通報・届出内容の情報共有からベッド確保まで、被虐待者の生命・健康の安全を確保するため、迅速かつ一貫して行う必要があり、障害者短期入所ベッド確保等事業と同様の当該法人に委託するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	非公表 非公表とする理由：名古屋市情報公開条例第7条第1項第3項に該当（公開することにより被虐待者の生命・健康の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため。）
契約金額（円）	5,489,644

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2585

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和　7年　4月　1日
件名	名古屋市障害者虐待相談センター事業委託
概要	障害者虐待相談センター事業は、障害者への虐待について、相談や通報、届出の受理、虐待防止に関する調査研究や情報収集、関係機関の連絡調整等を行うものである。当該事業は障害者に対する虐待防止及び早期対応を図るものである。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 　当該法人は、平成24年度より障害者虐待相談センター業務を受託しており、虐待に関するノウハウが蓄積されていること、かつ高齢者虐待センター業務も受託しているため高齢者虐待センター運営事業と一体的に運営することで効果的な事業運営が期待できる。 　また、当該事業は令和7年10月に一般競争入札（総合評価落札方式）を実施する予定であることから、令和7年4月～9月については、被虐待者への迅速かつ適切な支援ができる唯一の法人である現受託業者と継続して契約する必要があるもの。 2　根拠条文 　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋市社会福祉協議会
契約金額（円）	8,739,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2585

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	児童等措置費徴収金及び心身障害者扶養共済事業掛金の収納管理電算処理業務委託
概要	児童等措置費徴収金及び心身障害者扶養共済事業掛金の収納管理にかかる電算処理業務について、専門的知識及び技術を有する業者に委託することにより、収納管理事務の適正化、合理化を図る。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本件業務は、公金収納のデータを使用して処理を行っている。公金収納処理は、令和5年度までは、本市指定金融機関（株式会社三菱UFJ銀行）がTIS株式会社に委託して行っていたが、令和6年度以降は、本市指定金融機関が行うこととなった。公金収納のデータの作成業務は公金処理業務を行っている業者以外ではできないことから、本市指定金融機関と契約するものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額（円）	14,052,689

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2585

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度福祉特別乗車券システム外部連携業務委託
概要	福祉特別乗車券システムにおける、エンコード（カード作成）依頼や郵送指示にかかるデータの作成、乗車実績データ取得にかかるデータ連携処理、運賃負担金支給決定通知の作成等の外部連携業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 契約の相手方は、福祉特別乗車券システムを含む福祉総合情報システムの開発者であることから業務を熟知しており、福祉特別乗車券を始めとする膨大かつ複雑な本システムを問題なく円滑に運用している。 また、本システム全般を開発していることからシステムの著作権を有しており、当該業務を委託できる唯一の業者である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス　営業本部
契約金額（円）	18,744,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2587

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度ICカード福祉特別乗車券発行及び乗車実績データ抽出等業務委託
概要	令和7年度 ICカード福祉特別乗車券発行（加工・封入・配送）業務及び乗車実績データ抽出等業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 ICカード化した福祉特別乗車券がベースとしている交通局発行のマナカは、マナカ事業者間で締結する協定において㈱名古屋交通開発機構が発行するものとされており、当該事業者が唯一の発行事業者である。また、福祉特別乗車券の交付にあたっては、ICカード情報を用いて作成した突合用データ等をもとに、福祉特別乗車券と台紙記載の交付者が同一かを迅速・確実に突合したうえで貼付する作業を機械的に行う仕組みを構築した上での作業が必要となる。 令和４年２月に対象を拡大した事業者への福祉特別乗車券の適用にあたっては、償還払方式のため対象の乗車実績データが必要であるが、当該事業者はマナカセンターシステムを運用しており、福祉特別乗車券乗車実績データを保有している。 上記より、当該事業者は本件業務を実施できる唯一の事業者であることから本件契約を委託するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社名古屋交通開発機構
契約金額（円）	13,467,580

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2587

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	福祉特別乗車券関係書類の搬入業務委託
概要	名古屋中郵便局に局留めされた関係書類を福祉特別乗車券業務処理センターへ搬入する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本件業務については、名古屋中郵便局に局留めされた書類を福祉特別乗車券業務処理センターへ搬入を行うものある。契約の相手方は、日本郵便株式会社の物流業務を担っている部門であり、中郵便局での郵便物の受取りから福祉特別乗車券業務処理センターへの搬入を迅速かつ確実に行うことができる唯一の業者である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本郵便株式会社愛知西部物流ソリューションセンター
契約金額（円）	1,110,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2587

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市障害者差別相談センター事業業務委託
概要	名古屋市障害者差別相談センター事業に関する業務委託を実施する。（契約期間：令和7年4月1日～9月30日） 〈事業概要〉 ・障害者差別に関する相談、調査及び調整等 ・連絡調整会議の運営 ・障害者差別に関する相談に従事する人材の育成 ・障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業 ・障害者差別解消に関する調査研究及び情報収集 ・障害者差別に関する実績の集計 ・名古屋市障害者差別解消支援会議及び名古屋市障害者差別解消調整委員会の運営協力 ・名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業 ・その他障害者差別解消の推進に関して市長が必要と認める事項
契約の相手方を選定した理由	1　理由 現受託業者である社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会は、平成28年7月より障害者差別相談センター業務を受託しており、差別相談を解決に導く高度な調整力、及び差別解消に向けた効果的な啓発事業や研修を企画・実施する能力・ノウハウが蓄積されている。 また、当該事業の令和7年10月以降の契約については一般競争入札（総合評価落札方式）を実施する予定であることから、令和7年4月～9月については、差別相談への迅速かつ適切な支援等のできる唯一の法人である現受託業者と継続して契約するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額（円）	40,829,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2538

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月15日
件名	障害者差別解消の推進に係る職員等向け研修業務委託
概要	本市職員、指定管理事業者職員等（以下「本市職員等」という。）に対する研修業務委託を実施する。 〈研修内容〉 ・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領 ・あいサポート運動の概要 ・各障害特性及び必要とされる配慮　　等
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和6年10月から障害者に対してちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を養成をする「ナゴヤあいサポート事業」を開始し、当該業務をMan to Man Animo株式会社に委託している。本市職員等向け研修の内容をさらに充実させ、本研修業務を、「あいサポーター」の養成を兼ねることとしたことから、ナゴヤあいサポート事業の受託者へ委託する必要があるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	Man to Man Animo株式会社
契約金額（円）	4,687,927

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2538

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市バリアフリー情報発信サイトの運用・保守にかかる業務委託
概要	名古屋市内の施設等のバリアフリー情報を発信するためのウェブサイト「なごやバリアフリーお出かけナビ」の運用・保守にかかる業務委託を実施する。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当該ウェブサイトは、令和4年度に企画競争（公募型プロポーザル方式）で選定された当該業者が構築を行った。順次掲載対象を拡大して構築していくこととしており、令和7年度には対象に飲食店等を加える。本サイトはパッケージ製品ではなく当該業者のオリジナルのCMS（※）を利用している。そのため、既構築済みのシステムに対象施設種別の追加にかかるCMSのカスタマイズを実施しつつ、ウェブサイトの運営に必要な運用・保守業務を適切に実施することができるのは、当該業者のみであるため。 ※CMS…ウェブサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報（テンプレート）などを一元的に保存・管理するシステムのこと。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社QTmedia
契約金額（円）	11,732,930

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2538

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋観光コンベンションビューローウェブサイト広告に関する契約
概要	名古屋市内の施設等のバリアフリー情報を発信するためのウェブサイト「なごやバリアフリーお出かけナビ」の周知のため、名古屋観光コンベンションビューローのウェブサイト「名古屋コンシェルジュ」にバナー広告を掲出するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本市においては、アジア競技大会をはじめとした様々なプロジェクトにより観光客の増加が見込まれることから、令和6年3月より市内施設等のバリアフリー情報を発信するウェブサイト「なごやバリアフリーお出かけナビ」を開設している。本サイトの存在について広く周知を図る必要があるが、サイトの設置目的である「国内外からの観光客」へ周知するには、観光情報を発信するウェブサイトに公告を出すことが効果的である。そして名古屋観光コンベンションビューローが運営するウェブサイト「名古屋コンシェルジュ」は、唯一の名古屋市公式観光情報サイトであるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益財団法人　名古屋観光コンベンションビューロー
契約金額（円）	1,754,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号　052-972-2538

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	厚生院管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	厚生院における医療廃棄物収集運搬・処理業務委託契約
概要	厚生院より排出される特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物（注射針処理箱を含む））及び非感染性産業廃棄物の収集運搬・処理について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 厚生院施設は、名古屋市立大学が運営する名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）と、名古屋市厚生院が運営する特別養護老人ホームからなっている。施設内に廃棄物保管設備が1つしかなく、基準を満たす設備の増設もできないため、両者で委託業者が異なると業務履行が不可能である。 このことから、本業務を履行できるのはみらい光生病院が契約する中部メディカル有限会社のみであり、同社と随意契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	中部メディカル有限会社
契約金額（円）	1,366,310

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局厚生院管理課です。
電話番号　052-704-5463

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	厚生院管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	厚生院における一般廃棄物及び資源物の収集運搬・処理業務委託契約
概要	厚生院より排出される一般廃棄物及び資源物の収集運搬・処理について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 厚生院施設は、名古屋市立大学が運営する名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）と、名古屋市厚生院が運営する特別養護老人ホームからなっている。施設内に廃棄物保管設備が1つしかなく、基準を満たす設備の増設もできないため、両者で委託業者が異なると業務履行が不可能である。 このことから、本業務を履行できるのはみらい光生病院が契約する東海装備株式会社のみであり、同社と随意契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東海装備株式会社
契約金額（円）	5,641,515

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局厚生院管理課です。
電話番号　052-704-5463

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	厚生院管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	厚生院における食事調理及び配膳業務委託
概要	厚生院（特養）における栄養管理業務のうち次の業務を委託するもの。 ① 調理及び配膳業務　⑤ 食数・食札管理業務 ② 配膳車配送・回収業務　⑥ 衛生管理業務 ③ 食器洗浄業務　⑦ 在庫・消耗品・設備管理業務 ④ 保存食・検食管理業務　⑧ 厨房ごみ分別業務
契約の相手方を選定した理由	1 理由 厚生院施設は、名古屋市立大学が運営する名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）と、名古屋市厚生院が運営する特別養護老人ホームからなっている。 厚生院、みらい光生病院ともに、入院患者・入所者への安心・安全な食事提供や栄養管理等を行う必要があるが、調理場は施設内に1 つしかなく、名古屋市と名古屋市立大学が調理場を共有して食事を提供している。そのため、両者で委託業者が異なると業務の履行が不可能であることから、名古屋市立大学の委託先である富士産業株式会社を業務の履行が可能な唯一の業者として、随意契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士産業株式会社
契約金額（円）	59,136,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局厚生院管理課です。
電話番号　052-704-5463

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	介護保険料収納等電算処理の外部委託
概要	介護保険料収納等にかかる電算処理を委託するもの。 （1）委託期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日 （2）委託内容：公金収納処理、口座振替請求処理
契約の相手方を選定した理由	1　理由 介護保険料収納等電算処理は、会計室における公金収納処理と密接に連動するものであり、契約の相手方が指定金融機関であって、介護保険料収納等電算処理を行うことのできる唯一の事業者であるため。 2　根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額（円）	65,774,001

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	後期高齢者医療及び介護保険未納保険料に係る電話催告業務委託
概要	後期高齢者医療及び介護保険の未納者に対して電話催告を行うもの。 （1）委託期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日 （2）委託内容：未納者に対する電話催告
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本件は、業務実施場所の確保及び業務従事者への研修に一定の時間を要するため、令和7年3月及び4月納期限の保険料にかかる電話催告について令和6年度委託業者と随意契約を行った。なお、令和7年5月以降納期限の保険料にかかる電話催告業務委託については一般競争入札としている。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三愛テレコム
契約金額（円）	2,592,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	介護保険システムの運用保守委託に関する契約
概要	介護保険システムの運用保守に係る業務を委託するもの。 (1) 委託期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日 (2) 委託内容:スケジュールに基づく業務処理の維持運用 システム障害時の対応 システム保守・改善
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当業者は、平成12年4月から稼動中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 介護保険業務においては、本システムの安定した稼動が必要不可欠であり、障害発生時には迅速な復旧が求められるが、これらの運用保守業務に対応可能な業者は、本システムに関する著作権を有する当業者に限定されることから、当業者との随意契約を行うものである。 2　根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	101,059,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-972-2595

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	要介護認定事務におけるオンライン申請等にかかる業務委託
概要	要介護認定等のオンライン申請にかかる受付事務・コールセンター業務及び介護認定審査会資料の電子化にかかる資料格納業務について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 高齢者数の増加に伴い介護保険関係事務の増加が見込まれることから、各区役所・支所における事務負担軽減を図るため、平成30年度より職員の負荷が特に大きい要介護認定事務の一部を外部へ委託している。 令和6年度から、要介護認定関係手続きのオンライン申請受付及び介護認定審査会資料の電子化に向けた取り組みを開始しているが、それらの事業において発生する事務について、これまで発生していた事務と合わせて一体的に行い、市民サービスを低下させることのないよう効率的かつ円滑に実施することができるのは、現在要介護認定事務の一部を受託している当該業者以外にないため、同業者と随意契約するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター
契約金額（円）	9,387,312

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-750-7881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市介護保険認定調査事務委託（北部圏域）
概要	要介護認定にかかる認定調査事務を委託するもの。 契約期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日
契約の相手方を選定した理由	1　理由 介護保険法（以下「法」という。）に定める要介護新規認定に係る調査（以下「新規調査」という。）については、原則、市町村職員が実施することとなっているが、法に定める指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）に委託できるとされている。委託する場合は、認定調査を適正に実施することができると認められるものとして、愛知県知事が各圏域（本市は市内を4圏域に分割）に1か所指定する事務受託法人に委託することとなる。 また、認定調査の適正化を図るため、区分変更・一部の更新にかかる調査についても、新規調査委託と同じ法人に委託することは、資格が必要な調査員の確保が困難な状況の中で、長期的に安定した調査員の確保が見込めるとともに調査員のスキルによって生じる調査の質の差も少なく抑えられるため、公正かつ効率的に認定調査を実施できる。 以上より、現在の北部圏域で県から指定を受けている唯一の事務受託法人であり、毎年本市が実施している運営状況の実地調査において、適正に認定調査を実施していると認められる社会福祉法人紫水会と随意契約するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人紫水会
契約金額（円）	722,835,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-750-7881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	キャノン社製電子複写機の使用及び使用にかかる操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給
概要	本件は、名古屋市介護認定事務センターにおける3台の電子複写機の使用及び使用にかかる操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給契約である。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 複写機にかかる契約については、価格設定を有利にするため、財政局契約監理課が電子複写機供給業者と供給協定を締結し、各局及び各課はこの協定に基づいて契約を締結している。 令和7年度分について、令和7年2月19日に締結された供給協定に基づいて、随意契約を締結したもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	キャノンシステムアンドサポート株式会社　中部営業本部
契約金額（円）	1,397,880

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-750-7881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市介護認定事務センターの定期清掃委託
概要	センター内の窓ガラス内面・外面等定期清掃について、建物管理会社に業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 センターとして賃借している名古屋丸の内ビル2階専用部の定期清掃については、名古屋丸の内ビル賃貸借契約に基づき、賃貸人の指定する業者が実施することになっているため、指定業者である建物管理会社と随意契約を締結したもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ザイマックス東海
契約金額（円）	1,015,080

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-750-7881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	介護保険体制整備事業（主治医意見書内容向上事業）
概要	介護保険制度の円滑な運営のため、主治医意見書の内容向上を図る研修等の事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業の目的を達成するには、医療との連携体制が不可欠であるが、一般社団法人名古屋市医師会は、市内約2,400ヶ所ある医療機関のうち約8割にあたる医療機関で組織し、本事業を確実かつ効率的に実施することができる唯一の団体である。 以上のことから、本件は競争入札に適さないため、随意契約を締結するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人名古屋市医師会
契約金額（円）	2,260,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-750-7881

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市介護職員等キャリアアップ研修事業の業務委託
概要	介護人材の確保及び職場への定着に資することを目的に、名古屋市内の事業所に従事する職員に対し、対人援助及び円滑な組織運営の知識の習得のための階層別・職種別の研修事業の業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 研修の実施にあたっては、契約相手方の能力や経験に基づくノウハウ等により、成果に差異が生じると考えられるため企画競争（公募型プロポーザル方式）を実施した。 応募者は1法人であったが、審査の結果、最低基準点（300点満点の5割、150点）を超える点数であったため、その者と随意契約を締結した。 ※応募者とその点数 名古屋市介護職員等キャリアアップ研修事業・名古屋市社協・名介研・是々非々コンソーシアム 225点 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名古屋市介護職員等キャリアアップ研修事業・名古屋市社協・名介研・是々非々コンソーシアム
契約金額（円）	7,220,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-972-3487

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	介護保険指定機関等管理システムの利用契約
概要	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの上記システムの利用
契約の相手方を選定した理由	1　理由 介護サービス事業者等の指定・指導権限は、平成24年4月に愛知県より移譲されたが、介護保険指定機関等管理システムとは、もともと指定権限を持っていた愛知県が契約相手方に発注し構築したシステムであり、平成24年4月の権限移譲に伴い、本市においてもこれまで利用しているシステムである。 介護サービス事業者等の指定・指導にかかる業務は、国民健康保険団体連合会との情報連携等もあり、県内統一で行う必要性があり、また当該システムに関する著作権は契約相手方に帰属しているため、当該システムの利用契約については、システムを構築し現在も運営している契約相手方のみに限定されるものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ニッセイ情報テクノロジー株式会社
契約金額（円）	1,488,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-972-3487

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市有料老人ホーム立入検査業務委託
概要	本市内に所在する有料老人ホームへの立ち入り及び検査業務の一部を名古屋市介護保険サービス事業者指定指導事務の受託法人に委託し、一体的に実施することにより、効果的・効率的な執行体制の構築を図り、有料老人ホーム入所者の福祉の増進及び有料老人ホームの安定的かつ継続的な事業運営の確保を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本業務は、有料老人ホーム等の入居者の自立支援に資する介護サービス提供を推進するため、主として集合住宅等の入居者に対して介護サービスを提供する事業所への重点的な指導が可能となるよう、老人福祉法に基づく立入検査と介護保険法に基づく運営指導を一体的に実施するものであり、名古屋市介護保険指定指導事務の受託法人が当該業務を受託できる唯一の団体であるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人福祉評価推進事業団
契約金額（円）	4,801,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
電話番号　052-959-3087

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」運営業務委託
概要	がん患者等の支援や、がんに関する情報収集、情報提供を行うことを目的として、名古屋市がん相談・情報サロン事業を実施する。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和3年度に実施した企画競争（公募型プロポーザル）により選定した事業者と随意契約を行うもの。当該事業者との委託予定期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までであり、前年度の事業運営を評価した上で毎年度契約することとしている。令和7年1月31日開催「名古屋市がん相談・情報サロン事業評価検討会」において、令和6年度の事業が適正に運営されていると判断されるとともに、令和7年度の事業継続についても適当と判断されている。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	特定非営利活動法人 ミーネット
契約金額（円）	28,289,688

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-263-3124

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月7日
件名	胃がん検診等（検診車）業務委託（協会けんぽ特定健診実施会場令和7年度分）
概要	協会けんぽ特定健康診査（集団健診）実施会場において、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診および乳がんを実施するとともに、各がん検診の申込受付、受診案内等の発送及び受診者への検診結果の通知を行う。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当該業者は、協会けんぽとの間で、特定健康診査（集団健診）を実施することが既に決まっている。特定健康診査の実施業者と本市のがん検診の実施業者が異なる場合、受診者がそれぞれの業者へ受診申込をしなければならず、手続きに負担が生じる。 また、複数の業者から受診案内・結果通知が届くことや、同一の会場で複数の業者が受付・誘導を行うことで、受診者に混乱が生じる恐れがある。実施業者を同一にすることで、検診の円滑な実施と、受診者の利便性の向上につなげるために当該業者を契約相手方とする。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般財団法人　岐阜健康管理ｾﾝﾀｰ愛知支部すこやか健診ｾﾝﾀｰ
契約金額（円）	9,377,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-263-3124

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	野菜摂取推定機器の賃貸借契約
概要	「名古屋市食育推進計画（第4次）」に基づき、保健センター等で実施する食育指導において、食育の実践につながりやすい効果的な普及啓発を実施するため、野菜摂取量推定機器「ベジチェック®」を借り入れ、活用するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 　野菜摂取量推定機器「ベジチェック®」は、カゴメ株式会社がドイツのバイオズームサービス社と共同開発した野菜摂取の充足度を表示できる機器であり、同機器のレンタル・リースを取り扱っているのは、カゴメ株式会社のみであるため。 2　根拠条文 　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	カゴメ株式会社
契約金額（円）	令和7年度～9年度計3,136,320円（年額1,045,440円）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-263-3126

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度入院者訪問支援員養成研修委託
概要	本市が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第35条の2に規定された入院者訪問支援事業を実施し、精神科病院入院者の話を誠実かつ熱心に聴く等の支援によりその者の孤独感や自尊心の低下、日常の困りごとを解消するために、支援を行う入院者訪問支援員を養成する必要があることから、国から準拠を求められている「入院者訪問支援事業について（令和5年3月31日障精発0331第1号）中「別記」に示される研修カリキュラムに基づいた入院者訪問支援員養成研修の企画、実施に関する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本研修については、愛知県も本市と同様に国の示すカリキュラムに準拠した内容の研修を行う必要があり、効率的な実施が見込めることから愛知県と共同で研修を行うため（別紙協定書にて締結予定）、業務委託先は、愛知県と同一の事業者とする必要がある。 業務委託先の選定は、愛知県が行う公募型企画競争（プロポーザル）によるため、愛知県により選ばれた事業者でなければ、愛知県と共同で研修を実施できないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人　愛知県精神保健福祉士協会
契約金額（円）	966,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-291-4764

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市保健医療型アウトリーチ支援モデル事業（南ブロック）業務委託
概要	精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができていない未治療・治療中断の状態にある方等（家族を含む）に対して、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行う事業のうち、多職種専門チームによるアウトリーチ支援の部分について業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 保健医療型アウトリーチ支援モデル事業は、多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行うため、業務の運営については、高度な専門性や精神疾患のある（疑われる）方への支援に関する豊富な知識や経験が求められることから、令和3年度に公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施し、医療法人愛精会に南ブロック（瑞穂、南、緑、天白）を委託した。モデル事業として継続的に事業を実施することで効果検証を行う必要があり、実施可能な医療法人は、愛精会しかないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人 愛精会
契約金額（円）	14,587,699

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-291-4764

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市保健医療型アウトリーチ支援モデル事業（西ブロック）業務委託
概要	精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができていない未治療・治療中断の状態にある方等（家族を含む）に対して、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行う事業のうち、多職種専門チームによるアウトリーチ支援の部分について業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 保健医療型アウトリーチ支援モデル事業は、多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行うため、業務の運営については、高度な専門性や精神疾患のある（疑われる）方への支援に関する豊富な知識や経験が求められることから、令和2年度に公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施し、医療法人生生会に西ブロック（中村、熱田、中川、港）を委託した。モデル事業として継続的に事業を実施することで効果検証を行う必要があり、実施可能な医療法人は、生生会しかないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	医療法人 愛精会
契約金額（円）	14,588,888

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-291-4764

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市依存症治療拠点機関事業委託
概要	市内の依存症に関する支援者の人材育成や依存症患者に必要な情報を届けることを目的として、依存症支援者に対する研修の実施、依存症に関する普及啓発・情報発信に関する事業及び依存症対策全国拠点機関により開催される全国会議への職員派遣、医療従事者等に対して専門性に基づいた技術的助言を行う事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業を委託可能な医療機関は「名古屋市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」に基づく「名古屋市治療拠点機関選定基準」を満たしている医療機関としており、アルコール健康障害を含めて薬物依存症及びギャンブル等依存症の治療拠点機関に該当し、全ての依存症に関する研修等について専門性を担保できる医療機関としては、本市では西山クリニックのみが該当するため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	西山クリニック
契約金額（円）	6,812,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-291-4764

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度かかりつけ医等こころの健康対応力向上研修事業委託
概要	うつ病や思春期精神疾患に関する専門家等からなる研修企画委員会を設け、研修内容にかかる企画・立案を行い、かかりつけ医として必要で適切なうつ病や思春期精神疾患診療の知識・技術、医療連携等に関する研修事業を委託するもの.。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、市内の内科医等を中心とする開業医（医療機関勤務者を含む）を対象に、うつ病や思春期精神疾患などの研修事業を実施するものであり、研修事業対象者への周知や参加依頼などを確実かつ効率的に行う必要があることから、市内2,458か所ある医療機関のうち約80%が会員となっている名古屋市医師会以外に適切な受託可能業者がないため。 なお、国の実施要綱上、「事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等（医師会、精神科病院協会等）に委託することができるものとする。」とあることから、平成21年度に愛知県精神病院協会へ委託を打診したものの、対象が精神科医ではなく内科医等であることなどの理由から、受託可能との回答は得られなかった。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人　名古屋市医師会
契約金額（円）	3,514,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市「こころの絆創膏」アプリケーション運用保守業務委託
概要	市民への相談窓口情報等の周知啓発及びこころの健康づくりやメンタルヘルスセルフケアの取組みを促すアプリケーションの運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 名古屋市「こころの絆創膏」アプリケーション（以下、本アプリ）の運用保守について、本アプリは、㈱ユース・エンジニアリング（以下、受託業者）が設計から開発まで行っており、受託業者が管理しているクラウドサーバー等のインフラ上で運用しているため、アプリの管理等について他社による保守を行うことが不可能である。よって、当該業務を受託可能であるのは受託業者のみであるため、上記契約方法による随意契約とする。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 ユース・エンジニアリング
契約金額（円）	3,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市専用ウェブサーバーの保守管理業務
概要	名古屋市の3課（健康増進課、感染症対策課、子育て支援課）5システム（名古屋市自殺対策ウェブサイト、ゲートキーパー養成研修、名古屋市食育ウェブサイト「なごや食育ひろば」、新型インフルエンザ情報共有ウェブサイト、名古屋市子ども・子育て支援センターウェブサイト）で運用している専用サーバーについて保守管理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当該5システムは全て当事業者が独自で制作したものであり、当事業者が各システムに合わせて保守管理するサーバーでなければ、各システムを運用することができないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人AJU自立の家わだちコンピュータハウス
契約金額（円）	3,567,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号　052-291-4790

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和 7年 4月 1日
件名	令和7年度名古屋市ホームレス自立支援事業実施にかかるプレハブ施設の賃貸借契約
概要	自立支援事業あつたの事業実施のためプレハブ施設の賃貸借契約（再リース）を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 自立支援事業あつたの事業実施のため、プレハブ施設のリース契約を大和リース株式会社と締結していた。 （平成14年11月1日から平成24年10月31日までの地方自治法第234条の3に定める長期継続契約） 長期継続契約が終了した平成24年11月1日以降も当該事業は継続実施しており、引き続きプレハブ施設が必要であることから、同社と再リース契約を結んでいた。 事業実施の継続性の観点から、引き続き自立支援事業あつたのプレハブ施設を所有する大和リース株式会社と再リースの随意契約を締結するもの。 （プレハブ施設の継続契約できるのは所有している大和リース株式会社のみである。） 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	大和リース株式会社
契約金額（円）	7,719,360

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和 7年 4月 1日
件名	令和7年度名古屋市一時保護事業にかかるプレハブ事務所棟の賃貸借契約
概要	一時保護所の事業実施のためプレハブ施設の賃貸借契約（再リース）を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 一時保護事業実施のため、プレハブ施設の設置及び賃貸借契約を大和リース株式会社と締結していた。 （平成27年3月20日から令和7年3月19日までの地方自治法第234条の3に定める長期継続契約、令和7年3月20日から令和7年3月31日までの地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による随意契約） 事業実施の継続性の観点から、引き続き当該プレハブ施設を所有する大和リース株式会社と再リースの随意契約を締結するもの。（プレハブ施設の継続契約できるのは所有している大和リース株式会社のみである。） 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	大和リース株式会社
契約金額（円）	1,111,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和 7年 4月 1日
件名	緊急宿泊援護供給事業
概要	社会福祉事務所に来所した居住地がないか、又は明らかでない者のうち、生活保護法による保護を必要とする状態にあるが施設等への措置ができない者等に対して、民間簡易宿泊所に依頼し、宿泊及び給食等を提供するもの。 宿泊料等は、契約額の範囲内において実績に応じて支払う。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 事業の性質及び利用者の実態から、近隣住民の理解のもと、社会福祉事務所と連携しながら自立に向けた支援を行うことができる簡易宿泊所に限られる。また、一日最大１１５名分の個室を確保でき、3食の食事提供ができる条件を満たす簡易宿泊所は株式会社松竹梅以外にはないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社松竹梅
契約金額（円）	15,461,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和 7年 4月 1日
件名	緊急宿泊援護供給事業
概要	社会福祉事務所に来所した居住地がないか、又は明らかでない者のうち、生活保護法による保護を必要とする状態にあるが施設等への措置ができない者等に対して、民間簡易宿泊所に依頼し、宿泊及び給食等を提供するもの。 宿泊料等は、契約額の範囲内において実績に応じて支払う。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 事業の性質及び利用者の実態から、近隣住民の理解のもと、社会福祉事務所と連携しながら自立に向けた支援を行うことができる簡易宿泊所に限られる。また、単身女性及び複数世帯の宿泊が可能で、一日最大20名分の個室または2人部屋の確保、3食の食事提供ができる条件を満たす簡易宿泊所は福屋旅館以外にはないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	福屋旅館
契約金額（円）	7,080,760

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	生活保護システム運用保守業務委託
概要	平成21年度に本市の委託により(株)アイネス中部支社が開発した名古屋市生活保護システムが安定的に稼働し、適切な状態を維持すること、障害等に対する予防策及び障害時の早期復旧を行うことを目的とした業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本システムは、(株)アイネス中部支社が所有するパッケージ(データを検索する方法など同社のノウハウをシステム化したもの)をベースに本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い開発したものであり、本システムのうちパッケージ部分の著作権は(株)アイネスが保有するものであるため。 本システムは、(株)アイネス中部支社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である(株)アイネス中部支社に限定されるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス　中部支社
契約金額(円)	39,910,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-4623

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月18日
件名	令和7年度　生活保護システムの標準化対応等支援業務委託
概要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき検討を進めている生活保護システムの標準化対応等の支援について業務委託し実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 　本業務は、生活保護システムの標準化に向けて、令和6年度までの基本調査・要件調査で実施したシステム概要調査・移行計画・各種データ等をもとに、生活保護システムの標準化対応に必要な要件の整理および標準化移行の準備等を行うものである。 　基本調査・要件調査業務で実施したシステム概要調査・移行計画・各種データ等については、当該事業者がこれまでの同様業務を通じて得た知識・ノウハウを活かし、システム開発事業者との調整も含めた事務検討に携わった上で作成されたものであり、当該事業者以外の者が本業務を受託した場合、契約後からこれらの情報を正確に理解するために相当の工数・期間を要することとなり、これまでの調査業務との整合性、連続性の担保ができないことから、本業務を実施できるのは当該事業者に限られるため。 2　根拠条文 　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	有限責任監査法人トーマツ　名古屋事務所
契約金額（円）	31,680,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-4623

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度生活保護等版レセプト管理クラウドサービス（Rezept Plus）の利用契約
概要	平成30年4月より導入した生活保護等版レセプト管理クラウドサービス（Rezept Plus）の提供を開発者である富士通Japan株式会社に実施させるもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 生活保護等版レセプト管理クラウドサービス（Rezept Plus）は富士通Japan株式会社が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である富士通Japan株式会社のみであるため。 本市での運用に合わせ、レセプト管理クラウドサービス（Rezept Plus）導入時に、本市のレセプトデータをデータセンターに移行している。データベースの構築及びデータベースとシステムの結びつけは富士通Japan株式会社が行っており、その手法を知る唯一の業者であるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士通Japan株式会社東海公共ビジネス部
契約金額（円）	6,433,680円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2554

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市生活保護関係職員向け研修業務委託
概要	令和3年度に本市各社会福祉事務所職員で構成及び実施された「今後の生活保護業務のあり方懇談会」において職員研修のさらなる充実化が必要と位置づけされた。そのため、令和4年度に研修カリキュラムを外部による業務委託により作成した。令和5年度から引き続き、このカリキュラムに沿った研修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本研修の効果を最大に発揮するためには、研修カリキュラムの趣旨を十分に理解する必要がある。そのためには、カリキュラム策定に至るまでに積み重ねたワークショップやヒアリングの内容を熟知する必要があるが、これが可能なのは、令和3･4年度に本カリキュラム作成業務を受託した日本福祉大学1者に限られるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	学校法人　日本福祉大学
契約金額（円）	4,614,940

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2553

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	GPS付非常ボタンによる位置情報提供等業務委託
概要	生活保護地区担当員が勤務地外にて訪問活動業務を実施する際に、身体の危険が伴うような非常事態が発生した場合における、位置情報の提供から現場急行までの一連の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本業務について、令和3年度よりセコム株式会社が開発したGPS付非常ボタン「ココセコム」を利用し役務の提供を受けている。令和7年度においても同様の役務の提供を受けるにあたり、昨年度以前も同様の契約を履行した同社に履行させることにより、加入料金などの初期費用が発生せず、経費の削減が可能であるほか、年度当初からの履行が可能となるなど、競争入札に付す方が不利であると認められるため。 なお、令和3年度契約は指名競争入札により締結したが、入札者は契約者1社のみであった。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約の相手方	セコム株式会社
契約金額（円）	3,382,720

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2553

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子データを利用した預貯金等照会サービスによる役務の提供
概要	生活保護業務の実施のために必要な預貯金に係る調査について、事務量の軽減を目的として、契約業者が提供する電子照会サービスである「pipitLINQ」を利用するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 ・排他的権利 pipitLINQは、株式会社NTTデータが所有するシステム（本市が財産調査対象者をデータ化したものをpipitLINQにアップロードすることで照会対象の金融機関へ転送・回答の受領を行うもの）で、pipitLINQの著作権は株式会社NTTデータが保有するものである。 ・特殊な技術に係る特定役務 pipitLINQは株式会社NTTデータが持つ技術・手法をもって開発されたものかつ調査対象金融機関が限定的であり、そのプログラム構成及びデータの加工に係る手法を知る者は、開発者である株式会社NTTデータに限定されるため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額（円）	3,854,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2553

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	生活保護システム用サーバ等一式の賃貸借（再リース）
概要	令和元年11月1日から令和6年10月31日まで富士通リース株式会社中部支店（現在はFLCS株式会社　東海支店）と賃貸借契約を締結しており、令和6年11月1日から令和7年3月31日まで再リース契約を締結していた生活保護システムを運用するためのサーバ等一式について、令和7年4月1日から令和7年12月31日まで再リース契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	１　理由 生活保護システム用サーバについては、市電算センターが令和8年度末に閉鎖される予定であり、また、システム標準化に対応するために、令和7年度中に現行の生活保護システムをガバメントクラウド上へ移行することを予定しているため、ガバメントクラウド移行完了まで再リースを実施する。 再リースを実施するにあたり、対象となる生活保護システム用サーバ等一式の所有権を有しているのはFLCS株式会社 東海支店であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うもの。 ２　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	FLCS株式会社　東海支店
契約金額（円）	2,112,132（月額賃借料）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-4623

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	精神障害者退院促進等支援事業業務委託
概要	生活保護受給者にかかる長期入院患者退院促進プログラムを円滑に実施するために、社会福祉法人芳龍福祉会が管理及び運営する植田寮に精神保健相談員を配置し、退院が可能な精神障害者の植田寮への受入及び植田寮に入所中の精神障害者の地域生活への移行を積極的に支援することを目的として実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当該事業は名古屋市植田寮の管理業務に関する協定書において、「付帯事業」として位置づけられている。 このため、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 当該事業については、名古屋市植田寮の指定管理者選定において、評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額（円）	4,729,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2554

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市一時保護事業における一時保護所の管理運営委託
概要	社会福祉事務所に来所した居住地がないか又は明らかでない者のうち、一時的な保護を要する者の宿泊等の援護事業の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 一時保護事業については、宿所提供施設・熱田荘の敷地内施設を用いて、住居のない生活困窮者を対象に一体的に運営を行っており、一時保護事業実施要綱において、熱田荘指定管理者への委託事業として規定している。 このため、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 当該事業については、熱田荘の指定管理者選定において、評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額（円）	100,035,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市ホームレス自立支援事業（あつた）の運営委託
概要	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条に規定する生活困窮者のうち、一定の住居を持たない生活困窮者の就労等による自立を支援するため実施する自立支援事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 自立支援事業あつたについては、宿所提供施設・熱田荘の敷地内施設を用いて、住居のない生活困窮者を対象に一体的に運営を行っており、ホームレス自立支援事業実施要綱において、熱田荘指定管理者への委託事業として規定している。 このため、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 当該事業については、熱田荘の指定管理者選定において、評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額（円）	140,538,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市ホームレス自立支援事業（なかむら）の運営委託
概要	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条に規定する生活困窮者のうち、一定の住居を持たない生活困窮者の就労等による自立を支援するため実施する自立支援事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 自立支援事業なかむらについては、更生施設・笹島寮の施設を用いて、住居のない生活困窮者を対象に一体的に運営を行っており、ホームレス自立支援事業実施要綱において、笹島寮指定管理者への委託事業として規定している。 このため、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 当該事業については、笹島寮の指定管理者選定において、評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額（円）	125,114,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	ホームレス就労訓練事業の委託
概要	名古屋市ホームレス自立支援事業の入所者うち、原則として就労していない者（その他名古屋市長が必要と認める者）に軽作業を提供し、自立に向けての支援を行う事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 ホームレス就労訓練事業については、自立支援事業の入所者を対象に、軽作業の機会を提供し自立を促進するもので、自立支援事業本体と一体的に運営することとしており、ホームレス就労訓練事業実施要綱において、自立支援事業の受託事業者への委託事業として規定している。 当該事業は、自立支援事業とともに、指定管理者の公募にあたっては、指定管理の「付帯事業」として位置づけ、提案内容をもとに、指定管理者選定委員会において評価、選定を実施している。 自立支援センターなかむらの就労訓練事業は、笹島寮の指定管理者選定において、また、自立支援センターあつたの同事業は、熱田荘の指定管理者選定において、それぞれ評価・選定手続きを経ているところであり、指定管理者である社会福祉法人芳龍福祉会と随意契約を締結する。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人芳龍福祉会
契約金額（円）	7,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号　052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給にかかる管理システム等業務委託
概要	物価高騰に伴う低所得世帯への緊急支援給付金の支給事務にかかるシステム開発・運用・保守等の業務委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、給付金を支給することが令和6年11月22日に閣議決定されたことから、名古屋市においても、令和6年12月25日から令和7年3月31日までの期間、株式会社アイネスと本委託業務について契約を締結し、給付金事業を行っており、本事業は令和7年度も継続されることから、令和7年4月以降も引き続き市民へ給付を早急に行う必要があった。 本委託業務は、名古屋市の住基・税システムと連携可能な給付金管理システムを構築したうえで、給付対象者の抽出から振込データ作成等を行うものである。令和7年4月以降の給付にあたり、令和6年度下半期電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金において開発・運用・保守をした給付金管理システムを利用することにより、市民への給付を迅速かつ確実に行うことができるが、本システムは、株式会社アイネスが所有するパッケージ（データを検索する方法など同社のノウハウをシステム化したもの）をベースに本市の発注仕様内容を実現するための機能追加等の改修を行い開発したものであり、パッケージ部分の著作権は株式会社アイネスが保有するものである。 そのため、これまでの給付金で培った情報とノウハウを生かし、円滑なシステムの構築・運営・保守ができ、かつ現在の給付金事業で利用している給付金管理システムの著作権を有する株式会社アイネスが本業務を実施できる唯一の事業者であるため、本件は競争入札に適さないことから、同業者との随意契約を締結したもの。 2　根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による随意契約
契約の相手方	株式会社アイネス　営業本部
契約金額（円）	40,404,966

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2547

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給にかかる事務処理・コールセンター業務委託
概要	低所得世帯を対象とした物価高騰に伴う緊急支援給付金の支給事務にかかる審査事務及び電話対応事務等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、給付金を支給することが令和6年11月22日に閣議決定されたことから、名古屋市においても、令和7年1月8日から令和7年3月31日までの期間、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社と本委託業務について契約を締結し、給付金事業を行っており、本事業は令和7年度も継続されることから、令和7年4月以降も引き続き市民への給付を早急に行う必要があった。 本業務委託では、市民への給付を迅速かつ適切に行うため、コールセンター業務を始め、名古屋市の住基・税システムと連携可能な管理システムを利用した申請書出力等の業務等について、令和3年度からの継続したノウハウが不可欠である。受託予定業者は、以前の給付金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、令和4年度及び令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、令和6年度年度低所得者支援給付金（財政局契約））や令和6年度下半期電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給にかかる事務処理・コールセンター業務委託においても令和7年1月8日から事務処理センター・コールセンター業務を請け負っており、これまでの給付金で培った情報とノウハウを生かし円滑な審査処理、電話対応等の業務ができる唯一の事業者であることから契約を締結するもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社　BPO事業本部
契約金額（円）	63,109,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2547

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等にかかる事務処理センター設置場所における賃借
概要	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等にかかる事務処理センターを設置するため、東栄株式会社が所有するビルのワンフロアを賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、給付金を支給することが令和6年11月22日に閣議決定されたことから、市民への給付を早急に行うため、システム運用、コールセンター、審査等の事務処理を一括して行う事務処理センターを設け、令和7年3月31日までの期間、東栄株式会と賃貸借契約を締結し、給付金事業を行っており、本事業は令和7年度も継続されることから、令和7年4月以降も引き続き市民へ給付を早急に行う必要がある。 センターは、セキュリティ対策がされた大規模なフロアであること、市役所との往来を考慮しアクセスが良好であることを踏まえ確保した。 令和7年4月以降の給付にあたり、同様にセンターを設ける必要があるが、現在の設置場所で引き続き契約することにより、保管している資材をそのまま活用することができ、コスト削減や事務の省力化を図りながら、最も効率的かつ迅速にセンターを開設できる唯一の物件であるため、随意契約を締結したもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東栄株式会社
契約金額（円）	30,705,840

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2547

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋ひきこもりメタバース「ゆるリリンク」にかかる運用保守業務委託
概要	名古屋ひきこもりメタバース「ゆるリリンク」を適切、かつ良好な状態に保つため、システム及びサーバ等の運用について保守・管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 令和6年度に「ひきこもり支援のためのメタバース空間構築業務委託」についてプロポーザルを実施し、TOPPAN株式会社と契約した。契約に基づき、TOPPAN株式会社は独自のメタバース空間「メタパ」へ空間構築をした。本件はこの保守・管理を委託するものであり、競争入札に適しないものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	TOPPAN株式会社
契約金額（円）	2,444,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-4635

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業
概要	当該事業は、平成27年4月から本市の委託により、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が実施している。高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指し、集いの場としてサロンでの交流活動を支えるために、サロンの開設の相談・運営の支援や、実際にサロンを開設・運営するにあたっての経費の助成を行う事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当該法人は、平成15年4月から「ふれあい・いきいきサロン」への開設経費の助成をはじめ、「集いの場」としてのサロンの立ち上げや運営の支援、サロンを運営する人材養成などを実施してきた実績がある。また、生活の困りごとのある方を支援につなげるコーディネートの実施や生活支援サービスの関係者で構成する「協議の場」の設置・運営、重層的支援体制整備事業の実施により構築される地域ネットワークを活かした地域福祉を推進できる当該法人は、本事業を委託できる唯一の団体である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額（円）	140,782,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2548

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市地域支えあい事業
概要	当該事業は、地域での身近な支えあいを事業の主眼に置き、全小学校区で活動している民生委員児童委員をはじめとした地域の代表者で構成する地域福祉推進協議会を母体として進めている事業であり、地域住民による主体的な「支えあい」活動を通じて、地域での困りごとの把握や問題を解決に結び付ける取り組みである。それぞれの地域の特徴や地域住民をよく知る社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に、地域支えあい事業を円滑に実施できるような仕組みや事業の実施の支援を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 名古屋市社会福祉法人においては、昭和57年から地域福祉推進協議会の設置や活動を推進しており、それぞれの地域や地域住民の特徴をよく知るため、地域の実情や温度感に合わせて臨機応変に地域住民への働きかけを行うことができることから、当該法人は本事業を委託できる唯一の団体である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
契約金額（円）	152,916,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2548

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・北地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	高齢、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和3年度に、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和7年度の事業実施については、年度ごとの継続委託の適否を判断することをもって引き続き事業の運営を委託できるものとしていることから、令和6年度の運営状況の点検評価を実施し、あわせて有識者による評価を行った結果、令和7年度も継続して事業を実施することが妥当であることを確認したため、昨年度に引き続き現受託団体と契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・北地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	51,190,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・西地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	高齢、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和3年度に、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和7年度の事業実施については、年度ごとの継続委託の適否を判断することをもって引き続き事業の運営を委託できるものとしていることから、令和6年度の運営状況の点検評価を実施し、あわせて有識者による評価を行った結果、令和7年度も継続して事業を実施することが妥当であることを確認したため、昨年度に引き続き現受託団体と契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・西地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	51,190,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・中村地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	高齢、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和3年度に、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和7年度の事業実施については、年度ごとの継続委託の適否を判断することをもって引き続き事業の運営を委託できるものとしていることから、令和6年度の運営状況の点検評価を実施し、あわせて有識者による評価を行った結果、令和7年度も継続して事業を実施することが妥当であることを確認したため、昨年度に引き続き現受託団体と契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・中村地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	51,188,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・熱田地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	高齢、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和4年度に、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和7年度の事業実施については、年度ごとの継続委託の適否を判断することをもって引き続き事業の運営を委託できるものとしていることから、令和6年度の運営状況の点検評価を実施し、あわせて有識者による評価を行った結果、令和7年度も継続して事業を実施することが妥当であることを確認したため、昨年度に引き続き現受託団体と契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・熱田地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	51,190,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・中川地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	高齢、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和4年度に、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和7年度の事業実施については、年度ごとの継続委託の適否を判断することをもって引き続き事業の運営を委託できるものとしていることから、令和6年度の運営状況の点検評価を実施し、あわせて有識者による評価を行った結果、令和7年度も継続して事業を実施することが妥当であることを確認したため、昨年度に引き続き現受託団体と契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・中川地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	50,912,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・港地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	高齢、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和4年度に、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和7年度の事業実施については、年度ごとの継続委託の適否を判断することをもって引き続き事業の運営を委託できるものとしていることから、令和6年度の運営状況の点検評価を実施し、あわせて有識者による評価を行った結果、令和7年度も継続して事業を実施することが妥当であることを確認したため、昨年度に引き続き現受託団体と契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・港地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	51,125,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・南地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	高齢、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和3年度に、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和7年度の事業実施については、年度ごとの継続委託の適否を判断することをもって引き続き事業の運営を委託できるものとしていることから、令和6年度の運営状況の点検評価を実施し、あわせて有識者による評価を行った結果、令和7年度も継続して事業を実施することが妥当であることを確認したため、昨年度に引き続き現受託団体と契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・南地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	51,175,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域共生推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業業務委託 ※なごや・守山地域共生のまちづくりコンソーシアム
概要	高齢、障害、子育て、生活困窮という対象別・分野別の枠組みでは解決できない制度の狭間の問題や8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中において、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、令和4年度に、令和7年度末までの契約を前提として公募による企画競争（プロポーザル方式）により受託事業者を選定した。 令和7年度の事業実施については、年度ごとの継続委託の適否を判断することをもって引き続き事業の運営を委託できるものとしていることから、令和6年度の運営状況の点検評価を実施し、あわせて有識者による評価を行った結果、令和7年度も継続して事業を実施することが妥当であることを確認したため、昨年度に引き続き現受託団体と契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや・守山地域共生のまちづくりコンソーシアム
契約金額（円）	50,566,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域共生推進課です。
電話番号　052-972-2598

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	環境薬務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	災害時応急用医薬品備蓄業務委託
概要	災害時に、市立中学校に設置された救護所において、救護班が傷病者の治療を行う際に必要な医薬品の備蓄を市内110か所の薬局において行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本件は、市立中学校の周辺の薬局に、災害時に必要な医薬品を備蓄するものである。市内の複数の薬局に対し、医薬品の備蓄を行わせるにあたり、各薬局との円滑な調整は不可欠である。 一般社団法人名古屋市薬剤師会は、市内997薬局の開設者及び勤務薬剤師で組織されており、市内1,288薬局（令和7年2月末現在）の大部分をとりまとめている。一般社団法人名古屋市薬剤師会は、市内における各薬局との調整が可能である唯一の団体であることから、本件を委託するものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	一般社団法人名古屋市薬剤師会
契約金額（円）	6,908,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局環境薬務課です。
電話番号　052-972-2651

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	環境薬務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	魅力ある八事霊園の検討に係る調査委託
概要	市民・利用者にアンケートを実施し、集計・分析を行い、市民・利用者の望む霊園の提案と課題を解決するための今後の方向性の報告を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	1　理由 霊園に関する調査は、専門的な見地を要することから、霊園に関する調査、研究、講習会を行っている団体が望ましい。「公益社団法人全日本墓園協会」は、霊園に関する調査研究を全国的に行っている唯一の団体であり、当該協会会報にも厚生労働省生活衛生課長の挨拶文にそのように記載されている。厚生労働科学特別研究やや地方自治体からの委託を受けて調査を行っているほか、毎年本市職員が受講している厚生労働省後援の「墓地管理講習会」も開講しており、本業務を適切に実施できる唯一の団体である。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人全日本墓園協会
契約金額（円）	2,354,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局環境薬務課です。
電話番号　052-972-2654

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市身体障害者自立生活体験事業委託契約
概要	施設又は在宅で生活する身体障害者が、通常の生活の場を一時的に離れ、試行的に独力で自活することのできる機会又は場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、施設入所者や在宅で生活する身体に障害がある方が自立した地域生活に向けての体験を行う事業である。 事業実施にあたり、利用者が自立生活への意欲の増進や不安の解消を図れるよう、個々の障害特性に応じた支援や一定期間経過後に再度支援を行うなど段階的な働きかけが必要となる。 また、実際に地域で自立した生活を送るためには、バリアフリー化された適切な居住の場の確保、ヘルパーや医療スタッフの具体的な派遣計画案の作成、不安に思う当事者へのピアカウンセリングなどの総合的な体験・支援体制が必要となる。 こうした事業実施に必要な設備等とスタッフが確保されており、ワンストップで的確な支援が見込まれ、かつ、本事業の新規開設の相談・協議を受け付けている中で受託可能な法人は、社会福祉法人AJU自立の家のみであるため、上記法人に委託を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人AJU自立の家
契約金額（円）	3,777,942

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定等審査会資料複写等業務委託
概要	障害支援区分認定等審査会に事前送付する資料の複写・梱包・配送（各委員毎）・回収・溶解までの一連の処理業務に関する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本業務は、障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るという観点から、優先的に障害者支援施設等に委託する。委託にあたり、その契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
契約の相手方	一般社団法人愛知県セルプセンター
契約金額（円）	5,923,749

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：千種区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	社会福祉法人千種福祉会
契約金額（円）	3,509,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：東区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	東区障害者基幹相談支援事業コンソーシアム
契約金額（円）	1,754,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：北区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	社会福祉法人共生福祉会
契約金額（円）	4,174,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：西区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	西区障害者基幹相談支援センター
契約金額（円）	3,206,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：中村区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	社会福祉法人親愛の里
契約金額（円）	3,146,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：中区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	社会福祉法人むつみ福祉会
契約金額（円）	1,996,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：昭和区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	昭和区基幹相談支援コンソーシアム
契約金額（円）	2,631,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：瑞穂区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
契約金額（円）	2,510,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：熱田区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
契約金額（円）	1,512,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：中川区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋手をつなぐ育成会
契約金額（円）	5,021,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：港区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	港区障害者基幹相談支援センター
契約金額（円）	3,841,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：南区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	名古屋市南区障害者基幹相談支援センターコンソーシアム
契約金額（円）	2,964,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：守山区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	守山区障害者基幹相談支援共同事業体
契約金額（円）	4,235,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：緑区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	障害者相談支援センターみどり
契約金額（円）	4,688,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：名東区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	社会福祉法人　ひまわり福祉会
契約金額（円）	3,902,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査（担当区域：天白区）の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされているため、区内で唯一障害者相談支援事業の委託を受け、障害者の生活や実態を理解している障害者基幹相談支援センター運営事業実施委託団体との契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号。
契約の相手方	天白区障害者基幹相談支援センターコンソーシアム
契約金額（円）	3,115,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害支援区分認定調査委託
概要	障害支援区分認定調査の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本調査は法令上、市町村が障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者及び介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人にのみ委託可能とされている。当該法人は名古屋市東部認定調査センターを運営し、指定市町村事務受託法人に該当し、調査委託にあたり、その契約が必要であるもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター
契約金額（円）	23,126,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市障害児（者）緊急短期入所空床確保事業委託
概要	介護者が疾病等により不在となり緊急的に居宅で介護が受けられない障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を、短期入所事業所にて、円滑に受け入れることを目的として、予め空床を確保するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当該事業は、介護者が疾病等により不在となり居宅で介護が受けられない場合に、緊急に障害者等の受入先を短期入所事業所において確保するものである。 そのため、事業を実施する事業所は、 ①障害児者の障害種別や性別を問わない受入が可能なこと ②緊急時に、24時間受入が可能なこと ③常時、個室が確保できること ④障害特性を十分理解していること という要件を満たしていることが必要である。 実施要件に合致する事業所のうち、本事業へ参入する意思のある法人は、社会福祉法人よつ葉の会及び別の1法人の2法人以外にない。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人よつ葉の会
契約金額（円）	空床確保料として、1日につき 9,014円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市障害児（者）緊急短期入所空床確保事業委託
概要	介護者が疾病等により不在となり緊急的に居宅で介護が受けられない障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を、短期入所事業所にて、円滑に受け入れることを目的として、予め空床を確保するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当該事業は、介護者が疾病等により不在となり居宅で介護が受けられない場合に、緊急に障害者等の受入先を短期入所事業所において確保するものである。 そのため、事業を実施する事業所は、 ①障害児者の障害種別や性別を問わない受入が可能なこと ②緊急時に、24時間受入が可能なこと ③常時、個室が確保できること ④障害特性を十分理解していること という要件を満たしていることが必要である。 実施要件に合致する事業所のうち、本事業へ参入する意思のある法人は、社会福祉法人ひまわり福祉会及び別の1法人の2法人以外にない。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人ひまわり福祉会
契約金額（円）	空床確保料として、1日につき 9,014円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市障害者基幹相談支援センター法務能力支援事業にかかる業務委託
概要	名古屋市障害者基幹相談支援センターの職員に対して法務能力を強化する目的で、愛知県弁護士会が選任する弁護士が、法的問題を抱えるケースの相談助言、ケース会議への出席、研修等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 本事業は、愛知県弁護士会が選任する弁護士によって、障害者基幹相談支援センター職員に対して法務能力を強化する目的で、助言、ケース会議への出席、研修等を行うものであり、適切に弁護士の派遣等を行うことができるのは、愛知県弁護士会に限られるため、愛知県弁護士会との契約を行うもの。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額（円）	2,112,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2596

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市強度行動障害者支援事業の運営委託契約
概要	名古屋市強度行動障害者支援事業の運営業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 当該事業は、強度行動障害者の行動障害の軽減を図り、地域での安定した生活を支えるため、高度な専門的知識・支援技術を持った強度行動障害者専門支援員の養成・派遣を始め相談から研修まで強度行動障害者支援にかかる総合的な事業である。 名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会（以下「名障連」という。）は、市内の知的障害者福祉施設等の発展を図り、知的障害児者の福祉の増進を図るためにつくられた任意団体である。現在、名障連加盟の施設等において、本市全体の約6割の強度行動障害者の受入れを行っており、強度行動障害者に対する支援のノウハウが蓄積され、活躍できる豊富な人材を有していることから、当該事業を円滑に実施できるのは、当該団体のみであると考えられるため、下記条文に基づく随意契約を締結した。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約
契約の相手方	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会
契約金額（円）	15,176,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	障害者福祉業務総合支援ソフト（オクトパス５）の賃貸借契約
概要	自立支援給付費の適正化、請求審査業務効率向上を補完するサポートソフト（オクトパス５）の賃貸借契約（令和７年度分）
契約の相手方を選定した理由	１　理由 自立支援給付費の適正化、請求審査業務効率向上を補完するサポートソフトは株式会社ニックの「オクトパス」しか存在しないため ２　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ニック
契約金額（円）	2,772,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号　052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	八事霊園・斎場管理事務所
契約締結日	令和7年2月17日
件名	八事霊園・斎場管理事務所獣し棟における電気使用（低圧電灯）契約
概要	八事斎場再整備事業に伴って、動物火葬業務遂行のための獣し棟仮設事務所が新設され、獣し棟も含めて使用する電気について新規契約したもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 八事斎場再整備事業において、再整備事業受託事業者は、新しい八事斎場を整備するとともに、再整備期間中の動物火葬に係る仮設事務所の建設に加え、仮設事務所及び獣し棟における電気等のライフラインの準備及び工事にかかる電力使用料等を負担することが要求水準書で定められており、受託事業者は、本事業を行うにあたって中部電力ミライズから電力供給を受ける契約を締結している。 本件については、仮設事務所の建設及び獣し棟の電力供給確保が完了した後、速やかに動物火葬業務及び仮設事務所内の備品等の設置工事に必要な電力供給を受ける必要があることから、受託事業者が電力を使用するために選定した事業者（中部電力ミライズ）と電力供給の契約を行ったものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	中部電力ミライズ
契約金額（円）	基本料金　9,634.2円 電力量料金　120kWまで 21.70円/kW 121kWから300kWまで 25.67円/kW 301kW以上 27.19円/kW

契約の内容についてのお問い合わせ先は、
「健康福祉局生活衛生部八事霊園・斎場管理事務所」です。
電話番号　052-832-1750

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	八事霊園・斎場管理事務所
契約締結日	令和7年2月17日
件名	八事霊園・斎場管理事務所獣し棟における電気使用（低圧動力）契約
概要	八事斎場再整備事業に伴って、動物火葬業務遂行のための獣し棟仮設事務所が新設され、獣し棟も含めて使用する電気について新規契約したもの。（空調設備や獣し棟設備を稼働させる動力）
契約の相手方を選定した理由	1　理由 八事斎場再整備事業において、再整備事業受託事業者は、新しい八事斎場を整備するとともに、再整備期間中の動物火葬に係る仮設事務所の建設に加え、仮設事務所及び獣し棟における電気等のライフラインの準備及び工事にかかる電力使用料等を負担することが要求水準書で定められており、受託事業者は、本事業を行うにあたって中部電力ミライズから電力供給を受ける契約を締結している。 本件については、仮設事務所の建設及び獣し棟の電力供給確保が完了した後、速やかに動物火葬業務及び仮設事務所内の備品等の設置工事に必要な電力供給を受ける必要があることから、受託事業者が電力を使用するために選定した事業者（中部電力ミライズ）と電力供給の契約を行ったものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	中部電力ミライズ
契約金額（円）	基本料金　55,390.9円 電力量料金　夏季料金 16.84円/kW その他季料金 15.29円/kW

契約の内容についてのお問い合わせ先は、
「健康福祉局生活衛生部八事霊園・斎場管理事務所」です。
電話番号　052-832-1750

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	八事霊園・斎場管理事務所
契約締結日	令和7年3月10日
件名	八事霊園・斎場管理事務所における電気使用（低圧電灯及び動力）契約
概要	八事斎場再整備事業に伴って、八事霊園・斎場管理事務所が移転となり、新設された新管理事務所で使用する電気について新規契約したもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 八事斎場再整備事業において八事霊園・斎場管理事務所を移転し、新しい管理事務所が建設される。新しい管理事務所の建設を受託した事業者において電気等のライフラインの準備及び工事にかかる使用料を負担することが仕様書等で定められており、受託事業者は、本事業を行うにあたって中部電力ミライズから電力供給を受ける契約を締結している。 本件については、管理事務所の建設が完了して名古屋市に引渡しがされた後、直ちに備品等の設置工事に必要な電力供給を受ける必要があることから、受託事業者が電力を使用するために選定した事業者（中部電力ミライズ）と電力供給の契約を行ったものである。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	中部電力ミライズ
契約金額（円）	【低圧電灯】 基本料金　11,239.9円 電力量料金　120kWまで 21.20円/kW 121kWから300kWまで 25.67円/kW 301kW以上 28.62円/kW 【低圧動力】 基本料金　15,653.95円 電力量料金　夏季料金 16.84円/kW その他季料金 15.29円/kW

契約の内容についてのお問い合わせ先は、
「健康福祉局生活衛生部八事霊園・斎場管理事務所」です。
電話番号　052-832-1750

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター管理課
契約締結日	令和7年3月28日
件名	児童福祉センターガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託
概要	児童福祉センターで使用するガスヒートポンプエアコンの保守点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 　当該設備は、東邦瓦斯（株）が所有する遠隔監視システムを使用しており、本システムを使用した保守点検業務は所有者である東邦瓦斯（株）に限定される。 2　根拠条文 　地方自治法第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	東邦瓦斯（株）
契約金額（円）	1,616,670

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター管理課です。
電話番号　052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	特定妊婦訪問支援事業業務委託
概要	出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対し、専門的知識及び技術を有する者が定期的かつ継続的な訪問支援を行う事業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、出産後の児童の養育について出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦に対し訪問支援を行うため、妊婦への保健指導について高い専門性を有する助産師による実施が不可欠で、継続的かつ定期的な訪問支援を実施できる体制確保が必要である。 公益社団法人愛知県助産師会は、助産師が会員となっている県内唯一の団体であり、臨床経験豊富な助産師が年間を通して事業を実施できる体制が整っているのは本団体のみである。そのため、本団体と随意契約を締結するものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	（公社） 愛知県助産師会
契約金額（円）	4,526,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度妊婦健康診査等委託
概要	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査及び新生児聴覚検査を名古屋市医師会に委託して実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な医療機関を多数確保する必要がある。 2　市内2,458か所ある医療機関のうち、約80%が名古屋市医師会の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 3　各医療機関と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、年度当初からの健康診査を開始できない。また、事業の取り扱いの変更等があった場合、各医療機関への周知徹底に非常に手間がかかり市民サービスに影響が出る恐れもある。 4　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	（一社） 名古屋市医師会
契約金額（円）	2,097,970,825

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	妊婦健康診査等委託
概要	妊婦健康診査、産婦健康診査及び新生児聴覚検査を愛知県助産師会に委託して実施するもの
契約の相手方を選定した理由	1　市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な助産所を多数確保する必要がある。 2　県内の全ての助産所が会員になっている。他に同様の機関は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 3　各助産所と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、年度当初からの健康診査を開始できない。また、事業の取り扱いの変更等があった場合、各助産所への周知徹底に非常に手間がかかり市民サービスに影響が出る恐れもある。 4　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	（公社） 愛知県助産師会
契約金額（円）	6,304,020

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	母子保健システム運用における健康診査等帳票の点検、読込及び集計業務
概要	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査、妊産婦歯科診査、新生児聴覚検査について、医療機関等から送付される実施報告書等の帳票の点検と、母子保健システムへの読込、入力及び支払統計等の作成業務を委託する。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の履行にあたっては、健康診査等の受診データをOCR機器により母子保健システムに読込む必要がある。その際には専用の読込プログラムと読込み設定が必要となることから、母子保健システムの開発業者である株式会社アイネス以外の利用については、当社の著作権を侵害する。 　また、上記業務の前提となる点検業務についても、専用の読込プログラム等を念頭に置いた帳票の作成を行う必要があるとともに、点検内容に基づいたプログラムの修正も継続的に行っていく必要があるため、同社への委託契約とする必要があるもの。 　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	(株)アイネス　中部支社
契約金額(円)	11,412,995

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	妊産婦歯科診査委託
概要	母子保健法に基づく妊産婦歯科診査を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	1. 市民の利便性を重視し、実施医療機関として地域の身近な歯科医院を多数確保する必要がある。 2. 市内1,426か所ある歯科医院のうち、約80%が当該団体の会員になっている。他に同様の法人は存在せず、本事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 各歯科医院と個別に契約を結ぶ方式では、事務手続き等が膨大となり、年度当初からの歯科診査を開始できない。また、事業の取り扱いの変更等があった場合、各歯科医院への周知徹底に非常に手間がかかり市民サービスに影響ができる恐れもある。 4　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	（一社） 名古屋市歯科医師会
契約金額（円）	74,835,860

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-3083

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市産後ケア事業
概要	退院直後の産婦及び乳児に対して、医療機関等において宿泊型、通所型、訪問型による支援の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、退院直後の産婦及び乳児に対して、医療機関等において宿泊型、通所型、訪問型による支援を行う事業である。 退院直後の育児困難感を抱える母親に対して助産師が寄り添い、きめ細やかな支援を必要する事業の性格上、名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱に規定する登録基準を満たす事業者から申請を受け、審査の上、登録を決定した事業者において、母子への心身のケアを実施するとともに育児に資する指導等を実施している。これらの登録事業者と契約しなければ必要な支援を実施することができないため、随意契約を行うもの。なお、登録事業者は随時募集している。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額（円）	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-2629

令和7年度　産後ケア事業契約相手方一覧

事業者名	契約上限額（円）
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院	7,310,000円
医療法人平針北クリニック	4,220,000円
医療法人　医聖会 イルマーレレディースクリニック	3,230,000円
岩田病院	2,750,000円
南医療生活協同組合	2,510,000円
公立大学法人名古屋市立大学 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	2,280,000円
医療法人博報会 名古屋バースクリニック	2,150,000円
社会福祉法人聖霊会 聖霊病院	1,970,000円
医療法人　平竹クリニック	1,510,000円
天白助産所	1,460,000円
医療法人知泉会グレイスベルクリニック	1,220,000円

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	妊婦タクシー利用支援事業委託
概要	本市が発行する妊婦のための緊急時タクシー利用券の提出があった際に、タクシー料金のうちから提出された利用券の枚数に500円を乗じた金額を控除する。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、妊婦の緊急時の移動に係る身体的・精神的負担の軽減を図るため、妊婦のための緊急時タクシー利用券を交付し、タクシーによる移動支援を行うことを目的としている。 事業の性質上、名古屋交通圏のタクシーを運用しているタクシー協会等の事業者から申請を受け、登録を決定した事業者に業務委託を予定している。これらの登録事業者と契約しなければタクシーを利用した移動支援を行うことができないため、随意契約を行う。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額（円）	別紙のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-3083

（別紙）妊婦タクシー利用支援事業委託

事業者名	契約金額（円）
名古屋タクシー協会 会長　天野　清美	¥86,520,000
名古屋市個人タクシー協同組合 理事長　熊澤　修一	¥2,724,350
親和個人タクシー協同組合 代表理事　森本　茂雄	¥1,364,750

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	妊婦・子育て家庭応援金にかかる支給関連業務等委託
概要	国の妊婦のための支援給付に基づき、伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援として、妊娠・出生届出後にそれぞれ5万円を支給する名古屋市妊婦・子育て家庭応援金（以下「応援金」という。）支給事業を実施している。 　当該事業の実施に際し、福祉総合情報システム（以下「本システム」という。）上のデータをもとにした対象者の抽出作業、抽出した対象者への申請書データの作成・印刷作業、返送された申請書のデータ化作業、支払処理等の支給関連業務について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社アイネスが開発し、著作権を有する基本設計部分をベースに、本市独自の仕様追加や、制度改正への対応等を行いながら、現在に渡り継続して使用しているものであり、基本設計部分の著作権を有する同社以外の者がそれを利用し、支給関連業務等を実施することはできないため。 また、返送された申請書を迅速にデータ化処理し、早急な応援金支給を実施するため、データ化処理に最適化した申請書（バーコード印字等）を作成する必要があり、株式会社アイネス以外に申請書の作成・印刷業務を委託すると、応援金支給の遅れにつながるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アイネス中部支社（株）
契約金額（円）	17,014,844

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-3961

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	なごや妊娠SOSに関する業務委託
概要	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、電話、メール、LINEにて相談できる窓口の開設のほか、相談員の研修等、なごや妊娠SOS事業について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等からの相談を受ける業務であり、妊娠や出産といった医療に直接関わる相談に対応することが求められる。そのため、妊娠・出産に関する医療や医療機関情報（各医療機関における医師の配置状況、術式の方法や処置件数等）、柔軟な電話対応が可能な保健看護職が必要であり、医療の領域に及ぶ内容については的確に対応するために医師に助言を求めることができる実施体制が必要である。一般社団法人名古屋市医師会は総合的にこれらの機能を持っている唯一の機関であり、さらに相談対応のための専用の一室を同一施設内で確保できることから、本団体と契約するもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	（一社）名古屋市医師会
契約金額（円）	6,808,634

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	「共働きカップルのためのパパママ教室」事業に関する委託契約
概要	共働き夫婦を対象として、妊娠期及び産褥期の母体の健康管理、夫婦の協力に関する講話や育児体験、子育て支援サービスなどの情報提供などを行う教室の企画及び準備、運営など事業の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、妊娠・出産に係る医学的専門知識に基づき保健指導を行うものである。従って、医学的専門知識をもつ保健師若しくは助産師が行うことが必要である。また、毎回複数の保健師若しくは助産師が従事できる体制確保が必要である。 公益社団法人愛知県助産師会は、助産師が会員となっている県内唯一の団体である。臨床経験豊富なこれら医学的専門知識を有する専門職が、年間を通して事業を実施できる体制が整っているのは本団体のみである。そのため、本団体と随意契約を締結する。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	（公社） 愛知県助産師会
契約金額（円）	4,204,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号　052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	東部児童相談所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機に係る消耗品等の供給契約について（令和7年度）
概要	東部児童相談所における富士フィルムビジネスイノベーションジャパン社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給に関する契約（令和7年度）
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を締結している。 本件、この協定に基づき、価格を定め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)
契約金額（円）	1,110,720円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局東部児童相談所です。
電話番号　052-899-4636

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	幼保企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	民間保育所等保育士就職マッチングシステム事業委託
概要	保育所等が保育士等を安定して確保できるよう実施する、名古屋市民間保育所等マッチングシステムを利用した民間保育所等と保育士等とのニーズにあわせた職業紹介及びシステム内の求人・求職の管理業務の委託、マッチングに付随する関係機関との連絡調整、民間保育所等の広報、民間保育所等への雇用に関する研修などの業務委託。（令和7年4月1日から令和8年3月31日）
契約の相手方を選定した理由	公益社団法人名古屋私立保育連盟（以下、「名保連」という。）は、市内民間保育所等の基盤の確立と保育事業の振興を図ることを目的に、市内民間保育所等の代表者によって組織される団体であり、その団体加入率は9割に上る。また、名保連の活動は、市内民間保育所等への研修の定期的な実施や保育士養成施設等の関係機関との定期的な情報交換などの実績がある。 本事業を行う事業者は、有料職業紹介事業の許可を得ていること、市内の保育関係の求人・求職の動向を正確に把握し、かつ、保育所等の個別のニーズを把握し細やかな相談ができることが必要である。 市内の保育事業に係る公益的な活動を目的とし、かつ各保育所等と個別のつながりを持つ名保連は、当該業務委託の目的を達成するに必要なすべての条件を満たす唯一の法人であることから、当該事業委託契約の相手方として選定した。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人名古屋私立保育連盟
契約金額（円）	4,590,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局幼保企画課です。
電話番号　052-972-2524

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	幼保企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	民間保育所等保育士就職マッチングシステム保守業務委託
概要	本市のサブサイトとして、令和2年4月より運用を開始している、インターネット上で求職者と求人者をマッチングするシステムの保守業務委託
契約の相手方を選定した理由	本システムサイトは、本市のサブサイトとして、令和元年度に株式会社アドプランナーが開発し令和2年4月より運用を開始している、インターネット上で求職者と求人者をマッチングするシステムである。 本システムサイトはスクラッチ（打ち合わせを重ねてゼロからシステム開発）により構築されていることから、本システムサイトに関する資料やノウハウは同社しか保有していない。 システム保守は、予期せぬエラーやバグが発生した際の調整や修正、要件の追加等を継続的に行う必要があるが、インターネット上で不特定多数の個人情報を24時間365日取り扱うため、システムを契約開始日から常に安全にかつ確実に稼働するためには、保守開始日（契約開始日）からプログラム構成及びデータ処理に係るすべての手法を知る必要がある。また、現在、システムのサーバーはが契約・管理をしているため、システムの運用を継続しながら、データサーバーを移行し再設定（再構築）を行う必要がある。 株式会社アドプランナー以外が保守を行う場合、予期せぬエラーやバグが発生した場合に、問題個所の発見・修正に時間を要する、また、問題が解決できない場合には開発元に別途対応を依頼する必要があるなどにより、対応に遅れが生じることがあることから、個人情報を24時間365日取り扱う本サイトにおいては情報の安全性を担保することが困難である。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アドプランナー
契約金額（円）	2,619,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局幼保企画課です。
電話番号　052-972-2524

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和6年4月1日
件名	留守家庭児童専用室の解体・撤去（中川区　あらこ学童保育所）
概要	留守家庭児童育成会の移転に伴い、使用している専用室を解体・撤去するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象物件については、留守家庭児童専用室賃貸借契約に基づき、リース業者が所有権を有し、対象物件の撤去についても当該業者が実施するものであることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うもの
契約の相手方	日成ビルド工業株式会社
契約金額（円）	4,400,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3092

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市里親養育包括支援事業に係る業務委託契約
概要	名古屋市里親養育包括支援事業は、市内1か所に里親養育包括支援機関（以下「機関」）を試行的に設置し、機関と児童相談所が連携しながら、里親希望者の面接や社会調査、里親と子どものマッチング、里親への訪問指導等に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施するもの。令和5年度まではモデル事業として実施していたが、令和6年度より本格実施となっている。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 機関の業務内容に里親への訪問指導が含まれているため、機関には里親支援専門相談員を配置することとしており、本事業を受託することができるのは里親支援専門相談員を既に配置している児童福祉施設（乳児院・児童養護施設）の運営法人に限定される。 2　特殊な技術に係る特定役務 令和3年10月の事業開始にあたり、本事業への参入意向調査を実施したところ、乳児院ほだかを運営する社会福祉法人中央有鄰学院以外からは「参入意向無し」との意向が示されたため、令和3年度から令和6年度は同法人との業務委託契約を締結したところである。 以上の経過から、令和7年度も引き続き本事業を実施するにあたり、受託することができる団体は同法人に限定されるものであり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約とするもの。 3　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約の相手方	社会福祉法人中央有鄰学院
契約金額（円）	29,697,905

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	児童相談所相談業務支援システム保守業務委託契約
概要	児童相談所相談業務支援システムについて、次の内容の保守業務を行うもの。 ⑴データ保守 ア　システム障害発生時のデータ復旧 本件システムに障害が発生した場合、バックアップからの復旧作業を実施。 ⑵運用支援 ア　問い合わせ対応 本件システムの操作や仕様、データ内容に関する問い合わせ対応を実施。 イ　システムへの定例作業 バッチスケジュール、バックアップスケジュールの年次更新作業を実施。 ウ　停電時の対応 電気設備点検等に伴う停電に対してあらかじめ必要な対応を行うほか、予期しない停電が長時間に及んだ場合に必要な対応を実施。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利・特殊な技術に係る特定役務 本システムは、TIS（株）（事業の吸収分割により、令和3年4月1日から（株）インテックに変更）が開発したものであり、その保守運用、質疑応答、障害復旧を行うにあたって必要なプログラム及びその構成、環境設定等に関する知識・情報を有する者は、当該開発者に限定されるため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	（株）インテック
契約金額（円）	2,640,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	児童虐待相談等法律問題援助事業に係る業務委託契約
概要	児童相談所が児童虐待相談等に対応するにあたり、児童相談所の職員が法的な問題について、弁護士から助言・指導等を受けることにより、適正かつ効果的な相談援助業務を確保することを目的として、弁護士による法律相談業務や司法的対応業務（家庭裁判所への申立て等）に係る委託契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 児童相談所と子どもサポート弁護団は「児童虐待防止のための機関連携に関する協定書」を締結し、日頃から連携しながら児童虐待防止対策を推進しており、平成16～27年度、令和2～6年度に同様の業務を委託して実施していた実績がある。 2　特殊な技術に係る特定役務 子どもサポート弁護団は愛知県からも平成15年度から現在に至るまで、同様の業務を随意契約により受託しており、こうした状況を勘案すると、業務を適切に履行することができる事業者は当該団体に限定されるため。 3　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	子どもサポート弁護団
契約金額（円）	3,168,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市里親訪問等支援事業（里親相談員による相談援助等）
概要	名古屋市里親訪問等支援事業は、里親相互の相談援助や交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することにより、里親の負担の軽減を図り、適切な養育を確保するために実施する事業である。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 本事業は里親経験者である里親相談員による相談援助等を行うものであるため、登録里親により構成されている里親会でなければ、本事業を円滑に実施することは困難である。 2　特殊な技術に係る特定役務 特定非営利活動法人名古屋市里親会こどもピースは市内唯一の里親会であり、同法人の他に本事業の実施主体となりうる団体が存在しないことから、受託することができる団体は同法人に限定されるものであり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約とするもの。 3　根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	特定非営利活動法人名古屋市里親会こどもピース
契約金額（円）	1,434,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中央児童相談所における富士ゼロックス社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給契約
概要	富士ゼロックスAPV7080N-PFS型複写機の複写に必要な消耗品等の供給に関する契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 2　特殊な技術に係る特定役務 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 3　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	富士ゼロックス(株)　愛知営業所
契約金額（円）	1,598,784

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中央児童相談所一時保護所における富士ゼロックス社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給契約
概要	富士ゼロックスAPV7080N-PFS型複写機の複写に必要な消耗品等の供給に関する契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 2　特殊な技術に係る特定役務 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 3　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	富士ゼロックス(株)　愛知営業所
契約金額（円）	376,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中央児童相談所相談課里親担当における富士ゼロックス社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給契約
概要	富士ゼロックスAPV7080N-PFS型複写機の複写に必要な消耗品等の供給に関する契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 2　特殊な技術に係る特定役務 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 3　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	富士ゼロックス(株)　愛知営業所
契約金額（円）	828,624

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市　特に支援を要する女子児童の受入体制強化に係る業務委託
概要	精神科医療機関へ入院の必要性はないが、他害行為や多動傾向にあり、他の児童にちょっかいをかける児童など、集団活動をする一時保護所の生活に馴染めない児童については、その特性に合った対応が可能な機関への委託が望ましいとされる。そのような女子児童への支援に対して知識と経験が豊富であり、常に児童の入所可能な状態を確保できるよう、空床の確保が可能であり、なおかつ必要なタイミングで速やかに委託一時保護を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 　児童の特性を充分に理解するとともに、一時保護に対しての知識と経験が豊富であり、常に5室の空床を確保できる機関として、自立援助ホームやグループホーム等の施設に限定される。 2　特殊な技術に係る特定役務 　事業開始にあたり、自立援助ホームやグループホーム等に実施可能であるか確認したところ、女子児童用の空床5部屋の確保については、特定非営利活動法人くらし応援ネットワークのみが対応可能という事であった。 　以上の経過から、本事業を実施するにあたり、受託することができる団体は同法人に限定されるものであり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約とするもの。 3　根拠条文 　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク
契約金額（円）	18,589,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	児童福祉センター中央児童相談所相談課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市　特に支援を要する男子児童の受入体制強化に係る業務委託
概要	精神科医療機関へ入院の必要性はないが、他害行為や多動傾向にあり、他の児童にちょっかいをかける児童など、集団活動をする一時保護所の生活に馴染めない児童については、その特性に合った対応が可能な機関への委託が望ましいとされる。そのような男子児童への支援に対して知識と経験が豊富であり、常に児童の入所可能な状態を確保できるよう、空床の確保が可能であり、なおかつ必要なタイミングで速やかに委託一時保護を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 　児童の特性を充分に理解するとともに、一時保護に対しての知識と経験が豊富であり、常に5室の空床を確保できる機関として、自立援助ホームやグループホーム等の施設に限定される。 2　特殊な技術に係る特定役務 　事業開始にあたり、自立援助ホームやグループホーム等に実施可能であるか確認したところ、男子児童用の空床5部屋の確保については、特定非営利活動法人陽和のみが対応可能という事であった。 　以上の経過から、本事業を実施するにあたり、受託することができる団体は同法人に限定されるものであり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約とするもの。 3　根拠条文 　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	特定非営利活動法人　陽和
契約金額（円）	18,589,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局児童福祉センター中央児童相談所相談課です。電話番号：052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和7年4月18日
件名	「医療的ケア児等」及び「生命を脅かされる状況にある子ども」の実態把握調査に係る業務委託
概要	本件は、名古屋市内に暮らす「医療的ケア児等」及び「生命を脅かされている状況にある子ども」の対象者数及び生活状況や支援ニーズ等を把握し、本市の実施する施策等の基礎資料とすることを目的として、実態把握調査に係る業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	同業務の受託には社会調査のノウハウに加え、医療的ケア児等のライフステージごとにおかれている現状理解や課題分析力、長期的・継続的なデータ把握方法・分析手法などの視点を考慮した企画・提案力等が必要となるため、公募型プロポーザルにより業者の実績や提案力等を評価して選定するもの。 特に「生命を脅かされている状況にある子ども」に関する大規模調査はこれまで全国的に実施されたことがなく、調査の設計にあたっては、学術的な見地を踏まえた高度な専門性が求められる。 以上のことから、事業目的の達成に向けて、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 1位　株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所　81点 2位　株式会社日本能率協会総合研究所中部事務所　79点 3位　三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社名古屋　77点
契約の相手方	株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所
契約金額（円）	9,911,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号　052-972-2520

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	医療的ケア児支援サイト「支援者向けWebマニュアル」運用保守業務委託
概要	令和2年度に医療的ケア児支援サイト「えがお」を医療的ケア児の家族を対象とした情報発信ツールとして作成し令和3年度より運用を開始している。令和4年には、「えがお」のサイトに追加する形で医療的ケア児の「支援者向けWebマニュアル」を開発し、令和5年以降に運用を開始している。令和7年度についても、運用保守について竹田印刷(株)に委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　特殊な技術に係る特定役務 　本サイトは、令和2年度にプロポーザルにより竹田印刷(株)に業務委託をし、竹田印刷(株)が持つ技術・手法をもって当初のデータベース等の開発をして作成されたものであり、そのプログラム構成等に係る手法を知る者は竹田印刷(株)に限定されているため。 2　根拠条文 　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	竹田印刷(株)
契約金額（円）	１，２３２，０００円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号　052-972-2520

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	医療的ケア児支援サイト「えがお」運用保守業務委託
概要	令和2年度に医療的ケア児支援サイト「えがお」を医療的ケア児の家族を対象とした情報発信ツールとして作成し、令和3年度より運用を開始しているが、継続して運用保守業務を竹田印刷(株)に委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　特殊な技術に係る特定役務 　本サイトは、令和2年度にプロポーザルにより竹田印刷㈱に業務委託をし、竹田印刷(株)が持つ技術・手法をもって当初のデータベース等の開発をして作成されたものであり、そのプログラム構成等に係る手法を知る者は竹田印刷(株)に限定されているため。 2　根拠条文 　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	竹田印刷(株)
契約金額（円）	１，２３２，０００円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号　052-972-2520

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和7年4月14日
件名	発達障害者支援センターあり方検討に向けた調査・検討業務委託
概要	発達障害者支援センター「りんくす名古屋」について、地域の実情に応じた、 より効率的・効果的な運営方法を検討するための基本構想を得る事を目的とした調査等の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	発達障害者支援センター「りんくす名古屋」について、地域の実情に応じた、より効率的・効果的な運営方法を検討するための基本構想を得るという本業務目的を、創造性をもって効果的・効率的に達成するため、事業者の子ども・子育て支援施策及び障害児・者施策に関する高度で専門的な知識や経験並びに、子ども・子育て支援施策及び障害児・者施策における計画策定に係るノウハウ、課題分析力や企画提案力等が十分にあると認められたため。 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社名古屋
契約金額（円）	9,240,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号　052-972-3187

随意契約の内容の公表

<table>
<tr><td>局区</td><td>子ども青少年局</td></tr>
<tr><td>課</td><td>子ども福祉課</td></tr>
<tr><td>契約締結日</td><td>令和7年4月1日</td></tr>
<tr><td>件名</td><td>子ども発達支援体制に関する検討業務委託</td></tr>
<tr><td>概要</td><td>令和6年度に策定した「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針2029」に基づいた今後の子ども発達支援施策の検討に関して、名古屋市に助言するとともに検討プロセスを支援することを業務委託するもの。</td></tr>
<tr><td>契約の相手方を選定した理由</td><td>本事業の目的である創造性をもって効果的・効率的な子ども発達支援施策の検討を実現するためには、子ども・子育て支援施策及び障害児・者施策におけるノウハウ、課題分析力や企画提案力等高度な知識及び専門的な技術が必要であり、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。
これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。
当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。
<table><tr><td>順位</td><td>団　　体　　名</td><td>評価点</td></tr><tr><td>1</td><td>企画室Ponte</td><td>２７８</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>契約の相手方</td><td>企画室Ponte</td></tr>
<tr><td>契約金額（円）</td><td>7，409，600円</td></tr>
</table>

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号　052-972-2520

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	公立児童発達支援センター利用料・食費の収納管理に係る帳票出力処理業務委託
概要	公立児童発達支援センターの食費の収納管理に係る帳票出力業務(納付書、口座振替開始通知書、納入通知書、督促状、証明書作成等)を行う福祉総合情報システムの保守・運用を、アイネス(株)へ委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 　本システムは、アイネス(株)が持つ技術・手法をもってシステムの開発がされたものであり、そのプログラム構成等に係る手法を知る者は開発者であるアイネス(株)に限定されているため。 2　根拠条文 　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アイネス(株)
契約金額(円)	1，907，840円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号　052-972-2520

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	社会的養育ステップハウス事業業務委託
概要	児童自立生活援助事業所及び児童養護施設等を退所して就労又は就学し自活する者に対し、児童自立生活援助事業所職員による巡回見守を行う住居を提供することで、無理のないステップでの自立を促進し、自立後の生活の安定を図ることを目的とした社会的養育ステップハウス事業を実施するにあたっての一連の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業の対象者は施設等を退所し、就労又は就学して自活するにあたり、住居支援が必要と判断される者であり、事業者の主な業務は対象者の社会的自立に向けた生活支援及び就労継続支援等である。そのため、同じような年齢層の児童を対象とする児童自立生活援助事業を既に実施しており、支援のノウハウや経験が十分に蓄積されている事業者が適当である。 本市の児童自立生活援助事業者のうち、就労支援のノウハウや経験が十分に蓄積されており、関係機関との効果的かつ円滑な連携ができる法人は、名古屋市児童擁護施設等退所児童就労支援事業を実施している社会福祉法人昭徳会のみである。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	社会福祉法人　昭徳会
契約金額（円）	19,355,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号　052-972-2519

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	幼保企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市病児・病後児デイケア事業業務委託
概要	病気又は病気の回復期にあることから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことができない児童を施設で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とした病児・病後児デイケア事業の運営に関する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	契約の相手方は、全市における配置バランス等を踏まえ、事業の実施基準を満たすとして指定されている施設の設置者であり、これまで事業を適正かつ誠実に実施してきている。なお、指定に当たっては、名古屋市医師会からの推薦を受けている。 また、本事業は、周知及び利用者の利便性の観点から、従前からの実施場所（施設）が望ましい上、施設には事業の実施に必要な改修等の整備がなされており、施設を変更することは非効率である。 以上の理由により、引き続き契約の相手方と随意契約を締結するものである。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	別紙一覧のとおり
契約金額（円）	別紙一覧のとおり

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局幼保企画課です。
電話番号　052-971-1101

契約の相手方	施設名	契約金額(円)
医療法人あんどうファミリークリニック	ほいみん	20,888,000
医療法人アライフサポート	ココカラキッズケア	19,430,000
北医療生活協同組合	にじ	19,430,000
医療法人みわたクリニック	LaLaLu	20,528,000
医療法人ふじたファミリークリニック	みらい	19,430,000
医療法人ネオキッズ	ひよこ	8,499,000
荒川内科医院	もらいぼしKids	20,528,000
医療法人としわ会	病児・病後児保育シャイン	19,430,000
ひばりがおかこどもとアレルギーのクリニック	かるがも	19,430,000
横山内科小児科	マミーのいえ	21,990,000
ひばりがおかこどもとアレルギーのクリニック	ひばりの森	26,614,000
宮の森クリニック　耳鼻咽喉科	きのみ	22,044,000
医療法人純正会　名古屋西病院	あらこ	19,430,000
公益社団法人日本海員掖済会　名古屋掖済会病院	キッズポートえきさい	13,043,000
社会医療法人宏潤会　大同病院	ひだまり病児保育室	21,449,000
医療法人名南会	そらっこ病児保育室	20,528,000
医療法人Acofeliz	doudou	19,430,000
南医療生活協同組合　総合病院南生協病院	にこにこ	13,043,000
たかぎクリニック	よつば	26,778,000
医療法人松川クリニック	プチポケット	22,753,000
公益社団法人名古屋民間保育園連盟	すくすく北	20,528,000
社会福祉法人親和会	すくすく港	5,868,000

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	保育運営課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	本件は富士ゼロックス社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給を受けるもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行うより有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件はこの協定に基づき、価格、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討し、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第2号に基づく随意契約をするものである。
契約の相手方	富士フイルムイノベーションジャパン(株)
契約金額（円）	5,609,472

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育運営課です。
電話番号　052-972-2525

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	保育運営課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	公立保育所における非常通報装置保守点検業務委託
概要	公立保育所に設置している非常通報装置(SPE１１０型、PFE８００型またはPFE９００型)の保守及び点検の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	現在、保育所に設置している非常通報装置(SPE１１０型、PFE８００型またはPFE９００型)は、テルウェル開発の装置で金融機関仕様となっており、防犯上の問題から他の防犯会社へ保守ノウハウの提供を行っていない。また、通報装置本体に異常等を監視する24時間自己診断機能があり、同社の通報機センターに自動通報する仕組みとなっている。そのため、テルウェルは、保守・点検できる唯一の会社である。 以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第2号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	テルウェル西日本株式会社
契約金額（円）	2,081,640

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育運営課です。
電話番号　052-972-2525

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	保育運営課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	保育業務システムの保守運用に係る業務委託
概要	クラウドサービスを用いた保育業務システム（以下、「システム」という）について、令和5年度に開発、令和6年度より運用開始している。 令和7年度以降も引続きシステムに対する運用支援及び改善業務等を行う必要があることから、業務の委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	保育業務におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、事業者の利便性向上と庁内の事務の業務改善を行うため、クラウドサービスを利用した保育業務システムの構築を行ったところである。 本システムは、市内の全ての民間保育施設が利用するシステムであり、安定した稼動が必要不可欠である。また、保育業務に支障を来さぬよう、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等にも迅速に対応することが要求される。 このような対応ができるのは、開発したソフトウェアに関する全ての情報を保有し、運用のための必要な知識を有する日本電通株式会社に限定されるため、随意契約をするものである。 (根拠条文) 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	日本電通株式会社 名古屋支店
契約金額（円）	7,004,052★（うち、消費税及び地方消費税の額　￥636,732★）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育運営課です。
電話番号　052-228-1483

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	児童福祉システム運用保守業務委託
概要	児童福祉システムにおけるシステムサーバ等の運用及びシステムの保守に係る業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	児童福祉システムは、株式会社アイネスが開発し、著作権を有する基本設計部分をベースに、本市独自の仕様を反映させ改造・機能追加等を行い開発したものであり、基本設計部分の著作権を有する同社以外の者が運用・保守を行うことはできないため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	㈱アイネス　中部支社
契約金額(円)	26,531,824

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2597

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	児童手当バッチ処理業務委託
概要	児童手当の認定及び支払業務、並びに児童手当の現況届等に係る事務処理等、児童手当システムにおいて大量発生する事務について、処理の一部をバッチ処理により行うため、これに係る業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、株式会社アイネスにより開発された児童手当システム（以下「本システム」という。）からデータの抽出・帳票の作成等を行うものである。 対象者の抽出業務については、同社が保有する本システムの著作権にかかるものであるため、同社以外には履行が困難である。 帳票類の出力業務については、同社以外の者に履行させた場合、抽出データの提供又は読込みのためのシステム改修が必要となるため、同社以外には履行が困難である。 (根拠条文) 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	㈱アイネス　中部支社
契約金額（円）	14,452,636

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2597

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	児童扶養手当現況届等バッチ処理業務委託
概要	児童扶養手当、名古屋市ひとり親家庭手当及び愛知県遺児手当の現況届に係る事務処理等、児童扶養手当システムにおいて大量発生する事務について、処理の一部をバッチ処理により行うため、これに係る業務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、株式会社アイネスにより開発された児童福祉システム（以下「本システム」という。）からデータの抽出・帳票の作成等を行うものである。 対象者の抽出業務については、同社が保有する本システムの著作権にかかるものであるため、同社以外には履行が困難である。 帳票類の出力業務については、同社以外の者に履行させた場合、抽出データの提供又は読込みのためのシステム改修が必要となるため、同社以外には履行が困難である。 (根拠条文) 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	㈱アイネス　中部支社
契約金額（円）	10,829,992

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2597

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業委託契約
概要	疾病等により一時的に生活援助などが必要なひとり親家庭等の生活の安定を図るため、家庭支援員による支援を行う事業である。 家庭支援員の派遣及び子の預かり等のサービス提供、利用者負担額の徴収などを委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業事業者登録要綱に定める一定の要件を満たす施設と広く契約を行い、利用者が様々な施設から利用施設を選択できるようにすることで、各施設間における競争性を担保している。そのため、事業の性質や利用者の選択肢を確保する観点から競争入札は適さない。 また、本契約はサービスの提供時間にかかる委託料単価が要綱上定められているため、価格による競争も適さない。 (根拠条文) 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	今回契約分15,848,000 全指定施設総額19,322,000 委託料単価(１時間あたり):生活支援2,784／子育て支援1,350(時間外加算 あり)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2597

別紙

	事業者名	責任者	金額
生活援助	名古屋市社会福祉協議会	会長　　河内　尚明	6,890,000
	有限会社 ナゴヤ・ベビーシッターサービス	代表取締役　矢田　京子	1,782,000
	有限会社伊藤ケアサービス	代表取締役　島原　正教	1,497,000
	ルミエールコアカンパニー合同会社	代表社員　今井　恵子	1,899,000
	株式会社リズメリット	代表取締役　田尾　祐恵	1,442,000
子育て支援	一般社団法人　育裕会	代表理事　早田　裕介	2,338,000
		合計	15,848,000

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画部子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市母子家庭等自立支援センター事業（県等合同事業）業務委託
概要	母子家庭の母等の総合的な自立の支援を目的とした母子家庭等自立支援センター事業（県等合同事業）について、名古屋市母子家庭等自立支援センター事業実施要綱第5条の規定により委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務内容は、地方自治法施行令167の2第1項第3号に規定する母子福祉団体による役務の提供が可能となる業務であるため
契約の相手方	社会福祉法人　愛知県母子寡婦福祉連合会
契約金額（円）	19,438,427

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画部子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター　ジョイナス.ナゴヤ運営業務委託契約について
概要	母子家庭の母等の総合的な自立の支援を目的とした母子家庭等自立支援センター事業について、名古屋市母子家庭等自立支援センター事業実施要綱第5条の規定により委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本委託業務内容は、地方自治法施行令167の2第1項第3号に規定する母子福祉団体による役務の提供が可能となる業務であるため
契約の相手方	社会福祉法人　愛知県母子寡婦福祉連合会
契約金額（円）	68,359,540

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和７年度福祉総合情報（母子父子寡婦福祉資金貸付金及び名古屋市寡夫福祉資金貸付金）システムのバッチ処理等業務委託
概要	母子父子寡婦福祉資金貸付金及び名古屋市寡夫福祉資金貸付金業務システムのデータを基に、毎月必要となる督促状・償還金の納付書や、年度更新に必要となる借受状況届（継続貸付）等の帳票作成を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務は、株式会社アイネスにより開発された福祉総合情報（母子父子寡婦福祉資金貸付金及び名古屋市寡夫福祉資金貸付金）システム（以下「本システム」という。）からデータの抽出・帳票の作成等を行うものである。 対象者の抽出業務については、同社が保有する本システムの著作権にかかるものであるため、同社以外には履行が困難である。 帳票類の作成については、同社以外の者に履行させた場合、抽出データの提供又は読込みのための処理時間が必要となるため、その分だけ直近のデータが反映できなくなり、市民サービスの低下を招くことになる。また、提供又は読込みには新たなプログラム開発が必要なため、多大な経費が必要となる。 ・根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	（株）アイネス営業本部
契約金額（円）	10,990,430

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業委託契約
概要	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第3項に規定する母子・父子休養ホームに準ずる施設及び遊園地等を指定し、名古屋市ひとり親家庭手当受給世帯に当該施設を無料又は低額な料金でレクリエーションその他休養のために利用させるものであり、各指定施設との事業委託契約（令和7年度）を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱に定める一定の要件を満たす施設と広く契約を行い、利用者が様々な施設から利用施設を選択できるようにすることで、各施設間における競争性を担保している。 そのため、事業の性質や利用者の選択肢を確保する観点から競争入札は適さず、契約の相手方を選定するものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	LEGOLAND Japan（同）
契約金額（円）	2,854,332

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業委託契約
概要	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第3項に規定する母子・父子休養ホームに準ずる施設及び遊園地等を指定し、名古屋市ひとり親家庭手当受給世帯に当該施設を無料又は低額な料金でレクリエーションその他休養のために利用させるものであり、各指定施設との事業委託契約（令和7年度）を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱に定める一定の要件を満たす施設と広く契約を行い、利用者が様々な施設から利用施設を選択できるようにすることで、各施設間における競争性を担保している。 そのため、事業の性質や利用者の選択肢を確保する観点から競争入札は適さず、契約の相手方を選定するものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	長島観光開発（株）
契約金額（円）	1,060,198

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども未来企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業委託契約
概要	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第3項に規定する母子・父子休養ホームに準ずる施設及び遊園地等を指定し、名古屋市ひとり親家庭手当受給世帯に当該施設を無料又は低額な料金でレクリエーションその他休養のために利用させるものであり、各指定施設との事業委託契約（令和7年度）を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱に定める一定の要件を満たす施設と広く契約を行い、利用者が様々な施設から利用施設を選択できるようにすることで、各施設間における競争性を担保している。 そのため、事業の性質や利用者の選択肢を確保する観点から競争入札は適さず、契約の相手方を選定するものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	（株）ラグーナテンボス
契約金額（円）	1,054,147

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画課です。
電話番号　052-972-2522

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局・教育委員会事務局
課	放課後事業推進課・生涯学習課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託（旭丘小始め46校）
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの実施を委託するもの。 また、教育委員会が所管する生涯学習開放については、トワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「放課後事業」という。）と一体として事業を実施することで、市として効果的・効率的に事業を展開することができるため、生涯学習開放を実施する4校については、放課後事業と一体事業として事業を委託する。 ※長期継続契約 履行期間　令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争（プロポーザル方式）により公募を行った。 2者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価（書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答）を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	公益財団法人　名古屋市教育スポーツ協会
契約金額（円）	443,005,768

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局・教育委員会事務局
課	放課後事業推進課・生涯学習課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託（山吹小学校）
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの機能に加え、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を一体的に実施するトワイライトルームの実施を委託するもの。 また、教育委員会が所管する生涯学習開放については、トワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「放課後事業」という。）と一体として事業を実施することで、市として効果的・効率的に事業を展開することができるため、放課後事業と一体事業として事業を委託する。 ※長期継続契約 履行期間　令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争（プロポーザル方式）により公募を行った。 １者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価（書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答）を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	㈱ユニバース
契約金額（円）	25,068,681

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市放課後事業実施委託（葵小始め6校）
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの機能に加え、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を一体的に実施するトワイライトルームの実施を委託するもの。 ※長期継続契約 履行期間　令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争（プロポーザル方式）により公募を行った。 2者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価（書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答）を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	㈱セリオ
契約金額（円）	123,049,448

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市放課後事業実施委託（味鋺小始め7校）
概要	小学校施設を活用し、放課後等に遊びや学び、体験、地域の人々との交流などを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的とするトワイライトスクールの機能に加え、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を一体的に実施するトワイライトルームの実施を委託するもの。 ※長期継続契約 履行期間　令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
契約の相手方を選定した理由	放課後事業は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援する事業であるため、また、地域・保護者・学校と信頼関係を構築し事業を進める必要があることから、価格による競争ではなく、企画競争（プロポーザル方式）により公募を行った。 １者から応募があり、その応募事業者からの企画提案に対する、評価委員による評価（書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答）を踏まえ、当該応募事業者を契約候補者として選定したため。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約 ※各学校の選定結果は別紙の通り
契約の相手方	㈱トットメイト
契約金額（円）	138,720,608

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども未来企画部
放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3229

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体の選定結果について

区	小学校名	区分	生涯学習 解放実施校	選定事業者
東	旭丘	スクール	○	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	筒井	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	東桜	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	矢田	スクール	○	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	山吹	ルーム	○	株式会社ユニバース
	東白壁	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	葵	ルーム		株式会社セリオ
	明倫	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	砂田橋	ルーム		株式会社セリオ
北	飯田	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	大杉	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	清水	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	杉村	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	名北	ルーム		株式会社セリオ
	金城	ルーム		株式会社セリオ
	城北	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	六郷	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	楠	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	光城	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	東志賀	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	味鋺	ルーム		株式会社トットメイト
	西味鋺	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	楠西	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	如意	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	宮前	ルーム		株式会社トットメイト
	川中	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	六郷北	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	辻	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
西	榎	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	栄生	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	上名古屋	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	城西	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	児玉	ルーム		株式会社セリオ
	枇杷島	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体の選定結果について

区	小学校名	区分	生涯学習 解放実施校	選定事業者
西	南押切	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	庄内	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	稲生	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	山田	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	平田	ルーム		株式会社トットメイト
	比良	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	大野木	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	浮野	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	比良西	スクール	○	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	中小田井	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	なごや	ルーム		株式会社セリオ
中村	中村	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	牧野	ルーム		株式会社トットメイト
	米野	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	日比津	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	柳	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	稲葉地	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	日吉	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	岩塚	ルーム		株式会社トットメイト
	豊臣	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	千成	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	諏訪	スクール	○	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	稲西	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
	八社	ルーム		株式会社トットメイト
	ほのか	ルーム		株式会社トットメイト
	笹島	スクール		公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	トワイライトルーム利用者管理システム外部委託
概要	トワイライトルームにおける（1）次年度継続登録（2）次年度新規登録（3）口座振替登録（4）納付書作成業務（5）システム改修について、外部委託を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	現在、トワイライトルーム利用料にかかる納付書等のデータは、福祉総合システムの著作権をもつ株式会社アイネスが抽出している。この事業者以外の事業者へ本業務を委託することになった場合、データの受け渡しが必要となり、個人情報等の漏洩リスクが増大する。また、処理過程に要する時間が大幅に伸びるとともに、納付書に印字される住所等の情報も最新のデータを反映することが難しくなり、市民サービスの著しい低下を招くこととなる。 令和3年度よりTIS株式会社が納付書作成業務より撤退し、本業務について現在と同等の水準ないし、それ以上の質の市民サービスを確保するためには、当該事業者以外では実施困難であるため。 （根拠条文） 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	（株）アイネス　営業本部
契約金額（円）	2,887,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3096

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルームに対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結している。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要があり、対象となる児童が在籍する及び多くの児童の参加がある等の理由により体制強化が必要な放課後事業の運営を委託している（公財）名古屋市教育スポーツ協会以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	（公財）名古屋市教育スポーツ協会
契約金額（円）	245,672,460

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルーム等に対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結している。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要があり、対象となる児童が在籍する及び多くの児童の参加がある等の理由により体制強化が必要な放課後事業の運営を委託している株式会社スターシャル教育研究所以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	（株）スターシャル教育研究所
契約金額（円）	14,963,554

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルームに対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結している。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要があり、対象となる児童が在籍する放課後事業の運営を委託している株式会社セリオ以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	（株）セリオ
契約金額（円）	7,544,275

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託
概要	特別な配慮を必要とする児童の受け入れや多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルームに対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができるよう環境の整備を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の放課後事業では、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、次代を担う児童の健全育成を支援するため、地域の方にも運営に協力いただき、児童と地域との交流を始め、学び・体験等、さまざまな活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を行っている。 放課後事業の運営にあたっては、日々異なる異年齢の子どもが集団を構成するという状況を理解したうえで、それぞれの地域ごとの課題等を把握し、地域・保護者・学校と信頼関係を構築しながら、事業を進める必要があるため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通して優れた企画や業務遂行能力を有する者を評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を決定し随意契約を締結している。 本件は、この名古屋市放課後事業の実施委託業務に関連して、特別な配慮を必要とする児童の受入や多くの児童の参加があるトワイライトに対応するための業務を委託するものであり、放課後事業の運営と一体的に実施する必要があり、対象となる児童が在籍する放課後事業の運営を委託している株式会社トットメイト以外にこの業務を行うことができる事業者はいないため、随意契約を締結するもの。 ※地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	（株）トットメイト
契約金額（円）	6,272,640

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号　052-972-3229

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	青少年家庭課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業業務委託
概要	若者の職業的自立を効果的に支援するため、ニート等就労困難な状態にある若者の社会的自立に向けた自信や意欲の回復と、一定の就労意欲を取り戻した若者の一般就労に向けた活動の支援を行うことを目的として、様々な支援プログラム等を実施する。また、若者支援に理解と熱意のある企業と連携し、軽易作業等の段階的な経験を積むことができる「社会体験」の機会を提供する体制を整備することで、若者の職業的自立を地域若者サポートステーション事業（厚生労働省事業）と一体的に実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、厚生労働省の「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業仕様書」第１．６（３）アに記載される、「地方公共団体が地域の実情に応じて講ずる措置」として位置づけられたものである。 愛知労働局の実施する競争入札により、名古屋地域若者サポートステーションの実施団体として選定された団体との随意契約を行った。 なお、当該団体は、本市の推薦要件を満たし、本市からの推薦書の交付を受けた団体である。 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約
契約の相手方	NPO法人　ICDS
契約金額（円）	￥15,776,209★

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局青少年家庭課です。
電話番号　052-972-3258

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	青少年家庭課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中川児童館リニューアル改修工事に伴う一部事業の実施場所にかかる契約について
概要	中川児童館リニューアル改修工事期間中に、代替場所として既設建物の借入を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、名古屋市中川児童館リニューアル改修工事に伴う一部事業の実施場所として、事業を実施することができる条件を満たした不動産の賃貸借であり、契約の相手方が特定されるため。 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約
契約の相手方	有限会社案内社不動産
契約金額（円）	6,500,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局青少年家庭課です。
電話番号　052-972-2521

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	本件は、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社製電子複写機の使用にかかる操作方法の指導、保守及び必要な消耗品の供給が必要になることから、契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、下記業者を選定し、随意契約を行うものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　愛知支社
契約金額（円）	10,381,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局総務課です。
電話番号　052-972-2704

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	本件は、キヤノンシステムアンドサポート株式会社製電子複写機の使用にかかる操作方法の指導、保守及び必要な消耗品等の供給が必要になることから、契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格をはじめ機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討した結果、下記業者を選定し、随意契約を行うものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	キヤノンシステムアンドサポート株式会社　中部営業本部
契約金額（円）	9,520,164

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局総務課です。
電話番号　052-972-2704

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	新名古屋高架株式会社の物件の賃貸借
概要	本業務は。市役所庁舎内の倉庫では保管しきれない資料や物資などを保管するための倉庫の賃貸借契約です。
契約の相手方を選定した理由	本件は、スペースの制約上庁舎内に保管できない書類・物品の保管場所を確保するため、庁舎外の倉庫の借入れを行うものです。 従来から下記業者の物件を住宅都市局所管倉庫として利用しておりますが、庁舎内の執務室・書庫スペースは慢性的に不足しており、引き続き、庁舎外に書庫スペースの確保が必要となります。 また、下記業者以外の者から物件を借り入れる場合、倉庫内の書類・物品・書棚等を全て移転させなければならず、運搬に相応の費用・労力が必要となること、また書類を運搬する際の紛失・情報漏えいの懸念もあることから、引き続き、下記業者の物件を借り入れることが適当であると認められます。したがって、下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	新名古屋高架株式会社
契約金額（円）	4,117,524

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局総務課です。
電話番号　052-972-2704

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	監理指導課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和７年度営繕積算システムRIBC2の利用
概要	本件は、住宅都市局が発注する建築・設備工事の積算業務において、単価表及び工事費積算内訳書を作成するために必要な営繕積算システムRIBC2のソフトウェアを利用するもの。
契約の相手方を選定した理由	下記業者は、営繕積算システムRIBC2の開発、管理及び機能改善を行っており、またソフトウェアに関する著作権を保有し、その提供を行っている唯一の者である。 そのため、本件の履行が唯一可能な下記業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
契約金額（円）	3,146,770

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局監理指導課です。
電話番号　052-972-2913

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	監理指導課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度住宅都市局工事システム等保守管理委託
概要	本件は、工事及び業務委託の事務の効率化などを目的に開発された住宅都市局工事システム等の保守管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	住宅都市局工事システムは、下記業者が所有する素材（データ検索方法など同社のノウハウをシステム化したもの）をもとに、本市の仕様に沿って改造・機能追加等を行い開発したものであり、システム障害を起こすことなく本業務を行うためには、そのプログラムを熟知している必要がある。 また、当該システムの開発者以外がシステム整備を行った場合、システムの障害発生時に責任の所在が不明確になり、適正なシステムの運用が困難となることから、下記業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	NECネクサソリューションズ株式会社　中部支社
契約金額（円）	6,215,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局監理指導課です。
電話番号　052-972-2913

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	都市計画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度都市計画情報提供システム運営業務委託
概要	本業務は、名古屋市が所有するシステムプログラム及び地図データを総合的に保守管理し、名古屋市の都市計画情報を、インターネットを介して常時安定して提供するための「都市計画情報提供システム」のシステム運営を行うもの。また、都市計画が決定あるいは変更された際には、告示と同時にその内容を反映させる作業を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	都市計画情報提供システム（以下「システム」という。）は、インターネット及び窓口設置の端末で都市計画情報を提供するものであり、特定の地図情報公開サービスのソフトウェアを採用している。本業務は当該システムの運営（保守管理）を行うものである。 本業務をシステムの開発者である下記業者以外の者が行い、予期せぬ障害が発生した場合、その原因が開発時のものなのか、運営（保守管理）によるものなのかを判断することができず、責任の所在が不明確になるおそれがある。また、障害等により、システムの修正を行う場合、修正部分のみならずシステム全体の品質が確保できなくなるおそれがある。 したがって、本業務の遂行が可能な唯一の者である下記業者を選定する。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社パスコ名古屋支店
契約金額（円）	6,304,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局都市計画課です。
電話番号　052-972-2712

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	ウォーカブル・景観推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	都市景観管理システム保守管理
概要	本業務は、平成18年度本市委託により株式会社パスコが開発した都市景観管理システムについて、保守管理及び機能改修業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	都市景観管理システム（以下「システム」という。）は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく行為の届出や屋外広告物の許可申請の情報を管理するとともに、様々な景観に関するデータを一元的に管理・運営するために構築されたものであり、本業務は、システムの保守管理を行うものです。 下記業者は、令和４年度のシステム再構築、令和５年度の導入,以降、一貫してシステムの保守管理を行っており、迅速かつ的確な業務の遂行が可能です。 本業務を下記業者以外の者が行い、予期せぬ障害が発生した場合、その原因が開発時のものなのか、保守管理及によるものなのか判断できず、責任の所在について判断できなくなるおそれがあります。また、障害等により、システムの修正を行う場合、システム全体の品質が確保されなくなるおそれがあります。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により本業務の遂行が唯一可能な者である下記業者を選定します。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社パスコ名古屋支店
契約金額（円）	1,672,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局ウォーカブル・景観推進課です。電話番号　052-972-2732

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	ウォーカブル・景観推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	屋外広告物許可申請手数料データ作成業務委託
概要	本業務は、R7年度の本市の屋外広告物許可事務に係る許可申請手数料のデータ作成及び出力等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	屋外広告物の許可申請手数料の収納は、会計室における公金収納処理と密接に連動するものであり、株式会社三菱UFJ銀行は指定金融機関から本市の納入済通知書受入業務を受託しており、屋外広告物申請手数料の公金収納を迅速かつ確実に行うことのできる唯一の事業者となるため。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額（円）	5,973,496

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局ウォーカブル・景観推進課です。電話番号　052-972-2732

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	ウォーカブル・景観推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	屋外広告物定例処理業務委託
概要	本業務は、本市の所有する屋外広告物定例処理プログラムの運用により、屋外広告物の許可情報に関するデータの管理、許可エントリの作成及びそれに伴う各種帳票の打出し並びに収納金の消込み処理及びそれに伴う各種帳票の打出しを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	屋外広告物定例処理プログラムに必要なユーティリティプログラムの著作権をUT東芝株式会社が有しており、当該事業者でなければ本業務を実施できないため。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	UT東芝株式会社事業統括部
契約金額（円）	7,654,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局ウォーカブル・景観推進課です。電話番号　052-972-2732

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築指導課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度長期優良住宅認定申請管理システム保守等業務委託
概要	本業務は、現在使用している長期優良住宅建築等計画の認定申請管理システム(以下「管理システム」という。)が安定的に稼働することを目的とし、保守及び事前検証等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	この管理システムは開発者が独自の技術により設計したもので、このシステムの移行並びに保守業務には開発者しか知り得ない専門的な知識、情報が必要になります。 また、管理システムは現在稼働中のシステムであるので、安定した稼働が必要不可欠であり、開発者以外の者に履行させた場合、運用に著しい支障が生じるおそれがあります。 下記業者は、本件業務に必要な適性及び履行能力を有し、また、管理システムに関する全ての情報を把握しており、本業務が行える唯一の業者であるため、選定します。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	ジオエイト合同会社
契約金額(円)	1,201,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築指導課です。
電話番号　052-972-2987

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築指導課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	建築指導課等が使用する倉庫の賃貸借
概要	本件は、スペースの制約上庁舎内に保管できない書類・物品の保管場所を確保するため、庁舎外の倉庫の借入れを行うものです。
契約の相手方を選定した理由	書類の出し入れを頻繁に行う必要があることから、庁舎から近い場所での借り入れが必要です。 従来から下記業者の物件を住宅都市局所管倉庫として利用しておりますが、庁舎から至近であり、近傍の民間倉庫と比較しても非常に低額な賃借料で借り入れております。 下記業者以外の者から物件を借り入れる場合、賃借料が高額になることに加え、倉庫内の書類・物品・書棚等を全て移転させなければならず、運搬に多大な費用・労力が必要となること、また書類を運搬する際の紛失・情報漏えいの懸念もあり、下記業者と比較すると、経費の節減、業務の円滑な実施の確保の面で不利になるものと認められます。 以上の点から、下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	若狭工業株式会社
契約金額（円）	6,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築指導課です。
電話番号　052-972-2987

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築指導課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	建築基準法道路情報システム等整備委託
概要	本業務は、建築基準法第４２条に規定する道路種別を明示した建築基準法道路情報システムのデータを修正・登録すると共に、指定道路図公開ウェブサイトシステムの公開用指定道路図及び建築情報マップの更新等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	各システムを構成するシステムソース、画像表示ツールなどは以下開発業者の独自システムであり、これら根幹部分の権利は開発業者に帰属する排他的なものであるため、他業者ではサポート、改修などを行うことができません。よって、本業務の遂行が唯一可能である本システムの開発から携わった業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額（円）	4,158,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築指導課です。
電話番号　052-972-2987

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	開発指導課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度盛土・開発情報公開システム運用及びデータ更新業務委託
概要	盛土・開発情報公開システム（以下「システム」という。）は、インターネットで盛土・開発情報を提供するものであり、特定の地図情報公開サービスのソフトウェアを採用している。本業務は当該システムの運営（保守管理）を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務をシステムの開発者である下記業者以外の者が行い、予期せぬ障害が発生した場合、その原因が開発時のものなのか、運営（保守管理）によるものなのかを判断することができず、責任の所在が不明確になるおそれがある。また、障害等により、システムの修正を行う場合、修正部分のみならずシステム全体の品質が確保できなくなるおそれがある。 したがって、本業務の遂行が可能な唯一の者である下記業者を選定する。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社パスコ
契約金額（円）	11,143,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局開発指導課です。
電話番号　052-972-4222

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	開発指導課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	開発・宅造システム改修業務委託
概要	本業務は、当課で所有している開発・宅造システムを新法の運用開始に合わせて改修するものです。
契約の相手方を選定した理由	開発・宅造システムは、平成10年に下記業者が構築した「宅地造成申請管理システム」に「開発行為申請管理システム」の機能を平成25年度に追加したものであり、独自のGIS（地理情報システム）を活用してシステムの開発を行っているため、その著作権を下記業者が専有しています。 本業務の遂行にあたっては、プログラム構成に関しての知識を保有している者は下記業者に限定されるため、他の業者では本業務を遂行することはできません。 したがって、下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額（円）	9,790,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局開発指導課です。
電話番号　052-972-4222

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築審査課
契約締結日	令和7年4月25日
件名	令和7年度宿泊施設のバリアフリー化基準調査業務委託
概要	本業務は、宿泊施設のバリアフリー化基準を定める条例の制定に向け、基準案の取りまとめ等の検討を行うとともに、「名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会」の運営補助を行うもの
契約の相手方を選定した理由	本件は、宿泊施設のバリアフリー化に係る基準案の検討については建築にかかる資格、障害者団体の方が構成員に含まれる懇談会の運営についてはその実務経験が必要であることから、それらを資格要件として求め一般競争入札に付したところ、予定価格超過となり落札者がなく不調となった。 その後、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、同入札に付した競争入札参加資格を有し、応札のあった業者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内の見積書を提出した下記業者と随意契約を締結するもの。 （根拠条文） 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	株式会社都市研究所スペーシア
契約金額（円）	2,486,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築審査課です。
電話番号　052-972-4256

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築審査課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度建築情報システム保守委託
概要	住宅都市局で稼動中の建築情報システム（以下「システム」という。）にかかる以下の事項について保守業務を行う。 （1）一般保守業務 ・システムの安定稼動、利便性向上、セキュリティ確保等のために必要な保守を行う。 （2）定期保守業務 ・毎月、安定稼動に必要なメンテナンス作業、定期的業務処理（統計処理等）ウィルス対策ソフトの更新、バックアップの確認作業を行う。 （3）機器等保守業務 ・ハードウェア保守 システム機器に障害が発生した場合、緊急かつ速やかに修復を行い、機器を正常に動作させる。 ・ソフトウェア保守 ソフトウェアにシステムに影響する不具合が確認された場合、速やかに対策モジュール等のインストールを行う等の措置をとり、不具合を解消する。 （6）端末の入替及び追加に伴う作業 ・リース期間が満了したクライアント端末の入替及び端末の新規追加に伴う必要ソフトのインストールとシステムの動作確認を行う。
契約の相手方を選定した理由	本業務の実施にあたっては、システムを構成する統計ツールなどは開発業者の独自システムであり、これら根幹部分の権利は開発業者に帰属する排他的なものであるため、他業者ではサポート、改修などを行うことができない。また、障害発生時には速やかな対応が必要となるが、開発業者以外では、障害となる原因を探るためのシステム全般の調査を行うことができない。よって本業務委託の遂行が唯一可能である本システムの開発から携わった業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	富士通Japan株式会社　東海支社
契約金額（円）	5,278,240

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築審査課です。
電話番号　052-972-2927

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築審査課
契約締結日	令和7年4月25日
件名	令和7年度宿泊施設のバリアフリー化基準調査業務委託
概要	本業務は、宿泊施設のバリアフリー化基準を定める条例の制定に向け、基準案の取りまとめ等の検討を行うとともに、「名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会」の運営補助を行うもの
契約の相手方を選定した理由	本件は、宿泊施設のバリアフリー化に係る基準案の検討については建築にかかる資格、障害者団体の方が構成員に含まれる懇談会の運営についてはその実務経験が必要であることから、それらを資格要件として求め一般競争入札に付したところ、予定価格超過となり落札者がなく不調となった。 その後、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、同入札に付した競争入札参加資格を有し、応札のあった業者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内の見積書を提出した下記業者と随意契約を締結するもの。 （根拠法令） 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	株式会社都市研究所スペーシア
契約金額（円）	2,486,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築審査課です。
電話番号　052-972-2927

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築審査課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	住宅供給公社東照ビルに係る賃貸借
概要	当該契約は、建築審査課における建築確認申請事務において、建築基準法改正に伴う保存期間の延伸により増加する申請書類等の保管場所として賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	書類の持出しを緊急に行う場合があることから、庁舎から利便性の高い場所での借入れが必要であること、保管義務のある書類のため、管理がしっかりしていること、水害等で浸水の可能性がないことなどを総合的に判断した結果、これらの条件を満たす物件を所有する下記のものを選定した。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額（円）	184,814（月額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築審査課です。
電話番号　052-972-2927

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築安全推進課
契約締結日	令和7年4月3日
件名	令和7年度　定期報告情報管理システム改修業務委託
概要	本委託は、定期報告情報管理システム（以下「本システム」という。）の円滑な運用を目的としている。 ① 建築基準法の改正に伴う入力事項の追加 建築基準法の改正に伴い、本システムへの入力項目を新たに追加するための改修を行う。 ② システムの機能改善 督促通知書作成及び案内通知書作成の出力内容を変更するための改修を行う。
契約の相手方を選定した理由	定期報告情報管理システム（以下「本システム」という。）は、建築基準法第１２条第１項等に基づく定期報告制度に係る台帳管理システムであり、本業務は、システムの運用を円滑に行うために必要な一部改修を行うものである。 当該プログラム改修は現在稼働中の本システムの一部変更であり、本システム開発者以外の者に履行させた場合、既存の本システムの運用に著しい支障が生じるおそれがある。また、本システムに係る事務の性質上、本システムは安定した稼働が必要不可欠であり、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等に迅速に対応できることが必要である。 よって、本業務は、安定した稼働を実現させるための改修や不具合からの復旧が迅速かつ効率的に対応できる唯一の者である本システムを開発した下記業者を選定する。 根拠条文 　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社　メイケイ
契約金額（円）	2,368,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築安全推進課です。
電話番号　052-972-2935

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	建築安全推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　定期報告情報管理システム保守管理委託
概要	本業務は、建築基準法第１２条第１項等に基づく定期報告に係る台帳として運用する定期報告情報管理システムの保守管理を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、建築基準法第１２条第１項等に基づく定期報告制度に係る台帳を管理することを目的に整備した定期報告情報管理システム（以下「本システム」という。）の保守を行うものです。 本システムは、平成２８年度より稼働し、台帳管理業務において必要不可欠であり、安定稼働が求められます。 本業務を選定業者以外の者が請け負った場合、本システムの構造・仕組みを熟知していないことにより、システム障害の復旧に時間を要する可能性があり、システム障害の対応措置によっては、本システム全体への影響、システムダウンが予測され窓口業務の為の台帳として必要な安定性、即応性が著しく損なわれるおそれがあります。また、その原因が、開発時又は保守管理のどちらによるものか特定できないことも予測され、それによる責任の所在についてトラブルになるおそれがあります。 以上より、本業務を唯一施行可能な、本システムの設計・開発者である下記業者を選定するものです。 根拠条文 　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社　メイケイ
契約金額（円）	2,422,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局建築安全推進課です。
電話番号　052-972-2935

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　分譲マンション管理支援窓口運営等業務委託
概要	本業務は、マンション管理状況届出に関する相談対応、届出書の受付から支援制度の実施までをワンストップで行うことにより、管理組合によるスムーズな届出を推進するとともに管理状況に合った適切な支援制度を受けられるようにするものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の適切な遂行には、本市のマンション施策に対する十分な理解やマンションの管理から修繕工事に至るまでの豊富な知識が求められるとともに、個人の資産や管理組合内の紛争に関するもののほか、管理や修繕に関する民間事業者についての相談も見込まれるため、相談業務の実施にあたっては秘密厳守・公平性・中立性が求められる。 下記業者は、本市のマンション管理適正化推進計画において、マンション管理適正化のため、管理組合からの委託によりマンション管理の業務を実施する団体として位置づけられるとともに、分譲マンションや市営住宅の管理から修繕工事に至るまでのノウハウがあり、管理組合の運営から工事の技術的な内容までの助言を行う能力を持っている。 また、地方住宅供給公社法に基づく本市出資団体であり、営利を目的とせず公平・中立な立場で相談を受けることが可能である。 さらに、下記業者は本市とのマンション管理の連携協定団体であり、かつ、マンション管理推進協議会の運営団体であるため、協定他団体や協議会加盟団体との連携が可能であることや、本市の住生活基本計画において、本市と密接な連携を図り、本市の住宅施策で民間では難しい分野で多様な役割を果たすと位置づけられている。 以上より、下記業者は、本業務を適切に遂行することができる唯一の者である。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額（円）	42,070,655

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅企画課です。
電話番号　052-972-2960

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和７年度分譲マンション外部役員派遣等支援事業業務委託
概要	本業務は、維持管理に課題を抱える分譲マンションに対して、専門家を派遣し、管理組合設立支援や専門的見地からのアドバイス、長期修繕計画作成支援を行うとこにより、マンションの自立的運営支援や管理水準の底上げを行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、管理不全の可能性があるマンションに対し、本市職員とマンション管理士が押しかけて訪問しアドバイスをするプッシュ型支援の「助言・指導」、当該マンションの中でも特に管理不全マンションとなる可能性が高いマンションに対し、マンション管理士を継続的に派遣する伴走型支援の「外部役員派遣」、適切な長期修繕計画の作成を支援する「長期修繕計画作成支援」の３つの支援事業を複合的に実施するものである。 これらの事業は、「助言指導」により管理不全マンションの恐れがあると判明した場合には「外部役員派遣」へ、また、適切な長期修繕計画がない場合には「長期修繕計画作成支援」へと連携させる必要があるため、同一の事業者が各事業を履行しなければならない。 「外部役員派遣」においては、令和6年度に支援した4件のマンションが、管理組合の主体的な管理がなされていない、適切な修繕工事が実施できていないなど管理不全の兆候がみられるマンションであり、令和7年度も引き続きマンション管理士の派遣が必要な状況であるため、当該マンションの区分所有者との間に信頼関係のある令和6年度と同じマンション管理士を派遣する必要がある。 また、本業務である3つの支援事業は全国的に見ても事例が少なく先導的な支援事業であるため、他都市の先進的な支援事業や国交省のマンション施策に精通している必要があり、下記事業者はマンション管理士団体の唯一の全国組織であり、国土交通省のマンション施策に関する検討会等の委員も務めている「日本マンション管理士会連合会」の愛知県内における唯一の会員である。 よって、下記事業者を選定するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人　愛知県マンション管理士会
契約金額（円）	10,552,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅企画課です。
電話番号　052-972-2960

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市居住支援コーディネート事業の業務量増加に伴う対応に係る業務委託
概要	本業務は、令和4年9月22日締結「名古屋市居住支援コーディネート事業業務委託契約」（以下「先行契約」という。）の業務量の増加に対応するため居住支援コーディネーターを１名配置し、支援等の業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務では、福祉に関する相談援助の知識・技術のある者を配置する必要がある等、高い専門性が求められる他、先行契約により配置される相談員等との密な連携や、支援対象者、関係機関等との継続的かつ一貫した対応が求められ先行契約の受注者以外の業者では、期間の短縮、経費の節減、業務の円滑な実施の確保の面で不利になると認められることから、下記業者と随意契約を締結した。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項6号
契約の相手方	なごや居住支援コンソーシアム
契約金額（円）	6,600,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅企画課です。
電話番号　052-972-2745

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	住まいの窓口施設管理業務委託
概要	本件は、オアシス21バスターミナル内テナントスペース（東区東桜一丁目11番1号）に開設している「住まいの窓口（※住まいに関する相談や情報提供を行う場所）」に係る施設管理について、それら全般を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件委託はオアシス21バスターミナル内テナントスペース（東区東桜一丁目11番1号）に開設している「住まいの窓口」に係る施設管理の業務委託であるが、下記業者は「住まいの窓口」が入るバスターミナルを含むオアシス21全体の施設管理業務を行う指定管理者となっているため、「住まいの窓口」の施設管理業務を円滑に行える唯一の者であると認められる。 よって、下記業者を選定するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	栄公園振興株式会社
契約金額（円）	1,757,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅企画課です。
電話番号　052-972-2942

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	公営住宅収納事務委託
概要	本業務は、公営住宅の家賃収納事務等を当該住宅の管理代行者に委託するもの。なお、名古屋市営住宅条例施行細則第36条に、当該業務は管理代行者へ委託する旨が規定されている。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、公営住宅の家賃等の決定に係る業務の補助及び入居者から家賃等を収納・還付する業務である。 本業務のうち、家賃等の決定に係る業務は、公営住宅法に基づく応能応益家賃制度により毎年度入居者からの収入申告に基づいて行うものであり、管理代行業務に含まれる入居決定、使用権承継、同居承認といった業務と密接不可分である。 また、入居者の立場から見ても、家賃、修繕、各種手続きや申請などさまざまな問題を抱えているなかで、本業務についてのみ問い合わせ窓口が他の業者となることは、ワンストップサービスの維持ができなくなり、一度で済むはずの問合せが複数窓口で必要となったり、どこの窓口に問い合わせるべきか混乱が生じるなど多大な不便を強いられることになる。 さらに、本業務の一環として家賃等の決定に係る業務を行うためには、入居者についての所得、家族構成その他の膨大かつ詳細な個人情報を取り扱うことがある。 このように業務の性格、入居者サービス、個人情報の保護などの観点から、本業務は管理代行業務と一体で行う必要があるため、管理代行者である名古屋市住宅供給公社に本業務を委託するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額（円）	244,182,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅管理課です。
電話番号　052-972-2956

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度市営住宅明渡し請求訴訟代理人業務委嘱に関する協定
概要	本委嘱は、本市の再三にわたる明渡指導に応じない家賃滞納者等に対して、建物の明渡し等を求めて訴訟を提起するにあたり、下記の業務を委嘱するものである。 【委嘱する業務】 ・明渡請求訴訟に関し、訴状、準備書面その他裁判所への提出書類の作成 ・上記の他、訴訟行為に関する業務の遂行
契約の相手方を選定した理由	本業務は、市営住宅の明渡し請求訴訟は、一般賃貸住宅と異なり、民法、借地借家法のみならず、公営住宅法や地方自治法等の関係法規が絡み合い複雑になっているほか、行政対象暴力や行政訴訟事件としての性質も帯びることがあり、専門的な知識が必要となる。 現在、市営住宅の明渡し請求訴訟については、全国の公営住宅を運営する自治体職員が参考とする書籍(「Q and A地方公務員のための公営住宅運営相談」株式会社ぎょうせい発刊)の追録執筆者として名を連ねるなど公営住宅問題の専門家であること、本市全体の法律相談業務を行い行政機関側の法律問題解決の実績も多数あることから、大場鈴木堀口合同法律事務所の堀口久弁護士と協定を締結し、訴訟代理人に選任している。 これまでも本市の明渡し請求訴訟に関わっており、現在進行中の訴訟や既に提訴に向けた相談をしている案件も多くあること、訴訟実績も十分であることから、堀口久弁護士と再度協定を締結するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	大場鈴木堀口合同法律事務所　弁護士　堀口久
契約金額(円)	121,000(単価契約)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅管理課です。
電話番号　052-972-2958

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	住宅管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	市営住宅財産管理システムに係るデータ登録及び保守管理等業務委託
概要	本委託は、導入済みの「市営住宅財産管理システム」（以下「システム」という）に登録されているデータの更新及び保守をするものです。
契約の相手方を選定した理由	契約の相手方は現在のシステムを開発し、プログラムを把握している唯一の者です。当該システム及びシステム内の既存データを最新の状態にするには、登録する情報について、システムのプログラムに対応したデータを作成し登録することが必要となりますが、そのデータ作成及び登録にかかる情報は、開発業者である下記業者のみが保有しているため、他の業者では一切行うことができません。保守についても同様となります。よって下記業者を選定するものです。 根拠条文　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額（円）	1,331,000（うち取引に係る消費税及び地方消費税額121,000）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局住宅管理課です。
電話番号　052-972-2958

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名古屋競馬場跡地開発推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市泰明町土地区画整理事業発注者支援業務及び調査設計業務委託
概要	本業務は、名古屋市泰明町土地区画整理事業に関する工事実施の監督・調整業務の補助及び調査設計を行うことにより、発注者を支援し、円滑な事業実施を図ることを目的とするものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、旧名古屋競馬場跡地を利用したまちづくりのための基盤整備工事にあたって、工事調整、土地区画整理事業に係る手続及び測量等の調査設計業務を委託するものです。 基盤整備工事は、令和7年度末までに概ね完了する必要があり、当該工事を円滑に実施し、工期内に完了するためには、同時並行で行う本業務も、工事に遅れを来すことのないよう迅速に進めていく必要があります。また、本業務は前年度業務から引き続くものであり、各業務内容も密接に関連するものであることから、継続的かつ一体的に実施することが必要です。 選定の相手方は、令和4年に実施したプロポーザルにて令和7年までの期間を想定した本業務の相手先として選定されたものであり、工事の予定に合わせて本業務を継続的かつ一体的に実施できる唯一の者であるため、選定するものです。 【根拠条文】 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	建設技術研究所・日本都市技術設計共同体
契約金額（円）	101,200,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名古屋競馬場跡地開発推進課です。電話番号　052-265-6677

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	耐震化支援課
契約締結日	2025年4月1日
件名	令和7年度沿道建築物耐震化サポート専門家派遣業務委託
概要	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断が義務付けられている道路の沿道建築物に関して、所有者からの申請に基づき、耐震化をサポートする専門家を派遣し、実施設計の前段階の耐震改修計画案を作成することで、耐震化の促進を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	派遣する専門家が所属する公益社団法人愛知県建築士事務所協会は、公益法人として愛知県より認定された県内唯一の建築士事務所を会員とする団体である。 また、建築士法で建築士事務所に対して指導を行う立場に位置付けられ、名古屋市民間木造住宅耐震診断事業において、耐震診断の内容の指導、審査を行い、所有者との間に支障なく耐震診断を行えるように監督をしている実績があり、本市の建築物の耐震化の事業について理解がある。 また、令和4～6年度に実施した本業務の類似業務である沿道建築物専門家派遣事業(モデル事業含む)において、対象建築物に応じて適切な専門家を派遣した実績がある。 本業務の派遣対象となる沿道建築物の用途や規模は様々であり、耐震化に踏み出せない所有者に対して補強設計の前段階の改修等計画案を提案するという本業務の特殊性から、所属する多数の建築士事務所の中から迅速に適切な専門家を派遣することができる唯一の者である。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	公益社団法人愛知県建築士事務所協会
契約金額（円）	1,782,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局耐震化支援課です。
電話番号　052-972-2773

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	耐震化支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市住宅供給公社東照ビル（事務室）に係る賃貸借
概要	本業務は、名古屋市民間木造住宅耐震診断事業を実施するにあたり、診断員の選定と診断結果報告書のチェックをする審査会を行い、審査会に使用する備品(パソコン、プリンター、机等)を保管するため、事務室の借入れを行うものです。
契約の相手方を選定した理由	（賃借する事務室の条件） （1）市職員及び審査員が行き来するため、市役所の近傍であること。 （2）診断員が場所を間違えることがないように、診断員に広く知られていること。 （3）個人情報を大量に扱うため、建物のセキュリティーシステムが導入されていること。 東照ビルは、市役所から近く、従来から審査会の会場として賃借しており、管理人が常駐しセキュリティーシステムが導入されているため、（1）～（3）の条件を全て満たしている。また、他の貸事務室と比較しても、より安価に賃借することが可能です。 したがって、下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額（円）	213,261（月額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局耐震化支援課です。
電話番号　052-972-2773

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	耐震化支援課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度名古屋市民間木造住宅耐震診断事業に関する業務委託
概要	本業務は、木造住宅所有者の耐震診断申込みにより、耐震診断員（建築士）に耐震診断を行わせ、所有者に診断結果を報告させるものである。 また、耐震診断の内容を指導し審査するとともに、住宅所有者との間で支障なく耐震診断を遂行できるように監督するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の特殊性から、設計業務に準ずる耐震診断を行う建築士に指導を行う団体として、建築士法で位置づけられるもののうち、全市を一括して本業務を実施できるのは公益社団法人愛知県建築士事務所協会に限られるため。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	公益社団法人愛知県建築士事務所協会
契約金額（円）	56,639,999

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局耐震化支援課です。
電話番号　052-972-2773

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	緑都市整備事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	有松駅前及び鳴海南駅前公共施設管理業務委託
概要	本委託は、有松駅前公共施設及び鳴海南駅前公共施設の清掃、監視及び点検等を実施することにより施設全体の良好な維持管理をするものである。 ≪有松駅前公共施設≫ 〇駅前広場(歩道部) 〇地下歩行者通路 〇歩行者連絡橋 〇歩行者連絡橋エレベーター 〇自由通路 〇自由通路エレベーター 〇立体横断施設 〇その他業務(修繕補修) ≪鳴海南駅前公共施設≫ 〇駅前広場(車道部以外) 〇歩行者連絡橋 〇歩行者連絡橋エレベーター 〇その他業務(修繕補修)
契約の相手方を選定した理由	本業務は、有松駅前公共施設及び鳴海南駅前公共施設の清掃、監視及び点検等を実施するものである。 有松駅前のエレベーター及び地下歩行者通路並びに鳴海南駅前のエレベーター監視カメラの映像は、下記業者が管理する有松再開発ビル内の監視施設に送られ、ビル全体と一体的に監視業務が行われているため、モニター監視及び保守点検の業務は下記業者でなければ履行することができない。 また、清掃及び巡回監視等の業務はビルの警備清掃と合わせて行うなど、一体的な管理を行うことで経費の削減及び業務の円滑な実施が期待できる。 よって、下記業者を選定するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社イーストヒル
契約金額(円)	25,130,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局緑都市整備事務所です。
電話番号　052-321-6222

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	まちづくり企画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度金山総合駅連絡通路橋管理業務委託
概要	金山総合駅は、金山地区に点在していた各鉄道駅の乗換え利便性の向上を図るため、一箇所に集約し、総合駅として整備したものです。 当通路橋は、金山総合駅の中心に位置し、南北駅広場を結ぶ連絡通路橋は、各鉄道駅の利用者はもとより、南北の地域住民への公共通路として管理する必要があります。 当該業務は、上記の性格をもつ連絡通路橋の管理業務である総括管理業務はじめ消防用設備・電気設備点検、警備業務、清掃業務、水光熱費の支払い業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	1．選定理由 金山総合駅連絡通路橋（以下「通路橋」という。）はJR、名鉄、地下鉄の各鉄道駅と接続し、多数の乗降客が利用する公共性の高い施設であり、総合駅の両隣に位置するアスナル金山と金山南ビルとを結ぶ、金山地区の回遊の起点でもあります。また、近年では総合駅を活用した都市利便の増進やまちの賑わい創出も求められているところです。そのため、通路橋管理業務については、交通拠点としての安全・快適な利用と金山地区の賑わいづくりの両立を図りながら行っていく必要があります。 下記業者は、不法滞在者等の対応や設備に係る点検等について、各鉄道事業者と通路橋に関する協定等を締結していることから、当該業務を各鉄道事業者と連携して適切に行える唯一の者です。 　また、金山地区の賑わいづくりのためには、都市再生利便増進協定を本市や鉄道事業者等と締結した下記業者に本業務を行わせることが適切であると考えられます。 よって、下記業者は、本業務を適切に実施できる唯一の者であるため、下記業者を選定します。 2．根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	公益財団法人　名古屋まちづくり公社
契約金額（円）	17,985,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局まちづくり企画課です。
電話番号　052-972-3975

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和7年3月10日
件名	堀川における水上交通の活性化に向けた新船舶運航等業務委託
概要	本業務は、松江市観光振興公社から貸与を受けた船舶について、なごや堀川クルーズとして運航するうえで必要な修繕等を実施するものです。
契約の相手方を選定した理由	現在本市では、「なごや堀川クルーズ」の定期運航を行っており、松江市観光振興公社から双方の観光施策における連携を図っていく目的で、船舶を無償貸与されました。 本業務は、貸与を受けた船舶について、なごや堀川クルーズとして運航するうえで必要な事項を実施するものです。 本件定期運航は、朝日橋舟運事業者協議会が占用許可を受けている朝日橋の桟橋を利用する必要があり、本業務の適正な実施には当該協議会との緊密な連携が不可欠です。 本市は、当該協議会と「堀川における水上交通の活性化検討に係る桟橋の活用検討業務に関する協定書」を締結しており、下記業者は、この協定に基づく当該協議会から推薦を受けた運航事業者です。加えて、修繕にあたって潮の満ち引きや堀川上流の底質等の運航環境を考慮する必要があり、貸与を受けた船舶が運航予定の区間は、下記業者のみが運航しております。よって、朝日橋舟運事業者協議会から推薦を受けており、かつ、堀川上流の底質等を運航実績により把握している唯一の業者であることから、下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	東山ガーデン株式会社
契約金額（円）	1,790,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号　052-972-3975

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	堀川における水上交通の活性化に向けた運航等業務委託
概要	本業務は、堀川における民間主体による持続的な運航に向け、一般市民や観光客など多くの利用が見込まれる区間に絞って定期運航を行うとともに、名古屋城と連携した誘客、集客効果の高い企画等を実施するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、堀川における民間主体による持続的な運航に向け、一般市民や観光客など多くの利用が見込まれる区間に絞って定期運航を行うとともに、名古屋城と連携した誘客、集客効果の高い企画等を実施するものです。 本件定期運航は、朝日橋舟運事業者協議会が占用許可を受けている朝日橋の桟橋を利用する必要があり、本業務の適正な実施には当該協議会との緊密な連携が不可欠です。 本市は、当該協議会と「堀川における水上交通の活性化検討」に係る桟橋の活用検討業務に関する協定書」を締結しており、下記業者は、この協定に基づく当該協議会から推薦を受けた運航事業者であり、かつ本業務に必要な高度な知識や豊かな経験及び履行能力を有し、適正な施行が可能な者と認められます。よって、下記業者を選定するものです。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	東山ガーデン株式会社
契約金額（円）	32,109,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号　052-972-3975

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	金城ふ頭駅前イベント広場における仮設便所等設置及び維持管理業務委託
概要	本件は、金城ふ頭駅前イベント広場において、アジア・アジアパラ競技大会の機運醸成及びこれを契機とした金城ふ頭のにぎわい創出に資するイベントを実施するにあたり、広場内に仮設便所を設置し、これをイベントの参加者の利用に供し、給水及び清掃等により維持管理するもの。
契約の相手方を選定した理由	本仮設便所は、短時間に多数の利用があることが想定され、異常があったときに臨機の措置を講じなければ、待ち行列が発生して参加者に不便を強いるほか、参加者が周辺の施設の便所を利用して迷惑を掛けるおそれがある。 また、イベントは、スポーツを中心としたもので、天候の都合によって中止し、又は日時を変更する可能性があり、その場合は、供用並びに給水及び清掃の日時も変更する必要がある。 下記業者は、本市と締結した公有財産一時使用契約に基づき、この広場においてイベントを実施する者で、イベントを実施するときに現場に常駐するため、土曜日、日曜日及び祝日も含めて、以上のような事態に柔軟に対応することができ、現場での苦情等にも丁寧に対応することができる。また、仮設便所をイベントの施設と一体的に維持管理して経費を節減することができる。 以上の理由により、本件業務を下記業者に委託せずに競争入札に付すことは安定したサービス及び経済性の確保の面で本市にとって不利と認められ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、下記業者を選定する。 ※根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約の相手方	株式会社アズオン
契約金額（円）	9,119,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号　052-972-2777

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	金城ふ頭駐車場周辺施設管理業務委託
概要	本件は、本市が管理する名古屋市営金城ふ頭駐車場（以下「金城ふ頭駐車場」という。）の周辺道路の巡視等の維持管理業務及び金城ふ頭駐車場と接続する歩行者用デッキに設置されたエレベーターの点検・監視等管理業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件周辺道路は、金城ふ頭駐車場の利用車両のみが通行しており、当該道路の通行規制やトラブル発生時等における対応には、金城ふ頭駐車場の指定管理者との緊密な連携が不可欠であり、また、本件エレベーターの監視カメラ等の設備は、金城ふ頭駐車場の設備と一体であり、監視業務は同駐車場の管理室で行わなければならない。 下記業者は、同駐車場の管理業務を行っており、本件業務と一体的に管理を行うことにより、人件費の大幅な削減を図ることができる。 したがって、本件業務は、金城ふ頭駐車場の管理業務と一体的な管理を行うことにより、経費の削減及び業務の円滑な実施の確保が可能であることから、金城ふ頭駐車場の指定管理者から委託を受け、同駐車場の管理業務を行う下記業者を随意契約の相手方として選定する。 ※根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約の相手方	日本管財株式会社
契約金額（円）	5,280,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号　052-972-2777

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	都市計画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度都市計画情報提供システム運営業務委託
概要	本業務は、名古屋市が所有するシステムプログラム及び地図データを総合的に保守管理し、名古屋市の都市計画情報を、インターネットを介して常時安定して提供するための「都市計画情報提供システム」のシステム運営を行うもの。また、都市計画が決定あるいは変更された際には、告示と同時にその内容を反映させる作業を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	都市計画情報提供システム（以下「システム」という。）は、インターネット及び窓口設置の端末で都市計画情報を提供するものであり、特定の地図情報公開サービスのソフトウェアを採用している。本業務は当該システムの運営（保守管理）を行うものである。 本業務をシステムの開発者である下記業者以外の者が行い、予期せぬ障害が発生した場合、その原因が開発時のものなのか、運営（保守管理）によるものなのかを判断することができず、責任の所在が不明確になるおそれがある。また、障害等により、システムの修正を行う場合、修正部分のみならずシステム全体の品質が確保できなくなるおそれがある。 したがって、本業務の遂行が可能な唯一の者である下記業者を選定する。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社パスコ名古屋支店
契約金額（円）	6,304,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号　052-972-2777

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	金城ふ頭地区歩行者デッキ管理業務委託
概要	金城ふ頭駅から商業施設を結ぶ歩行者デッキは、金城ふ頭駅から民間敷地境界を結ぶ部分（以下「駅デッキ」という。）、民間企業が敷地内に整備した部分（以下「民間デッキ」という。）及び民間敷地境界から金城ふ頭駐車場を経由して商業施設までを結ぶ部分（以下「駐車場デッキ」という。）が一体となっており、本件は、本市が管理する駅デッキ及び駐車場デッキについて、清掃等管理業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	歩行者用デッキは民間デッキが面積及び延長の大部分を占めており、かつ、本市が管理する駅デッキと駐車場デッキの間を民間デッキが結んでいることから、民間デッキと一体的に管理業務を行うことで経費の削減及び業務の円滑な実施の確保が可能である。 ※根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約の相手方	積村ビル管理株式会社
契約金額（円）	2,680,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号　052-972-2777

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	都心まちづくり部都心まちづくり課
契約締結日	令和7年4月23日
件名	久屋大通公園放置自転車等即時撤去業務委託
概要	本業務は、久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）において放置自転車等の即時撤去を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	蔦井株式会社は、栄地区の市営自転車駐車場の指定管理者であり、緑政土木局の放置自転車撤去業務及び自転車保管場所の運営を委託されていることから、迅速かつ適正な施行をすることが可能な唯一の者であるため。 根拠条文　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	蔦井株式会社
契約金額（円）	2,941,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局都心まちづくり課です。
電話番号　052-972-2768

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	ささしまライブ24総合整備事務所
契約締結日	令和7年4月14日
件名	椿町線こ線歩道橋及び東西デッキエレベーター保守点検業務委託
概要	当該業務は、都市計画道路椿町線こ線歩道橋及び東西デッキエレベーターの保守管理を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	当該施設は、三菱電機株式会社が独自技術により設計施工したものである。 当該施設の円滑な運用のためには設備内容や制御技術を熟知した製造メーカーに行わせる必要があり、そのメンテナンスは三菱電機ビルソリューションズ株式会社が担当している。 よって、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、随意契約を締結するものである。 根拠条文　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　中部支社
契約金額（円）	3,189,120

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局ささしまライブ24総合整備事
電話番号　052-453-0171

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	企画経理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	令和7年度緑政土木局広聴システム保守業務委託
概要	本委託は、緑政土木局広聴システムが正常に稼働するよう保守業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	緑政土木局広聴システムは、LINEを活用した道路・公園の損傷等に係る通報の受付及び対応状況の公開、またLINEをはじめ電話や来庁による通報等を一元管理するもので、本業務は当該システムを正常に稼働させるための保守を行うものである。本システムは、下記業者が開発、著作権を有するパッケージを軸に複数のクラウドサービスを本市の業務に合わせて連携させたものである。本業務は下記業者が持つ技術が必要であり、連携プログラムを知る者は、開発業者しかいない。よって、本業務を履行できるのは下記業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、下記業者と随意契約するもの。
契約の相手方	モビルス株式会社
契約金額(円)	¥5,395,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	緑政土木局総合システム内の積算システム単価改定支援業務委託
概要	本委託は、緑政土木局総合システム内の土木積算システム及び単契積算システムを運用するために単価改定作業等を依頼するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、緑政土木局総合システム内の土木積算システム及び単契積算システム（以下「積算システム等」という。）を運用するために単価改定作業等を委託するものです。積算システム等に係る著作権の一部を下記業者が保有しており、当該業者が持つ技術・手法を持って開発されたものであるため、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である下記業者に限定されます。以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、下記業者との随意契約を締結するものです。
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	¥1,333,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	緑政土木局総合システム保守委託
概要	本委託は、緑政土木局総合システムが正常に稼働するよう、保守業務等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、緑政土木局総合システムが正常に稼働するように保守業務を委託するものである。システムに係る著作権の一部は下記業者が保有しており、当該業者が持つ技術・手法をもって開発されたものである。そのため、当該システムの著作権を保有し、プログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る下記業者のみが本業務を履行可能である。以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	¥25,414,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	工事事務システム改修業務委託（土木積算システム再構築対応）
概要	本委託は、緑政土木局総合システムが正常に稼働するよう、保守業務等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	当局における基幹システムであり、工事・業務委託等の契約事務・施工管理を行うための工事事務システム（以下「本システム」という）は日本電気株式会社が開発・保守管理を行っており、本システムにかかる情報は同社のみが保有している。本業務では、連携元の土木積算システムの再構築に伴い、本システムと土木積算システムを疎結合化するための連携インターフェースの再定義や、土木積算システムにおける契約機能・予算管理機能の移設、ワークフローの新規構築を伴う作業を行う必要があり、本業務を支障なく行うことができるのは、本システムのプログラム構成及びデータ管理に係る手法・機能等を知る開発業者に限定される。以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	¥40,018,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	建設CALSシステム保守業務委託
概要	本委託は、建設CALSシステム（電子納品システム、維持管理支援システム）の保守業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	建設CALSシステム（以下「本システム」という。）は、工事や業務委託の成果品管理、維持管理にかかる情報を管理するシステムであり、本業務は、本システムを正常に稼働させるため、保守を行うものである。本システムは、下記業者が著作権を保有するパッケージソフトを改造・機能追加等を行い開発したものである。また、本システムは、下記業者が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構築を知る者は、開発業者しかいない。よって、本業務を履行できるのは開発業者のみであるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、下記業者と随意契約するもの。
契約の相手方	国際航業株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	¥8,316,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	緑政土木局テクニカルセンター運営業務委託
概要	本委託は、緑政土木局が実施する、技術職員を中心として採用年次や任用段階ごとにカリキュラム構成された集団技術研修の運営を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、テクニカルセンターの運営業務を委託するものである。テクニカルセンターは、自治体職員であり、技術者でもある行政職技術職員を対象に実務能力の向上を目的とした研修を行い、また、当局職員のみならず公共工事を請け負う民間企業に所属する技術者を対象とした研修も行う事業である。本業務は研修関連事務（研修の運営）、外部講師の選定及び調整（研修の充実）、カリキュラム等の改善（研修の改善）を委託するものであるが、研修や講習会開催等の実績だけではなく、当局の行政職技術職員としての視点、特に発注関係事務（積算、監督・検査）を適正に実施する公共工事発注者としての視点が必要不可欠である。下記団体は、本市の土木事業に協力することにより市民生活の利便に寄与することを目的として設立され、当局の発注関係事務に携わった土木行政経験者を多数有している。また、県内他自治体に対し、技術支援（当団体から実務経験が豊富な技術者を派遣し当該自治体の実務を通じて技術者の能力向上を図る業務委託）の経験があるなど、本業務に必要な業務遂行能力のある職員を配置できる。さらに行政や民間企業を対象とした研修や講習会等の開催実績も豊富である。本業務の遂行に必要な能力を備えた者は下記団体の他にはおらず、本業務を履行可能な相手方は下記団体に限られる。よって、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、下記団体と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額（円）	￥24,860,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	道路占用収納関連業務電算委託
概要	本業務は、次に掲げる業務の処理を内容とする。・道路占用料収納消込業務に係る収入データ及び各帳票の作成業務。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、道路占用料の収入管理のため、本市の指定金融機関において、各種の公金収入のうち道路占用料に関する納入済通知書を分類し、その収入データを作成することを目的としている。下記の業者は、本市の指定金融機関であり、本店内において納入済通知書の分類を行っているため、納入済通知書を取り扱うことができる。また、作成する収入データは、納入済通知書の金額との一致が当然に求められ、同業務には、迅速性、安定性及び正確性が不可欠であるため、公金管理上、本業務を行うことができるのは、指定金融機関である下記の業者に限定される。以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の適用により、下記の業者と随意契約するもの。
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額（円）	¥5,057,890

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	道調業務データ出入力委託（その１）単価契約
概要	本委託業務は、道路調整業務のシステム化（図面・調書の作成）に伴い、道路管理者が発表する工事計画データの入力及び関係図書の出力業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、「道路管理システム」の出入力事務を委託するものである。「道路管理システム」は、都市部において道路地下埋設物件の多様化、大量化が進み、従来の手作業による道路占用物件の管理状況を把握することが困難となった中で導入された、最新のコンピュータ・マッピング技術を持つシステムである。当システムは、下記の業者が構築・運用しており、道路工事調整データの出入力操作を行うのは、下記の業者以外のものでは行うことができない。以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、随意契約を締結するもの。
契約の相手方	一般財団法人道路管理センター
契約金額（円）	¥1,460,140

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	道路占用許可事務電算システム運用業務委託
概要	本委託は、道路占用許可事務電算システムの運用に必要な業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、「道路占用許可事務電算システム」（以下、「システム」という。）を正常に稼働させるため、運用業務を委託するものである。当該システムは、下記業者が所有しているAPOROシステムをベースに構築されており、APOROシステムと通信機器及び通信環境、地図等のデータベースを共有し、稼働している。また、下記業者の施設内にサーバを設置し、運用管理を行っていることから、システムの動作検証についても他の業者が行うことができないため、地方自治法第１６７条の２第１項第２号に基づき、随意契約とするもの。
契約の相手方	一般財団法人道路管理センター
契約金額（円）	¥4,988,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	名古屋市道路占用調整協議会事務局運営業務委託
概要	本業務は、名古屋市道路占用調整協議会における事務局の運営業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、名古屋市道路占用調整協議会及び協議会に設置されている各部会の事務局運営業務の一部を委託するものである。名古屋市道路占用調整協議会は、道路の不経済な損傷、交通の著しい障害又は付近住民に対する危害を防止するため、道路に関する工事、道路の占用及び道路の占用に関する工事について、その計画、時期、方法、他の占用物件の保全、その他必要な事項を調整するための関係者による協議会である。本業務委託は、占用調整協議会の構成員である名古屋市緑政土木局、住宅都市局、国土交通省、愛知県警察本部、名古屋高速道路公社、各占用企業者と行政的な見地から綿密な調整を行う必要があるため、土木行政の専門的な知識と経験が必要である。下記団体は、本市の土木事業に協力することにより市民生活の利便に寄与することを目的として設立されており、土木行政経験者を有しているため、本業務に必要な業務遂行能力のある職員を配置できる唯一の適切な団体である。よって、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、下記団体と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額（円）	¥6,160,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	行政財産使用許可物件データ補正業務委託
概要	本業務委託は、道路情報管理システム内の行政財産使用許可物件データについて、令和6年度に許可、変更した箇所の補正を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、緑政土木局所管の行政財産（道路）を使用する料金を算定するための基礎となる行政財産使用許可物件について、前年度の変更分を補正してデータの更新を行うものである。この業務は、道路情報管理システムを用いて行われるものであるが、同システムと併せて入出力等ソフトも下記業者（株式会社カナエジオマチックス）が開発・構築・保守を行っているとともに、著作権も有している。したがって、これらシステムやソフト自体を操作し行う本業務は他社では対応できないことから、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額（円）	¥4,356,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路利活用課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	道路認定図ウェブ公開システム運用管理委託
概要	本委託は、道路認定図ウェブ公開システムの運用管理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、「道路認定図ウェブ公開システム」の運用・管理を行うものである。本業務は、「道路認定図ウェブ公開システム」を開発し、著作権を有する下記業者以外の者では行うことができない。したがって、本業務委託について、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき下記業者と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額（円）	¥1,474,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路利活用課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	令和7年度道路台帳サービスセンター業務委託
概要	本委託は、道路台帳を利用者の閲覧に供し、道路に関する照会に対応するとともに、道路台帳の保管及び整理を行う業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、道路台帳を利用者の閲覧に供し、道路に関する照会に対応するとともに、道路台帳の保管及び整理を行う業務を委託するものである。道路についての情報は、建物の建築、土地の利用計画等に欠くことのできないものであり、これらの情報提供業務は、道路に関する法制度及び本市の道路行政の実務をふまえて利用者に正確でわかりやすいサービスを提供できる専門的な知識と経験が必要である。下記団体は、本市の土木事業に協力することにより市民生活の利便に寄与することを目的として設立されており、道路行政経験者を有しているため、本業務に必要な業務遂行能力のある職員を配置できる唯一の適切な団体である。したがって、本業務委託について、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、下記団体と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額(円)	¥5,115,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路利活用課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	道路情報管理システム保守業務委託
概要	本委託は、道路情報管理システムの保守業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、「道路情報管理システム」の保守業務を行うものである。本業務は、同システムを開発し、著作権を有する下記業者以外の者では行うことができない。したがって、本業務委託について、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき下記業者と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額（円）	¥8,239,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	測量調査課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	測量総合システムソフト保守業務委託（再リース機器）
概要	本委託は、測量総合システムソフトが正常かつ安定して稼働するように保守業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、測量総合システム（以下、「本システム」という。）ソフトが正常かつ安定して稼働するように保守業務を委託するものです。本システムのソフトウェアは、株式会社大塚商会が所有するパッケージソフトをベースに本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い開発したものであり、パッケージソフトの所有権は株式会社大塚商会が保有している。本システムソフトは株式会社大塚商会が持つ技術・手法をもって開発されたものであり、そのプログラム構成等に係わる手法を知る者は、開発業者に限定される。よって、本システムソフトの保守業務を行えるのは開発業者のみであるため、下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づき随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社大塚商会　中部支社
契約金額（円）	¥3,267,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路建設課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	土地調査・測量及び図面作成業務委託（単価契約）
概要	本委託は、土地の調査・測量及び図面作成業務について、設計内訳書のとおり業務委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務内容は、本市の登記事務を円滑に行うための、嘱託登記に必要な土地の調査・測量及び図面等作成業務である。土地家屋調査士法第６８条の規定により、調査士会に入会している調査士または調査士法人でない者（公共嘱託登記土地家屋調査士協会を除く）は、この業務を行う事ができないことになっている。本業務は短期間に大量の業務を遂行する必要があり、業務の遂行能力からみて相当規模の団体に委託を行う必要がある。下記法人は、同法第６３条に規定された公益社団法人であり、委託業務を受託処理できる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により下記法人と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額（円）	¥6,982,382

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	大幸南広場（上空部）エスカレーター監視業務委託
概要	本委託は、大幸南広場に設置されているエスカレーターの監視業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、大幸南広場に設置されているエスカレーターの監視業務を行うものである。当該エスカレーターは、ナゴヤドーム前矢田駅からカルポート東、バンテリンドームなどへ行く人が頻繁に利用している施設であるため、緊急時の対応は万全を期さなければならない。また、当該エスカレーターを監視するモニターはカルポート東の防災センターに設置されているため、同施設の維持管理業務を受託している下記業者でなければ対応できない。よって、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、下記業者と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社アサヒファシリティズ　名古屋支店
契約金額（円）	¥935,880

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	レインボーブリッジ田幡エレベーター維持管理業務委託
概要	本委託は、北区田幡一丁目始め2か所に設置しているレインボーブリッジ田幡エレベーターを適正に維持管理するための業務委託である。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、レインボーブリッジ田幡のエレベーターの監視及び保守点検、清掃並びに異常時の初期対応を行うものである。当該エレベーターは一般人が頻繁に利用し、また高齢者、障害者などの利用もある立体横断施設であるため、緊急時を含め利用の安全については万全を期さなければならない。当該エレベーターを監視するモニターは、名古屋高速道路公社の各施設を総合的に管理する防災センター内に設置してあるため、同センター内で監視業務を受託している下記業者でなければ監視及び異常時の初期対応を行うことができない。また、監視業務を受託し利用者の利用形態等を把握している下記業者であれば、利用者の支障にならないよう保守点検及び清掃を実施することが可能である。よって、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約をするもの。
契約の相手方	日本空調サービス株式会社　名古屋支店
契約金額(円)	¥9,167,180

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	第二鶴舞横断歩道橋エレベーター維持管理業務委託
概要	本件業務委託は、中区千代田五丁目地内の第二鶴舞横断歩道橋エレベーター棟（東・中央・西）及びエレベーター（中央・西）を、適切に維持管理をするための業務委託である。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、第二鶴舞横断歩道橋のエレベーター保守点検を行うものである。当該エレベーターは故障時において、制御盤、制御システム等の修理を行う場合、エレベーターの製造元、またはその製造元が正規に指定する保守業者と契約する必要がある。下記業者は、当該エレベーターの製造元であるシンドラーエレベーター株式会社から日本での事業を承継しており、構成部品や制御システムなどに精通していることから独自のシステムの保守、点検が可能である。また、緊急時の対応など、24時間万全の体制を整えた保守部門を配備し、当該業務が可能な唯一の下記業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社　中部支店
契約金額（円）	¥5,584,920

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	小幡連絡橋エレベーター管理業務委託
概要	本委託は、守山区小幡南一丁目の小幡連絡橋に設置された、エレベーター及びその付帯施設の維持管理業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、小幡連絡橋に設置されているエレベーターの安全かつ円滑な機能の確保を図るための保守点検・監視等の業務である。本委託は構造上再開発ビルと連結しており、使用する監視モニターも、再開発ビル内の管理室に設置されている。再開発ビルの管理規約第５０条に定められた管理室に立ち入りすることができるのは、管理者及び管理者から義務の指示を請け負った業者に限定されていることから、管理者である下記団体と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約するものです。
契約の相手方	名古屋市住宅供給公社
契約金額（円）	¥15,799,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	令和7年度休日夜間緊急連絡センター業務委託
概要	緑政土木局所管事項に関し、勤務時間外における市民からの電話による通報・要望等を集中管理し、所管土木事務所長等へ連絡及び指示する業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本件、休日夜間緊急連絡センター業務委託は、緑政土木局所管事項に関し、勤務時間外における市民等からの電話による通報・要望等を集中管理し、所管土木事務所長等へ連絡・指示するなど、本市の業務を補完・代替するものである。市民生活に密接した内容の通報が多く、市民の安全を確保するために、休日・夜間においてもその通報等に迅速かつ的確に対応しなければならない。これらの業務に関して、防護柵などの交通安全施設の損傷等により、交通安全上支障がある現場での緊急業務に適切な対応ができるなど行政判断を行える職員を複数名雇用し、常時体制が整う状態を維持できる唯一の下記団体と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約するものである。
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額（円）	¥31,383,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	矢田南デッキエレベーター監視業務委託
概要	本件業務は、矢田南デッキに設置しているエレベーターを監視及び異常時における初期対応をすることにより、利用者への安全及びエレベーターの円滑な機能を確保するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、平成９年３月に東区大幸地区に開設されたバンテリンドームへの連絡橋である矢田南デッキの西端に設置したエレベーターの監視業務を行うものである。当該エレベーターは、一般人が頻繁に利用している。また、高齢者・身障者等も利用している立体横断施設であるため、緊急時の利用者の安全のためには万全を期さなければならない。当該エレベーターを監視するモニターは、バンテリンドーム防災センター内に設置してあるため、同センター内で監視業務を受託している下記業者でなければ対応できない。よって、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社アサヒファシリティズ　名古屋支店
契約金額（円）	¥4,316,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	矢田南デッキエレベーター保守点検等業務委託
概要	本件業務は、矢田南デッキに設置してあるエレベーターの定期点検、定期検査及び異常時の保守点検を実施することにより、エレベーターの安全かつ円滑な機能を確保するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、平成９年３月に東区大幸地区に開設されたバンテリンドームへの連絡橋である矢田南デッキの西端に設置したエレベーターの保守点検及び清掃を行うものである。エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な点検及びその結果を受けての計画的な部品取替えや修繕を行い、並びに障害発生時の緊急対応を実施するものである。当該エレベーターは、一般人が頻繁に利用している。また、高齢者・障害者等も利用している立体横断施設であるため、その故障時の対応については万全を期さなければならない。円滑な安全運転が必要とされている中で、保守点検修理及び清掃の業務を遂行するには、機器、システム構造、性能等を熟知した専門業者に行わせることが必要である。下記業者は、当該設備を設計施工した三菱電機（株）のメンテナンス部門であり、エレベーターの制御等、独自のシステムの保守、点検及び早急な機器の分析を唯一行うことができる。よって、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　中部支社
契約金額（円）	¥1,642,520

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	御園横断歩道橋現場管理業務委託
概要	本委託は、御園横断歩道橋の仮設工の維持管理を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	令和6年7月11日契約の「御園横断歩道橋塗装・修繕工事及び交通安全施設整備工事（中－9）（交替制）」（以下、現工事）で確認された歩道橋中央階段部の変形への対策のため設置した仮設支保工について、現工事工期内に当該階段部を撤去し支保工も併せて撤去する想定をしていたが、階段部撤去の施工に係る関係各所との調整に時間を要し、現工事工期内に撤去することができなくなった。階段部撤去については発注方法を調整中であるが、撤去までの期間は現場における事故防止のため当該支保工を撤去することができず、変形した階段部及び仮設支保工の現場管理を行う必要がある。現在設置中の仮設支保材は下記業者がリース契約・設置しているものであり、また、下記業者は現工事を施工しているため階段部の変形形状を把握し現場に精通している。上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記業者と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	第一塗工株式会社
契約金額（円）	¥1,320,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	舗装維持補修支援システム保守業務委託
概要	本委託は、舗装維持補修支援システムの保守業務を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	舗装維持補修支援システム（以下、「本システム」という）は、幹線道路舗装の諸元データ、工事計画情報、工事実施情報等、幹線道路の維持管理にかかる情報を管理するシステムであり、本業務は、本システムを正常に稼働させるための保守を行うものであります。本システムは、維持管理支援システムとデータの連携をしているため、本業務を行うにあたっては、両システムの安定動作保証が求められますが、維持管理支援システムは、下記業者が著作権を保有するパッケージソフトを基に、名古屋市用として開発したものであるため、そのプログラム構成を知る下記業者でしか本業務を行うことはできません。上記理由のため、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、随意契約を実施するもの。
契約の相手方	国際航業株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	¥1,188,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	国道１５５号地滑り観測機器保守点検業務委託
概要	本委託は、守山土木事務所及び上志段味東谷の地滑り観測機器の調整及び保守点検を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務委託は、守山土木事務所管内に設置された地滑り観測機器の保守点検業務を行うものである。当該観測装置は、国道１５５号沿いの東谷山に設置した地表面変位検知器、地滑り検知制御器及び地滑り観測装置からなる地滑りを総合的に監視する装置であり地滑りが発生したときは別途システムである道路情報装置と連動して自動的に通行規制を行う設備であることから、常に障害が発生しないように万全を期さねばならない。本装置の制御システムは下記業者が本装置用に独自開発したシステムが使用されており、他の業者では保守点検を行うことができない。そのため下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	基礎地盤コンサルタンツ株式会社　中部支社
契約金額（円）	¥2,123,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川計画課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	堀川フラワーフェスティバルハンギングバスケット作成会運営業務委託
概要	本業務委託は、堀川フラワーフェスティバルハンギングバスケット作成会の運営を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当業務は、堀川の浄化啓発を図るハンギングバスケット作成会の運営を委託するものである。ハンギングバスケット作成会で市民に作成方法を指導するには、ハンギングバスケットについて一定水準以上の知識や技能レベルを有していると認められる「ハンギングバスケットマスター」が講師として必要であり、業務の遂行にはハンギングバスケットマスターを派遣できることが求められる。また、ハンギングバスケットマスターの資格を管理している一般社団法人日本ハンギングバスケット協会は、個別の事業に対するハンギングバスケットマスターの派遣業務を行っていないが、同協会の愛知県支部は、愛知県で唯一、ハンギングバスケットマスターの派遣業務を行っている。したがって、本業務を確実に遂行することができる下記の団体と、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本ハンギングバスケット協会　愛知県支部
契約金額（円）	¥2,860,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川計画課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	堀川水辺活用における管理運営業務委託
概要	本委託は、堀川納屋橋地区及び尾頭橋地区の河川敷地におけるにぎわい創出にかかる業務及び堀川ギャラリーの管理運営業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は河川敷地占用許可準則（平成28年5月30日国水政第33号。）に基づく都市・地域再生等占用主体となり、堀川納屋橋地区及び尾頭橋地区の河川敷地利用により、にぎわいの創出や魅力あるまちづくりに資するための事業を行うものである。納屋橋地区及び尾頭橋地区の地域団体との連携・調整能力や、にぎわい創出のための企画提案能力、堀川ギャラリーの管理運営能力が求められることから、本事業は令和7年～令和9年度を事業期間として、公募型プロポーザル方式の企画競争により契約候補者の選定を行った。この公募に基づき選定された下記事業者と、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。 提案事業者の順位と点数 第1位　公益財団法人なごや建設事業サービス財団　234点（最低基準点180点）
契約の相手方	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
契約金額（円）	¥14,542,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川工務課
契約締結日	令和7年04月28日
件名	荒子川ポンプ所燃料配管取替工事（緊急）
概要	荒子川ポンプ所に設置されている屋外燃料配管ピットに重油の漏洩が確認されたため、漏洩した配管の取替を行う。
契約の相手方を選定した理由	危険物貯蔵所の燃料配管から重油の漏洩が確認された。エンジン駆動式雨水排水ポンプに燃料の重油が供給できなくなると、排水に多大な影響が発生するため、早急に取替える必要がある。工事には消防法に基づく手続きが求められるが、危険物貯蔵所における法令の知識があり、当ポンプ所の燃料配管を設置した業者の下請けとして工事を行った実績があることから、迅速な対応が可能な下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号に基づいて随意契約を締結するもの。
契約の相手方	有限会社足立興業
契約金額（円）	¥4,950,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	都市農業課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	市民水田作業及び運営委託
概要	本委託は、本市が設置する市民水田における水稲栽培の主に機械作業ならびに体験水田の運営等について委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	市民水田は、市民が稲作を体験することによって、農業への理解や自然とのふれあいを促進させることを目的としており、港区西福田一丁目地内の海東土地改良区内において本市が借用する水田を使用し、市民が稲作を体験するイベントであり、本委託は市民水田の管理及びイベント補助、また農機械を利用した栽培に関する業務である。稲作は、改良区等ごとに決められた水稲歴に基づき作業が行われており、本委託は、それに合わせた作業等を行う必要があるが、市民参加イベントのため土日の開催となり、水稲歴に基づく作業とは日程が異なる可能性がある。このため、本委託を行うためには、土地改良区や周辺農業者との調整を行わなければ実施することができない。下記団体は、農業者によって組織された共同組合であり、改良区内の水稲栽培の調整を行う唯一の団体であることから、本業務を実施できる唯一の団体である。以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づいて、下記団体と随意契約するもの。
契約の相手方	なごや農業協同組合
契約金額（円）	¥1,582,240

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	スポーツ・レクリエーション情報システム改修委託（稲永公園野球場抽選申込個人／団体専用化製造・試験）
概要	本委託は、稲永公園野球場の抽選申込における運用を変更するため、スポーツ・レクリエーション情報システムの改修を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	スポーツ・レクリエーション情報システムは、スポーツ施設を市民に利用しやすくするために、スポーツ市民局と連携して導入したものである。本委託業務にあたっては、当該システム全体を把握し、プログラムの整合性を常に適正に保ちながら行う必要があることに加え、当該システムを一時停止することなく運用しながら改修を行う必要があるため、その作業は当該システムの開発及び運用を行っている下記業者以外には履行できない。このため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	NTTビジネスソリューションズ株式会社
契約金額（円）	¥17,659,950

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システムに係る施設使用料の口座振替処理業務委託
概要	本業務は、スポーツ・レクリエーション情報システムにおける使用料の口座振替処理業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、スポーツ・レクリエーション情報システムにおける使用料の口座振替処理業務を委託するものである。下記の業者は、本市の指定金融機関であり、本店内において納入済通知書の分類を行っているため、納入済通知書を取り扱うことができる。また、業務内で作成する収入データは、納入済通知書の金額との一致が当然に求められ、同業務には、迅速性、安定性及び正確性が不可欠であるため、公金管理上、本業務を行うことができるのは、指定金融機関である下記の業者に限定される。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用により、下記の業者と随意契約するもの。
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	¥10,759,126

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	有料公園施設（運動施設）受付及び名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム運営業務委託（利用者更新制度対応）
概要	本委託は、各種窓口で受付した更新申請書・郵送受付を行った更新申請書の処理・電子申請システムで受付を行った更新申請データの処理・一時停止の解除・問い合わせ等の対応・各種印刷物対応を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、鶴舞公園内にある公園案内センターにおいて、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システムを利用する利用者の「利用者登録更新制度対応」を委託するものである。経常的な利用者更新制度対応は「有料公園施設（運動施設）受付及び名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム運営業務委託」（契約期間：令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで）（以下、「運営業務委託」という。）で下記業者が対応する予定となっている。しかし、令和7年度における更新対象者が約１６万人（全登録者：約１７万人）となり、当初の想定より業務量が大幅に増加するため、制度に紐づいた業務に従事する人員を追加するものである。また、本業務は利用者更新制度対応に関する問い合わせや、予約対応を含めた窓口受付業務及びスポーツ・レクリエーション情報システムの運営業務と連携が必須であり、運営業務委託と一体不可分なものであるため、本業務を下記業者以外が履行することは不可能である。このため、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	ホーメックス株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	¥4,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地利活用課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	緑の協働事業実施業務委託
概要	本委託は、市内各地で本市とパートナーシップにより緑のまちづくり活動を行う市民活動団体の育成支援及び人材育成、協働催事及び協働管理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、市内の公園緑地等において、本市との協働により緑のまちづくり活動を行う市民活動団体の育成支援や市民参加の裾野の拡大を目的とした講習会・普及啓発等の業務を委託するものである。当該業務の遂行にあたっては、本市の緑化推進事業を理解しているだけでなく本市全域において展開されている多様な緑のまちづくり活動・協働事業等に対して適切な情報提供及び指導等を、本市と連携のもと総合的に行うことが必要不可欠である。下記団体は、地方公共団体と連携して緑地の保全及び緑化の推進に関して適切な指導等を行うことができることから、市民・企業・行政を結ぶ中間支援組織であることが認められ、都市緑地法に基づき「緑地保全・緑化推進法人」の指定を受けた県内唯一の公益法人である。よって、本業務を適切に履行できる団体として選定するものである。以上の理由から、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づいて、下記団体と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	公益財団法人名古屋市みどりの協会
契約金額（円）	¥42,158,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	有料公園施設（アーチェリー場）その他管理委託（名－４）
概要	本委託は、有料公園施設（アーチェリー場）その他の管理業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	この業務は、猪高緑地アーチェリー場において施設の施錠開錠、受付、的の設置・撤収、利用日報作成、利用者の安全管理、清掃及び猪高緑地森の集会所駐車場と明徳公園駐車場において施設の施錠開錠、周辺施設の点検、清掃を行うものである。下記団体に本業務の委託を行うことは、当該団体が長年培った高齢者の技術と経験を生かし働くことにより、積極的に社会参加しようとする会員により構成される団体であることから、高齢者の就業支援に大きく貢献するものである。以上のことから、本委託の契約については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項３号に基づき、下記団体と随意契約するもの。
契約の相手方	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
契約金額（円）	¥4,877,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	久屋大通公園緊急施設管理委託（中－14）
概要	本委託は、中区久屋大通公園光の広場（ロトンダ）の施設管理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	「久屋大通公園施設管理委託（中－長2）」にて、一般競争入札により令和7年2月10日に開札を行ったが、応札者不在のため入札不調となった。本件業務は、久屋大通公園光の広場ロトンダにあるエレベーターや排水設備等の設備の保守点検、並びに、これら設備に不調が生じた際の緊急対応を行うものである。本件業務を4月1日から履行できない場合、設備の不調等による緊急対応や、利用者の安全を確保するための点検等を実施することができず、市民生活に多大な影響が及ぶこととなる。以上のことから、契約事務及び準備期間に要する期間について、当該施設の保守点検の実績があり、現場を熟知し直ちに対応することができる下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を締結するものである。
契約の相手方	村木鑿泉探鑛株式会社
契約金額（円）	¥2,354,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	緑のリサイクルチップ化委託単価契約
概要	本業務は、緑政土木局が管理する施設から発生する剪定枝等の破砕処理を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	公園等の維持管理業務により発生する剪定枝は、ゴミの減量を推し進めるため、再資源化する「緑のリサイクル」で対応を行っている。下記の業者は、剪定枝を対象とする本市の一般廃棄物処分業の許可を有している唯一の業者であるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、随意契約により履行するもの。
契約の相手方	名古屋港木材倉庫株式会社
契約金額（円）	¥17,399,415

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	公園巡回清掃その他管理委託（天－３）
概要	本委託は、天白区天白公園デイキャンプ場、島田緑地自然生態園、相生山緑地オアシスの森、細口池公園の維持管理業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、天白区天白公園デイキャンプ場、島田緑地自然生態園、相生山緑地オアシスの森、細口池公園の維持管理業務を行うものである。下記団体に本業務を委託することは、当該団体が長年培った高齢者の技術と経験を活かし、また、働くことにより積極的に社会参加しようとする会員により構成される団体であることから、高齢者就労支援に大きく貢献するものである。以上のことから、本委託の契約について、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に基づき、下記団体と随意契約により施工するもの。
契約の相手方	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
契約金額（円）	¥3,127,665

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	久屋大通公園レーザー保守管理委託（中－7）
概要	本委託は、中区久屋大通公園「光の広場」レーザー発光装置の保守点検を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、中区久屋大通公園のレーザー発光装置について保守・点検を行うものであり、点検のためには装置を制御する特殊なシステムの正確な解析が必要である。下記業者は、本設備の設計メーカーであるパナソニック株式会社の設備保守点検部門会社であり、当該施設の点検保守に関して正規に指定されている唯一の業者である。このことより、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	パナソニックEWエンジニアリング株式会社　中部支店
契約金額（円）	¥968,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	公園施設保守その他管理委託（中－4）
概要	本委託は、中区矢場公園のエレベータの保守・管理・点検及び、公園の清掃を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、矢場公園よりナディアパークへのペデストリアンデッキに設置したエレベーターの防犯監視カメラによる遠隔監視、同エレベーター及びカメラの保守点検、矢場公園全域の巡回及び清掃を行うものである。矢場公園及びペデストリアンデッキは、同パークと構造上接続した施設である。防犯監視カメラによる監視業務は同パークの監視と同じ防災センター内で行い、巡回及び清掃業務は同パークの警備清掃と併せて行うなど、一体的な管理を行うことで経費の削減及び業務の円滑な実施の確保に資する。よって、同パークの管理者から委託を受け、防災センターでの監視業務及び同パーク全体の警備清掃業務を実施する、下記の団体と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本管財株式会社
契約金額（円）	¥4,909,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	街路樹維持管理台帳システム保守業務委託
概要	本委託は、街路樹維持管理台帳システムの保守を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託は、現在稼働中の街路樹維持管理台帳システム（以下「台帳システム」という。）の保守業務を委託するものである。台帳システムの保守業務にあたっては、緑政土木局維持管理支援システムとの連携が不可欠であり、両システム全体の内容を理解し運営をできる業者でなければ本委託業務を履行することができない。下記業者は両システムの開発に携わっている唯一の業者であることから、保守業務を行えるのは下記業者だけである。このため、下記の業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき随意契約を締結するもの。
契約の相手方	国際航業株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	¥1,518,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	からくり人形時計塔保守点検委託（中－８）
概要	本委託は、中区若宮大通公園に設置されている「からくり人形時計塔」の保守点検を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	中区若宮大通公園に設置されている「からくり人形時計塔」（以下、「当設備」とする）は、三英傑の尾張からくりを用いた人形が演技を行う全国でも大変珍しい設備であり、からくり人形師の協力を得て当初愛知時計電機（株）が製造し、設置後のメンテナンスも行ってきた。しかし、同社が当設備にかかる事業から撤退することになり、平成２４年１月に同社からナルセ時計（株）へ、平成２８年１２月からは（株）ちくたく亭へ、令和３年１月からは（株）フレズノに対し当設備にかかる技術譲渡が行われた。当設備は、からくり人形駆動用に特別に制作された制御用ソフトウェアや、特殊な構造の人形駆動用ガイドなど、特殊な技術の蓄積により繊細な動きを表現しており、通常のメンテナンスや部品清掃、修繕は製造者もしくはその技術譲渡を受けた者以外には行えない業務である。したがって、製造者より同設備の技術譲渡を唯一受けている下記業者と地方自治法施行令第１６７の２第１項第２号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	株式会社フレズノ
契約金額（円）	¥4,269,100

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	東山動植物園ウェブサイト保守運用委託
概要	本委託は、東山動植物園ウェブサイトを運用するため、保守管理等業務にかかる委託をするものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、東山動植物園ウェブサイトについて、利用者が快適に閲覧できるよう保守・運用を行うとともに、夜間イベントについてウェブサイト上に特設ページを公開するものである。契約の相手方は、東山動植物園ウェブサイトのCMSの構築事業者であり、システム及びプログラムを熟知しており、安全・迅速にシステム連携できる唯一の事業者である。よって、システム連携を伴う本事業を保守運用よ並行して行うことができるのは、本事業者に限定される。また、特設ページの公開については、東山動植物園ウェブサイトCMSとの連携作業を伴い、公開中のウェブサイトの保守運用と別々の事業者が行うことは、不具合が生じた場合、原因・責任の特定、復旧に迅速な対応ができず、利用者へのサービス低下及び混乱を招く。以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づいて、本件はCMS構築を行った事業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社デジタルダイブ
契約金額（円）	¥1,059,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	平和公園会館及び里山の家普及啓発管理案内委託（東山）
概要	本委託は、平和公園会館における管理・案内および清掃業務及び里山の家における普及啓発・管理・案内業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	この業務は平和公園会館及び里山の家において、施設の施錠開錠、平和公園に関する案内業務、苦情・要望等の受付・報告、日報の作成、公園の秩序維持の監視、施設内外の清掃を行うものである。本業務を下記の団体に委託を行うことは、当該団体が長年培った高齢者の技術と経験を活かし、働くことにより積極的に社会参加しようとする会員により構成される団体であることから、高齢者の就労支援に大きく貢献するものである。以上のことから本委託の契約については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に基づき、下記の団体と随意契約するもの。
契約の相手方	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
契約金額（円）	¥6,691,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和7年04月01日
件名	ユーカリ栽培管理委託（沖縄）
概要	本委託は、コアラ飼料用のユーカリの栽培管理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、本市がシドニー市よりコアラを譲り受ける際、飼料であるユーカリは日本国内で確保する旨の条件があるため、その栽培管理を委託するものである。ユーカリ樹は台風や霜による被害を受ける事が多いため、日本の風土では一地域の圃場で栽培することは、餌の安定供給の面からリスクが大きく、またコアラはユーカリの新芽を好んで食べるため、本市では沖縄県名護市をはじめ4地区に圃場を分散して確保している。ユーカリ栽培は、飼料としての需要がコアラに限られるため、動物園等から特段の栽培管理を受けている場合を除き、販売を目的に栽培しているものはない。また、当該業務を行うには栽培技術者の育成、土地の確保、餌として供給できるまでの生育期間など、その準備に多大な時間とコストを要する。そのため、毎年入札により事業者を決定し、速やかに餌を供給できる状態にすることは不可能であり、容易に業者を変更することは出来ない。下記組合は、沖縄地区において昭和61年から平成29年度まで本市のユーカリ関連事業を行っていた前受託者から事業（圃場と栽培管理人）と高い栽培技術を継承した当該地区唯一の団体である。そのため下記組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	沖縄北部森林組合
契約金額（円）	¥8,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和7年04月01日
件名	ユーカリ供給業務委託（鹿児島）単価契約
概要	本委託は、当該業務場所に有するユーカリ圃場からユーカリ枝を必要な都度、必要量の供給を受けるものです。本件見積徴取は、本件に係る令和7年度予算の成立を条件としています。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、本市が別途ユーカリの栽培管理を委託している圃場において、ユーカリ枝をコアラ給餌枝として供給するものである。ユーカリ枝の供給業務は、圃場毎のユーカリの特性を熟知し、また、ユーカリの生育状況を常に把握しながら、①適切な時期に供給することが必要②約1万本あるユーカリ樹の中から、適切に選択して供給することが必要など、栽培管理業務と密接に連動している。したがって、ユーカリ枝を安定して良好に供給するという観点から、当該圃場の栽培管理の受託者以外の者に供給業務を委託することは著しく不利である。このため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号により、当該圃場の栽培管理を受託している下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社コアラ・ユーカリ園
契約金額（円）	¥1,482,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和7年04月01日
件名	ユーカリ栽培管理委託（引佐）
概要	本委託は、コアラ飼料用のユーカリの栽培管理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、本市がシドニー市よりコアラを譲り受ける際、飼料であるユーカリは日本国内で確保する旨の条件があるため、その栽培管理を委託するものである。ユーカリ樹は台風や霜による被害を受ける事が多いため、日本の風土では一地域の圃場で栽培することは、餌の安定供給の面からリスクが大きく、またコアラはユーカリの新芽を好んで食べるため、本市では静岡県浜松市をはじめ４地区に圃場を分散して確保している。ユーカリ栽培は、飼料としての需要がコアラに限られるため、動物園等から特段の栽培管理を受けている場合を除き、販売を目的に栽培しているものはない。また、当該業務を行うには栽培技術者の育成、土地の確保、餌として供給できるまでの生育期間など、その準備に多大な時間とコストを要する。そのため、毎年入札により事業者を決定し、速やかに餌を供給できる状態にすることは不可能であり、容易に業者を変更することは出来ない。このため、静岡県西部地区において、昭和５８年度より本市の委託を受け、これまでに培われた経験により高い栽培技術を有している当該地区唯一の団体である下記組合と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づいて随意契約を締結するものである。
契約の相手方	引佐町森林組合
契約金額（円）	¥9,735,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和7年04月01日
件名	ユーカリ栽培管理委託（鹿児島）
概要	本委託は、コアラ飼料用のユーカリの栽培管理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、本市がシドニー市よりコアラを譲り受ける際、飼料であるユーカリは日本国内で確保する旨の条件があるため、その栽培管理を委託するものである。ユーカリ樹は台風や霜による被害を受ける事が多いため、日本の風土では一地域の圃場で栽培することは、餌の安定供給の面からリスクが大きく、またコアラはユーカリの新芽を好んで食べるため、本市では鹿児島県をはじめ４地区に圃場を分散して確保している。ユーカリ栽培は、飼料としての需要がコアラに限られるため、動物園等から特段の栽培管理を受けている場合を除き、販売を目的に栽培しているものはない。また、当該業務を行うには栽培者の育成、土地の確保、餌として供給できるまでの生育期間など、その準備に多大な時間とコストを要する。そのため、毎年入札により事業者を決定し、速やかに餌を供給できる状態にすることは不可能であり、容易に業者を変更することは出来ない。このため、鹿児島地区において、平成２年度より本市の委託を受け、これまでに培われた経験により高い栽培技術を有している当該地区唯一の団体である下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づいて、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社コアラ・ユーカリ園
契約金額（円）	￥13,092,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山植物園
契約締結日	令和7年04月01日
件名	植物園合掌造りの家燻蒸処理委託（植物園―7）
概要	本委託は、千種区東山植物園にある合掌造りの家を良好に維持するための燻蒸処理を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	東山植物園内にある合掌造りの家は、我が国の植物利用文化を説明する上で大変貴重な施設であり、これをお客様に良好な状態で見ていただくためには、きめ細かい維持管理が要求される。木造・茅葺きである建物全体の寿命を延ばすためには、燻蒸処理が必須であるが、その処理方法は茅や木造の耐久性を高めるための優れた方法でなければならない。当該業務において行うスーパーケムラー燻蒸法は、㈱茅葺屋根保存協会が特許を取得した方法で、特別に作られた煙発生器を使用するものである。本来、茅葺屋根を保存していくには、ほぼ毎日囲炉裏などで煙を出して建物内部の防菌、防虫のためのコーティングをしなければならないが、このスーパーケムラー燻蒸法では１日で囲炉裏炊きの２か月分以上の効果をもたらすと言われ、全国の茅葺屋根住宅や展示施設で囲炉裏炊きの代わりに使用されているものである。東山植物園の合掌造りの家に囲炉裏はあるが、管理の体制により毎日焚くことができないため、代替措置として燻蒸の補充をする必要がある。また、燻蒸作業を休園日の１日で完了させ、その効果を得るためには、当該燻蒸法以外では困難である。また、現在、愛知県内でこの工法を実施できる特約店は、下記業者が唯一の業者である。以上の理由から、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づいて、下記業者と随意契約を締結するもの。
契約の相手方	中部資材株式会社
契約金額（円）	¥1,133,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山植物園
契約締結日	令和7年04月01日
件名	東山動植物園令和7年度春のライトアップ催事業務委託
概要	本委託は、東山植物園において開催する春まつりでのライトアップ催事の設営・管理及び撤収等を業務委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は名古屋市東山植物園内で開催する春のライトアップを実施するにあたり、来園者の整理、誘導及び、照明施設の保守及び撤収を行うものである。植物園における春のライトアップは、桜の開花傾向を踏まえ、令和７年４月５日（土）から４月１３日（日）（月曜休園日を除く）にかけて八重桜を中心としたライトアップを開催することとしている。令和6年度に同催事の照明設備等の設営業務を受託している業者が、引続き本業務を行わなければ、設備の撤去及び再設置の業務等が発生し、期間の短縮、経費の節減及び業務の円滑な実施の確保の面で不利になると認められる。以上の理由より、下記業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号に基づく随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社オンデスク
契約金額（円）	¥5,907,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	総務課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	キヤノン社製電子複写機の使用に係る操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給
概要	本件は、キヤノン社製電子複写機の使用に際し、必要な消耗品等の供給を受けるものである。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	キヤノンシステムアンドサポート株式会社　中部営業本部
契約金額(円)	¥1,788,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	総務課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン社製電子複写機の複写に必要とする消耗品等の供給
概要	本件は、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン社製電子複写機の使用に際し、必要な消耗品等の供給を受けるものである。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　愛知支社
契約金額(円)	¥18,993,852

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	地方自治体版土木工事積算システム基準データ使用料（XML版）
概要	地方自治体版土木工事積算システム基準データとは、国土交通省の基準に基づく工事工種体系データ、歩掛データ及び機械損料データであり、本契約はこのデータの提供を受けるものである。
契約の相手方を選定した理由	1緑政土木局及び住宅都市局では、国土交通省の基準に準じて土木工事の積算を行っており、本データを使用することを前提に積算システムが構築されている。 2国土交通省の基準に基づく、地方自治体版土木工事積算システム基準データを提供している業者は下記の業者に限定される。 上記の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	一般財団法人日本建設情報総合センター
契約金額（円）	¥8,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局技術指導課です。

電話番号052-972-2813

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	月刊積算資料電子版等の利用
概要	本契約は、土木工事の積算に使用することを目的として、「月刊積算資料電子版」及び「季刊土木施工単価電子書籍」、「土木施工単価の解説電子書籍」、「季刊土木施工単価電子書籍」に掲載されている資材単価を閲覧するためのライセンスを取得するものである。
契約の相手方を選定した理由	土木工事積算基準書で設計単価は、物価資料（建設物価・積算資料）等を参考とし入札時の市場価格を決定する事が定められており、「月刊積算資料電子版」及び「季刊土木施工単価電子書籍」、「土木施工単価の解説電子書籍」、「季刊土木施工単価電子書籍」のみ掲載の資材単価があることから、閲覧するためのライセンスを購入する必要がある。 「月刊積算資料電子版」及び「季刊土木施工単価電子書籍」、「土木施工単価の解説電子書籍」、「季刊土木施工単価電子書籍」は、一般財団法人経済調査会のみが取り扱いしていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	一般財団法人経済調査会
契約金額（円）	¥1,834,140

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局技術指導課です。

電話番号052-972-2813

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	Web建設物価等の利用
概要	本契約は、土木工事の積算に使用することを目的として、「Web建設物価」及び「デジタル土木コスト情報」、「デジタル建築コスト情報」に掲載されている資材単価を閲覧するためのライセンスを取得するものである。
契約の相手方を選定した理由	土木工事積算基準書で設計単価は、物価資料（建設物価・積算資料）等を参考とし入札時の市場価格を決定する事が定められており、「Web建設物価」及び「デジタル土木コスト情報」、「デジタル建築コスト情報」のみ掲載の資材単価があることから、閲覧するためのライセンスを購入する必要がある。 「Web建設物価」及び「デジタル土木コスト情報」、「デジタル建築コスト情報」は、一般財団法人建設物価調査会のみが取り扱いしていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	一般財団法人建設物価調査会
契約金額（円）	¥1,630,948

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局技術指導課です。

電話番号052-972-2813

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	用地管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	都計3・5・60号高田町線（豆田）の事業用地取得のための不動産鑑定評価依頼
概要	公共事業用地の取得に当たって適正な評価格を算定するため、不動産鑑定業者の鑑定評価書を徴取するもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産鑑定評価依頼契約は、報酬額が、鑑定評価額の多寡により決定される（公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（平成８年３月２８日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）による）ため、性質上競争入札には適しない。 なお、業者選定については、「名古屋市緑政土木局鑑定評価依頼事務取扱要領」、及び「鑑定評価事務運用基準」により鑑定業者名簿を作成し、名簿順に鑑定依頼を行なっている。 以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社壱成不動産鑑定
契約金額（円）	¥2,374,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局用地管理課です。

電話番号052-972-2824

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	用地管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	都計3・5・8号枇杷島野田町線の事業用地取得のための不動産鑑定評価依頼
概要	公共事業用地の取得に当たって適正な評価格を算定するため、不動産鑑定業者の鑑定評価書を徴取するもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産鑑定評価依頼契約は、報酬額が、鑑定評価額の多寡により決定される（公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（平成８年３月２８日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）による）ため、性質上競争入札には適しない。 なお、業者選定については、「名古屋市緑政土木局鑑定評価依頼事務取扱要領」、及び「鑑定評価事務運用基準」により鑑定業者名簿を作成し、名簿順に鑑定依頼を行なっている。 以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社ICHI
契約金額（円）	¥1,537,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局用地管理課です。

電話番号052-972-2824

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	用地管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	都計3・5・13号日比津小本線の事業用地取得のための不動産鑑定評価依頼
概要	公共事業用地の取得に当たって適正な評価格を算定するため、不動産鑑定業者の鑑定評価書を徴取するもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産鑑定評価依頼契約は、報酬額が、鑑定評価額の多寡により決定される（公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（平成８年３月２８日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）による）ため、性質上競争入札には適しない。 なお、業者選定については、「名古屋市緑政土木局鑑定評価依頼事務取扱要領」、及び「鑑定評価事務運用基準」により鑑定業者名簿を作成し、名簿順に鑑定依頼を行なっている。 以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社芙蓉不動産鑑定事務所
契約金額（円）	¥1,378,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局用地管理課です。

電話番号052-972-2824

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	用地管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	都市計画城山公園の事業用地取得のための不動産鑑定評価依頼
概要	公共事業用地の取得に当たって適正な評価格を算定するため、不動産鑑定業者の鑑定評価書を徴取するもの。
契約の相手方を選定した理由	不動産鑑定評価依頼契約は、報酬額が、鑑定評価額の多寡により決定される（公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（平成８年３月２８日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）による）ため、性質上競争入札には適しない。 なお、業者選定については、「名古屋市緑政土木局鑑定評価依頼事務取扱要領」、及び「鑑定評価事務運用基準」により鑑定業者名簿を作成し、名簿順に鑑定依頼を行なっている。 以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社三交不動産鑑定所
契約金額（円）	¥1,093,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局用地管理課です。

電話番号052-972-2824

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	橋梁施設課
契約締結日	令和7年04月11日
件名	東海道新幹線331k611m付近笠寺橋（寺部跨線橋）補修工事の施行に関する令和7年度協定書
概要	本協定は、本市の管理橋梁であり、東海旅客鉄道㈱の営業線を跨ぐ笠寺橋の補修工事を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本協定は、東海旅客鉄道㈱の営業線を跨ぐ笠寺橋の補修工事を施工するものであり、本協定の施行は鉄道事業者である東海旅客鉄道㈱に限定されるものである。以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	東海旅客鉄道株式会社　新幹線鉄道事業本部施設部
契約金額（円）	¥94,882,138

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局橋梁施設課です。

電話番号052-972-2870

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	橋梁施設課
契約締結日	令和7年04月17日
件名	中央本線千種構内401k746m付近千種橋外1箇所補修工事の施行に関する協定書
概要	本協定は、本市の管理橋梁であり、東海旅客鉄道㈱の営業線を跨ぐ千種橋外1箇所の補修工事に伴う仮設工事を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本協定は、東海旅客鉄道㈱の営業線を跨ぐ千種橋及び新千種橋の補修工事に伴う仮設工事を施工するものであり、本協定の施行は鉄道事業者である東海旅客鉄道㈱に限定されるものである。以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	東海旅客鉄道株式会社　東海鉄道事業本部施設部
契約金額（円）	¥306,834,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局橋梁施設課です。

電話番号052-972-2870

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	大幸南広場（地下部）の管理委託に関する細目協定書
概要	本件は、多目的広場の維持管理に関し、平成１３年３月２３日付けで名古屋市交通局と締結した「大幸南広場（地下部）の管理委託に関する協定」に基づき、委託を施行するものである。
契約の相手方を選定した理由	大幸南広場の地下部は、地下鉄ナゴヤドーム前矢田駅出入口と連絡しており、エレベーター、エスカレーターの維持管理は一体で行うことが必要である。 また、その運行管理及びカメラ監視は地下鉄ナゴヤドーム前矢田駅駅長室で行っているため、利用者への緊急時対応も名古屋市交通局でないと履行できない。 故に地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、名古屋市交通局と随意契約により協定を締結するもの。
契約の相手方	名古屋市交通局
契約金額（円）	¥9,649,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	有松駅前公共施設の維持管理の費用に関する協定
概要	本件は、有松駅前公共施設の一体的な維持管理を行うための必要事項について定める「有松駅前公共施設の維持管理に関する基本協定」（以下「維持管理協定」という。）が締結されており、維持管理協定第6条第2項の規定に基づき、住宅都市局との間に令和7年度における維持管理の負担額について定める「令和7年度有松駅前公共施設の維持管理の費用に関する協定」を締結するものである。
契約の相手方を選定した理由	住宅都市局にて管理を行っている立体横断施設に面しているため、その維持管理は一体で行うことが必要である。 また、その運行管理及びカメラ監視や利用者への緊急時対応も一括で発注する必要があるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、名古屋市住宅都市局と随意契約により協定を締結を行う必要がある。
契約の相手方	名古屋市住宅都市局
契約金額（円）	¥8,924,392

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟、中央棟及び西棟の維持管理に関する細目協定
概要	本件は、第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟、中央棟及び西棟の維持管理に関し、平成10年12月15日付けで名古屋市交通局と締結した「第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟（地下鉄鶴舞駅エレベーター3号機）の財産区分並びに東棟、中央棟及び西棟の管理に関する協定」第5条の規定に基づき、名古屋市交通局との間に維持管理の負担額及び支払方法等の細目について協定を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟（地下鉄鶴舞駅エレベーター3号機）については、地上部は道路施設であるが、地下部は交通局の施設であることから東棟全体を一括して管理する方が効率的であること、並びに東棟、中央棟及び西棟内での緊急時の利用者に対する対応について、現場に近く迅速に対応ができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、交通局に委託するものである。 なお、「第二鶴舞横断歩道橋エレベーター東棟（地下鉄鶴舞駅エレベーター3号機）の財産区分並びに東棟、中央棟及び西棟の管理に関する協定」において、名古屋市交通局に緊急時の利用者に対する対応を委託することとしている。
契約の相手方	高速度鉄道事業者名古屋市
契約金額（円）	¥2,367,970

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	ガイドウェイバス専用道の駅舎昇降設備の維持管理に関する細目協定書
概要	本件はガイドウェイバス志段味線の駅舎にある昇降設備（エレベーター・エスカレーター）の維持管理について、名古屋ガイドウェイバス株式会社と細目協定を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	ガイドウェイバス専用道高架構造物は 「ガイドウェイバス専用道高架構造物の維持管理に関する協定」に基づき、下記業者が施設全体の維持管理を行っている。 なかでも、駅舎昇降設備の利用者の安全を確保するためには、常時の監視と合わせて日常的な設備保守を行う一元管理が必要となることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、下記業者へ駅舎昇降設備の維持管理を委託するものである。
契約の相手方	名古屋ガイドウェイバス株式会社
契約金額（円）	¥49,897,562

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川工務課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	上社ターミナルビル維持管理業務委託
概要	当該業務は、名古屋市名東区上社一丁目802番に所在する建物、付属設備及び当該敷地の共有部分並びに名古屋市（上社自転車駐車場及び上社調節池管理者）の専有設備のうち共有部分と一体的に管理すべきものについて、維持管理業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務は、名古屋市（観光文化交流局、スポーツ市民局、住宅都市局、緑政土木局）、名古屋市交通局及び上社振興株式会社が、入居する複合ビルである上社ターミナルビルの維持管理を委託するものである。 平成10年4月1日付で3者による「上社ターミナルビルの維持管理等に関する協定」を締結しており、この協定書に基づく確認書により下記業者を受託者と定めている。 このため、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社名古屋交通開発機構
契約金額（円）	¥6,949,283

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局河川工務課です。

電話番号052-972-2895

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山管理課
契約締結日	令和7年04月01日
件名	リコー社製電子複写機の保守並びに必要な消耗品の供給
概要	電子複写機の保守並びに必要な消耗品の供給を行うもの
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額(円)	¥1,130,712

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局東山総合公園管理課です。

電話番号052-782-2111

随意契約の内容の公表

局区	千種区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月30日
件名	区長公舎の賃貸借契約
概要	名古屋市区長公舎規程に基づき、災害時における指揮監督を行う区長の早期参集を図るため、区役所近傍に民間所有の建物を名古屋市千種区長が居住する公舎として賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市区長公舎規程に基づき選定した不動産の借り入れ契約であり、契約の相手方である賃貸人が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
契約の相手方	物件所有者（個人）
契約金額（円）	月額119,500円、総額3,076,700円（保証金等含む）

契約の内容のお問い合わせ先は、千種区役所総務課です。

電話番号　052-753-1815

随意契約の内容の公表

局区	北区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市北区総合庁舎空調設備等建物設備管理業務委託
概要	この業務は、北区総合庁舎の衛生設備、冷暖房の熱源・冷却塔・空調機・各種ポンプ及び各種水槽等を遠隔監視システムによりセンターにて24時間監視し、始動・停止・設定温度の変更・緊急停止・警報の内容確認等の運転管理と併せて、中央監視装置保守・空調設備保守・衛生設備保守及び清掃業務を行なうものです。
契約の相手方を選定した理由	1　選定理由 　遠隔監視業務と中央監視装置保守業務につきましては、アズビル㈱が独自の技術に開発・製造したシステムで運用しているため、他の業者では業務を行うことができません。業者を変えるためには現状使用可能なシステムを全て破棄し、新しく取替えなければならず、取替には多額の費用が掛かります。 　また、各種機器の保守点検業務と遠隔監視業務を一括して契約することにより、中央監視盤に故障警報が発せられると、遠方監視センターでこの信号を受信し、休日、夜間を問わず、直ちに確認やメンテナンスの指令が発せられ、24時間の緊急対応が可能となり、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧が可能となるためアズビル（株）と契約するもの。 2　根拠法令 　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー　中部支社
契約金額（円）	6,821,884

契約の内容についてのお問い合わせ先は、北区総務課です。
電話番号　052-917-6414

随意契約の内容の公表

局区	西区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	西区役所等複合施設空調設備等遠方監視業務及び保守業務委託
概要	西区役所等複合施設の空調・衛生各設備の遠方監視業務（日常運転監視）及び中央監視盤装置の保守管理業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　遠方監視業務について これら業務については、アズビル株式会社が独自に設計・製作したシステム（BOSS-24）を採用しており、システムの所有権は同社が保有しているため、仮に他の業者へ委託するとなれば、現状のシステムを全て破棄したうえで取替えを行う必要があり、多額の費用が発生してしまう。 2　中央監視盤装置及び空調機器の保守管理業務について 施設内の空調制御状況、各光熱使用量等の実績データは上記のシステムに蓄積され、空調等の設定、調整等に関し、アズビル株式会社において迅速、適切な調整を行うことができる。さらに、各種機器の設定、故障表示なども、すべて上記システムにより中央監視装置を通じ、同社内のBOSSセンターで監視、制御され、異常発生時にはアズビル株式会社のメンテナンス部門に24時間年中無休で指令を発すことのできる体制が整えられているため、各種機器の保守点検業務と遠隔監視業務を一括して契約することにより、被害を最小限に留めるとともに、迅速な復旧が可能となる。 3　総括 本業務を行うためのシステムはアズビル株式会社が独自に設計・制作し、遠方監視や実績データ、緊急時の保守は同社しかできない。また、アズビル株式会社は庁舎建設当時から本業務を請け負っており、各設備の状況、故障・修繕歴等を把握している。西区役所は庁舎建設から10年以上が経過し、各機器の計画的保守管理（修繕等）が必要となっているが、アズビル株式会社と契約することで優先度の高い機器からの保守管理を図ることができる。 　以上のことから、上記業務についてアズビル株式会社を本契約（長期継続契約）の相手方として選定する。 【根拠条文】 　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社　ビルシステムカンパニー　中部支社
契約金額（円）	9,917,094円（総額　29,751,282円）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、西区総務課です。
電話番号　052-523-4511

随意契約の内容の公表

局区	西区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月28日
件名	名古屋市西区長公舎にかかる賃貸借契約について
概要	名古屋市区長公舎規程に基づき、災害発生時における初動対応の指揮監督を行うために、災害対策本部である区役所に早期に参集することを目的として、民間所有の建物を名古屋市西区長が居住する公舎として賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市区長公舎規程に基づく不動産の賃貸借契約であり、契約の相手方である賃貸人が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とするもの。
契約の相手方	odc株式会社
契約金額（円）	月額105，000円（総額2，863，800円） ※初期費用含む

契約の内容についてのお問い合わせ先は、西区総務課です。
電話番号　052-523-4511

随意契約の内容の公表

局区	西区
課	区民生活課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	山田地区会館駐車場用地の土地賃貸借契約
概要	山田地区会館利用者のための駐車場用地を賃借するため、土地所有者と契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	山田地区会館の敷地内車両駐車台数は8台しか無く、近隣には有料駐車場も無い。満車時の違法駐車も憂慮されるため、施設近隣で駐車場を一定数確保することを目的とし、既に山田地区会館隣接用地を駐車場利用として賃貸借契約を締結している。 その土地所有者から引き続き土地を賃貸借するため、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するもの。なお、当該用地には19台の駐車が可能である。
契約の相手方	所有者個人
契約金額（円）	1,490,832円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、西区山田支所区民生活課です。
電話番号　052-501-4916

随意契約の内容の公表

局区	中村区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中村区役所等複合庁舎におけるエレベータ保守管理業務委託
概要	中村区役所等複合庁舎におけるエレベータ(東芝インバーター制御式MRレスエレベーター)について、その運行の安全確保を図るため、保守点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、東芝エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、エレベ―タ設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時に緊急対応を行うもので、エレベータの稼働に当たって細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができないため。 適用条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社　中部支社
契約金額(円)	2,956,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区区政部総務課です。
電話番号　052-433-2717

随意契約の内容の公表

局区	中村区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中村区役所等複合庁舎における中央監視装置・照明制御設備保守業務委託
概要	中村区役所等複合庁舎における中央監視装置・照明制御設備（ESU-BA）について、保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備はパナソニックEWエンジニアリング株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、同設備の保守管理はパナソニックEWエンジニアリング株式会社でしか行うことができないため。 適用条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	パナソニックEWエンジニアリング株式会社
契約金額（円）	1,430,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区区政部総務課です。
電話番号　052-433-2717

随意契約の内容の公表

局区	中村区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中村区役所等複合庁舎における入退室管理設備保守業務委託
概要	中村区役所等複合庁舎における入退室管理設備（eX-SG）について、保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備はパナソニックEWエンジニアリング株式会社が独自の技術により設計施工したものであり、同設備の保守管理はパナソニックEWエンジニアリング株式会社でしか行うことができないため。 適用条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	パナソニックEWエンジニアリング株式会社
契約金額（円）	1,496,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区区政部総務課です。
電話番号　052-433-2717

随意契約の内容の公表

局区	中村区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中村区役所等複合庁舎における空調設備用自動制御機器保守業務委託
概要	中村区役所等複合庁舎における空調設備用自動制御機器（空調サブシステムsavic-netG5、自動制御機器）について、常に安全かつ良好に運用できるよう、運転状況等の遠方監視及び保守管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	空調設備用自動制御機器（空調サブシステムsavic-netG5、自動制御機器）のシステムは、アズビル株式会社が独自の技術及び機器を用いて構築しており、同設備の遠方監視及び保守管理はアズビル株式会社でしか行うことができないため。 適用条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社　ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額（円）	3,388,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区区政部総務課です。
電話番号　052-433-2717

随意契約の内容の公表

局区	中村区
課	企画経理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機に必要な消耗品の供給契約について
概要	当該業務は、令和7年度に本市との電子複写機に必要な消耗品等の供給契約により、リコージャパン株式会社の電子複写機の使用、保守び消耗品等の供給を受けるもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 　本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 根拠条文 　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額（円）	1,933,320

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中村区区政部企画経理課です。
電話番号　052-433-2759

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中区役所平和不動産共同ビル駐車場賃貸借契約について
概要	中区役所平和不動産共同ビルに付属する駐車場のうち、地下3階駐車場に属する平和不動産株式会社の専用使用である駐車場6台分を名古屋市（中区役所）の駐車場として賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	1．契約の相手方を選定した理由 地下3階駐車場は共用部分であり、54台分の駐車スペースがある。中区役所平和不動産共同ビル使用規則により、このうち48台を名古屋市、6台を平和不動産株式会社が専用使用すると定められている。来庁者用駐車場をより多く確保し、地下3階全体を中区役所の駐車場として利用するためには、平和不動産株式会社の専用使用している6台分を賃借する必要がある。そのため、平和不動産株式会社を相手方として賃貸借の随意契約をするものである。 2．根拠条文 地方自治法第167条の2第1項第2号
契約の相手方	平和不動産株式会社
契約金額（円）	3,564,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号　052-265-2214

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	中保健センター
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中区役所平和不動産共同ビル駐車場賃貸借契約について
概要	中区役所平和不動産同ビルに付属する駐車場のうち、地下4階駐車場に属する平和不動産株式会社の専用使用である駐車場3台分を名古屋市（中保健センター）の駐車場として賃借するもの。（うち2台につき令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、うち1台につき令和7年4月1日から令和7年5月31日まで）
契約の相手方を選定した理由	1．契約の相手方を選定した理由 中区役所平和不動産共同ビルの地下4階駐車場は平和不動産株式会社の専用駐車場となっている。中保健センターとしては地下4階駐車場のうち公用車3台分の駐車場を必要とするため、平和不動産株式会社と賃貸借の随意契約をする。（うち2台につき令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、うち1台につき令和7年4月1日から令和7年5月31日まで） 2．根拠条文 地方自治法第167条の2第1項第2号
契約の相手方	平和不動産株式会社
契約金額（円）	1,287,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中保健センターです。
電話番号　052-265-2253

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中区役所防災用非常用発電機設備保安管理業務委託
概要	中区役所防災用非常用発電機の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	中区役所平和不動産共同ビルの管理業務については、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく中区役所平和不動産共同ビル管理規約により、平和不動産プロパティマネジメント株式会社を管理者に選任している。 中区役所平和不動産共同ビル管理規約第14条第1項第1号において管理者の業務として「共用部分等の維持管理並びに運転、点検及び保守に必要な業務」が掲げられている。本件非常用発電機設備は共用部分に設置されており、ビル全体にかかる既設の非常用発電機と一体で保守点検を行うためビル管理者に委託する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するもの。
契約の相手方	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
契約金額（円）	4,053,280円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号　052-265-2214

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中区役所空調設備等年間保守点検整備業務委託契約
概要	中区役所平和不動産共同ビルのうち、中区役所専有部分にかかる空調設備等について、保守点検整備業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1．契約の相手方を選定した理由 中区役所平和不動産共同ビルの管理業務については、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく中区役所平和不動産共同ビル管理規約により、平和不動産プロパティマネジメント株式会社を管理者に選任している。 管理者は、設備運転管理業務については、日本空調システム株式会社に委託している。区役所専用部分の空調設備は共用部分の空調設備に接続されており、ビル全体の空調設備の一部となっているため、区役所専用部分の保守点検整備業務を、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、日本空調システム株式会社に随意契約により委託するもの。 2．根拠条文 地方自治法第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	日本空調システム株式会社
契約金額（円）	12,846,900円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号　052-265-2214

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中区役所平和不動産共同ビルに係る管理者業務委託
概要	中区役所平和不動産共同ビルの共用部分のうち名古屋市区分所有分の管理者業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1．契約の相手方を選定した理由 中区役所平和不動産共同ビルについては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく中区役所平和不動産共同ビル管理規約が定められており、同規約第12条により、令和7年3月19日開催の中区役所平和不動産共同ビル定期集会において令和7年4月1日から3年間の任期で、平和不動産プロパティマネジメント株式会社が管理者として選任された。また、同規約第13条で、中区役所平和不動産共同ビルの管理者業務を管理者に委託することとされている。 これにより、令和7年度の中区役所平和不動産共同ビル共用部分の管理者業務の持分割合分について、中区役所平和不動産共同ビル管理者である平和不動産プロパティマネジメント株式会社に委託するもの。 2．根拠条文 地方自治法第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	平和不動産プロパティマネジメント株式会社
契約金額（円）	409,402,550円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号　052-265-2214

随意契約の内容の公表

局区	中区
課	企画経理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の保守並びに必要な消耗品の供給契約
概要	当該契約は、名古屋市との協定に基づき、事務用電子複写機の使用にかかる保守、必要な消耗品の供給について契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。本件は、この協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から有利な提案をした事業者と契約をするもの。 （根拠条文：地方自治法第１６７条の２第１項第２号）
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額（円）	1,999,008（上限）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部企画経理課です。
電話番号　052-265-2309

随意契約の内容の公表 （案）

局区	中区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	不発弾発見現場における監視警備業務委託
概要	中区丸の内二丁目にて発見された不発弾の監視警備業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1．契約の相手方を選定した理由 令和7年3月1日に中区丸の内二丁目にて不発弾が発見され（「不発弾C」と呼称）、取扱いによっては爆発の危険性があるため、不審者等が近づかないよう、不発弾の処理が行われるまでの間、24時間体制で監視警備する必要が生じた。 発見以降の警備については、同住所で2月14日に発見された不発弾（「不発弾A」と呼称、3月20日処理）にかかる警備業務委託で対応していたが、3月13日開催の「中区不発弾処理合同対策本部 全体会議」において、不発弾Cの処理日が4月20日と確定したため、令和7年度においても4月1日から20日までの警備契約を締結する必要が生じた（3月20日から31日は警備業務委託を別途契約）。入札手続きおよび履行開始までの必要日数を確保できないことから随意契約を締結するものである。 なお、令和5年度および令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」の申請業種「警備」の競争入札参加資格を有すると認定され、登録された業者のうち、名古屋市中区に本店所在地があり、かつ人員の手配が可能であった業者と契約を締結する。 2．根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社ユーコム
契約金額（円）	3,406,700

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中区区政部総務課です。
電話番号　052-265-2213

随意契約の内容の公表

局区	昭和区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	昭和区総合庁舎空調設備・空調自動制御機器・衛生設備の遠方監視及び保守業務委託について
概要	当該業務は、遠方監視業務、中央監視盤装置保守管理業務、空調機器保守管理業務、衛生機器保守管理業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	昭和区総合庁舎の空調設備等の中央監視は、アズビル株式会社が独自に設計製作したシステム（BOSS24）及び機器を使用しており、24時間体制で遠方監視及び保守点検業務を行っている。 本件は、当該設備を正常な状態で維持し、安全・安定した状態を確保するため、定期的な保守点検や故障時の緊急対応を行うものであり、そのシステム及び機器の構成について知識を有する開発者でなければ遠方監視及び保守点検業務を行うことができない。 よって、契約先をアズビル株式会社とするものである。 【根拠法令】 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約
契約の相手方	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額（円）	9,194,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、昭和区総務課です。
電話番号　052-735-3815

随意契約の内容の公表

局区	瑞穂区
課	福祉課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	アジアパラ競技大会を活かした障害理解促進プロジェクト「みんなで考える共生社会とボランティアMIZUHO」にかかるワークショップ及び講演会事業業務委託
概要	2026年に瑞穂公園陸上競技場で開催予定のアジアパラ競技大会に向け、令和7年度に共生社会の実現、障害理解の促進、ボランティア活動をテーマとしたワークショップおよび講演会を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	（1）理由 令和7年3月11日に一般競争入札の開札を行ったところ、予定価格超過のため不調となり随意契約に移行したもの。 （2）根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	株式会社　マルワ
契約金額（円）	2，499，750円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、瑞穂区福祉課です。
電話番号　052-852-9367

随意契約の内容の公表

局区	中川区
課	企画経理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の使用賃貸借及び複写に必要とする消耗品等の供給契約
概要	中川区役所における電子複写機の使用に係る保守及び必要な消耗品の供給について契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　理由 　本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 　本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 2　根拠条文 　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	シャープマーケティングジャパン株式会社
契約金額（円）	1，798，500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、中川区企画経理課です。
電話番号　052-363-4383

随意契約の内容の公表

局区	港区
課	企画経理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	リコー社製電子複写機に必要な消耗品の供給
概要	令和7年度港区役所、港保健センター、南陽支所に設置する電子複写機の使用賃借並びに複写に必要とする消耗品等の供給契約について
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額（円）	3,202,932

契約の内容についてのお問い合わせ先は、港区役所企画経理課です。
電話番号　052-654-9672

随意契約の内容の公表

局区	南区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度　南区役所合同庁舎空調設備等遠方監視及び保守業務委託
概要	区役所合同庁舎の空調、衛生設備等について、円滑な運用と故障等に対する速やかな対応のため、遠隔での運転状態の常時監視と対象設備の保守業務を一括で委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	区役所内に設置されている「中央監視装置」は、区役所内の空調設備・給排水衛生設備を自動制御する装置であり、アズビル株式会社が持つ技術・手法をもって設置・開発されたものである。 本件は、その自動制御システムを常に正常な状態で維持し、安全かつ良好な運転を確保するために、保守点検及び常時監視し故障時の緊急対応を行うものである。そのプログラム構成及びデータ処理に係る手法を知る設置・開発者のアズビル株式会社が、それらの業務を行うことのできる唯一の業者であるため。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額（円）	9,916,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、南区総務課です。
電話番号　052-823-9314

随意契約の内容の公表

局区	南区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月22日
件名	区長公舎の賃貸借
概要	名古屋市区長公舎規定に基づく南区長の区長公舎の借り入れを目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市区長公舎運用基準に基づき区長が選定した不動産の賃貸借契約であり、契約の相手方である賃貸人が特定されるため。 根拠条文　地方自治法施工令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	物件所有者（個人）
契約金額（円）	2,330,150円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、南区総務課です。
電話番号　052-823-9312

随意契約の内容の公表

局区	南区
課	企画経理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度南区役所電子複写機計9台の使用に係る消耗品等の供給契約（単価契約）について
概要	名古屋市との協定に基づき、電子複写機の使用にかかる保守及び必要な消耗品等の供給について契約をするもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者を選定し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約をするものである。
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額（円）	2,261,952円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、南区企画経理課です。
電話番号　052-823-9441

随意契約の内容の公表

局区	南区
課	地域力推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	「世代を超え、地域でつながる音楽会　～South Wind Orchestra～」企画運営業務委託
概要	当該業務は、南区の「区の特性に応じたまちづくりの事業」の一環として、南区内の小中学生（ジュニア）と（公財）名古屋市文化振興事業団が創設した みなみシニア吹奏楽団の有志で“世代を超え、地域でつながる吹奏楽団”「South Wind Orchestra」を結成し、地域に根差した活動の企画運営業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	（公財）名古屋市文化振興事業団は、南区内に根差した文化芸術の振興団体であるとともに、高齢者の生きがいを生み出す趣旨で「みなみシニア吹奏楽団」を創設するなどの地域活性化への理解と実績を十分に兼ね備えた唯一の団体であることから、令和5年度より受託者として、定期的な練習会や広報イベント、区民まつり等地域行事への参加等を企画・調整・運営している。また、演奏会や広報媒体等を通じて吹奏楽団の活動を地域に周知し、地域間・世代間交流による地域活性化等に寄与した。 上記のとおり、当該業務を実施する上で必要な経験と実績を持つ、唯一の団体であることから、（公財）名古屋市文化振興事業団を受託者とするのが妥当である。 根拠条文 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	公益財団法人名古屋市文化振興事業団
契約金額（円）	3,500,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、南区地域力推進課です。
電話番号　052-823-9326

随意契約の内容の公表

局区	守山区
課	地域力推進課
契約締結日	令和7年4月7日
件名	るるぶ特別編集「守山区」作成業務委託
概要	るるぶ特別編集「守山区」作成業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、区の魅力や暮らしやすさを区内外へ発信するため、守山に来てもらう、知ってもらうきっかけとなるような観光ガイドマップを作成するものである。 そのため、委託契約の相手方には①思わず手に取りたくなる誌面構成ができること、②広範囲での展開が期待できる知名度やブランド力を有した媒体を作成することができることが求められる要件となる。 本契約の相手方が発行する 「るるぶ特別編集」は、全国で250誌以上の制作実績があり、その認知度の高さを活かして地域の魅力を効果的にかつ広範囲にプロモーションできることから、本業務の目的を達成するため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	株式会社JTBパブリッシング
契約金額（円）	4,840,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、守山区役所地域力推進課です。
電話番号　052-796-4524

随意契約の内容の公表

局区	緑区
課	区政部総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機の保守並びに必要な消耗品の供給契約
概要	当該契約は、名古屋市との協定に基づき、電子複写機の使用に係る保守及び必要な消耗品の供給について契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では個別に契約を行うより有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数の事業者と締結している。 　当該契約はこの協定に基づき、価格をはじめ、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約を締結するものである。 （根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約の相手方	リコージャパン(株) エンタープライズ事業本部 中部MA事業部 公共営業部
契約金額（円）	3,505,920

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑区区政部総務課です。
電話番号　052-625-3905

随意契約の内容の公表

局区	緑区
課	保健福祉センター健康安全課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	緑区保健福祉センターにおける自動車置場用地賃貸借契約
概要	令和6年4月1日に契約した緑区保健福祉センターの公用車用駐車場賃貸借契約が令和7年3月31日に満了するため、令和7年4月1日からの更新契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は駐車場の賃貸借契約であり、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、随意契約により締結するものである。 また、仕様内容に合致する用地が一か所のみであり、契約の相手方を特定せざるを得ないため、下記の相手方を選定する。 （根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約の相手方	諏訪社（神社本庁　宗教法人）
契約金額（円）	288，000円（年額） （参考：24，000円（月額））

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑区保健福祉センター健康安全課です。
電話番号　052-891-1411

随意契約の内容の公表

局区	名東区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名東区役所に設置する電子複写機の使用賃借及び複写に必要とする消耗品等の契約
概要	名東区役所で使用する電子複写機が、常時正常な状態で使用できるように保守を行い、必要な消耗品等を供給するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機にかかる協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約したもの。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	リコージャパン株式会社
契約金額（円）	1,999,008円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名東区役所区政部総務課です。
電話番号　052-778-3013

随意契約の内容の公表

局区	天白区
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	天白区役所吸収式冷温水機保守・点検等業務委託について
概要	天白区役所における冷暖房等に使用する装置を常に正常な状態で運転するための保守、点検及び軽微な修理をするもの。
契約の相手方を選定した理由	・選定理由 当該システムはパナソニックの機器の特殊性や安全性から公開していない技術情報を持つ独自の技術・手法を持って開発されたものであるため、当該システムに係る技術・ノウハウを持つ開発業者以外には、本件契約を実施することができないため。 ・根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	パナソニック産機システムズ株式会社
契約金額（円）	1,760,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、天白区区政部総務課です。
電話番号　052-807-3814

随意契約の内容の公表

局区	市会事務局
課	総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	市会事務局総務課等で使用する電子複写機（2台）の契約
概要	事務用複写機2台の使用貸借並びに複写に必要とする消耗品等の供給契約を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約をするもの。 根拠条文：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
契約金額（円）	１，１９８，２１２円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市会事務局総務課です。
電話番号　052-972-2083

随意契約の内容の公表

局区	市会事務局
課	議事課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市会会議録・委員会記録検索システム運用保守及びデータ作成業務委託
概要	名古屋市会会議録・委員会記録検索システム（以下「本システム」という。）の運用保守業務及び名古屋市会会議録及び委員会記録データの作成業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業者は、前年度（令和6年度）における本システムの運用保守業務及びデータ作成業務の委託先であるが、当該業者以外の者がこの業務を行おうとすると、過年度分の会議録等データの加工に概ね半年以上の期間を要するため、年度開始後、当分の間、会議録等の検索・閲覧ができなくなることに加え、データ加工の費用も相当の額が見込まれることから、当該業者と契約を締結するもの。 根拠条文：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	株式会社　会議録研究所
契約金額（円）	2,294,050円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市会事務局議事課です。
電話番号　052-972-2090

随意契約の内容の公表

局区	市会事務局
課	調査課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	声の広報なごや市会だよりの製作、発行について
概要	市会の活動をお知らせし、議会に対する理解と関心を高めるため、広報なごや市会だよりの原稿をもとに、声の広報なごや市会だよりを年7回製作し、調査課の指示する視覚障害者等に発送する。
契約の相手方を選定した理由	毎号100部を超える声の広報なごや市会だよりを製作し、名古屋市内に居住する視覚障害者等に迅速に発送する業務を履行するには、それに類する業務実績を持ち、愛知県内に住所を有する必要がある。本件は、これらの条件を満たす唯一の団体である当該業者と契約を締結するものである。 根拠条例：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋ライトハウス情報文化センター
契約金額（円）	１，６１２，１００円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市会事務局調査課です。
電話番号　052-972-2094

随意契約の内容の公表

局区	市会事務局
課	調査課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	広報なごや市会だより点字版の製作、発行について
概要	市会の活動をお知らせし、議会に対する理解と関心を高めるため、広報なごや市会だよりの原稿をもとに、広報なごや市会だより点字版を年7回製作し、調査課の指示する視覚障害者等に発送する。
契約の相手方を選定した理由	毎号100部を超える広報なごや市会だより点字版を製作し、名古屋市内に居住する視覚障害者等に迅速に発送する業務を履行するには、それに類する業務実績を持ち、愛知県内に住所を有する必要がある。本件は、これらの条件を満たす唯一の団体である当該業者と契約を締結するものである。 根拠条例：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
契約の相手方	社会福祉法人　名古屋ライトハウス情報文化センター
契約金額（円）	１，３００，１８０円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市会事務局調査課です。
電話番号　052-972-2094

随意契約の内容の公表

局区	監査事務局
課	管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度包括外部監査契約
概要	地方自治法第 252条の36第 1項の規定に基づき、議会の議決を経た上で、包括外部監査契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件契約における包括外部監査人は、地方自治法第 252条の28第 1項及び第 2項で規定する資格要件（弁護士、公認会計士、実務精通者又は税理士）を満たす必要があること、また、外部監査人候補者評価委員による評価の結果に基づいて選定された令和 6年度包括外部監査人が継続して監査を実施することにより、監査の品質向上が図られ、かつ効率的な監査の実施が期待できることから、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号の規定により随意契約とするものである。
契約の相手方	税理士　　新開　章
契約金額（円）	（上限）10,993,400円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、監査事務局管理課です。
電話番号　052-972-3332

随意契約の内容の公表

局区	人事委員会事務局
課	任用課
契約締結日	令和7年4月9日
件名	令和7年度春実施試験第1類採用試験問題集の作成等に関する委託契約について
概要	当該業務は令和7年度春実施試験第１類採用試験の第1次試験を実施するため、採用試験問題集の作成等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の事業者を選定するうえで、令和7年度春実施試験と同様の受験資格の試験を実施する地方自治体と契約実績のある事業者で、以下の3つの条件をすべて満たす必要がある。 ・契約実績の内容について、地方自治体が実施する筆記試験が一日間で実施され、その試験の申込者数が本市と同規模であること。 ・各試験区分における出題内容と適合する択一式問題が作成できること。 ・試験日程に応じた問題集の納入及び採点結果の報告が可能であること。 上記3つの条件をすべて満たす事業者は本契約予定事業者のみであるため、選定する。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益財団法人　日本人事試験研究センター
契約金額（円）	4,430,954

契約の内容についてのお問い合わせ先は、人事委員会事務局任用課です。
電話番号　052-972-3308

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校事務センター
契約締結日	令和7年4月1日
件名	事務参考用「内外教育」の購入
概要	小学校、中学校及び高等学校が、事務参考用として購読する「内外教育」（令和7年度分）について、学校事務センターで一括して契約し、支払いを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1　選定理由 教育に関する全国的な最新の情報をまとめた資料が学校運営上必要であり、発行元との契約でしか入手できないため。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社　時事通信社
契約金額（円）	3，979，800円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校事務センターです。
電話番号　052-971-4671

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	通勤用自家用車に係る学校用地使用料口座振替処理業務委託（運用業務）
概要	通勤用自家用車に係る学校用地使用料の納付において口座振替処理を行う為の、金融機関との口座振替にかかる処理、口座振替結果データの作成、及び名古屋市財務会計システムへのデータ連携に関する一連の業務一式の委託 【契約期間】 令和7年4月1日～令和11年3月31日 （地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
契約の相手方を選定した理由	本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行株式会社以外の者に業務委託を行うと、既存の電算業務の運用に著しく支障が生じることから、同社が本業務を委託できる唯一の相手方であるため。 【根拠法令】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額（円）	令和7年度から令和10年度まで　年額　4,186,377円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。

電話番号　052-972-3222

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教職員課
契約締結日	令和 7年 4月 1日
件名	令和 7年度　名古屋市教職員健康診断に係る血液検査業務委託
概要	名古屋市教職員を対象とする定期健康診断において採血された検体を回収、血液検査を実施し、検査結果データを名古屋市教職員の健康診断管理システム所定の形式で作成・納品する一連の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1. 排他的権利 本契約は、名古屋市教職員を対象とした定期健康診断において採取された血液の回収・検査を行い、検査結果を名古屋市教職員健康診断管理システムの所定の形式で作成・納品する一連の業務を委託するもの。この検査結果データは、当該システムの仕様に即した形式で作成する必要があり、その仕様に関する知見や連携ノウハウは、同システムの設計を担った名古屋医師協同組合が独自に有している。当該仕様に準拠した形で精度・体制面を両立させて納品可能な体制を有するのは、名古屋医師協同組合に限られるため、同組合が実質的に排他的地位にあると判断される。 2. 特殊な技術にかかる特定役務 本業務は、主として夏季休業期間中に実施される教職員定期健康診断に伴って行われ、短期間のうちに多数の対象者の血液検査を迅速かつ正確に処理する体制が求められる。加えて、検査結果は、既存の健康診断管理システムとの整合性を保ちながら、所定の電子的フォーマットで納品される必要がある。このような短期間での大量処理能力と、特定形式での精緻なデータ出力の両面において対応可能な事業者は名古屋医師協同組合に限られ、他の事業者による代替は現実的に困難であると判断される。 3. 根拠条文 以上のとおり、本業務は、データ形式および実施体制において高度な専門性と特定の知見を必要とする業務であり、他の者によって契約の目的を達成すること困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する随意契約として取り扱うもの。
契約の相手方	名古屋医師協同組合
契約金額（円）	10,373,869

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教職員課です。
電話番号　052-972-3249

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教職員課
契約締結日	令和 7年 4月 1日
件名	令和 7年度　名古屋市教職員健康診断管理システム運用業務委託
概要	名古屋市教職員を対象とする健康診断の結果入力等の電算処理及び健康診断結果票等の帳票作成の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　排他的権利 　本市教職員の健康診断に関する事務処理業務については、名古屋医師協同組合が本市教職員向けに独自開発した専用システムにより運用されており、当該システムの著作権は名古屋医師協同組合が保有している。このため、他の事業者による代替的な履行は困難であり、同組合が当該業務に関して排他的な権利を有している。 2　特殊な技術に係る特定役務 　当該システムは、本市教職員向けに特化して構築されており、健康診断結果の電算処理や問診票・結果票の作成等の機能を有するとともに、過年度の健診結果との一体的な管理・分析が可能な構造となっている。これにより、各教職員の健康状態の経年変化を継続的に把握することができ、個別の健康管理に資する業務運用がなされている。このような技術的特性および過去データとの密接な連動性を踏まえると、当該システムを前提とした事務処理業務は、名古屋医師協同組合以外では現実的に実施が困難であると判断される。 3　根拠条文 　以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(「特定の者が有する著作権その他の権利の性質又は内容により、その者でなければ契約の目的を達成することができない場合」)に該当すると認められるため、名古屋医師協同組合との随意契約を実施するもの。
契約の相手方	名古屋医師協同組合
契約金額(円)	6,686,570

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教職員課です。
電話番号　052-972-3249

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校事務センター
契約締結日	令和7年4月1日
件名	学校図書館用図書管理ソフトウェア保守委託
概要	小中特別支援学校に導入されている学校図書館用図書管理ソフトウェア「情報BOX」に係る保守業務を一括して委託するもの。 業務内容 （1）情報BOXの保守管理 ① 電話・メール・FAX等における問い合わせ対応 ② 不具合時の緊急対応（遠隔操作含む） （2）書誌情報の提供 MARC（情報BOX対応MARC）の円滑な使用・管理 （3）その他 情報BOX使用に関しての相談対応等
契約の相手方を選定した理由	（随意契約とする理由） 株式会社学校ヘルプデスクは学校図書館用図書管理ソフトウェア「情報BOX」の顧客サポート業務をソフト開発会社から一括して委託されており、当該委託業務を遂行できる唯一の業者であるため。 ・根拠条文　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社学校ヘルプデスク
契約金額（円）	￥3，653，100★

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校事務センターです
電話番号　052-971-4671

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	義務教育課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	キャリア教育推進センター運営業務委託
概要	〇概要 学校におけるキャリア教育の実施を総合的にサポートするキャリア教育推進センターの運営業務を委託するもの。 〇事業内容 ・学校とキャリア教育に協力いただく企業等「ナゴヤキャリアタイムサポーター（以下「サポーター」という）」とのマッチング支援及び授業のコーディネート ・キャリア教育の推進に係る情報発信、情報共有のためのポータルサイト及びデータベースの管理運営 ・キャリア教育プログラムの開発、企画実施 ・キャリア教育推進に関する助言、提案、調査研究等 ・キャリア教育に係る研修の企画実施、環境整備 ・サポーターの開拓、連絡調整、授業サポート等
契約の相手方を選定した理由	本センターは、学校が行うキャリア教育を総合的にサポートし、キャリア教育を全市的に推進していく目的で令和5年度より設置したものであり、令和6年度からキャリア教育を推進する上で本センターの機能や取り組みの充実を図るため、プロポーザル方式による企画競争で決定した事業者なごや ミライ・トラベル・パートナーズ（代表者 株式会社日本旅行愛知法人営業部）に運営業務を委託している。同事業者は、その経験や能力、識見を生かし、学校・サポーターそれぞれのニーズを踏まえながら、双方のマッチングを円滑に支援できる仕組み（以下「マッチングシステム」という）や、ポータルサイト、キャリア教育プログラムの開発・企画実施及びサポーターの効果的かつ効率的な開拓のスキーム等を構築してきたところである。令和7年度は、引き続き本事業の安定的かつ継続的実施に加え、学校が利用しやすい環境整備をはじめとした取組の充実を図るため、各機能やスキーム等のアップデートや、新たな機能の追加等を実施する予定である。これらの事業の実施は、マッチングシステムやスキーム等を構築し、そのノウハウを有する同事業者でなければ不可能であり、同事業者による本センターの年度当初からの連続した運営を行っていくことが必要である。以上のことから、本運営業務委託をなごや ミライ・トラベル・パートナーズに委託するもの。 ・根拠条文　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	なごや ミライ・トラベル・パートナーズ（代表者 株式会社日本旅行愛知法人営業部）
契約金額（円）	290,413,728円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局義務教育課
電話番号　052-972-3386

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年3月14日
件名	名古屋市立上野小学校給食調理等業務委託
概要	上野小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1．作業工程表及び作業動線図の作成、2．食材の検収、3．調理、4．配缶及び運搬、5．食物アレルギー等対応、6．食器等の洗浄・消毒・保管、7．施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8．調理器具・調理用品等の状態管理、9．残さの処理・廃油等処理、10．その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位　葉隠勇進株式会社中部支店　　664点 2位　株式会社松浦商店　　664点 3位　株式会社東洋食品　　651点 ※1位と2位が同点のため、実施説明書に基づき評価項目5「人的体制」の点数が高い葉隠勇進㈱中部支店を上位とした。 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	葉隠勇進株式会社中部支店
契約金額（円）	30，808，800円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号　052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年3月14日
件名	名古屋市立御器所小学校給食調理等業務委託
概要	御器所小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位　フジ産業株式会社名古屋支店　　671点 2位　葉隠勇進株式会社中部支店　　663点 3位　ハーベストネクスト株式会社　　631点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジ産業株式会社名古屋支店
契約金額（円）	28，545，000円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号　052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年3月14日
件名	名古屋市立陽明小学校給食調理等業務委託
概要	陽明小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1．作業工程表及び作業動線図の作成、2．食材の検収、3．調理、4．配缶及び運搬、5．食物アレルギー等対応、6．食器等の洗浄・消毒・保管、7．施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8．調理器具・調理用品等の状態管理、9．残さの処理・廃油等処理、10．その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位　ハーベストネクスト株式会社　　642点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ハーベストネクスト株式会社
契約金額（円）	30，800，000円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号　052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年3月14日
件名	名古屋市立志段味東小学校給食調理等業務委託
概要	志段味東小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位　フジ産業株式会社名古屋支店　　665点 2位　シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社　　626点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジ産業株式会社名古屋支店
契約金額（円）	29，878，200円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号　052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年3月14日
件名	名古屋市立大高小学校給食調理等業務委託
概要	大高小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位　葉隠勇進株式会社中部支店　　670点 2位　シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社　　633点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	葉隠勇進株式会社中部支店
契約金額（円）	29，231，400円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号　052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度学校給食用牛乳紙容器リサイクル等処理業務委託
概要	学校から排出される学校給食用牛乳の紙製空容器（以下「紙パック」という。）に係るリサイクル等処理業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和7年1月7日に入札後資格確認型一般競争入札の公告を実施し、令和7年1月21日開札を行ったが、入札参加者がおらず中止となったため、地方自治法施行令第167条の2第１項第8号の規定に基づき随意契約を行うべく、令和６年度委託業者に見積りを依頼したところ、予定価格内で見積りの徴取に応じたため。
契約の相手方	株式会社　岩田清掃
契約金額（円）	14,348,000円（総額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号　052-972-3247

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度学校給食用牛乳紙容器収集運搬業務委託（北ブロック）
概要	東、北、西、守山、名東区内の小・中・特別支援学校から排出される学校給食用牛乳の紙製空容器（以下「紙パック」という。）について、学校を巡回して収集し、本市が別途契約するリサイクル等処理業者へ搬入する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和7年1月7日に入札後資格確認型一般競争入札の公告を実施し、令和7年1月21日開札を行ったが、予定価格以下での応札者がおらず不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第１項第8号の規定に基づき随意契約を行うべく、令和6年度南ブロック委託業者に見積りを依頼したところ、予定価格内で見積りの徴取に応じたため。
契約の相手方	株式会社　西山商店
契約金額（円）	15,313,000円（総額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号　052-972-3247

随意契約の内容の公表

<table>
<tr><td>局区</td><td>教育委員会事務局</td></tr>
<tr><td>課</td><td>生涯学習部　部活動振興課</td></tr>
<tr><td>契約締結日</td><td>令和7年4月17日</td></tr>
<tr><td>件名</td><td>名古屋市立中学校部活動の地域展開に係るプラットフォームの構築・運営等業務委託</td></tr>
<tr><td>概要</td><td>　国の地域移行の方針及び名古屋市の中学校部活動の見直し方針を踏まえ、令和7年度10月より土・日曜日の中学校部活動は実施せず（大会参加等を除く）、地域の団体・事業者等による地域クラブ活動を実施するにあたり必要な環境整備を行う。
本業務は、団体申請・登録、学校施設貸出予約、参加申請等、地域クラブ活動に係る一切を一元管理する専用プラットフォームを構築し、運営するもの。</td></tr>
<tr><td>契約の相手方を選定した理由</td><td>　本件は、利用者にとって、最適な機能を一から企画及び構築し、運営を行うためには、事業者の高度な知識及び専門的な技術・経験に基づいた適切な提案が不可欠であり、安定的な運営及び障害発生リスク等に十分対応ができる者を選定する必要がある。また市民のニーズに応え得る効率的かつ柔軟な運営体制の構築が求められる。
このことから、契約の確実な履行のためには、価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価した上で契約の相手方を決める企画競争（プロポーザル方式）により、高い評価を得た事業者と契約をすることが必要な業務であるため、企画提案方式（公募型プロポーザル方式）を実施した。
　評価委員の審査結果は下記のとおりであり、評価が1位の者と、随意契約を締結した。

【応募者と評価点】

<table>
<tr><th>順位</th><th>応募者名</th><th>順位点</th></tr>
<tr><td>1</td><td>アスフィール株式会社</td><td>3</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>契約の相手方</td><td>アスフィール株式会社</td></tr>
<tr><td>契約金額（円）</td><td>25,999,999</td></tr>
</table>

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局生涯学習部部活動振興課です。

電話番号　052-291-4675

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	美術館総務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市美術館コーヒーショップ出店に係る定期建物賃貸借契約
概要	名古屋市美術館のコーヒーショップ出店に係る定期建物賃貸借契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	1　選定理由 名古屋市美術館にふさわしいコーヒーショップを出店するにあたり、プロポーザルを実施し、応募者の業績や、コーヒーショップ経営の健全性、アイデア、賃料の的確性などを総合的に審査し、最も優れた出店候補者と定期建物賃貸借契約を締結した。 2　根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	SugiuraCoffee
契約金額（円）	83,000円（月額/税抜）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局　美術館総務課です。
電話番号　052-212-0001

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	科学館学芸課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市科学館プラネタリウム映像制作委託
概要	名古屋市科学館プラネタリウムで使用する特殊映像を制作し、プラネタリウムの映像システムにインストールする業務
契約の相手方を選定した理由	本委託業務の履行にあたっては、全天映像システムに装填する映像をコンピュータで処理し、プロジェクターにより繋ぎ合わせてドーム全面（球面）に投影することとなるため、映像の仕様やシステム自体の調整を行いつつ、確実な動作設定を総合的に行う必要がある。 導入している全天映像システム（Media Globe Σ SE）は、フランスのRSAコスモス社のデジタル投影システムをコニカミノルタプラネタリウム株式会社が日本向けに共同開発し、それをベースに名古屋市科学館向け仕様にしたものである。 また、高解像度の全天画像や全天動画を制作し、システムへの装填、動作確認等を業務内容とする本委託業務の履行について、開発者以外の業者は、システムの構成や特性に関する情報を知り得ないため、履行は困難である。 以上のとおり、本委託業務は、当館の全天映像システムのハード・ソフトの両面を熟知し、総合的に調整できる者でなければ履行し得ず、かつ、こうした技術を有する業者は、開発者であるコニカミノルタプラネタリウム株式会社の他にない。よって、本契約は競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とするものである。
契約の相手方	コニカミノルタプラネタリウム株式会社
契約金額（円）	18,744,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局科学館学芸課です。
電話番号　052-201-4486

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	消防局保有車両用燃料（ガソリン及び軽油）の購入について（令和7年度4月分）
概要	消防局が保有する自家給油取扱所16箇所で使用する消防車両用燃料（ガソリン及び軽油）を調達するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合（以下「石油組合」という。）を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	15,163,626円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号　052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	救急部救急課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	救急車積載用患者監視装置（荒子川、豊が丘、本部4、航空機積載用）の再リース契約
概要	現在、荒子川、豊が丘、本部4、航空機積載用の患者監視装置のリース契約を結んでおり、令和7年3月31日で契約満了となります。 令和7年4月1日から1年間、再リースの契約を結ぶものです。
契約の相手方を選定した理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び本市契約規則第20条第3項の規定に基づき、再リースという契約の性質上、契約の相手方を限定せざるを得ないためです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱HCキャピタル株式会社
契約金額（円）	（月額）92,950円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局救急部救急課です。
電話番号　052-972-3563

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	緊急通報用電話に係る位置情報通知システムの情報使用
概要	本件は、一般加入電話機からの１１９番通報時に、位置情報通知システムを利用して西日本電信電話株式会社が保有する加入者情報を使用するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件で使用する加入者情報は、西日本電信電話株式会社が社内システムとして独自に保有する情報であり、その提供条件等についても総務省消防庁と西及び東日本電信電話株式会社との協議により、全国一律に定められたものである。そのため、他の業者では実施できないことから、契約の相手方として西日本電信電話株式会社　東海支店を選定したもの。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	西日本電信電話株式会社　東海支店
契約金額（円）	（月額）166,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号　052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防航空隊
契約締結日	令和7年4月1日
件名	航空機燃料4月～6月分　概算80,000リットルの購入
概要	県営名古屋空港内に格納庫がある消防航空隊が運航する回転翼航空機の燃料を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	消防航空隊の運航する回転翼航空機は、災害発生時の緊急出動に対応するため、格納庫のある県営名古屋空港内において、必要時速やかに燃料を補給する必要がある。現在、県営名古屋空港内で航空機用燃料を販売する唯一の者と契約締結するもの。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	マイナミ空港サービス株式会社　名古屋事業所
契約金額（円）	18,656,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防航空隊です。
電話番号　0568-28-0119

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	指令管制システムの保守委託
概要	本件は、令和4年度に発注した「指令管制システム更新業務委託」において調達した指令管制システム等の運用上に保守が必要となる構成設備の保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	指令管制システムは、消防救急業務遂行のため24時間365日停止すること無く、障害が発生した場合も直ちに復旧させ運用継続することが必要な設備であるため、保守業務を行うにあたっては、障害発生を未然に防止し、障害発生時には直ちに必要な部品の調達、修理等を行い復旧させることはもとより、障害の原因を分析し再発防止策を講じることが必要となる。 指令管制システムは、令和4年度に当局が発注した「指令管制システム更新業務委託」契約に基づき日本電気株式会社が持つ技術・手法をもって独自に開発したものであり、機器構成及びプログラムは日本電気株式会社のみが知り得ている。したがって本契約の保守業務を行えるのは日本電気株式会社のみである。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	488,400,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号　052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	消防救急デジタル無線基地局設備保守業務委託
概要	消防救急デジタル無線基地局設備の適正な機能維持のため、保守業務の委託をおこなうもの。
契約の相手方を選定した理由	消防救急デジタル無線基地局設備は、消防救急業務遂行のため24時間365日停止すること無く、障害が発生した場合も直ちに復旧させ運用継続することが必要な設備であるため、保守業務を行うにあたっては、障害発生を未然に防止し、障害発生時には直ちに必要な部品の調達、修理等を行い復旧させることはもとより、障害の原因を分析し再発防止策を講じることが必要となる。 消防救急デジタル無線基地局設備は株式会社国際電気が製造開発したものであり、そのシステム全体について総合的に知識を有し、かつ、各機器別のメンテナンス保守技術と保守用専用治具を有するのは株式会社国際電気以外になく、他保守業者では保守業務を実施することができない。 したがって、本業務を確実に履行できるのは株式会社国際電気以外にはなく、契約の相手方として選定する。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社国際電気　中日本支社
契約金額（円）	34,761,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号　052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市住宅地図データの使用
概要	指令管制システム（指令操作卓、署所指令端末装置、車両動態位置管理システム及び消防情報システム等）において使用する名古屋市住宅地図データおよび、道路地図データの使用料を支払うもの。
契約の相手方を選定した理由	株式会社ゼンリンのみが、名古屋市内の住宅地図を電子データとして作成・保有するとともに著作権を有しており、この電子データを基本データとして連携するよう、本市指令管制システムは開発されているため。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ゼンリン　名古屋営業所
契約金額（円）	（月額）6,622,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号　052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	目標物データの使用
概要	本件は、指令管制システムにおいて災害地点の特定のため、目標物情報として活用している「NTTタウンページ」掲載情報のデータ使用に係る契約をするものです。
契約の相手方を選定した理由	「NTTタウンページ」掲載情報は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が著作権を有しているものであり、NTTタウンページ株式会社はそれをデータ化して「販売」「提供」している唯一の企業であることから、契約の相手方とするものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NTTタウンページ株式会社
契約金額（円）	1,002,828円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号　052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和7年4月30日
件名	消防局保有車両用燃料（ガソリン及び軽油）の購入について（令和7年度5月分）
概要	消防局が保有する自家給油取扱所16箇所で使用する消防車両用燃料（ガソリン及び軽油）を調達するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合（以下「石油組合」という。）を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	15,205,668円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号　052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	安全衛生課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	メンタルヘルス外部相談窓口開設委託
契約の概要	外部相談窓口の開設（電話、メール相談及び対面相談）、相談窓口体験研修、職場訪問型メンタルヘルス研修の実施、並びにメンタルヘルスに関する職員向けコラムの作成等
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、相談員が公認心理士、臨床心理士、又は精神保健福祉士の有資格者であること、メンタルヘルス問題について、電話、メール及び対面による相談ができ、どの相談方法でも１人の相談者に対し同一の相談員が対応すること、さらに自傷等の緊急事案に速やかに対処できるよう、市内の本支店を対応窓口とすることを必要としています。これらの条件を全て満たす事業者は、株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ中部支社のみであることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ　中部支社
契約金額（円）	2,238,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 安全衛生課 です。

電話番号

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	総務部調査課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋市上下水道局例規類集データ更新委託
契約の概要	電子版で提供している名古屋市上下水道局例規類集について、収録されている例規に制定改廃が生じた場合には最新の情報に更新して維持管理する必要があるため、データの更新作業を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	電子版の名古屋市上下水道局例規類集は、第一法規株式会社が有しているデータベースから、データ更新を行っています。当該データベースは当該事業者が開発したパッケージソフトをベースに構築されており、その著作権は当該事業者に帰属しています。例規の制定改廃があった場合には、このデータベースに当局の指定する例規を収録することでデータ更新することになりますが、この作業を行うことができる事業者は第一法規株式会社以外にはないため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	第一法規株式会社
契約金額（円）	2,970,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 総務部調査課 です。

電話番号　　052-972-3614

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	人材育成推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	技術教育センター研修業務委託
契約の概要	本業務は、配水管の接合・加工・解体、給水設備の設置、バルブ操作、漏水調査、簡易水質試験など、当局の技術教育センターで行う技術研修について、配水管工技能講習会における講師資格を有する者による実技指導業務等を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、配水管の接合や乙分水栓の穿孔、水質管理に至るまで、本市水道事業に係る幅広い技術分野の技術・技能を習得した講師をそろえる必要があります。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、これまでの当局業務の多様な受託実績により、当局独自の工法を含め、水道事業に係る技術・技能に精通する人材を多数擁しています。また、公益社団法人日本水道協会が開催している「配水管工技能講習会」の受託実績を有するとともに、同講習会の講師資格を持つ人材を多数擁しております。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当該業務の履行に必要な講師の要件を満たす人材を確保することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	33,220,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 人材育成推進課 です。

電話番号　　052-937-4748

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	広報サービス課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	なごや水フェスタ運営業務委託
契約の概要	なごや水フェスタのイベント運営業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、企画内容等の要素を評価して選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施しました。 その結果は以下のとおりであり、１位であるスターキャット株式会社と随意契約を締結するものです。 各提案者の順位と点数 １位　スターキャット株式会社　251点 ２位　株式会社三晃社　231点 ３位　エヌショーケース株式会社　198点 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	スターキャット株式会社
契約金額（円）	4,950,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 広報サービス課 です。

電話番号　　052-972-3608

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	資産活用課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電話設備賃貸借（本庁始め７件）
契約の概要	本件は、本庁、技術教育センター、山崎実習所、南部管路センター、工水浄水場、給排水設備課東分室、営業センターにて使用している電話設備を引き続き賃貸借（再リース）するものです。
契約の相手方を選定した理由	再リースであることから、本契約は現行の賃貸借契約の相手方である株式会社ＴＴＫに限定されるため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社TTK
契約金額（円）	1,555,752円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 資産活用課 です。

電話番号　　052-972-3627

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	資産活用課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機に係る消耗品の供給　技術管理課始め９件（単価契約）
契約の概要	本件は、技術管理課を始めとする９箇所で使用する電子複写機について、電子複写サービスを委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結しています。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協 定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　愛知支社
契約金額（円）	1～18,000枚まで（1か月）1枚当たり1.70円（税抜き）ほか 2件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 資産活用課 です。

電話番号　　052-972-3627

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	資産活用課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機に係る消耗品の供給　船附研修会館始め１３件（単価契約）
契約の概要	本件は、船附研修会館を始めとする１３箇所で使用する電子複写機について、電子複写サービスを委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結しています。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協 定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	キャノンシステムアンドサポート株式会社　中部営業本部
契約金額（円）	1～3,000枚まで（1か月）1枚当たり2.90円（税抜き）ほか 2件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 資産活用課 です。

電話番号　　052-972-3627

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	資産活用課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機に係る消耗品の供給　東部営業センター始め１７件（単価契約）
契約の概要	本件は、東部営業センターを始めとする１７箇所で使用する電子複写機について、電子複写サービスを委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結しています。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協 定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	リコージャパン株式会社　エンタープライズ事業本部　中部MA事業部　公共営業部
契約金額（円）	1～6,000枚まで（1か月）1枚当たり2.45円（税抜き）ほか14件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 資産活用課 です。

電話番号　　052-972-3627

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	資産活用課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	電子複写機に係る消耗品の供給　本庁（単価契約）
契約の概要	本件は、本庁で使用する電子複写機について、電子複写サービスを委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約の価格を定めた「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結しています。 本件は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、使用形態等を総合的に比較検討して、協 定事業者の中から最も有利な提案をした事業者と契約するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　愛知支社
契約金額（円）	1～10,000枚まで（1か月）1枚当たり3.00円（税抜き）ほか 4件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 資産活用課 です。

電話番号　　052-972-3627

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	グループウェア保守管理委託
契約の概要	本件は局イントラネット（グループウェア）の保守管理について委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、指名競争入札に付し、令和７年３月24日に開札を行いましたが、１者から応札はあったものの予定価格超過となり、３月25日に再度の入札に付しても落札者がありませんでした。 当該委託は、障害発生時の局イントラネット関連ソフトウェアのサポート対応を含んでおり、当局職員が令和７年４月１日から局イントラネットを使用するために必要不可欠ですが、改めて競争入札に付す暇がありません。 従って、「緊急の必要により競争入札に付すことができないとき」に該当するため、仕様書の一部見直したうえ、唯一の応札者であった当該事業者より見積徴取を行ったところ、予定価格内であったため随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第５号
契約の相手方	リコージャパン株式会社　エンタープライズ事業本部　中部ＭＡ事業部　公共営業部
契約金額（円）	4,721,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-265-1151

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	データセンター運用委託（単価契約）
契約の概要	上下水道局が所有する情報システム機器を収容する民間データセンターについて、その運用に関する各業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、上下水道局が所有する情報システム機器を収容する民間データセンターの運用業務を委託するものです。 中部テレコミュニケーション株式会社は、現在、上下水道局が所有する情報システム機器を収容する民間データセンターの運用業務を受託しているところ、当該事業者以外の者に発注すると、移転費用等の経費が余分に必要となるほか、移転による各システムの停止など業務の円滑な実施の面でも不利となることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第６号
契約の相手方	中部テレコミュニケーション株式会社
契約金額（円）	情報システム機器等搭載ラック１ラック当たり 208,770円 （税抜き）ほか５件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-265-1157

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	施設総合管理システム運用保守業務委託
契約の概要	施設総合管理システムは、上下水道施設の管理業務を総合的に支援するシステムです。 本件は、本システムを適切かつ円滑に運用するため、システムの運用管理及びソフトウェア等の保守を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	三菱電機株式会社中部支社は本システムの開発事業者であり、そのプログラム構成に係る手法を知る唯一の事業者です。したがって障害発生時においてシステム運用に支障を生じさせること無く原因究明及び復旧を迅速に行い、引き続き本システムを安定的に稼働させることができるのは同事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	三菱電機株式会社　中部支社
契約金額（円）	11,000,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	上下水道マッピングシステム運用保守業務委託
契約の概要	本件は、地理情報システムを利用して上下水道の管路情報を管理する「上下水道マッピングシステム」の運用保守業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	株式会社ジオプラン・ナムテック名古屋事務所は、本システムの基本ソフトウェア部分に関する著作権を所有しています。したがって、運用保守や障害対応および改修等の作業を実施できるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号
契約の相手方	株式会社ジオプラン・ナムテック 名古屋事務所
契約金額（円）	44,917,400円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課福江分室
契約締結日	令和7年4月1日
件名	上下水道管路情報WEB公開システム運用保守業務委託
契約の概要	本件は、不動産会社等がインターネットを利用して、上下水道管路情報を閲覧・出力することができる上下水道管路情報ＷＥＢ公開システムの保守を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	株式会社インフォマティクス名古屋営業所は、本システムの基本ソフトウェア部分に関する著作権を所有しています。したがって、運用保守や障害対応および軽微な改修等の作業を実施できるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社インフォマティクス　名古屋営業所
契約金額（円）	6,952,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課福江分室　です。

電話番号　　052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	設計積算システム運用保守業務委託
契約の概要	設計積算システム（以下「本システム」という。）は、上下水道局施設・設備の設計積算、委託積算及び積算情報を一元管理する電算処理システムです。 本件は、本システムの安定運用を目的とし、ハード・ソフトウェア及び本システムの運用保守を委託するのもです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、当局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改良・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、不具合対応や軽微な改修等のシステム運用保守業務を担当できるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社日立システムズ　中部支社
契約金額（円）	2,867,590円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	単価契約システム運用保守業務委託
契約の概要	単価契約システム（以下「本システム」という。）は、水道・下水道工事の単価契約業務で使用される「基準」「単価」「代価」等を一元的に管理するとともに、積算及び工事管理業務（施行指示書作成等）の標準化を図り、積算・工事データを保管する事を目的として構築されたものです。本件は、本システムを適切かつ円滑に運用するため、システムの運用管理及びソフトウェア等の保守を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	株式会社メイケイは本システムの主要な開発事業者であり、システム全体を掌握する唯一の事業者です。したがって、本システムの業務内容を十分に熟知し、本業務ができるのは当該事業者以外には無いため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社メイケイ
契約金額（円）	6,996,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	単価契約システム改修業務委託
契約の概要	本業務は、「測量標等保全業務委託」に関連する業務処理における名古屋市緑政土木局への各種申請届出の自動電子申請化に対応するため、現在稼働中の「単価契約システム」において、必要な機能の追加・改修を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	株式会社メイケイは本システムの主要な開発事業者であり、システム全体を掌握する唯一の事業者です。したがって、本システムの業務内容を十分に熟知し、本業務ができるのは当該事業者以外には無いため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社メイケイ
契約金額（円）	2,651,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	道路情報管理システム運用保守業務委託
契約の概要	本件は、区域標保全業務に必要な道路台帳平面図の電子データを管理する道路情報管理システムの運用保守業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	株式会社カナエジオマチックスは、本システムの開発業者であり、そのプログラム構成に係る手法を知る唯一の事業者です。したがって、障害発生時においてシステム運用に支障を生じさせること無く、原因究明及び復旧を迅速に行い、本システムを安定的に稼動させることができるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額（円）	2,640,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-1056

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月23日
件名	設計積算システム改修業務委託
契約の概要	本件は、既存の設計積算システムの変更（工事費積算処理及び画面入力・帳票出力仕様の変更、数量計算方法変更等）を行うため、システムの一部改修を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改造・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修業務ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	㈱日立システムズ　中部支社
契約金額（円）	14,683,130円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月24日
件名	設計積算システム改修業務委託（その２）
契約の概要	本件は、スライド積算を設備系積算システムに適用させるため、システムの一部改修を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改造・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修業務ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号
契約の相手方	株式会社日立システムズ　中部支社
契約金額（円）	41,796,590円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年4月25日
件名	施設総合管理システム改修業務委託
契約の概要	施設総合管理システムは、上下水道施設の管理業務を総合的に支援するシステムです。 本件は、サーバにインストールされている「Office 2016 ProPlus 32bit」を「Office LTSC Standard 2024 32bit」に更新するものです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、当局の発注仕様を実現するため、三菱電機株式会社が開発したパッケージソフトをベースにカスタマイズ（改良・機能追加等）を行ったものであり、 基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本業務を行うことができる唯一の事業者であることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	三菱電機株式会社　中部支社
契約金額（円）	4,620,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号　　052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	上下水道料金の納入通知書作成委託（単価契約）（令和７年４月）
契約の概要	納入通知書作成時に印字すべき請求データを受領し、納入通知書を作成し、郵送する作業を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、令和６年１２月末に稼働停止を予定していた営業事務総合管理システムを急遽延長稼働する必要が生じたため、同システムに対応した上下水道料金の納入通知書作成を委託するものです。 サンメッセ株式会社名古屋支店は現在、納入通知書作成業務を受注しており、当該事業者以外の者に委託した場合、用紙の調達を行うために印刷テスト、印刷位置の修正、レイアウト調整等の履行準備に３か月程度を要します。その場合、令和７年４月に予定している帳票発送に間に合わないため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第６号
契約の相手方	サンメッセ株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	納入通知書１通当たり16円（税抜き）ほか９件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 営業課 です。

電話番号　　052-889-4787

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	新営業事務システム稼働後における管理支援業務委託
契約の概要	新営業事務システムは、上下水道料金の請求やその後の収入管理を行う、お客さまサービスの観点から必要不可欠な基幹システムです。 本件は、新営業事務システム構築から引き続いて稼働後における管理支援を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	ＩＴｂｏｏｋ株式会社は新営業事務システム構築時からの管理支援事業者であり、構築時の経緯や状況を踏まえた稼働後支援を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	ＩＴｂｏｏｋ株式会社
契約金額（円）	4,441,800円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 営業課 です。

電話番号　　052-889-4787

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	メータ検定満期取替業務委託（単価契約）
契約の概要	水道メータは、計量法で定められた検定有効期間の満了日までの期間内に取り替える必要があります。本業務は、一般メータ及び集合住宅の普通式メータを料金の調定に支障のない期間内において、計画的かつ確実に取り替える業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、給水区域内の本管状況やメータ取替時に必要となる指定給水用具の特性や操作方法を熟知した技術を必要とします。また、法的な履行期限があり、水道事業者として期限内に業務を遂行する必要があります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、長年、本市の給水設備を施工してきた経験から、本市の給水区域内の本管状況やメータ取替時に必要となる指定給水用具の特性や操作方法の知識と技術力を有しています。また、所属する組合員が全域にわたって存在することから、給水区域内のどこの地域でも対応でき、施工難易度が高い場合や緊急時においても、組合に所属する工事店が互いに協力し、組合内で速やかに問題を解決し確実な業務の履行が可能です。 このような要件を満たしているのは名古屋市指定水道工事店協同組合のみであることから随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	メータ取替工普通式各戸筐内メータ口径13昼間1カ所当たり3,130円（税抜き）ほか85件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号　　052-353-8637

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	営業時間外屋内修繕工事等初期対応業務委託
契約の概要	夜間や休日の昼間など当局の営業時間外における、お客さまからの緊急修繕依頼に対し、その受付や修繕に訪問する指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事店（以下「工事店」という。）との連絡調整などの初期対応業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	お客さまからの当局への緊急修繕依頼に対しては、給水区域全域においていつでも円滑に対応する必要があります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、給水区域全域にわたって組合加入の工事店を有し、工事店と連帯して業務の履行について責任を負うなど、受付から工事店への連絡調整までの一連の業務を給水区域全域にわたって円滑かつ確実に履行する体制が整備されている唯一の者であることから、当該組合と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	61,996,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 営業課 です。

電話番号　　052-972-3735

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	料金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	下水道利用の勧奨業務委託（単価契約）
契約の概要	本業務は、新規に下水道供用開始の告示をする地域の住民に対して、下水道の目的、排水設備を設置する義務などについての説明や、取付ますの設置位置、排水設備設置工事についての助言を行うことにより、下水道への早期切替を勧奨する業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	下水道への切替には、取付管工事や排水設備工事が必要となりますが、その申請や施工、また、取付ますの設置位置について助言することができるのは指定排水設備工事店（以下「工事店」という。）のみです。しかしながら勧奨対象区域は複数にわたり、その都度個別の工事店へ発注した場合、本業務を滞りなく履行することが困難となります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、市内全域にわたって組合加入の工事店を有し、工事店と連帯して業務の履行について責任を負うなど、円滑かつ確実に業務を履行する体制が整備されている唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	義務者情報調査 1件当たり450円（税抜き）ほか1件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 料金課 です。

電話番号　　052-350-2204

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	局費用負担屋内修繕等業務委託（単価契約）
契約の概要	お客さまからの水回りトラブルへの緊急対応依頼に対し、迅速に現地に赴き確認・調査し原因などを明らかにし、応急処置として緊急止水を行うなどの初期対応業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、夜間や休日等における屋内の給水装置の修繕依頼について、メータ筐内漏水など当局の費用負担でもって行わなければならない修繕を営業センター・営業所にかわって行うものです。 お客さまからの当局への緊急修繕依頼に対しては、給水区域全域においていつでも円滑に対応する必要があります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、給水区域全域にわたって組合加入の工事店を有していることから、夜間や休日においても緊急修繕等に対応できる体制をとることが可能であり、また、従来より修繕受付窓口である修繕センターを設置・運営するなど優れた技術力を活かして、良好かつ豊富な実績をあげており、本件業務を給水区域全域にわたって円滑かつ確実に履行する体制が整備されている唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	逆流防止機能付止水栓取替昼間施工 1件当たり24,600円（税抜き）ほか14件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 営業課 です。

電話番号　　052-972-3735

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	検針困難メータ等改良業務委託（単価契約）
契約の概要	水道料金の算定に不可欠なメータ検針に際して、定期的な検針が大変困難な状況にあるお客さまの敷地内の水道メータについて、メータ取付状態などを改良する業務及び鉛製給水管の解消に伴いメータの移設をする業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、屋内給水装置を改良する業務であり、給水装置工事に関して必要な知識及び技能を有する本市の指定給水装置工事事業者（以下「工事店」という。）が行う必要があります。 また、本業務の遂行にあたっては、断水を伴うなどお客さまにご不便をおかけする作業であるため、お客さまに対して特に十分な説明をした上で実施する必要があります。さらに、施工不良による漏水などが起きないよう確実な作業を給水区域全域を対象に行える事業者に施工を行わせる必要があります。 名古屋市指定水道工事店協同組合（官公需適格組合）は、組合加入の多数の工事店を有し、施工難易度が高い場合でも相互の工事店が連携することにより確実な業務の履行ができます。また、給水区域内の各地に工事店が存在し、全域にわたった円滑な施工ができます。さらに、お客さまへの説明から施工までの一連の業務を丁寧にかつ確実に履行する体制が整備されている唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋市指定水道工事店協同組合
契約金額（円）	ビニル管布設工13粍（砂）1メートル当たり7,690円（税抜き）ほか83件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号　　052-353-8637

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	指定給水装置工事事業者及び排水設備指定業者の登録等事務委託（単価契約）
契約の概要	本業務は、愛知県における広域化・共同化に向けた取り組みとして、各事業体が行っている給水装置（水道）及び排水設備（下水道）における指定工事店の登録等事務の受付から書類審査までの業務を、本市において一括して実施することとし、これを委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、受付や審査に係る給水装置や排水設備に関する知識と経験が求められるのはもとより、本業務が行政処分である工事店の指定の基礎となるものであることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、行政機関と同様の公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	指定給水装置工事事業者新規指定 1件当たり2,800円（税抜き）ほか9件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 営業課 です。

電話番号　　052-972-3736

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	排水設備現場確認業務委託（単価契約）
契約の概要	本業務は、お客さまの申請により指定排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）が施工した排水設備工事が、当局の基準どおりに施工されているかを現場確認する業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市下水道事業に精通していることや、排水設備全般に関する専門知識を備えている必要があります。また、現場確認した結果が、指定工事店に対する当局からの指導や処分（指定工事店資格の停止・取消など）の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	排水設備現場確認 1件当たり10,600円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号　　052-972-3737

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	料金課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	公共下水道接続勧奨業務委託
契約の概要	本業務は、公共下水道供用開始の告示済区域で、下水道未接続のお宅を訪問し、浄化槽等の使用から公共下水道を使用していただくよう、切替工事を要請する業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市下水道事業に精通していることや、排水設備全般に関する専門知識を備えている必要があります。また、本業務は、下水道法に基づき行う業務であり、その勧奨結果は、当局がお客さまに行う指導や措置命令等の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	8,434,800円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 料金課 です。

電話番号　　052-350-2204

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	貯水槽水道台帳システム保守業務委託
契約の概要	貯水槽水道台帳システム（以下「本システム」という。）は、貯水槽水道点検指導業務に関して、計画の策定・点検結果の管理および各種統計帳票出力等の処理を行い、業務全般に関して効率化・正確化及び迅速化を図っています。本件は、本システムを効率的かつ安定的に稼動させるため、保守業務委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	日本電子計算株式会社名古屋支店は貯水槽水道台帳システムの開発事業者であり、障害発生時の原因究明と復旧を迅速に行い、現行プログラムの変更・修正等を確実に遂行することができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	日本電子計算株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	4,518,250円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号　　052-972-3647

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	グリース阻集器維持管理適正化業務委託
契約の概要	本業務は、油脂などの流出による下水道管の閉塞や公共用水域の汚濁の未然防止を図るため、飲食店などに対してグリース阻集器の適正管理について働きかけを行う業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市下水道事業に精通していることや、排水設備全般に関する専門知識を備えている必要があります。また、飲食店などに対し、必要に応じてグリース阻集器の構造や維持管理に関する改善の働きかけを行い、その結果が当局からの指導の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	20,020,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号　　052-972-3737

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	小規模貯水槽水道点検業務委託
契約の概要	本業務は、受水槽の有効容量が10㎥以下の小規模貯水槽水道について、設置者または管理者立会いのもとで実施する点検及び水質検査等業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市水道事業に精通していることや、給水装置全般に関する専門知識を備えているとともに、貯水槽水道の点検及び水質検査等を実施する技術を有する必要があります。また、点検結果は貯水槽水道の設置者又は管理者に対する指導・助言・勧告の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	73,260,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号　　052-972-3647

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	地下排水槽臭気改善促進業務委託
契約の概要	本業務は、地下排水槽に起因する悪臭（ビルピット臭気）の解消および未然防止を図るため、既設の地下排水槽における臭気調査を行うとともに、ビル管理者へ改善を働きかける業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、本市下水道事業に精通していることや、排水設備全般に関する専門知識を備えている必要があります。また、施設所有者や管理者に対し、必要に応じて地下排水槽の構造や維持管理に関する改善の働きかけを行い、その結果が当局からの指導の根拠となることから、行政機関と同様の公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、本業務の履行に必要な能力を保持した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保した上で本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	7,975,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号　　052-972-3737

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課量水器事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和７年度自動検針用メータ通信端末取替委託
契約の概要	自動検針用メータの電話回線を利用した自動検針装置の廃止に伴い、無線を利用した通信方式で自動検針を継続するために、電話回線用通信装置から無線通信を使用した無線通信端末への取替を行うものです。電話工事の資格及びメータ内部の電子機器についての知識・技能が必要な作業を行います。
契約の相手方を選定した理由	本件は自動検針用メータの電話回線を利用した自動検針装置の廃止に伴い、無線を利用した通信方式で自動検針を継続するために、電話回線用通信装置から無線通信を使用した無線通信端末への取替を行うものです。当該作業においては、通信用機器の交換、配線接続、データ設定、調整及び試験を行う必要がありますが、これらを行うことが出来るのは当該水道メータの製造者である愛知時計電機株式会社名古屋支店に限られるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	愛知時計電機株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	9,922,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課量水器事務所 です。

電話番号　　052-353-8637

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	工務課
契約締結日	令和7年4月23日
件名	西古渡幹線下水道設計業務委託（その２）
契約の概要	管路詳細設計　推進工法　中大口径　　L=80m 開削工法　φ1000　　L=80m 特殊マンホール　　２箇所
契約の相手方を選定した理由	本件は、中川区露橋二丁目付近の西古渡幹線下水道設計業務委託の一部について、詳細設計の再検討を委託するものです。再検討区間の下水管は、地表面に線路があり、開削工法ができないため、維持管理上負担の大きい伏越し構造で設計していました。しかし、令和６年に当該線路が廃止されたため、設計内容の再検討が必要になりました。一方で、既に公園・道路を工事区域とする１期工事が施工中であり、再検討を行う工事はその工事区域を引き継ぐため、再検討に時間がかかると公園・道路の占用期間が延び、市民生活への影響が大きくなる他、交通規制等に追加費用が生じます。 中央コンサルタンツ株式会社は当初の設計業務委託の受託業者であり、設計内容に精通しており、検討期間の短縮が可能です。当該事業者以外の者への発注は、期間の短縮を始め、経費の削減、業務の円滑な実施の面でも不利となるため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第６号
契約の相手方	中央コンサルタンツ株式会社
契約金額（円）	11,880,000 円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 工務課 です。

電話番号　　052-972-3778

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	配水課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	配水ブロック情報管理システム運用保守業務委託
契約の概要	本件は、配水ブロック情報管理システムのシステム保守管理を委託するものです。主な業務内容は、システム障害発生時の対応やシステムの稼働状況の確認のためのソフトウェアの点検、及び測定データのバックアップなどになります。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、三菱電機株式会社が開発したパッケージソフトをベースにカスタマイズを行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの保守業務ができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	三菱電機株式会社　中部支社
契約金額（円）	4,400,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 配水課 です。

電話番号　　052-972-3685

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	配水課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東部管路センター始め４か所ガス空調設備保守点検委託
契約の概要	本件は、東部管路センター、北部管路センター、西部管路センター、南部管路センターの空調設備であるガスヒートポンプエアコンの保守点検を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	ガス空調設備を常時遠隔監視することで、異常発生時に迅速な対応ができ、また運転時間に応じて必要な定期点検等も適切な時期に行うことができます。東邦瓦斯株式会社　業務用計画部は、遠隔監視が可能な唯一の事業者であるため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号
契約の相手方	東邦瓦斯株式会社　業務用計画部
契約金額（円）	3,344,110円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 配水課 です。

電話番号　　052-972-3682

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	管路工事調整課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	測量標等保全業務における監督補助等業務委託
契約の概要	本業務は、上下水道工事に伴う測量標等（道路の境界・中心を明示する鉄鋲等）の保全を円滑に実施するため、測量業者が履行する保全業務の監督補助業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、道路上で実施する上下水道工事の内容を熟知するとともに、当局の測量標等保全業務に関する総合的な知識と経験が必要とされます。また、本業務では当局職員の監督補助として、測量業者が作成した成果図書類の内容を確認・精査しますが、その情報をもとに当局が測量業者に対して必要な指導を実施することから、公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、上下水道工事の内容や測量標等保全業務に精通した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保したうえで本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	24,640,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 管路工事調整課 です。

電話番号　　052-972-3692

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	管路工事調整課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	道路掘削跡復旧工事監督補助業務委託
契約の概要	本業務は、監督業務の充実と効率化を目的として、管路部及び営業部における道路掘削跡復旧工事の監督補助業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、道路利用者の安全や工事の品質を確保するため、道路上での占用工事に関する総合的な知識と経験が必要とされます。また、本業務では当局職員の監督補助として、現場の施工状況を確認・把握しますが、その情報をもとに当局が施工業者に対して指導を実施することから、公正性・公平性が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、工事の施工管理に精通した社員を有し、かつ、公正性・公平性を確保したうえで本業務を遂行することができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	154,550,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 管路工事調整課 です。

電話番号　　052-972-3782

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	スカム等処理委託（単価契約）
契約の概要	本業務は、当局の水処理センター、ポンプ所、下水管路施設等において発生するスカム、沈砂、オイルボール及びラード等の焼却処理を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	産業廃棄物処分業許可を持つ焼却処理設備保有の事業者のうち、本業務の実施に必要な１日 当たりの最大処理能力約70トンの設備を有し、かつ、年間1,160トン程度の搬入数量に対応でき、 焼却設備を複数有することで安定的かつ柔軟に受入れ可能な事業者を近隣で調査したところ、豊 田ケミカルエンジニアリング株式会社のみであるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社
契約金額（円）	スカム処理委託費１ｔ当たり60,600円（税抜き）ほか３件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	汚泥焼却灰セメント利用委託（その２）（単価契約）
契約の概要	本委託は汚泥焼却灰を処理し、セメント原料に再資源化するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である汚泥焼却灰を埋立処分するのではなく、環境保全への取り組みとして再資源化して有効活用することにあります。この場合にも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、監督官庁の許可が必要となります。また、当局から毎年、多量に発生する汚泥焼却灰を環境に配慮しながら安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量を処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、震災等の不測の事態に備え、名古屋市近隣だけでなく、日本海側で名古屋市から比較的近い場所に施設を有する事業者とも契約しておく必要、及び、施設停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、汚泥焼却灰の引き受け可能な者は3者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの1者である住友大阪セメント株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	住友大阪セメント株式会社　岐阜工場
契約金額（円）	セメント利用委託費１ｔ当たり14,200円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	汚泥焼却灰セメント利用委託（その３）（単価契約）
契約の概要	本委託は汚泥焼却灰を処理し、セメント原料に再資源化するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である汚泥焼却灰を埋立処分するのではなく、環境保全への取り組みとして再資源化して有効活用することにあります。この場合にも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、監督官庁の許可が必要となります。また、当局から毎年、多量に発生する汚泥焼却灰を環境に配慮しながら安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量を処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、震災等の不測の事態に備え、名古屋市近隣だけでなく、日本海側で名古屋市から比較的近い場所に施設を有する事業者とも契約しておく必要、及び、施設停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、汚泥焼却灰の引き受け可能な者は3者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの1者である敦賀セメント株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	敦賀セメント株式会社
契約金額（円）	セメント利用委託費１ｔ当たり17,500円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	汚泥焼却灰セメント利用委託（単価契約）
契約の概要	本委託は汚泥焼却灰を処理し、セメント原料に再資源化するものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である汚泥焼却灰を埋立処分するのではなく、環境保全への取り組みとして再資源化して有効活用することにあります。この場合にも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、監督官庁の許可が必要となります。また、当局から毎年、多量に発生する汚泥焼却灰を環境に配慮しながら安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量を処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、震災等の不測の事態に備え、名古屋市近隣だけでなく、日本海側で名古屋市から比較的近い場所に施設を有する事業者とも契約しておく必要、及び、施設停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、汚泥焼却灰の引き受け可能な者は3者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの1者である太平洋セメント株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	太平洋セメント株式会社
契約金額（円）	セメント利用委託費１ｔ当たり17,300円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3669

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	浄水管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	脱水ケーキセメント利用委託（その２）（単価契約）
契約の概要	本件は、浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について排水処理施設で脱水ケーキにしたものを、セメントの原料として再資源化し有効活用する委託を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である脱水ケーキを埋め立てなどにより処分するのではなく、セメント原料として再資源化し有効活用をすることにあります。その場合も、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、その処理には監督官庁の許可が必要になります。当局から毎年、発生する脱水ケーキを安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量を処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、処理施設の停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、排出事業所の近隣において、当該脱水ケーキの引き受けが可能である者は2者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの１者である太平洋セメント株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	太平洋セメント株式会社
契約金額（円）	脱水ケーキセメント利用工（無薬注ケーキ）１ｔ当たり14,000円（税抜き）ほか１件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 浄水管理課 です。

電話番号　　052-972-3795

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	浄水管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	脱水ケーキセメント利用委託（単価契約）
契約の概要	本件は、浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について排水処理施設で脱水ケーキにしたものを、セメントの原料として再資源化し有効活用する委託を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本委託の目的は、産業廃棄物である脱水ケーキを埋め立てなどにより処分するのではなく、セメント原料として再資源化し有効活用をすることにあります。その場合も、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制を受け、その処理には監督官庁の許可が必要になります。当局から毎年、発生する脱水ケーキを安定的にセメント原料として有効活用するためには、一定量を処理できる技術と設備を有していることが条件となります。 また、リスク分散の観点から、処理施設の停止等に備え、複数者と契約しておく必要があります。 上記条件を満たす事業者のうち、排出事業所の近隣において、当該脱水ケーキの引き受けが可能である者は2者あるところ、リスク分散の観点からその全者と契約する必要があります。 本件は、そのうちの１者である住友大阪セメント株式会社岐阜工場と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	住友大阪セメント株式会社　岐阜工場
契約金額（円）	脱水ケーキセメント利用工（無薬注ケーキ）１ｔ当たり 8,000円（税抜き）ほか１件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 浄水管理課 です。

電話番号　　052-972-3795

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	宝神リサイクルセンタースクリーンかす運搬委託（単価契約）
契約の概要	宝神リサイクルセンターにて洗浄したスクリーンかすを一般廃棄物として環境局（富田工場・五条川工場）に運搬するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件を履行するにあたって、２つの条件を満たす必要がある。 ①名古屋市から一般廃棄物収集運搬の許可を有していること。 ②ホッパーから廃棄物を搬出する際に周囲への散乱を防ぐために、１０ｔ程度の車両を有していること。 これらの条件を満たす事業者を調査した結果、該当事業者は株式会社笹野運輸のみであったため、随意契約を締結するものである。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社笹野運輸
契約金額（円）	スクリーンかす運搬１ｔ当たり40,000円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3667

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	浄水管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	流達予測シミュレーション保守業務委託
契約の概要	本件は、流達予測シミュレーションの運用にあたり、必要な保守業務の委託を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	株式会社建設技術研究所中部支社は流達予測シミュレーションの開発事業者であり、障害発生時の原因究明と復旧を迅速に行い、現行プログラムの変更・修正等を確実に遂行することができるのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社建設技術研究所　中部支社
契約金額（円）	3,454,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 浄水管理課 です。

電話番号　　052-972-3795

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	工業用水道量水器保守等業務委託(単価契約)
契約の概要	本業務は、工業用水道の量水器（流量計）について、毎月の機器動作確認、保守点検及び使用量の確認を行うものです。 また、年間を通じて特に重要な機器の不具合が生じた際の対応業務も行います。
契約の相手方を選定した理由	本業務の対象となる工業用水道の量水器（流量計）は、愛知時計電機株式会社製であり、本業務の遂行にあたっては同社の専用ソフト及び製品特有の技術が必要です。 愛知時計電機株式会社名古屋支店は、本業務を確実に行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	愛知時計電機株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	第１種契約量水器保守　1件当たり52,000円（税抜き）ほか21件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局　　施設管理課　　です。

電話番号　　052-972-3790

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	重油類等供給委託（単価契約）
契約の概要	下水道施設においては、排水ポンプや下水汚泥焼却炉等の燃料用重油類の供給を委託するものです。また、水道施設においては、非常用発電機設備の燃料用重油類の供給を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	当局下水道施設には、雨水ポンプ所を始めとして降雨時など緊急に重油類の供給が必要となる施設及び下水・汚泥処理のために常時重油類が必要な施設が63か所あります。水道施設においても３浄水場と鳴海配水場、志段味配水場、平和公園配水場、朝日取水場を合わせて7か所に停電時等非常用発電機設備があります。所在地は市内外一円に点在しているとともに、各施設における重油類の収容能力には差があります。 このような環境において、質・量ともに安定して重油類を供給できる事業者は、市内外一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合（官公需適格組合）のみであることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	重油（特Ａ）大口ディーゼル機関用、ガスタービン発電機用 １ｋＬ当たり 122,000円（税抜）ほか３件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）（４～７月）
契約の概要	本件は、浄水場の浄水処理において凝集処理作業に使用するもので、緊急で4か月分を購入するものです。
契約の相手方を選定した理由	本件は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの納入期間を定め一般競争入札を行いましたが、入札者のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がありませんでした。 当該工業薬品は浄水場の凝集処理作業に必要な薬品ですが、改めて競争入札に付す時間がありません。従って、「緊急の必要により競争入札に付すことができないとき」に該当するため、改めて競争入札に付すまでの最短期間分を、複数の事業者から見積りを徴収したうえで最低の価格の事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第５号
契約の相手方	中部クリーン株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	水道用ポリ塩化アルミニウム 1t当たり46,300円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3769

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	八剣ポンプ所始め１７箇所運転管理等業務委託
契約の概要	本業務は、八剣ポンプ所を遠方監視拠点として、宝神水処理センター、山崎水処理センター所管の雨水ポンプ所等施設１７箇所の運転管理業務や汚水中継ポンプの保守点検業務等を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、遠方監視体制を前提としたきめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 また、汚水中継ポンプは、故障や停電の発生が市民の下水道利用の停止に直結する施設であり、その運転管理業務は、年間を通じ２４時間体制による、きめ細かな点検管理による高い信頼性が求められるとともに、停電などの緊急対応時には関連事業者との連携のもと迅速かつ適切な対応が要求される総合的な管理能力が必要となる業務です。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、雨水ポンプ所及び汚水中継ポンプの運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	213,400,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局施設管理課　　です。

電話番号　　052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	鳴海改良土センター管理調整業務委託
契約の概要	本業務は、下水道工事から発生する掘削土を埋戻材として再生させるため、下水汚泥焼却灰を土質改良材として添加することにより改良土を製造する鳴海改良土センターの管理調整業務を委託するもので、施設の運転生産管理・整備保全と改良土の品質管理等を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の遂行にあたっては、受け入れる掘削土の性状、最適な生石灰及び焼却灰の添加率、改良土の性状等に関する知識と製造技術を必要とするとともに、掘削土の運搬予定量や時期、焼却灰の搬入予定量等を計画・管理し、迅速かつ適切に対応できることが必要です。 また、事業の継続的運営のため設備の計画的な保全と補修・整備工事も提案できる等、総合的なマネジメント能力が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当該改良土センターの管理調整業務の実績を有し、施設の構造・機能を熟知しており、土量管理及び焼却灰受入量等調整などの総合的なマネジメント能力に優れ、確実な業務執行が可能な唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	103,400,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	春日井浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	春日井浄水場構内発生土積込委託（単価契約）
契約の概要	本件は、春日井浄水場排水処理施設で発生する脱水ケーキ（浄水発生土）の積み込みを行うものです。
契約の相手方を選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した森実運輸株式会社による積み込みを脱水ケーキを受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	森実運輸株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	発生土積込工（脱水ケーキ積込）１日当たり 152,000円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 春日井浄水場 です。

電話番号　　0568-81-8924

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	春日井浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	春日井浄水場排水処理施設脱水ケーキ運搬委託（単価契約）
契約の概要	本件は、春日井浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について排水処理施設で脱水ケーキにしたものを、セメントの原料として再資源化する工場へ運搬するものです。なお、セメントの原料として再資源化する業務は、別途契約します。
契約の相手方を選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した株式会社油研による運搬を春日井浄水場から発生する脱水ケーキを受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社油研
契約金額（円）	脱水ケーキ運搬工Ａ（ホッパー搬出） １ｔ当たり 7,500円（税抜き）ほか１件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 春日井浄水場 です。

電話番号　　0568-81-8924

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	春日井浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	春日井浄水場始め３箇所警備委託
契約の概要	本件は、春日井浄水場、鳥居松沈澱池及び犬山取水場に設置してある機械警備システム（ショックセンサー、赤外線センサー等）を利用し、警備、機器の保守及び警備システム整備の委託を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	機械警備業務は、使用する機械装置と警備業務が一体不可分です。機械の老朽化状況等を調査したところ、充分に継続使用が可能であり、これをこのまま使用することで、新たに入札に付して機器を設置するよりも大幅な経費の節減が見込めることから、株式会社全日警名古屋支社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第６号
契約の相手方	株式会社全日警　名古屋支社
契約金額（円）	9,651,400円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 春日井浄水場 です。

電話番号　　0568-81-8924

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	春日井浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	春日井浄水場排水処理設備保守運転委託
契約の概要	本件は、春日井浄水場の排水処理設備の保守及び運転を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	浄水場の排水処理設備は、継続的に浄水処理を行うために不可欠な設備であり、確実な運転管理が必要です。 また、本設備は、メタウォーター株式会社により製作、設置されたものであり、その構成部品は特殊製品が多く、汎用性のないものが多数を占めております。 メタウォーターサービス株式会社は、本設備の保守及び運転に必要な技術をメタウォーター株式会社から受け継いでおり、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	メタウォーターサービス株式会社
契約金額（円）	33,000,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 春日井浄水場 です。

電話番号　　0568-81-8924

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	鍋屋上野浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	猪高配水場始め８箇所警備委託
契約の概要	本件は、猪高配水場、中川西配水場、瑞穂配水場、平和公園配水場、極楽増圧ポンプ所、望が丘増圧ポンプ所、東谷高区増圧ポンプ所、および吉根配水塔の警備を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	機械警備業務は、使用する機械装置と警備業務が一体不可分です。機器の老朽化状況等を調査したところ、充分に継続使用が可能であり、これをそのまま使用することで、新たに入札に付して機器を設置するよりも大幅な経費の節減が見込めることから、セコム株式会社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第６号
契約の相手方	セコム株式会社
契約金額（円）	4,841,760円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 鍋屋上野浄水場 です。

電話番号　　052-721-1631

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	大治浄水場構内発生土積込委託（単価契約）
契約の概要	本委託は、大治浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について排水処理で脱水ケーキにしたものを、培養土等に有効活用する工場へ運搬する車両へ積み込む作業を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した森実運輸株式会社による積み込みを脱水ケーキを受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	森実運輸株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	発生土積込工　脱水ケーキ１日当たり 152,000円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号　　052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	大治浄水場排水処理施設脱水ケーキ運搬委託（単価契約）
契約の概要	本件は、大治浄水場の浄水処理の過程で発生する汚泥について、排水処理施設で脱水ケーキにしたものを、セメントの原料として再資源化する工場へ運搬するものです。なお、セメントの原料として再資源化する業務は、別途契約します。
契約の相手方を選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した株式会社油研による運搬を大治浄水場から発生する脱水ケーキを受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社油研
契約金額（円）	脱水ケーキ運搬工　ヤード搬出（積込共）１ｔ当たり 9,700円 （税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号　　052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	大治浄水場始め4箇所警備委託
契約の概要	本件は、大治浄水場、朝日取水場、工業用水道辰巳浄水場及び工業用水道児玉浄水場に設置してある装置（赤外線センサー、監視通報装置等）を利用する機械警備委託を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	機械警備業務は、使用する機械装置と警備業務が一体不可分です。機器の老朽化状況等を調査したところ、充分に継続使用が可能であり、これをそのまま使用することで、新たに入札に付して機器を設置するよりも大幅な経費の削減が見込めることから、株式会社全日警　名古屋支社と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第６号
契約の相手方	株式会社全日警　名古屋支社
契約金額（円）	4,435,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号　　052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	大治浄水場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	大治浄水場排水処理設備保守運転委託
契約の概要	本件は、大治浄水場の排水処理設備の保守及び運転を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	浄水場の排水処理設備は、継続的に浄水処理を行うために不可欠な設備であり、確実な運転管理が必要です。 また、本設備はメタウォーター株式会社により、制作、設置されたものであり、その構成部品は特殊製品が多く、汎用性のないものが多数を占めております。 メタウォーターサービス株式会社は、本設備の保守及び運転に必要な技術をメタウォーター株式会社から受け継いでおり、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	メタウォーターサービス株式会社
契約金額（円）	34,540,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 大治浄水場 です。

電話番号　　052-444-2651

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	三階橋ポンプ所始め１１箇所運転管理等業務委託
契約の概要	本業務は、三階橋ポンプ所を遠方監視拠点として、名城水処理センター、守山水処理センター所管の雨水ポンプ所施設等１１箇所の運転管理業務等を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、遠方監視体制を前提としたきめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、雨水ポンプ所の運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	150,590,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	北部水処理事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	守山水処理センター膜分離活性汚泥法設備運転管理業務委託
契約の概要	本件は、守山水処理センターの膜分離活性汚泥法設備の運転管理業務を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務の対象となる設備は、下水高度処理方法の一つである、嫌気無酸素好気法での膜分離活性汚泥法を採用しており、本設備と同種同規模のものは他にはありません。 また、本設備は、株式会社クボタにより製作、設置されたものであり、その構成部品は特殊製品が多く、汎用性のないものが多数を占めております。 クボタ環境エンジニアリング株式会社は、本設備の運転管理に必要な技術を株式会社クボタから受け継いでおり、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	クボタ環境エンジニアリング株式会社　中部支店
契約金額（円）	26,300,000 円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 北部水処理事務所 です。

電話番号　　052-911-9245

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	東部水処理事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	柴田汚泥処理場焼却灰運搬委託（その２）（単価契約）
契約の概要	当局では環境保全の取り組みとして、下水処理にともなって発生する汚泥の処分量を減らすために汚泥を焼却し、セメントや改良土の原料、固形燃料化物の肥料として有効利用しています。本委託は、柴田汚泥処理場から発生する汚泥焼却灰を有効利用先である再資源化工場にセメント原料として運搬するものです。
契約の相手方を選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した沢田運送株式会社による運搬を汚泥処理場から発生する焼却灰を受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	沢田運送株式会社
契約金額（円）	柴田汚泥処理場焼却灰１ｔ当たり 8,905円（税抜き）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 東部水処理事務所 です。

電話番号　　052-611-3443

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	柴田汚泥処理場始め１０箇所運転管理等業務委託
契約の概要	本業務は、水処理過程において発生する汚泥を処理する柴田汚泥処理場の運転管理業務及び柴田汚泥処理場を監視拠点として、柴田水処理センター及び所管ポンプ所等８箇所の運転管理業務等を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、遠方監視体制を前提としたきめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 汚泥処理は、市内３箇所で集約処理をしており、当局の水処理ネットワークの一部を構成し、汚泥の処理状況の良否がすべての水処理センターの運転管理に影響を及ぼすため、総合的な運転管理能力を必要とするとともに、緊急時の迅速かつ適切な対応が求められる業務です。 水処理センターは、快適な市民生活と公共用水域の環境を守る重要な施設であり、良好な水処理を維持し、処理状況の変化や降雨に応じた適切な対応が求められます。 柴田汚泥処理場と柴田水処理センターは同一構内にあり、これらの運転管理業務は密接に関係しており、同所から所管ポンプ所も含めて一体的に運転管理することが求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、雨水ポンプ所、汚泥処理場及び水処理センターの一体的な運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	556,600,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局施設管理課　　です。

電話番号　　052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	富田ポンプ所始め１１箇所運転管理等業務委託
契約の概要	本業務は、富田ポンプ所を遠方監視拠点として、打出水処理センター、岩塚水処理センター所管の雨水ポンプ所施設１１箇所の運転管理業務等を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、遠方監視体制を前提としたきめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、雨水ポンプ所の運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	152,460,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	露橋水処理センター始め２箇所運転管理業務委託
契約の概要	本業務は、露橋水処理センター（場内ポンプ所含む）及び堀留水処理センターの運転管理業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	雨水ポンプ所は、市民の安心・安全を守る重要な公的役割を担う施設で、その運転管理業務は、きめ細かな点検管理による高い信頼性と降雨状況に応じた迅速かつ適切な対応が要求されるとともに、機能維持のための各種機器を総合的に管理できる能力が求められる業務です。 水処理センターは、快適な市民生活と公共用水域の環境を守る重要な施設であり、良好な水処理を維持し、処理状況の変化や降雨に応じた適切な対応が求められます。 露橋水処理センターは場内に雨水ポンプ所を有し、また堀留水処理センターを遠方監視しているため、緊急対応時には迅速かつ適切な対応が必要になります。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当局施設の運転管理業務に精通した社員を有し、当局施設の構造・機能を熟知しているとともに、場内雨水ポンプ所・遠方監視も含めた水処理センターの運転管理実績及び緊急対応実績があり、高い水準の運転管理技術やノウハウを有しており、本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	263,500,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	南部水処理事務所
契約締結日	令和7年4月1日
件名	柴田汚泥処理場始め２箇所焼却灰運搬委託（単価契約）
契約の概要	当局では環境保全の取り組みとして、下水処理にともなって発生する汚泥の処分量を減らすために全量を焼却するとともに、改良土、セメント、タイルなどの原料として有効利用しています。 本委託は、柴田汚泥処理場、山崎汚泥処理場から発生する汚泥焼却灰を有効利用先である再資源化工場にセメント原料として運搬するものです。
契約の相手方を選定した理由	搬入先である再資源化工場は、工場内の生産管理上の事情等に精通した株式会社油研による運搬を汚泥処理場から発生する焼却灰を受け入れる条件としているため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
契約の相手方	株式会社油研
契約金額（円）	柴田汚泥処理場焼却灰運搬１ｔ当たり13,300円（税抜き）ほか１件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 南部水処理事務所 です。

電話番号　　052-691-3992

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	山崎汚泥処理場管理業務委託
契約の概要	本業務は、水処理過程において発生する汚泥を処理する山崎汚泥処理場の運転管理及び、維持管理（機器整備を含む。）並びに設備の整備計画や薬品・燃料の搬入計画の検討、関係課公所との運転調整などの総合的な施設運営管理業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	汚泥処理は、市内３箇所で集約処理をしており、当局の水処理ネットワークの一部を構成し、汚泥の処理状況の良否がすべての水処理センターの運転管理に影響を及ぼします。 本施設は、令和８年度に休止が予定されており、各種設備の老朽化が進む中で設備を安定的に稼働させる必要があります。 本業務の遂行にあたっては、総合的な運転管理能力を必要とするとともに、緊急時の迅速かつ適切な対応が求められます。また、各種機器に関する専門的な知識を備え、設備の計画的な保全と補修・整備工事を提案できる能力が求められます。 名古屋上下水道総合サービス株式会社は、当該汚泥処理場の管理実績を有し、施設の構造・機能を熟知しているとともに、関係課公所との処理汚泥量調整など緊急時に迅速かつ適切な対応が可能で、設備の計画的な保全や補修・整備工事等の確実な業務執行が可能な唯一の事業者であるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
契約の相手方	名古屋上下水道総合サービス株式会社
契約金額（円）	363,000,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号　　052-972-3666

随意契約の内容の公表

2025000533

局区	交通局
課	広報広聴課
契約締結日	令和7年3月21日
件名	「名古屋市交通局ハッチーキッズサイト」運営・保守業務委託
概要	「名古屋市交通局ハッチーキッズサイト」を常に安全で適切かつ良好な状態に保つとともに、お子さまに継続的に楽しんでいただくため、運営・保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、「名古屋市交通局ハッチーキッズサイト」の運営・保守業務を委託するもので、当該作業には「名古屋市交通局ハッチーキッズサイト」のプログラム等の詳細情報が必要である。株式会社ピコ・ナレッジは、「名古屋市交通局ハッチーキッズサイト」のプログラム等について著作権を有する開発元であり、当該プログラム等の詳細情報を公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社ピコ・ナレッジ
契約金額（円）	330,458(月額)

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局広報広聴課 です。
電話番号　052-972-3809

随意契約の内容の公表

2025000093

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	内部事務システムサーバーの賃借（再々リース）
概要	内部事務サーバーは令和７年３月末に再リースの履行期限を迎えるが、次期サーバーは令和7年度上半期稼働開始予定のため基幹システムである内部事務システムの運用を継続させるために再々リースを行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当局の庶務事務システムなどを稼働させている内部事務システムサーバーを再々リースするものである。当該サーバーは令和７年３月末に賃貸借期間が満了するが、次期内部事務システムサーバーは令和７年３月末に一部システムが稼働し、令和７年度上半期に全面稼働を予定している。内部事務システムの運用を継続させ、次期サーバーへの円滑かつ確実な移行を行うため、引き続き現行サーバーを賃借する必要があり、現行サーバーの賃貸借契約の相手方であるFLCS株式会社東海支店と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	FLCS株式会社　東海支店
契約金額（円）	6,782,952

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号　052-741-2440

随意契約の内容の公表

2025000442

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	財務会計システムの運用保守業務委託
概要	本件は、交通局財務会計システムの安定稼働のために、システムの運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、財務会計システムの運用保守業務を委託するもので、当該作業には財務会計システムのプログラムの詳細情報が必要となる。当局の財務会計システムは日本電気株式会社が著作権を有しており、プログラムの詳細情報を公開していないことから、本件は下記業者しか履行することができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	日本電気株式会社　東海支社
契約金額（円）	10,858,980

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号　052-741-2440

随意契約の内容の公表

2025000552

局区	交通局
課	技術管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	令和7年度営繕積算システムRIBC2　賃貸借
概要	営繕積算システムRIBC2を賃借するもの。
契約の相手方を選定した理由	一般財団法人建築コスト管理システム研究所は営繕積算システムRIBC2の開発、管理及び機能改善を行っており、またソフトウェアに関する著作権を保有し、詳細情報が公開されていないことから、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	一般財団法人建築コスト管理システム研究所
契約金額（円）	3,300,220

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局技術管理課 です。
電話番号　052-972-3924

随意契約の内容の公表

2025000100

局区	交通局
課	乗客誘致推進課
契約締結日	令和7年4月3日
件名	令和7年度ターゲット層別市バス・地下鉄利用促進事業業務委託
概要	「敬老パス利用者」「観光客」「市バス非利用者」に対し、市内の参加店舗を周遊し、市バス・地下鉄の利用を促進する3つの事業を一括して委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」又は「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有するものを条件に、公募型プロポーザルを実施した。 3者より企画提案書の提出があり、企画提案の内容等についてヒアリング審査をした結果、1位の者と随意契約を締結するもの。 1位　株式会社角川アスキー総合研究所　　211点 2位　株式会社JTB　名古屋事業部　　186点 3位　株式会社大広　名古屋支社　　184点 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社角川アスキー総合研究所
契約金額（円）	47,630,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局乗客誘致推進課 です。
電話番号　052-972-3816

随意契約の内容の公表

2025000229

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	定期券システムの保守業務委託
概要	本件は、定期券システムにおける定期券サーバの保守及び定期券発行機を含めたアプリケーション保守業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、定期券システムにおける定期券サーバの保守及び定期券発行機を含めたアプリケーション保守業務の委託を行うものであり、当該業務には定期券システムのプログラム等の詳細情報が必要となる。 株式会社日立製作所は定期券サーバ及び定期券発行機のプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報を公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社日立製作所　中部支社
契約金額（円）	7,997,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3855

随意契約の内容の公表

2025000302

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	クレジット対応券売機の設置駅拡大及び払戻機能等追加に伴う審査統計システム改修作業
概要	クレジット対応券売機の設置駅拡大及び払戻機能等の追加に伴う審査統計システムの対応改修作業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件はクレジット対応券売機の設置駅拡大及び払戻機能等の追加に伴う審査統計システムの対応改修作業を委託するものであり、当該業務には審査統計システムのプロブラム等の詳細情報が必要である。 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社　エンタープライズ営業部
契約金額（円）	28,743,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3868

随意契約の内容の公表

2025000392

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	審査統計システムの運用業務委託
概要	本件は、審査統計システムの安定稼働にかかる運用処理、乗車料集計業務、敬老パス等の運用処理及びサーバ機器等の管理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、審査統計システムの安定稼働にかかる運用処理、乗車料集計業務、敬老パス等の運用処理、サーバ機器等の管理、処理負荷が高い業務を行う際のサーバ資源管理及びバックアップ処理を行うもので、当該業務には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要である。 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社　エンタープライズ営業部
契約金額（円）	10,104,336

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3868

随意契約の内容の公表

2025000399

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	審査統計システムの業務支援委託
概要	本件は、月次帳票及び年次帳票出力の処理、収入増加・サービス向上に資する審査統計システム内データ分析の検討支援、出力帳票の小規模改修等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、月次帳票及び年次帳票出力の処理、収入増加・サービス向上に資する審査統計システム内データ分析等の検討支援、出力帳票の小規模な改修等を行うもので、当該業務には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要である。 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社　エンタープライズ営業部
契約金額（円）	3,296,282

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3868

随意契約の内容の公表

2025000437

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	審査統計システムの敬老福祉精算管理システム機器リプレースに伴う改修作業対応
概要	敬老福祉精算管理システム機器において使用しているサーバ、端末機等の機器類の更新に伴う改修業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、敬老福祉精算管理システム機器において使用しているサーバ、端末機等の機器類の更新に伴う改修業務を行うもので、当該業務には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要である。 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社　エンタープライズ営業部
契約金額（円）	29,282,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3868

随意契約の内容の公表

2025000462

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	愛知県新体育館の開業に伴う旅行者向け券売機機器改修業務委託
概要	本件は、令和7年度内の愛知県新体育館の開業に向けて、旅行者向け券売機において観光スポットから着駅を選択して切符購入を案内するサービスの画面案内の作成並びに機器改修作業を実施するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当局で導入済みの旅行者向け券売機の観光スポット案内機能に対して改修作業を委託するものであり、作業には当該機能を含めた機器全体の内部プログラム等に関する詳細情報が必要となる。 日本信号株式会社は旅行者向け券売機のプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は開発元が公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	日本信号株式会社　中部支店
契約金額（円）	6,908,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3855

随意契約の内容の公表

2025000520

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年3月17日
件名	フルマルチ券売機等にかかるクレジットカード決済システムの管理運営委託
概要	フルマルチ券売機等にかかるクレジットカード決済システムの管理運営を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、クレジットカード決済システムにおいて、クレジット決済データの管理、運営上のトラブル対応や障害発生時の保守業務等を委託するもので、当該作業にはクレジット決済システムの詳細情報が必要である。オムロンソーシアルソリューションズ株式会社は、クレジット決済システムのプログラム等について著作権を有する開発元であり、当該プログラム等の詳細情報を公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社　東京事業所
契約金額（円）	1,032,900(月額)

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3855

随意契約の内容の公表

2025000530

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	遺留品検索システムの運用保守業務委託
概要	遺留品検索システムの運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、遺留品検索システムの運用保守業務を委託するもので、当該作業には遺留品検索システムのプログラム等の詳細情報が必要である。アイテック阪急阪神株式会社は、遺留品検索システムのプログラム等について著作権を有する開発元であり、当該プログラム等の詳細情報を公開していないことから、本件業務は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	アイテック阪急阪神株式会社
契約金額（円）	3,432,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3818

随意契約の内容の公表

2025000558

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	マナカ中継システム運用保守業務委託
概要	マナカ中継システム運用保守を業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当局で導入済みのマナカシステムと接続する中継システムに対して運用保守の業務委託を行うものであり、作業にはシステム全体の内部プログラム等に関する詳細情報が必要となる。 株式会社日立製作所はマナカシステム及び中継システムのプログラム等の開発元であり、システムプログラム等の詳細情報は開発元が公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社日立製作所　中部支社
契約金額（円）	79,390,410

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号　052-972-3855

随意契約の内容の公表

2025000079

局区	交通局
課	管理課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	バスIC中継システム機器等の保守業務委託
概要	本件は、バスIC中継システムのサーバ運用及びネットワーク機器の保守点検業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、バスIC中継システムの運用及びネットワーク機器の保守点検等の業務を委託するものである。保守業務等にあたっては、詳細な技術情報が公開されておらず、当該システムを設計・製造した株式会社日立製作所　中部支社しか行うことができないため、下記業者と随意契約を行うものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社日立製作所　中部支社
契約金額（円）	4,911,720

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局管理課 です。
電話番号　052-972-3865

随意契約の内容の公表

2025000133

局区	交通局
課	自動車運転課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	バスターミナル案内等システム保守委託
概要	名古屋駅バスターミナルのバス運行案内システム及び栄バスターミナルの運行管理システムの点検並びに保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務の対象となる名古屋駅バスターミナルのバス運行案内システム及び栄バスターミナルの運行管理システムは、パナソニックコネクト株式会社が開発・製造設置したものであり、本業務に必要となる技術情報も公開されていないことから、下記業者と随意契約を行うものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	パナソニックコネクト株式会社　現場ソリューションカンパニー　中日本社
契約金額（円）	8,008,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車運転課 です。
電話番号　052-972-3871

随意契約の内容の公表

2025000486

局区	交通局
課	自動車運転課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	Ｄ－TEGジャパン製ドライブレコーダーの保守業務委託
概要	Ｄ－TEGジャパン製ドライブレコーダーの保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務を行うことができるのは、必要な技術情報が公開されていないことから、当該機器の製造元であるＤ－TEGジャパンの指定営業店である東海クラリオン株式会社のみであるため、同者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	東海クラリオン株式会社
契約金額（円）	7,377,161

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車運転課 です。
電話番号　052-972-3871

随意契約の内容の公表

2025000113

局区	交通局
課	自動車車両課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	レゾナント・システムズ製バス用装置の調整・修理及び部品の購入
概要	レゾナント・システムズ製のバス用装置（バス車内案内表示装置）の調整・修理及び部品を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局バス車両で使用しているレゾナント・システムズ製バス用装置（バス車内案内表示装置）は、㈱レゾナント・システムズが設計・開発・製造した機器であり、詳細な技術情報が公開されておらず、当該機器の修理及び補修部品の供給が可能なのは㈱レゾナント・システムズのみであるため、その指定営業店である株式会社富士エージェンシーと随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社富士エージェンシー
契約金額（円）	5,129,465

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車車両課 です。
電話番号　052-972-3882

随意契約の内容の公表

2025000528

局区	交通局
課	自動車車両課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	アリソン製オートマチックトランスミッション修理
概要	バス車両用のアリソン製オートマチックトランスミッションの修理を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局バス車両用のアリソン製オートマチックトランスミッションは、アリソントランスミッション社（Allison Transmission Inc. ）が設計・開発・製造した装置であり、詳細な技術情報が公開されておらず当該装置の修理を実施できるのはアリソントランスミッション社のみであるため、その指定営業店であるシナジー株式会社と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	シナジー株式会社
契約金額（円）	24,414,878

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車車両課 です。
電話番号　052-972-3882

随意契約の内容の公表

2025000175

局区	交通局
課	路線計画課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	バスダイヤ時刻表作成システムの改修
概要	Windows10のサポート終了に伴い、機器の更新及び、OSをWindows11に移行するもの。また、帳票出力機能等の改修を実施し業務の効率化を図るもの。
契約の相手方を選定した理由	現行のバスダイヤ時刻表作成システムは、NECネクサソリューションズ株式会社のパッケージソフトを基に、同者が名古屋市交通局仕様にカスタマイズを行い、システムとして整備したものである。下記業者は当該ソフトウェア等の開発元であり著作権を有していること、当該ソフトウェア等の詳細情報は開発元が公開していないことから、下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	NECネクサソリューションズ株式会社　中部支社
契約金額（円）	27,940,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局路線計画課です。
電話番号　052-972-3864

随意契約の内容の公表

2025000036

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	軌道検測車の運搬及び点検整備業務委託
概要	1号線及び2・4号線で使用している軌道検測車の運搬及び点検整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所が1号線及び2・4号線で使用している非接触型軌道検測車の運搬と点検整備を行うものである。軌道検測車は、軌道保守に使用する特殊車両であり、走行時の安全性のほか測定機器の詳細情報は製造元が公開していないことから、当該車両を製造したプラッサー＆トイラ―社の日本法人である日本プラッサー株式会社の指定営業店である伊岳商事株式会社しか履行できないため選定する。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	伊岳商事株式会社
契約金額（円）	7,436,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号　052-972-3888

随意契約の内容の公表

2025000038

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	建築限界測定台車の改造
概要	可動式ホーム柵設置に伴い、支障物センサー等に対する限界に対応するよう建築限界測定台車の改造を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所第3号線で使用している建築限界測定台車について、可動式ホーム柵設置に伴う支障物センサー等に対する限界に対応するよう改造を行うものである。建築限界車は、線路保守用の特殊車両で測定精度の正確性が求められる。当該建築限界車は東光産業株式会社が製造したもので、詳細な技術情報は製造元が公開していないことから、東光産業株式会社の指定営業店である東光機器サービス株式会社しか履行できないため選定する。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	東光機器サービス株式会社
契約金額（円）	2,585,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号　052-972-3888

随意契約の内容の公表

2025000431

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	軌道検測車年点検整備
概要	第3号線及び第6号線で使用する軌道検測車について、年点検整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所が第3号線及び第6号線で使用している非接触型軌道検測車の年点検整備を行うものである。軌道検測車は、軌道保守に使用する特殊車両であり、走行時の安全性のほか測定機器の詳細情報は製造元が公開していないことから、当該車両を製造した株式会社日立製作所の指定営業店である株式会社ヤシマキザイしか履行できないため選定する。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ　名古屋支店
契約金額（円）	11,671,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号　052-972-3888

随意契約の内容の公表

2025000563

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	軌道総合管理システム改修業務委託
概要	軌道事務所で保有している軌道総合管理システムについて、ネットワーク構築の変更に伴い改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所で保有している軌道総合管理システムの改修業務を委託するものである。現行の当該システムは、三井物産プロジェクトソリューション株式会社中部支社が開発を行い納入したものであり、著作権を有していること、プログラム等の詳細情報を公開していないことから、上記事業者しか改修業務を履行できないため選定する。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	三井物産プロジェクトソリューション株式会社　中部支社
契約金額（円）	24,090,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号　052-972-3888

随意契約の内容の公表

2025000290

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	金山駅始め27か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、金山駅始め27か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した㈱日立製作所より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている㈱日立ビルシステム以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム　中部支社
契約金額(円)	171,769,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000359

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	御器所駅エスカレーター健全度調査業務委託
概要	本件は、御器所駅エスカレーター1・2号機のトラス部材及びトラスの掛かり代部分の健全度調査を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務はエスカレーターの健全度の確認とともに部品取外し作業及び復旧作業を行うものであり、当該エスカレーターの内部構造に精通し、正常に運行できるよう適切な組付け調整を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した東芝エレベータ㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社　中部支社
契約金額（円）	5,064,576

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000378

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	東山公園駅始め3駅エスカレーター健全度調査業務委託
概要	本件は、東山公園駅エスカレーター1号機、東別院駅エスカレーター1号機、いりなか駅エスカレーター1号機、3号機のトラス部材、トラスの掛かり代部分の健全度調査を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務はエスカレーターの健全度の確認とともに部品取外し作業及び復旧作業を行うものであり、当該エスカレーターの内部構造に精通し、正常に運行できるよう適切な組付け調整を行う技術を必要とする。　当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した三菱電機㈱より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている三菱電機ビルソリューションズ㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　中部支社
契約金額（円）	6,463,600

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000419

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	岩塚駅始め9か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、岩塚駅始め9か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した日本エレベーター製造㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	日本エレベーター製造株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	12,604,900

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000432

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	太閤通駅始め１８駅昇降機保守整備等委託
概要	本件は、太閤通駅始め１８駅に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作したフジテック㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	フジテック株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	96,278,600

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000451

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	太閤通駅始め34か所総合監視盤点検整備委託
概要	本件は太閤通駅始め34か所に設置された総合監視盤（監視盤及び端末伝送装置）が常時円滑に運用でき、その機能を維持するため点検整備等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	総合監視盤の点検整備を行うには、当該総合監視盤の機能及び個別ソフトウェアの管理に関する専門知識を有する技術者を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該総合監視盤を設計・製作したアズビル㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社　ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額（円）	51,635,210

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000471

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	野並駅始め10か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、野並駅始め10か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該昇降機の設計・製作はシンドラーエレベータ㈱及び日本オーチス・エレベータ㈱であるが、前者の国内における昇降機保守事業は後者に移管され独自の技術情報が引き継がれている。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、日本オーチス・エレベータ㈱以外にないため、上記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社　中部支店
契約金額（円）	127,571,180

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000477

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	名古屋駅始め26か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、名古屋駅始め26か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した東芝エレベータ㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社　中部支社
契約金額（円）	158,361,313

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000479

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	栄駅始め55か所昇降機保守整備等委託
概要	本件は、栄駅始め55か所に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した三菱電機㈱より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている三菱電機ビルソリューションズ㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　中部支社
契約金額（円）	259,422,350

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000504

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	矢場町駅始め3駅総合監視盤点検整備委託
概要	本件は矢場町駅始め3駅に設置された総合監視盤（監視盤及び端末伝送装置）が常時円滑に運用でき、その機能を維持するため点検整備等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	総合監視盤の点検整備を行うには、当該総合監視盤の機能及び個別ソフトウェアの管理に関する専門知識を有する技術者を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該総合監視盤を設計・製作した富士電機㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	富士電機株式会社　中部支社
契約金額（円）	6,058,800

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000505

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	太閤通駅始め53駅可動式ホーム柵保守委託
概要	本件は、太閤通駅始め53駅に設置した可動式ホーム柵設備の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び部品交換に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	可動式ホーム柵の保守及び整備を行うには、当該可動式ホーム柵の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該可動式ホーム柵を設計・製作した日本信号㈱から独自の技術情報の開示を受けている中部日信電子㈱以外になく、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	中部日信電子株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	102,451,800

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000506

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	高畑駅始め26駅可動式ホーム柵保守委託
概要	本件は、高畑駅始め26駅に設置した可動式ホーム柵設備の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び部品交換に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	可動式ホーム柵の保守及び整備を行うには、当該可動式ホーム柵の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該可動式ホーム柵を設計・製作した㈱日立製作所から独自の技術情報の開示を受けている㈱日立パワーソリューションズ以外になく、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立パワーソリューションズ中部支店
契約金額(円)	71,711,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000511

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	中村公園駅始め7駅総合監視盤点検整備委託
概要	本件は中村公園駅始め7駅に設置された総合監視盤（監視盤及び端末伝送装置）が常時円滑に運用でき、その機能を維持するため点検整備等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	総合監視盤の点検整備を行うには、当該総合監視盤の機能及び個別ソフトウェアの管理に関する専門知識を有する技術者を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該総合監視盤を設計・製作した新菱冷熱工業㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	新菱冷熱工業株式会社　中部支店
契約金額（円）	8,199,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000513

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	高畑駅及び本陣駅昇降機保守整備等委託
概要	本件は、高畑駅及び本陣駅に設置した昇降機の定期点検、臨時点検、保守、定期検査、及び整備に関する業務を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の保守及び整備を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作したダイコー㈱以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	ダイコー株式会社　名古屋営業所
契約金額（円）	6,691,300

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000521

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	平安通駅可動式ホーム柵保守委託
概要	本件は、上飯田線平安通駅に設置した可動式ホーム柵設備の定期点検、臨時点検、保守、定期検査及び部品交換に関する業務をおこなうもの。
契約の相手方を選定した理由	可動式ホーム柵の保守及び整備を行うには、当該可動式ホーム柵の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該可動式ホーム柵を設計・製作した三菱電機㈱から独自の技術情報の開示を受けている三菱電機プラントエンジニアリング㈱以外になく、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社　中部本部
契約金額（円）	2,772,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000534

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	原駅及び平針駅エスカレーター健全度調査業務委託
概要	本件は、原駅エスカレーター1号機及び平針駅エスカレーター1号機のトラス部材及びトラスの掛かり代部分の健全度調査を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件業務はエスカレーターの健全度の確認とともに部品取外し作業及び復旧作業を行うものであり、当該エスカレーターの内部構造に精通し、正常に運行できるよう適切な組付け調整を行う技術を必要とする。　当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した㈱日立製作所より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている㈱日立ビルシステム以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム　中部支社
契約金額（円）	7,950,800

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000632

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年4月25日
件名	中村公園駅エレベーター1号機及び2号機整備委託
概要	本件は、アジア・アジアパラ競技大会の競技会場の最寄り駅及び歩道等（アクセスルート）のバリアフリー整備を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の部品交換を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術を必要とする。 当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した㈱日立製作所より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている㈱日立ビルシステム以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム　中部支社
契約金額（円）	2,156,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号　052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025000269

局区	交通局
課	電車車両課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	2000形車両行先表示器及び記号表示器の購入
概要	当局高速度鉄道第2・4号線2000形車両表示装置に使用している行先表示器及び記号表示器の購入をするもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第2・4号線車両表示装置に使用している行先表示器及び記号表示器は、表示装置を構成する機器の一部であり、既存の表示装置に適合する行先表示器及び記号表示器を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該行先表示器及び記号表示器を設計・開発・製造したコイト電工㈱しか行うことができないため、コイト電工㈱の指定営業店である㈱ヤシマキザイ　名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ　名古屋支店
契約金額（円）	19,896,800

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000280

局区	交通局
課	電車車両課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	2000形車両車内案内表示器の購入
概要	当局高速度鉄道第2・4号線2000形車両表示装置に使用している車内案内表示器を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第2・4号線2000形車両表示装置に使用している車内案内表示器は、表示装置を構成する機器の一部であり、既存の表示装置に適合する車内案内表示器は、詳細な技術情報が公開されておらず、当該車内案内表示器を設計・開発・製造したコイト電工㈱しか行うことができないため、コイト電工㈱の指定営業店である㈱ヤシマキザイ　名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ　名古屋支店
契約金額（円）	20,570,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000418

局区	交通局
課	電車車両課
契約締結日	令和7年4月24日
件名	6000形車両車内案内表示器の更新
概要	高速度鉄道第6号線6000形車両車内案内表示器をLCDに更新し、表示制御器のソフトウエアの改修をするもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第6号線6000形車両表示装置に使用している車内案内表示器及び表示制御器は、表示装置を構成する機器の一部であり、既存の表示装置に適合する車内案内表示器の更新及び表示制御器のソフトウエア改修を行うことは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該車内案内表示器及び表示制御器を設計・開発・製造したコイト電工㈱しか行うことができないため、コイト電工㈱の指定営業店である㈱ヤシマキザイ　名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社ヤシマキザイ　名古屋支店
契約金額（円）	16,874,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000182

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	幌布等の購入及び張替（藤が丘工場）
概要	当局高速度鉄道第１号線車両の連結部に使用している幌の幌布等の購入及び張替を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第１号線車両の連結部に使用している幌は、幌布及び幌骨等で構成されており、既存の幌骨に適合する幌布等を製造することは、寸法、形状・構造、強度などの詳細な技術情報が公開されておらず、幌布等を設計・開発・製造した㈱成田製作所しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社成田製作所
契約金額（円）	7,240,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000304

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	N1000形車両用空気ばね組立の購入
概要	当局高速度鉄道第1号線N1000形車両台車装置に使用している空気ばね組立を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線N1000形車両台車装置に使用している空気ばね組立は、台車装置を構成する部品の一部であり、既存の台車装置に適合する空気ばね組立を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該空気ばね組立を設計・開発・製造した日本車輌製造㈱しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本車輌製造株式会社
契約金額(円)	31,715,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000308

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	N1000形車両用ブレーキディスクの購入
概要	当局高速度鉄道第1号線N1000形車両ブレーキ装置に使用しているブレーキディスクを購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線N1000形車両ブレーキ装置に使用しているブレーキディスクは、ブレーキ装置を構成する部品の一部であり、既存のブレーキ装置に適合するブレーキディスクを製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該ブレーキディスクを設計・開発・製造した日本車輌製造㈱しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本車輌製造株式会社
契約金額（円）	22,572,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000345

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	1号線車両用軸ばねゴムの購入
概要	当局高速度鉄道第1号線車両台車装置に使用している軸ばねゴムを購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線車両台車装置に使用している軸ばねゴムは、台車装置を構成する部品の一部であり、既存の台車装置に適合する軸ばねゴムを製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該軸ばねゴムを設計・開発・製造した日本車輌製造㈱しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本車輌製造株式会社
契約金額(円)	3,968,800

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000450

局区	交通局
課	藤が丘工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	5050形冷暖房制御用継電器（5品目）の購入
概要	当局高速度鉄道第1号線5050形車両冷暖房制御器箱に使用している継電器（5品目）を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第1号線5050形車両冷暖房制御器箱に使用している継電器（5品目）は、冷暖房制御器箱を構成する部品の一部であり、既存の冷暖房制御器箱に適合する継電器（5品目）を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該継電器（5品目）を設計・開発・製造した三菱電機㈱しか行うことができないため、その指定営業店である㈱菱交　名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社菱交　名古屋支店
契約金額（円）	3,445,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000061

局区	交通局
課	名港工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	2000形ユニットクーラタワミダクトの購入
概要	当局高速度鉄道第2・4号線2000形車両ユニットクーラに使用しているユニットクーラタワミダクトを購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第2・4号線2000形車両ユニットクーラに使用しているユニットクーラタワミダクトは、ユニットクーラを構成する部品の一部であり、既存のユニットクーラに適合するユニットクーラタワミダクトを製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該ユニットクーラタワミダクトを設計・開発・製造した三菱電機(株)しか行うことができないため、三菱電機(株)の指定営業店である下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社菱交　名古屋支店
契約金額(円)	14,810,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000109

局区	交通局
課	名港工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	自動巻取フィルタ装置用ろ材の購入
概要	当局高速度鉄道第2・4号線車両の自動巻取フィルタ装置に使用しているろ材を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第2・4号線車両自動巻取フィルタ装置に使用しているろ材は、自動巻取フィルタ装置を構成する部品の一部であり、既存の自動巻取フィルタ装置に適合するろ材を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該ろ材を設計・開発・製造した日本バイリーン㈱しか行うことができないため、その指定営業店である美浜株式会社　名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	美浜株式会社　名古屋支店
契約金額（円）	16,456,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000111

局区	交通局
課	名港工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	幌布等の購入及び張替（名港工場）
概要	当局高速度鉄道第2・4号線車両の連結部に使用している幌布等の購入及び張替を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第2・4号線車両の連結部に使用している幌は、幌布及び幌骨等で構成されており、既存の幌骨に適合する幌布等を製造することは、寸法、形状・構造、強度などの詳細な情報が公開されておらず、幌布等を設計・開発・製造した㈱成田製作所しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社成田製作所
契約金額（円）	6,044,500

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000155

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	N3000形及び6050形車両用軸箱軸受始め2品目の購入
概要	当局高速度鉄道第3号線N3000形車両及び第6号線6050形車両台車装置に使用している軸箱軸受始め2品目を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線N3000形車両及び第6号線6050形車両台車装置に使用している軸箱軸受始め2品目は、台車装置を構成する部品の一部であり、既存の台車装置に適合する軸箱軸受始め2品目を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該軸箱軸受始め2品目を設計・開発・製造した日本精工㈱しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	日本精工株式会社　名古屋支社
契約金額（円）	20,931,081

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000338

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	幌布等の購入及び張替（日進工場）
概要	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両の連結部に使用している幌の幌布等の購入及び張替を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両の連結部に使用している幌は、幌布及び幌骨等で構成されており、既存の幌骨に適合する幌布等を製造することは、寸法、形状・構造、強度などの詳細な技術情報が公開されておらず、幌布等を設計・開発・製造した㈱成田製作所しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社成田製作所
契約金額（円）	6,922,300

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000351

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和7年4月1日
件名	主電動機PGセンサの購入
概要	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両主電動機に使用している主電動機PGセンサを購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線地下鉄車両主電動機に使用している主電動機PGセンサは、主電動機を構成する部品の一部であり、既存の主電動機に適合する主電動機PGセンサを製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該主電動機PGセンサを設計・開発・製造した三菱電機㈱しか行うことができないため、その指定営業店である㈱菱交　名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社菱交　名古屋支店
契約金額（円）	4,435,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000668

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和7年4月23日
件名	3050形及び6000形車両用軸箱軸受始め2品目の購入
概要	当局高速度鉄道第3号線3050形車両及び第6号線6000形車両台車装置に使用している軸箱軸受始め2品目を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線3050形車両及び第6号線6000形車両台車装置に使用している軸箱軸受始め2品目は、台車装置を構成する部品の一部であり、既存の台車装置に適合する軸箱軸受始め2品目を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該軸箱軸受始め2品目を設計・開発・製造した㈱ジェイテクトしか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社ジェイテクト　中日本支社
契約金額（円）	10,699,735

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号　052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025000084

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	金山駅始め４駅連動装置保守端末購入及び取替（設備更新）
概要	本件は、金山駅、ナゴヤドーム前矢田駅、砂田橋駅及び名古屋大学駅に設置されている連動装置の保守端末（ファクトリーコンピュータ）及び周辺機器を購入し、取替えるとともにソフトウェアの更新を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、金山駅、ナゴヤドーム前矢田駅、砂田橋駅及び名古屋大学駅に設置されている連動装置の保守端末（ファクトリーコンピュータ）及び周辺機器を購入し、取替えるとともにソフトウェアの更新を行うものである。保守端末は、連動装置を構成する機器の一部であり、取替えにあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該連動装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該装置を設計・製造した下記業者と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社京三製作所　名古屋支店
契約金額（円）	23,595,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000303

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	藤が丘車庫電子連動装置ユニットの製造
概要	本件は、藤が丘車庫入換信号機のLED化に必要となる電子連動装置ユニットの製造を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、藤が丘車庫に設置されている電子連動装置のユニットを購入するものである。ユニットの製造にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該電子連動装置を設計・製造した(株)京三製作所しか行うことができないため、当該装置を設計・製造した下記業者と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社京三製作所　名古屋支店
契約金額(円)	7,656,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000340

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	藤が丘車庫き電操作卓製造及び取替
概要	本件は、藤が丘車庫信号室に設置されているき電操作卓の製造及び取替えを行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、藤が丘車庫信号室に設置しているき電操作卓の製造及び取替を行うものである。き電操作卓は中立電機株式会社が設計・製造した設備であり、その製造及び取替にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製造した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製造会社である中立電機株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	中立電機株式会社　名古屋支社
契約金額（円）	4,620,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000427

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	第2・4号線及び第6号線集中映像伝送装置定期点検
概要	本件は、第2・4号線及び第6号線に設置されている集中映像伝送装置の点検及び清掃等を行い、装置の機能を常に良好な状態に維持するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、第2・4号線及び第6号線の集中映像伝送装置の定期点検を行うものである。点検にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該装置を設計・製造した者しか行うことができない。当該装置の設計・製造会社である㈱日立国際電気は点検業務を指定営業店に移管しているため、指定営業店である㈱HYSエンジニアリングサービス　中日本支店と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社HYSエンジニアリングサービス　中日本支店
契約金額（円）	31,814,530

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000519

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	野並変電所始め7変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所（野並変電所始め7変電所）の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、野並変電所始め7変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である株式会社明電舎から業務移管を受けた株式会社明電エンジニアリング名古屋営業所と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング　名古屋営業所
契約金額（円）	45,100,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000531

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	本陣変電所始め7変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所（本陣変電所始め7変電所）の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、本陣変電所始め7変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である株式会社日立製作所と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社日立製作所　中部支社
契約金額（円）	48,928,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000532

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月10日
件名	名駅変電所始め5変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所（名駅変電所始め5変電所）の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、名駅変電所始め5変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である株式会社東芝中部支社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	株式会社東芝　中部支社
契約金額（円）	28,490,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000536

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	山下通変電所始め５変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所（山下通変電所始め５変電所）の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、山下通変電所始め５変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である富士電機株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	富士電機株式会社　中部支社
契約金額（円）	21,890,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000550

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	栄変電所始め１５変電所電気設備点検業務委託
概要	本件は、高速度鉄道変電所（栄変電所始め１５変電所）の電気設備点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、栄変電所始め１５変電所の電気設備の点検を行うものである。変電所電気設備の点検にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である三菱電機株式会社から業務移管を受けた三菱電機プラントエンジニアリング株式会社中部本部と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社　中部本部
契約金額（円）	71,874,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000551

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	高速度鉄道変電所遠隔監視制御装置保守点検業務委託
概要	本件は、電気指令及び岩塚変電所始め29変電所の変電所遠隔監視制御装置の保守点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、高速度鉄道変電所設備の遠隔監視制御装置の保守点検を行うものである。遠隔監視制御装置の保守点検にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該装置を設計・製造した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製造会社である株式会社明電舎から業務移管を受けた株式会社明電エンジニアリング名古屋営業所と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング　名古屋営業所
契約金額(円)	23,650,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000553

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	上飯田線信号通信設備保守点検業務委託
概要	本件は、上飯田線上飯田・平安通間及び黒川ビルの信号通信設備の保守点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、上飯田線上飯田・平安通間の信号通信設備の保守点検業務を委託するものである。この保守点検に使用する大型保守用機械は小牧線より進入が必要であり、名古屋鉄道(株)から小牧線内の大型保守用機械運行が認められ、同社の夜間作業責任者の資格者を有しているのは名鉄EIエンジニア株式会社のみであるため、名鉄EIエンジニア株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	名鉄EIエンジニア株式会社
契約金額(円)	13,321,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000554

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	LAN設備保守点検業務委託
概要	本件は、全線に設置されているLAN設備の保守業務と第1号線及び第3号線に設置されているLAN設備の点検及び清掃を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、LAN設備の保守及び点検を行うものである。保守及び点検にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該設備を設計・製造した者しか行うことができないため、当該設備の設計・製造会社である日本電気㈱から業務移管を受けたNECネッツエスアイ㈱中日本支社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	NECネッツエスアイ株式会社　中日本支社
契約金額（円）	7,473,400

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025000560

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年4月1日
件名	上飯田線電線路設備保守点検業務委託
概要	本件は、上飯田線の電線路設備の保守点検業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、上飯田線上飯田・平安通間の電線路設備の保守点検業務を委託するものである。この保守点検に使用する大型保守用機械は小牧線より進入が必要であり、名古屋鉄道(株)から小牧線内の大型保守用機械の運行が認められ、同社の夜間作業責任者の資格者を有しているのは名鉄EIエンジニア株式会社のみであるため、名鉄EIエンジニア株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号
契約の相手方	名鉄EIエンジニア株式会社
契約金額(円)	3,872,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号　052-972-3892